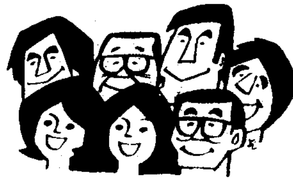
# 生活を闘争へ！
# 闘争を生活に！

―東北大学学生寮暖房費
負担区分撤廃闘争勝利に向けて―



東北大学日就寮
暖房費闘争パンフ作成委員会
委　　員　　会

# 目次



# 暖房費斗争勝利に向けて

東北大学の全ての学友の皆さん、とりわけ寮生の皆さん。

我々日就寮は「寮」そして「寮自治」を守るため六年間に亘り暖房費斗争を斗い抜いてきました。そして今、我々は暖房費斗争に勝利するか否かの分水嶺に立っています。〃七四年八木山新寮三条件〃の中で「負担区分については現行日就寮並」と大学当局が提示して以来現在まで、我々の斗いは政府＝文部省の中教審筑波化攻撃の一環としてある負担区分攻撃に抗する斗いとしてありました。その間、政府－文部省に追従する大学当局は一貫として寮生の声を圧殺し、会見を拒否し、〃力〃をもって彼らの「論理」を寮生に押しつけようとしてきました。「現行日就寮並」の解釈について明らかにすることを我々が再三再四要求したのに対し、大学当局は不当にも何ら答えず、暖房通風を目前に控えた、七六年十月十三日「現行日就寮並とは面積算定である。寮生負担は五三・三％である。」と我々に一方的に押しつけてきました。そして十二月、我々の抗議に対し大学当局は二週間の「暖房ストップ」を以って答えたのであります。しかし我々は暖房ストップにも屈せぬ斗いを築り上げ、持続的に斗い抜き、七七年には暫定措置ではあるが「寮生負担三寮一律四六・五％七時間通風」という勝利の地平を切り開きました。しかし、昨年、大学当局は我々との話し合いを拒否したまま暖房費における契約を一方的に押しつけてきました。これに対し我々は「暖房費不払い」を始めとする様々な手段を以って斗い、問題解決に向けた話し合いの場である大衆団交を一貫して要求してきました。そして現在、大学当局は「暖房ストップ」という恫喝によって我々の正当な主張を押し潰そうとしています。我々は、学生を〃力〃によって管理－支配していこうとする大学当局の姿勢を絶対許さず、大衆団交の場で大学当局と話し合い、正当な要求である「八木山三寮一律四六・五％寮生負担七時間通風」を獲得していく決意であります。

しかし暖房費斗争は大学当局そして中教審路線に沿って大学、学生の管理－支配を企む政府－文部省と徹底的に対峙するものであり勝利への道は険しく厳しいものであります。暖房費斗争という厳しい斗いに勝利するためには、学生とりわけ寮生が強く連帯し、暖房費斗争を自らの斗いとして捉え主体的に参加し、我々の連帯によって大学当局を包囲していく以外に方法はありません。今回我々は暖房費斗争を多くの学生に理解してもらうべくこの暖房費斗争パンフレットを作成しました。我々学生を巡る情勢は如何なるものであるのか。そのような情勢の中、我々が何故暖房費斗争を斗わなければならないのか。このパンフレットによって学友の皆さんに訴えていきたいと思います。

如何に困難な斗いであっても我々は斗わなければなりません。斗う以外に我々が前に進む道は開けないのです。皆さん、我々と共に暖房費斗争勝利の道を切り開いていこうではありませんか！

（日就寮暖房費パンフ作成委委員長）
東北大学　日就寮委員長

# 11・13　学生部長団交実現 !



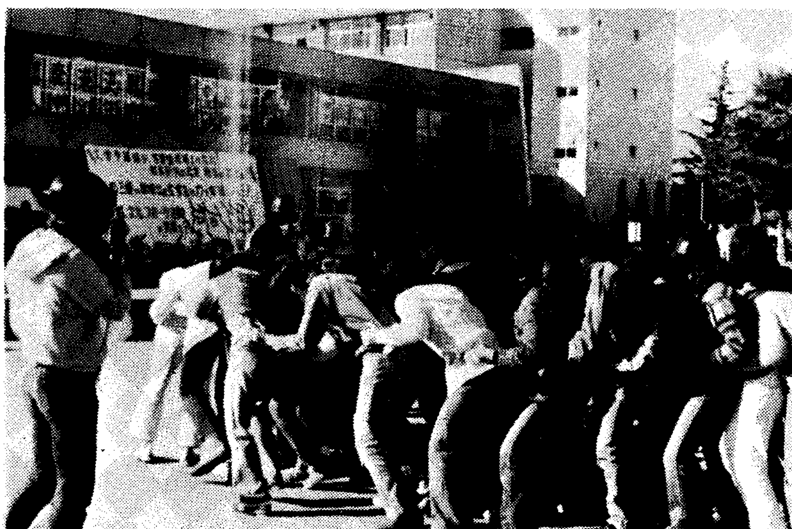

**11. 12　日就寮寮内総結起集会（主催　日就寮委員会）**

**4年間の闘いの1結節点として 11. 13 学生部長団交をひかえ寮内における意志一致と明日の方針を大衆的に確認する。**



**11. 13　川内全学総決起集会（主催　日就寮）**

**サークル協議会，各サークルとの連帯をもって全学総決起集会を克ち取る。学内管理支配体制粉砕。**



11. 13　川内を制圧する戦斗的寮生の大デモンストレーション

中教審学寮解体再編攻撃粉砕のスローガンのもとに川内を制圧するデモンストレーション。

学生部長団交（片平）へ




11. 13　学 生 部 長 団 交

片平事務局会議室での学生部長団交。寮生の結集のもとに学生部長団交（8時間に渡って）を行う。

# 序章

このパンフレットを通じて共に日就寮の暖房費負担区分撤廃斗争を考えていかれる皆さんへ!

　このパンフレットを手にされる方は、大なり小なり寮問題そして寮斗争に関心をお持ちのことと思います。しかし、現在、学寮に対しては権力・マスコミによる悪辣な「反寮キャンペーン」（「寮生はめぐまれすぎている」とか、「学寮は過激派暴力集団の巣」等）がなされ、更には、「寮生」対「一般学生」、「学生」対「社会人」と分断攻撃がかけられ、学寮に対する正しい理解と協力が得にくい情況にあります。これによる予断と偏見、そして、知らないことによる誤解をのりこえて、共に寮問題を、そして、寮斗争を考えていきたく思います。

　このパンフレットは、単に暖房費負担区分撤廃斗争だけに限らずに、学寮とは寮生とは何かを説明し、それをとりまく情勢、そして、その中で斗い抜かれている寮斗争を展開する中で、その一環として暖房費負担区分撤廃斗争を位置づけ、説明していく。それで、全体を次の六つの章に分けて述べていく。

　第一章は、学寮の意義とそれを守り発展させるための寮斗争について、詳しく説明する。これによって、「寮生は恵まれすぎている」とか、「学寮は過激派暴力集団の巣」等の反寮キャンペーンが、全く悪辣なデマにすぎなく、逆に、寮生の斗いの中にこそ論理的、歴史的正当性があることが、理解いただけることと思う。

　第二章は、学寮をとりまく情勢分析である。全国各地の大学の学寮の現状や斗いの様子も併せて記してある。戦後一貫して、政府＝文部省の教育政策の根幹としてある『中教審』については、とりわけ詳しい分析を行なった。これをもとに、学寮が大学がそして教育がどのような情勢の下におかれているのか正しく把握して欲しい。

　第三章は、〃東北大寮斗争史〃と題して、この十年間一貫して斗い抜いてきた日就寮の斗争方針と斗争内容が、東北大の学寮をめぐる情勢とともに、概略的に述べてある。更に詳しい東北大学の寮斗争史については、同時に出版される〃資料集〃の年表を参照のこと。

　第四章は、この間東北大学の寮斗争のみならず、六九年東北大全共斗運動、七二年東北大学費値上げ阻止斗争、七五年サークル政治処分撤回斗争に一貫して、寮生・学生の利害を裏切り斗争に敵対しつづける日「共」＝民青同に対する根底的批判である。より個別的・具体的批判は、このパンフレットの随所において展開してある。

　第五章は、寮斗争において現在的に緊急の課題としてある〃暖房費負担「区分」撤廃斗争〃についてである。この八木山三寮（日就、以文、霽風寮）の暖房費問題は、具体化してから（七六年冬より）四年目に至り、この間日就寮は厳冬における大学当局の卑劣な暖房ストップの攻撃にも屈せず、また、昨年の個別契約強制にも屈せず〃暖房費不払い〃をもって斗い抜いている。

　このような情勢をふまえ、本年は決戦期と把えられ、暖房費負担「区分」撤廃斗争の質量ともに、その飛　的発展がせまられている。これを受けて第五章は、この暖房費負担「区分」撤廃斗争とは何かを、その本質・意義と歴史・現在的課題にわたって詳細に展開してある。

　このパンフレットは、本来この暖房費負担「区分」撤廃斗争のためのものであるが、この斗争を寮斗争の全体の中で把握してもらうため、

更には、より深い寮斗争に対する理解を得んがため、第一章から第四章及び第六章を付してある。したがって、急いで東北大学の学寮における暖房費負担「区分」撤廃斗争を理解されたい方は、この第五章を読んでいただくだけでも充分その目的が達せられることと思う。

第六章は、以上のような情勢をふまえて、大衆的戦斗的寮斗争構築に向けた現在的課題を、いくつかの点にわたって述べてある。これは、我々の主体的斗争を明らかにすることに重点がある。また、現在、寮生の利害を裏切り誤まった方針で寮生をペテン的にひきまわし、寮連運動を後退させている民青系寮連執をのりこえる戦斗的寮斗争構築については、第三章第七節を参照のこと。

以上、各章にわたっての説明、そして、我々のこれまでの斗いの不充分性は、これからの斗いとこのパンフを読まれた方々の批判の中で、のりこえられていくことと思う。

この十年間斗い抜いてきた日就寮の寮斗争に、そして現在斗い抜かれている暖房費負担「区分」撤廃斗争に深い理解と、圧倒的支援を！

中教審＝学寮解体再編攻撃粉砕！

# 第一章　学寮の意義と寮斗争

## 第一節　〝学寮〟前史

現在、広範な分野にわたって斗い抜かれている寮斗争を理解する上で、〈学寮〉そして〈寮生〉の存在を正しく把握することは重要である。この第一節では、学寮の沿革とその置かれてきた情況から、歴史的に学寮とは何かを考えてみる。

### 一―一　東北大各寮の沿革

現在、東北大学には、日就・以文・霽風・有朋・明善・如春・松風・昭和舎の八学寮がある。この東北大学の学寮の沿革について詳しい資料はなく、『東北大学五十年史』に一部記載されているだけである。我々の各寮の沿革を知っていただくために、『東北大学五十年史』より、少し長くなるが学寮に関する部分全てを引用する。

（東北大学五十年史　第二部　部局史　第三〇編　学生部　より）

第四節　主要施設の歴史

一　寄宿舎

1　昭　和　舎

その発祥は布施現之助教授が私財を以て市内土樋に医学部苦学生のための宿舎を開いたことに始まった。のち昭和二年市内中島丁の民間所有の木造建を借用してこれに移転し、昭和舎と称して東北帝国大学唯一の寮となり、医学部学生を収容し同学部の所管となっていた。昭和十四年には本学総長本多光太郎の所有した新坂通の木造二階建を借用し、さらに増築を施して移転開寮した。これが現在の昭和舎である。昭和十五年十一月学生課（現在の学生部）へ所管換えとなった。

2　松　風　寮

これは昭和十八年三月元東京第一陸軍造兵廠工員宿舎松風寮として建設されたものであるが、終戦にともない二十年十一月仙台財務局の使用許可を得て土地二、九四四坪、建物八九八坪を有料で借用し、本学学生寄宿舎松風寮として発足した。二十五年七月には大蔵省より所管換を認可され、学生部所管として今日に至っている。

3　宏　富　寮

本学工学部工業力学科拡充委員会は工員宿舎として昭和十八年、北山に宏富寮（延約二〇〇坪）を建設したが、情勢の変化に伴い二十年十月一日、同委員会から学生寄宿舎に使用することを目的として無償で借受け二十六年には同委員会の寄附行為によって本学所管となり二十七年には同寮用地四四〇坪を買受けた。

4　明　善　寮

旧制第二高等学校（前身第二高等中学校）が仙台市清水小路一番地に明善寮（一〇〇名収容）を設立したのが本寮の前身であるが、同高等学校が北六番丁に校舎を建設したとき、大正十五年十月に隣接地である現在地に延約一、五〇〇坪（一八〇名収容）のこの寮を完成した。本学では昭和二十年十一月終戦後の困窮した本学学生の生活の援助のため、その学生居室の半分を必要とする施設を併せて約五八〇坪を同高校から借受け約八〇名を収容し　風寮として発足した。その後昭和二十二年には運営の都合上、霽風寮を更に二分し、寒山寮（四〇名収容）が出来た。のち学制改革に伴い、第二高等学校は本学に包摂されたので明善寮はすべて本学第一教養部の所管となり、昭和三十一年四月本学学生寄宿舎の統

合運営の方針にそって学生部へ所管換えとなった。

5 六 如 寮

昭和十二年十月旧制第二高等学校がその構内に建設したのがはじまりであるが、やがて現在地に約九〇坪の六如寮（陸上競技部合宿所）を建設移転した。同校が本校へ包摂されたため第一教養部の所管となり、のち明善寮と同じく学生部へ所管換えとなった。

6 浩 寮

昭和二十四年五月旧制第二高等学校の柔道部合宿所として建設されたものであり、六如寮と同様の経緯により学生部所管の寮となった。

7 日 就 寮

旧制仙台高等工業学校において、同校生徒一年生の中、自宅通学者を除いた全員を一カ年間寄宿舎に収容して同校の教育を徹底させるという目的で明治四十三年同校構内に設立された日就寮がはじまりである。昭和十五年に至り八木山の現在地に一五〇名収容の本寮が建設されたがその後火災のため大半を焼失したので終戦直後現在の日就寮（一〇〇名収容）が再建された。同校が本学に包摂されるに及んで第二教養部の所管となり三十一年四月学寮の統合運営のため学生部へ所管換えとなった。

8 如 春 寮

旧制宮城県女子師範学校時代に全寮制度のために中島丁の構内に設立されたものであるが、同学校が本学へ包摂されて如春寮も本学教育教養部所管となった。さらに二十八年本学農学部構内に現在の寮（五〇名収容）を建設してこれに移転し同年十二月に学生部へ所管換えとなった。この寮は本学本科生の唯一の女子寮である。

9 尚 心 寮

旧宮城県師範学校が如春寮と同じ目的で設立したもので、本学への移管もまた同様の経緯であり、学生部へ所管換えとなったのも同じ事情である。

10 有 朋 寮

本学の寮のうち最も新しく設備も比較的に整っている。昭和二十八年三月開寮。仙台市中央部（本学本部）から南方へ約五粁、よい自然環境にある（収容力二四〇名）。

（附 記）

以上の外に本学には戦争末期において学徒報国会会員の訓練のために片平丁に清陽寮を設けのち越路に移転し、約三五名を収容していたが、昭和二十年にこれを閉鎖。また身体的に要養護学生を収容し、心身の練成を図るのを目的として昭和十八年四月、長町西浦の民家を借用して杜南寮を設置し三二名を収容し、清陽寮と同じく学生課が指導運営していたが十九年末火災のため焼失した。その後二、三ケ所へ移転したが二十年閉鎖。本学第三教養部には宮城県女子専門学校時代同構内に設置された松韻寮があったが、第三教養部が第一教養部に統合されたので二十九年四月に閉鎖した。

（筆者注）この中で5の六如寮は、六四年の新潟地震により倒壊、後廃寮。3の宏富寮と7の日就寮は合併して、八木山に新日就寮として七一年に建替。6の浩寮と9の尚心寮は合併して、以文寮として八木山に七六年に建替。このとき同時に、霽風寮も八木山に建

替になっている。以後、八木山緑町に建替になった新日就・以文・霽風寮をまとめて〃八木山三寮〃と称す。

このように東北大学の学寮が現在の形を整えたのは、一九四九年の新制大学の発足と時を相前後している。その前身が、工員宿舎（松風・宏富）、合宿所（六如寮・浩寮）と全く学寮と関係のないものや、個人の私財（昭和舎）も含まれている。全寮制にもとづく施設（如春・尚心・日就）もあるが、現在の制度（自治形態）に近い形で運営されていたのは、旧制第二高等学校の明善寮だけである。この中で注目すべきは、身体的に要養護学生のための施設が存在したことと、戦前の天皇制軍国主義を反映して、「学徒報国会会員」のための施設があったことである。

また、東北大学においては、一九五三年の有朋寮の開寮を最後に新寮（老朽化した旧寮の建替ではなく）は一つも建っていない。後に述べる〃希望者全員の入れる新寮を十年以内につくる〃とする大衆団交での学長確約（一九六八・十・二）にもかかわらずである。そして、旧寮の老朽化もひどく、八木山三寮以外建替も遅々として進んでいない。明善寮等のこの老朽化のひどさは、よく知られていることと思う。

更に、戦後の学寮運営を性格づける当時の情況を『東京大学学寮十五年史　一九四五－一九六〇』（東京大学　学生部）により、次にみていく。

## 一－二　戦後の学寮の情況

－東京大学学寮史より－

まず当時の情況について『東京大学学寮十五年史』は、「……戦前、本郷に学寮がなかったのは一つには、下宿生活を送るに足る経済的余裕のある子弟が多く、また駒場寮の前身一高は経済的にというよりはむしろ「学寮生活」の良さを認められての存在であったろう。しかし、戦後は事情が一変した。敗戦に続く極度の食糧難・住宅難などの経済的圧迫のため、学寮はその本来的意味を喪失し、いわば生活権保持のための存在と化したと言えよう。……」と述べ、このような情況の下に、東大において戦後学寮が次々に開設されていく。四十五年九月井之頭、十月西武・板橋・清瀬、十二月乗蓮寺、四十六年二月青灯、五月弥生、八月検見川、四十七年二月安浦と。しかし、これらは文部省の予算によるのではなく、東大の抱える政・財界の大物のOBよりの寄附行為によるものである。寮の建設・開設はOBの寄附で、そして、その後の管理運営は東大当局によるという形で、である。

そして、その学寮の性格を更に次のようにも述べている。

「……学寮の性格、……終戦後では、軍隊服にリュックをかついだ復員学生たちに宿舎を与えなければならない必要から学寮が造り出されてきた。かっての寄宿舎も今日の学寮とともに現実の要求に促されて生まれたものであり、したがって、学生の教育施設であるというよりもまず宿舎であるという色彩が濃厚であったことは当然であった。

……終戦後生まれた学寮は当初から大学の機構の中に正式の場所すら与えられることはなかった。当然の宿舎窮乏の甚だしさとその緊急対策が、そのような問題について考える余裕を与えなかった。……」

以上読んでわかるように、現在の大学の学寮は、全く戦後的なものであることがわかる。戦前の学寮はまさに東大の学寮史が述べているように、経済的にというよりはむしろ「学寮生活」の良さを認められての存在であったのである。

更に、その中で明確に言いきっているように、戦前大学に入り得たのは「経済的余裕」のある地主・資本家階級の子弟達であった。中には農民・労働者階級の子弟がいても「立身出世主義」の美談になる程度であり、そのような「苦学生」に対する制度的そして具体的保障はなかった。そのようにして構成されている大学が、天皇制軍国主義・帝国主義の重要な支柱と堕してしまうことは必然であった。戦前も戦後もこの資本主義社会を支えているのは、第一に資本家とその利益の代弁者である政府であり、第二に国家の暴力装置としての軍隊・自衛隊・警察であり、そして、第三にブルジョア・イデオロギー生産の役割を果たしている「大学」・マスコミ・「インテリゲンチャ」達なのである。〃世の中これで当りまえなんだ〃、〃受益者負担が社会通念なんだ〃と。その中で、さも「中立性」・「超階級性」を装い、その上に「権威」と「威厳」をつけて発言する大学が最もペテン的である。

わけても戦前は、「大学」がそしてその中で営まれる「学問」は、全く天皇のためのものであった。「学問の自由」も「アカデミズム」もその枠内での制限された自由でしかなかった。戦後、その「大学」も「学問」も天皇のためにあったことを何ら総括もせず、変化もせずに、現在に継続している。ただ、不充分な近代的合理化をなしている。

### 一―三　戦前の「学寮」とは

そのような下での戦前の「学寮」は、バンカラを売り物とする選ばれた者の巣窟として、社会に聞えていた。とりわけ旧制高校の学寮においては、将来を約束された学生が天下国家を論じ、ある者は日本の将来を憂え、ある者は輝ける大日本帝国の将来を語り、社会の中枢に昇って日本を動かす自負を持って暮していた。そこにおける「自治」は（注1）、国家統制の範囲内であり、国家のためという方向でのみ機能し、外れるにしても「優秀な学生さん(＝明日の日本を背負って立つ青年)だから少しは勝手にさせても」という雰囲気の中であった。その共同性・共同体意識は露骨に国家と結合し、まぎれもなく支配者の側から価値づけられた共同体であった。学生はそのコースを通り、国家のため勉強し、国家を動かしていった。かくして、天皇制軍国主義・日本帝国主義の担い手＝尖兵となっていったのである。

これが、『東京大学学寮史』が述べる「学寮生活」の良さに他ならないのである。

ましてや、師範学校の全「寮」制などは、徹底的に搾取されつづける労働者階級のためのもの（全寮制による生活の制度的保障）ではなく、二十四時教育管理体制の下で、天皇制軍国主義イデオローグ産出のためのものであった。その下で、教え子に天皇を「現人神」と教えその天皇への絶対崇拝・忠誠を強い、帝国主義的海外侵略へとおしやった「教師」が育っていった。ファシズム体制は上からの強力な支配管理だけでなく、下からの「国民運動」がなくては成立しない。その下からの運動を支えるため教育を国家の下にとりこみ、その教師養成に当って天皇制軍国主義イデオロギー注入をさらに徹底貫徹する場として、学生の二十四時間管理支配のために全「寮」制はあったのである。

### 一―四　戦後の学寮の出発点

このような学寮も終戦により大きな変化をこうむらざるを得なかった。

戦後の困難な経済事情により、ともかく学生に対し寝食できる場を提供せねばならなかった。その情況は、前述した『東大の学寮史』

が述べるとうりである。

学寮がこのように寝食を供するのを第一義とすることが可能になったのは、単に現実の強い経済的要求のみならず、終戦による日本資本主義の混乱の下で、大学・学寮に対する国家の統制・管理支配が一時崩壊したことによる。日本の総資本・支配者にとって、大学・学寮よりも自らの体制立て直しに必死だったのである。

大学当局もそしてその場でなされた「学問」もまさに戦前の天皇制軍国主義・日本帝国主義のイデオロギー的支柱であったことを、終戦と共に「水に流し」、戦後・平和と民主主義の「進歩主義者」として登場してきた。この「進歩主義者」が権力と「大学の自治」により相対的に自立することによって、大学が学生の利害に立って問題を考えていくことが可能になった。そして、学寮が経済的に困難な学生に解放されることが可能になったのである。この「旧き良き時代」が六十年安保まで続く。しかし、その「進歩主義者」の仮面も、高度経済成長主義の矛盾が各所で露呈する中、六八・六九年の全国学園斗争により余すところなく暴露されるのだが。

この二つの情況（経済事情・権力構造）を反映して、大学当局も積極的に〃学生の経済生活の場の保障〃のために、学寮の建設・運営に関わっていった。次々と寮を建設・開寮し、寮の運営費用も相当大学当局が負担していた。

しかし、これは中央の政府＝文部省の政策により規定されてのものではない。学寮の建設に当っても、既存の施設の移管や寄附による財源等によりなされた。これは現在でもそうで、政府により正式の国家予算として寮の維持運営費は支出されておらず、校費から共通経費として捻出し、その一部を学寮の運営費に当てているのである。但し、寮の建設費は、国家予算として支出されている。

また、戦前の天皇制軍国主義の下での多くの朝鮮・中国人民そして日本人民の犠牲によって得られた日本国憲法にも、そして、その精神の下で制定された教育基本法も、理念的には「教育の機会均等」を唱えながらも、何ら具体的な制度的・財政的基盤を持っていなかった。唯学寮のみが、戦後の窮迫した経済事情の下でその任を果たしていた。

その学寮も大学内ですぐに「正式の場」を与えられたわけではなく、東北大学の学寮の沿革史でもわかるように、一九五〇年代に入ってやっと学生部所管となっている。だが、学寮の果たしている経済的生活保障としての教育の機会均等の役割を「正式」に認めたからではなく、大学当局による統一的な管理・支配の強化の側面が強い。

このように、やっと国家統制を抜けだして自由で活発な寮生活を営むことができるようになった時に、困難な経済事情の下で、寮生は戦後の学寮の運営をどのように位置づけていったのであろうか。

## 第二節　学寮の意義

### 二―一　戦後の学寮運営の出発点

このような戦前の国家のための学寮といった在り方を反省した戦後の学寮運営の出発点は、第一には『わだつみの声』を繰り返すなの総括の下、〃学寮を二度と日本軍国主義・日本帝国主義の尖兵を送り出す場とするな〃にあった。そのためには、国家の規定するような学寮の「教育施設」化を全面否定し、国家の直接・間接のイデオロギー注入を排除することであった。そして、第二にはこれをふまえて、寮生にとって単に寮生が寝起きし、食事し、勉強する生活の場の保障として、学寮は把えられた。これは、窮迫した戦後の経

済事情の下では、最大の現実的要求であった。
　ここで第一の出発点と関連して、誤まった『わだつみの声』を繰り返すなの総括を批判する。

『きけ　わだつみの声』
彼らを戦場にかりたてたのは　国家権力
彼らの恐れたもの　それは死
彼らは日本を愛した
与えられた現実を享受し　順応しようと試みた
その中で　愛するもののために
せいいっぱい生きようとした
……

（東北大寮連機関誌『フリーデ』より）

我々の『わだつみの声』を繰り返すなの総括は、決してこのようなものではない。つまり、『わだつみの声』の中に「良心」のあるなしを問題にしているのではないのだ。問題は、その「良心」さえもファシズムを阻止する力にはなり得なかった原因なのだ。国家権力に戦場へかりたてられ「日本を愛し、与えられた現実を享受し順応しよう」として、朝鮮・中国人民を虐殺し、天皇制軍国主義の尖兵と化した「学徒」に同情し、言いわけをしてあげることではないのだ。その中で、現在我々が関わっている大学が学寮が、そして、その中で営まれてきた「学問」が何を為し、何を為し得てきたかなのだ。

　そして、貧富の差を生み出すこの資本主義社会の必然として生み出される大学教育を受ける上で経済的に困難な学生が、単に経済的生活の場の保障（寝食を供してくれて勉強できればよい）を求めて入寮してくるのだが、資本家の利益を代表する政府＝文部省の下にあっては、寝食さえあればよいとバラバラになっていたのでは、その寝食さえも困難になってくるのである。この困難になってくる情況や原因は、第三節で説明する。さらに具体的には、第二章参照のこと。

　言い換えるなら、現在の社会体制の下での必然の故に入ってくる学寮が、国家イデオロギー注入の場であってはならないはずである。実際問題として、経済的に就学が困難な故に学寮を求めているのであるし、その場は最底限単に寝食ができ学校に通えさえすればよいのである。決して、政府＝文部省により、二十四時間管理支配されるものであってはならないはずである。しかし、理念的には日本国憲法・教育基本法で「教育の機会均等」の必要を説きながらも、具体的な制度的・財政的基盤もない情況では、更には、その憲法・教育基本法の理念さえも踏みにじろうとする政府＝文部省の下では、寮生が個々バラバラであっては、その寝食すらもできかねなくなるのである。

　この自らの抱える現実を現実として、そして、問題を問題として把え、寮生が互いに問題意識を普遍化することを通して、寝食できる場を獲得していこうとすることが、寮運動であり寮斗争なのである。寮生の生活する場を通して、その抱える問題を普遍化した集約点が〃学寮の意義〃として出てくるのである。

　そして、このバラバラにやっていてはダメで、自ら寮を運営し共に斗っていかなければならないとすることが、寮内の生活を単に寝食さえ供してくれればよいんだとする消極的なものから、アパート的でない積極的な共同生活＝共同体を生み出す。この共同生活が生み出す〃共同性〃が、寮運動を更に強固にそして内容豊かなものにする。そして、この寮運動が、寮生間の更に豊かな人間関係と共同性を育んできた。これが〃寮の自治と共同〃として結実しているのである。

　戦前の学寮の在り方に対するまともな総括もなし得ぬままに、ただもう二度と戦争をく

り返してはダメなんだとする意識の下、戦後の困難な経済事情の下で単に生活する場としての寮を求める中で、もっと学寮の意義を明確にし、寮生が経済的に保障された生活の場を獲得していかなければならないと考えられた。これが、国家によって規定されるような「教育施設」化の否定の上に、学寮を教育の機会均等のための「厚生施設」として意義づけることに集約された。その後、戦後三十四年学寮の厚生施設として果たしてきた役割は大きい。

## 二ー二　学寮の厚生施設的意義と教育の機会均等の関係

ここで、学寮の厚生施設的意義を教育の機会均等との関係を通して、そのもつ意味をもっと明らかにしていく。

〃厚生〃とは広辞苑によれば、①人民の生活を豊かにすること、②健康を維持・増進して生活を豊かにすることとある。大学での就学が経済的に困難な故に、このような厚生施設としての学寮を利用することは、決して「貧之人」に対する政府の「恩恵」とか「福祉」などではないこと。そして、厚生施設としての学寮に生活することは我々の権利としてあることをまず確認しなければならない。

なぜなら、国立大学そして学寮は、資本主義社会下での〃資本と賃労働〃による階級搾取と、そして、税としての大衆収奪の上にうちたてられた人民・労働者階級の「共有財産」としてあるからなのである。まさに、我々の父母兄弟からの搾取によるものなのであり、その子弟が教育を受ける上で、その利用に当って正当な権利を主張してよいのである。

### (a)　資本主義社会における教育

しかし、情況は教育が総資本により掌握されていることにより、逆転してしまっている。労働力の商品化を基礎とする資本主義社会において、労働とはその消費であり、教育はその生産・再生産過程の一部をなす。（この点詳しくは、第一章補説　資本主義社会における教育　参照。）更には、体制が支配ー被支配の関係にあるとき教育は人民の管理支配の一手段と化し、そして、人民の精神・思考方法を支配する武器ともなっている。同時に、その中で支配を相続してくれる人間の育成もなされる。このことが、現在の日本の差別・選別教育体制を決定的に要因づけている。

労働者は産業構造の転換による労働の二極分解に伴い生産統轄者と単純労働者へと差別され、そして、生産統轄者も高度に発達した日本資本主義を担う科学者・技術者・管理者そして国家中枢を担う官僚へと、単純労働者も産業の高度化に伴う多様化に対応したコース別・能力別に選別されていく。現在の日本の教育制度は、この労働者のよりわけの役割を担い、子供たち＝教え子たちを〃受験競争〃による、より上層への競争へとかりたてていく。

しかし、具体的選別機構である「入学試験」は点数による「能力」以外、そこには何ら差別は存しない。ましてや経済的差別もである。しかし、人々がより上層の労働者たらんとするとき、それはより高等の教育を必要とする。このより高等な教育が後に述べる受益者負担主義に貫かれているために、必然的に経済的差別が教育を受ける上で生じてしまう背景がある。

### (b)　ブルジョア・イデオロギーとしての「教育の機会均等」

日本国憲法そして教育基本法（注２）の「教育の機会均等」のもつ不充分性は、現実にこの差別が存することを認めてのブルジョ

アイデオロギーとしての理念であることにある。〃人種・信条・性別・社会的身分・門地〃による差別をなくすのが、ブルジョア民主主義革命の理念である。この差別の「撤廃」が能力に応じた労働力商品の生産を促し、そして、このことが高度の資本主義社会の発展を支えた。しかし、資本主義社会であるかぎり、〃経済的地位〃による差別は撤廃できなかったのである。つまり、この差別の存在を認めた上で、能力に応じた労働力商品生産の選別過程で生じる問題（経済的地位による教育上の差別）を、この教育基本法第二条で保証しようとしたのである。具体的に言うなら、たとえ「貧乏人」であろうとも支配階級の相続人として、そして、有能な労働者として資本にとって役に立つのなら、大学教育へ拾い上げるということである。

　これが、日本国憲法・教育基本法として、教育の機会均等を「能力」に応じてと限定づけ、それは奨学制度（＝　多少の授業料・入学金の減免措置）によって為すべきと、その効率性・管理支配的意図を明確に打出させている。

　戦前までの無権利状態に比すれば、日本国憲法・教育基本法に「教育の機会均等」が説かれたことは、歴史の必然的発展の結果であるが、ブルジョア・イデオロギーとしての限界をもつ〃理念〃であることを理解しておかねばならない。我々の〃学寮の厚生施設的意義〃が、この限界性をのりこえたものを意図していることは後述する。

　具体的にこのことは、奨学金に明確に現われている。現在の政府＝文部省の政策は、教育の機会均等とは奨学金制度なのであり、学寮は課外活動のための教育施設的生活環境にすぎないとしている。この奨学金は〃学びたい人〃に「貸与」するのではなく、資本にとって役立つと判断された者＝「能力」のある人になされるのである。したがって、学びたい対象が大学のカリキュラム以外にあり留年でもすれば、すぐ止められるのはよくやられていることである。更に、その奨学金が足枷として学生運動や他の諸活動への抑圧・弾圧の手段ともなっている。最少の費用と時間で、従順で役立つ労働者になりなさいと。決して真の〃教育の機会均等〃は、この奨学金によっては為され得ない。このことを、この問題を正しく把握して欲しい。「奨学制度」としての教育の機会均等とは、資本の論理の貫徹に他ならないのだということを。学寮のもつ厚生施設的意義の大きさを。

　我々が、〃教育の機会均等〃において学寮の厚生施設的意義の重要性を主張するとき、大学当局はこのことを理解しようとしないばかりか、積極的に学寮の教育施設化を打ち出し、「教育の機会均等」は他に奨学金でなされていると主張する。このことは、まさに、大学当局が資本の論理に完全にとりこまれていることを示している。ましてや、「社会通念」として受益者負担主義を押しつけてくるに至っては、資本家の積極的代弁者としかいいようがない。

(c)　教育投資論批判

　更には、人民の共有財産としてあるべき国立大学の「学費」の問題がある。これは寮の負担「区分」問題の背景とつらなっているので併せて議論する。

　教育が労働力の生産・再生産の一部を為すとき、「学費」は資本の先行投資における効率の問題となってくる。全て資本にとって役立つ労働者となるのなら（イデオロギー注入も含めて）タダにしてもよい（防衛大・看護学校・警察・保母養成等）のだろうが、「そうでない今の大学」においては、それに見合

った形で有限の額が定まってくる。

ここで注として、国公立大学及び国公立の専門学校は、国家予算＝大衆収奪としての税により、設立・維持運営されている。しかし、国家予算の配分・使用が、資本家とその代弁者たる政府及び官僚に掌握されているため、その運用に当っては資本と同様の役割を担わされている。その意味で、国家予算の教育への配分を〃資本〃及び〃資本投下〃と述べて用いてある。剰余価値の蓄積としての資本と同義ではない。

例えば、大学が一部少数エリートの独占物の時代に比し、現在のように大衆化した情況において「できそこない」も多数発生し、そして、「質のバラツキ」も生じ、「学費」もその投資効率を考えるなら当然値上げせざるを得なくなってくる。

戦前・戦後階級支配の一翼を担い、そして階級・階層上昇手段としてある大学への羨望、人民の悲痛なまでの大学にかける期待、これが戦後の高度経済成長に伴う多数の技術者・管理者の必要と人民の多少の経済的余裕により、この大学の大衆化をもたらしたのである。

この大学の大衆化に対して、「学費」を値上げすることが〃大学を金持ちの子弟だけに限ろうとしている〃とする分析は誤まっている。奨学金の同時値上げ・巾の拡大を考えるなら、それは労働力の生産・再生産過程における先行投資のより合理的な効率化と把えるべきであり、更なる大衆収奪の強化なのである。単に値上げし受益者負担主義をとることは、〃結果として教育の基準の低下をまねき、教育の機会均等が妨げられる〃（中教審最終答申　10　国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善）と、逆に資本家の方が心配しているのである。値上げにより資本にとって利用価値ある「貧乏な」学生を拾いこぼしたのではないか、「金持ち」学生に閉鎖的になることにより、資本主義間の国際競争を支える学問、教育の水準低下になるのではないかと。

これが〃教育の投資論〃の背景である。つまり、教育が投資の対象であるのは明確に資本家とその利益の代弁者達にとってなのであり、我々人民にとってではないのである。資本主義社会では、労働力の代価としての賃金は、次の労働力の生産・再生産に当てられる。教育はその生産・再生産の一部をなすのであり、その費用もその賃金をもってなされる。そして、その賃金から税として大衆収奪されているのだから、その税をもって教育の費用に当てることは、労働者にとって当然の権利を有する。この資本主義社会においてでもである。

しかし、現実には教育を受ける者に対しても教育を受けることにより利益を得るのだから、それに見合った投資をすべき（＝受益者負担主義）と、「学費・教育費」として更に大衆収奪をしようとしている。ましてや、生活の場を保障しようとする学寮においては、この受益者負担主義がさらに明確に打ち出されている。つまり、〃教育投資論〃とは、総資本＝国家による教育の掌握により、受益者負担主義を押しつけ、大衆収奪とイデオロギー注入を強化しようとするものに他ならない。

### (d)　我々の学寮の意義

このような資本のための「学問」資本のための労働力を生産するための「大学」の下で、労働者は徹底的搾取を受け、自然は回復不可能なほどに破壊されつくし、そして、国家間の巨大な矛盾を生み出している現状がつくり出されている。これを止揚するには、まさに学問を大学を人民の手に労働者の手に奪還することが必要なのである。

六八・六九年の全共斗運動は、この「大学」の「学問」の幻想を打ち砕き、人民の学問を大学を創出する斗いであったと言える。既存の「大学」の「学問」も一皮むけば、資本主義社会を支える権力の巨大な一支柱だった。それ故に、「大学の自治」もかなぐり捨て、武装機動隊の暴力による血の弾圧が各大学の全学共斗会議に加えられたのである。この斗いからそしてその中での多くの犠牲から、我々は多くのことを学ばなければいけない。

したがって、厚生施設としての学寮の果たす教育の機会均等とは、学問をそして大学を人民・労働者階級のものとするものでなければいけない。つまり、前述したようなブルジョア・イデオロギーとしての「教育の機会均等」でなく、教育を受ける権利は人民にあるのであり、その現実の教育過程での一切の差別は許さないとする現実的保障としてである。

その学寮の経費が投下資本の効率で、言いかえれば受益者負担主義で計られるのではなく、教育を受けたいとする希望者全員の入れる無償のものとしなければならない。政府・総資本により搾取された我々の父母兄弟の財産・税を人民のためのものにとりもどすために。つまり、全額国庫負担で教育を保障すべきである。

例えば、その人にとって大学のカリキュラムより『森永ヒ素ミルク問題』を学び斗い抜いて一年留年して奨学金が止められても、この寮では経済的生活は保障されるのである。それが、人民のためのまさに新しい学問だがらなのである。

我々の意図するのはブルジョア・イデオロギーとしての「教育の機会均等」を乗り越えたものであり、実質的に国家イデオロギーの注入・国家統制を排除して、つまり「学寮の教育施設化」を打破っての〃教育の機会均等〃を保障する『厚生施設』としての学寮の意義をとらえている。

現在的に「学寮の教育施設化」のもつ詳細な分析は〃第三節　中教審＝学寮解体再編攻撃とは何か〃の項で説明する。

以上の説明で、戦前の天皇制軍国主義・帝国主義の尖兵を送り出す場としてあった学寮の総括と、戦後の苦しい経済事情更には大学へより経済的に貧困な層が入学してくるようになり、学寮はともかく寝食を提供し勉強ができればよいと考えられたのだが、教育の機会均等を保障する「厚生施設」としての学寮の意義を明確に打ち出し、寮生が一致団結して斗い抜いていかなければ、その寝食すらも確保しかねないことが理解していただけたことと思う。

このように、学寮の厚生施設としての意義は、寮生自身が政府＝文部省のイデオロギー的・物理的攻撃に対し、自らの生活利益を守るため、主体的に作り上げ、克ちとり、そして守っていくものである。

### 二―三　〃寮自治〃と〃寮斗争〃

そして、この〃厚生施設〃としての学寮の意義を保障する現実の力が〃寮の自治〃なのである。

それは第一義的には国家による学寮の管理支配を排除し（例えば、寮の事務職員が寮生にくる手紙類を逐次大学に報告したことがある。）、第二には寮生の利害を代表しうるのは寮生自らなのだということがある。このことにより、学寮の意義を守り発展させるためには、我々の寮は寮生が自主管理・自主運営していくんだとする〃寮の自治〃がでてくる。

この〃寮の自治〃を砦として、寮の〃厚生施設〃としての意義を克ちとる斗いが、寮斗争なのである。そして、寮生は学寮を自主管理・自主運営する中から、〃寮の自治〃の中

身を現実的な〝問題解決能力〟をもつものとして打ち固め、それを基盤に斗いを推し進めている。

　これに反して日「共」＝民青のいっている〝学生には学ぶ権利がある。学ぶ権利を犠牲にしてまで寮業務を行うのは問題である。寮の留守番を会計事務を食事を、事務職員等に行ってもらおう。金は出すからもっとよい食事をしたい。〟などは、全く詳しい批判を要しないであろう。彼らは〝寮自治〟＝自主管理・自主運営の意義を、そして情勢を全く理解できていないのだ。寮生が歴史的な斗いの中で築き上げてきた寮自治を、自ら解体し、権力に切り売りしてしまっているのだ。

　ここで、寮斗争の主体としての寮生の存在についてふれるなら、寮生は現実の収入源を持っていないこと、そしてその出身階層から経済的負担を少なくせざるを得ない独自の利害をもっている。

　寮生のもつその独自利害を基盤に、教育の機会均等を保障する厚生施設としての学寮の意義を守り発展させることを基本路線とし、〈中教審＝学寮解体再編攻撃粉砕〉、〈希望者全員の入れる自主管理・自主運営の新寮の獲得〉の方針の下、寮斗争は斗われている。

　その中で、利害をより多くの人々に対象化・普遍化することにより、寮斗争を大衆斗争としてより強固に築き、発展させようとしている。

　しかし、我々は安易な「政治主義」は、寮斗争の発展にとって何ら寄与することがないと考える。

　我々は寮生であるかぎり学寮にかかわり続け、学寮問題を不断の批判と変革の対象と把えている。そして、この学寮問題の根本の総止揚として寮斗争を階級斗争の中に位置づけ、寮斗争を階級的利害を反映した斗争へ止揚しようとしている。我々にとって、三里塚への女川への真の連帯は、我々が寮斗争そのものを徹底的に斗い抜く中を通して得られるものと考える。

### 二―四　寮生活と寮斗争　―日就寮の標語である自治と共同とは―

　次に、この寮斗争と寮生活の関係について述べる。

　寮生は、寮生間の共同生活を通じてその中で育まれた〝守るべきもの〟のために斗っているのである。学寮の意義を守るために共同生活を通して共有された問題が、学寮の厚生施設的意義として集約され、それを守り発展させるための持続した寮斗争が、その共同性により支えられてきたのである。この共同生活を通して、斗争を担う主体形成と斗争の質が生まれてくるのである。

　ここに、学寮の更に大きな第二の意義がある。それは寮生が主体的、自主的な共同生活を通じて、相互に人格を発展させていく場として学寮があることである。

　寮生には、寮生活において自由な人格同士の成長・発展を追求し達成しようとする願望がある。このような中で、寮生諸個人が自らの手でつくり上げた共同生活を、何ものによっても拘束されず自由に追求していく積極的な寮生活が生まれる。

　この共同生活を通じて、寮生諸個人がバラバラにもっている問題意義を普遍化・共有化する場として学寮を把えることができる。

　また、この共同生活、積極的な寮生活を通じて、寮生間の団結が培かわれ、寮の自治が寮斗争が斗い抜かれていく基盤ができてくる

のである。この寮の共同性が強固な寮斗争を生み、その斗争が更に豊かな共同性・人間関係を生みだしていくことは、すでに述べたとおり。

次節で述べる『中教審答申』により「学寮＝紛争の根源地」と規定されるほどまでに、学寮が斗争に関り得ていることは、この〃共同性〃により生み出され支えられているのである。政府＝文部省も、この〃共同性〃を解体することを明確に意図してきており、それは寮自治解体＝個別分断管理支配として現われている。

東北大学においても、七〇年代に入り、有朋寮が備品差別による経済的締めつけ、大学合格者全家庭への文書配布による入寮妨害と、露骨なまでの寮解体攻撃を受けた。これは単に「届け出」・「願い出」問題だけを見ていては理解できない。それは、有朋寮が、六九年東北大全学共斗運動、七〇年安保、七一年沖縄、七二年学費値上げ阻止斗争において、中心的役割を担っていたことにある。大学の意図は、斗争の拠点としての寮、それを生み出す共同体の解体にあったのだ。学寮の共同体のもつ共同性とは、これほどの大きな斗争を生み出し、そして権力・大学当局の徹底的な嫌悪の対象となっているのだ。

六八年、六九年の全国学園斗争への弾圧過程で、殆んどの共同体＝関係性は解体されてしまった。大学のクラスや全員加盟制自治会などいうまでもない。そして、現在最後に大学に残った寮・サークルへ、共同体の解体＝個別分断管理支配の攻撃が集中している。

寮の〃共同性〃の持つ意味を、そして、自らその〃共同性〃を検証し止揚していく必要の重要さを、よく理解してほしい。我々の共同性は、『中教審』で規定するような「共同生活から得られる貴重なもの」とは決定的に違うのである。それは第一節で述べた戦前の学寮のもっていた共同性とも違うように。

そして、経済的理由でいやだけれど寮に入るという消極的な理由よりは、この学寮のもつ〃自治と共同〃の魅力にひかれてとの積極的理由で入寮を希望する人もいる。

まさに、〃自治と共同〃は、日就寮の我標語なのである。

以上の説明で、学寮の沿革と学寮の厚生施設としての意義の関係、そして、それを守り発展させるための〃自治と共同〃、寮斗争の関係が理解できたことと思う。このような我々の斗いは、〃生活を斗いへ！ 斗いを生活に！〃と集約できる。

次に、寮斗争の現実的課題と、その内容を説明する。

## 第三節　中教審＝学寮解体再編攻撃とは何か

学寮の〃厚生施設的意義〃を守り発展させる寮斗争は、〃寮の管理運営〃と〃負担区分〃を中心に歴史的に展開されてきた。〃寮の管理運営〃の問題は、政府＝文部省による学寮の「教育施設」化に対する斗いであり、〃負担区分〃問題は、受益者負担主義を阻止する斗いである。

まず、中教審＝学寮解体再編攻撃を理解するために必要な寮をとりまく情勢の前史を説明する。

戦後の経済の混乱期（＝日本資本主義の再興期）に、新制大学の発足とともにできた戦後の学寮は、負担「区分」はあいまいであり、水光熱費の殆んどを大学で負担したところもあった。ましてや、管理の問題など二の次で、支配者は自らを立て直すのに精一杯で、大学や学寮に攻撃を加える余裕などはなかった。これは資本家層の混乱だけでなく、行政・管

僚機構の崩壊により実質的管理支配がなし得なかったことにもよる。

五〇年の朝鮮戦争の特需により復興した日本資本主義は、「労働力産出の機関」としての教育に要求を出し始めた。これは、五二年六月に文部省への『中央教育審議会』の設置を生み出した。この特色は、〃日本資本主義の復活・自主発展のための産業界の要請を、教育の中に生かすべく、政策立案・審議を行う機関としてあること〃にあった。この中教審はその後の政府＝文部省の教育政策に重要な役割を果たし続ける。（更に詳しい中教審の分析は第二章参照）

まず、文部省は負担区分方式の明確化を、五〇年に入り打ち出してきた。それまで、終戦直後の経済的困窮とインフレが続いていた時代には、水光熱費は大学当局が負担してきたのであった。更に、五四年に至り文部省は、『国立大学寄宿舎管理運営要項』を出してきた。このように戦後まもなくして、政府＝文部省は寮の管理強化と負担区分の明確　＝受益者負担主義を意図してきた。

しかし、それも寮生の斗いにより貫徹されなかったことは、六〇年代の文部省の政策の基本となった次の『学徒厚生審答申』（六二年七月二五日）の前文より明らかである。

### 三—一　『学徒厚生審議会答申』

まず、この答申を出さざるを得なかった理由として、

「学寮は、本来、学校教育上きわめて重要な意義を有するものであるにもかかわらず、新制大学発足以来今日まで、とくに国立大学においては、学生の経済的負担を軽減する厚生施設としての性格だけが強調され、寮生活の教育的意義が軽視されてきた傾きがある。したがって、その管理運営についても、教育施設にふさわしくない状態にあるものが少なくなく、その建物もいちぢるしく荒廃したものが多い。

よってこの際、大学教育における学寮の意義を明らかにするとともに、それに応じた管理運営のあり方を検討し、その結論にもとづいて、今後における行政上の施策および施設の整備目標を樹立する必要がある。」

と述べ、検討すべき問題点として一—㈠に、

「戦前における学寮は、学校の性格によりそれぞれの目的をもって設置されていたが、今日の大学では、主として学生に安価な宿舎を提供するためのものであると考えられ、教育施設としての意義が見失われているものが少なくない。」

二—㈠に

「学寮の管理運営について、大学が直接処理すべき事項と寮生の自治の範囲に属させるのが適当な事項との間に、明確な区分がないため、寮生と大学当局との間にしばしば対立を生じることがある。」

と。

このことから、寮生が、学寮の「教育施設」化を阻み、断固として学寮の〃厚生施設的意義〃を守り抜き、活発な寮自治生活を営んでいたことがうかがえる。

更に、審議経過と基本問題として、第一項で学寮の「教育的意義」を確認した上で、第二項で、

「その反面、学生の経済生活に対する学寮の意義もまた、現実にはきわめて重要であって、そのための配慮が必要である。しかし、学寮は貧困学生の収容施設に終ってはならない。従来のこのような傾向を改善し、学寮の有する教育的機能をより有効ならしめるためには施設の整備や奨学制度の拡充などにより、物的環境の改善と学生の経済条件の向上に努める必要がある。」

と露骨なまでにその意図を述べている。つまり、学寮の老朽化の現状は認め物理的環境の改善・整備は行うが、決して〃貧困学生の収容施設〃にはしないと。学寮の厚生施設的意義は認めないと。

　これは、六〇年安保斗争への引締めと、五五年に突入した第一次高度経済成長のあとの六〇年頃から始まった産業構造の重化学工業化の達成＝高度経済成長に必要な科学者、技術者、管理者の産出に見あった大学の再編、そして学寮の再編を具体化したものである。しかし、このときはまだ矛軟な路線による学寮の「効果的な利用」を意図していた。

　そして、答申の中で第十項として、

「最後に、本審議会がとくに強調したいことは、学寮の施設設備の整備改善である。上述した学寮の意義を達成するためには、それを裏づける物的条件が確保されねばならないことはいうまでもないが、学寮の現状は質量ともにこの条件からほど遠いものが大半であり、根本的な対策を必要としている。このため各大学および設置者において、すみやかに整備改善の計画を樹立し必要な財政措置を講ずるとともに、国においても適切な援助の措置を考慮するよう強く要望する。」

と〃アメ〃（懐柔）としての攻撃の側面をもっていた。

　つまり、高度経済成長に伴う産業構造の変化に適合したかたちでの労働力生産過程の国家による掌握と再編を、学寮に対しては〃アメ〃（新寮建設）と〃ムチ〃（負担「区分」の徹底・管理支配の強化）をもって合理的になしきろうとしたわけである。

## 三－二　〃〇管規〃、〃二・一八負担、区分通達〃

　この『学徒厚生審答申』をうけ、負担「区分」については六四・二・一八「負担区分通達」として、管理運営に関しては六四年八月「〇〇大学学寮管理運営規則」として、その攻撃が明確にされた。それぞれ略して「二・一八負担区分通達」、「〇管規」と呼ばれている。

　この「二・一八負担区分通達」、〃戦後学寮が学生の経済生活援助の手段の一環として用いられ、寮生の支出を極力軽減する方針がとられてきている事実と現実の必要性〃に対し、「学寮の管理運営に関する経費について……だれがどの部分を負担すべきか……その原則が不明確である」として、これに対して受益者負担主義の貫徹によりその原則を「明確化」し、学寮の厚生施設的意義を否定しさろうとするものである。（「　」内は通達より引用）

　また、実際、「〇管規」においては、学寮を人間形成に資する課外教育施設と規定し、寮の管理運営権を学校当局に委ね、（実際は大学を政府＝文部省の統轄下に置くことによって、寮生を国家の管理支配下に組み入れること）寮自治を全面的に否定してきた。

　具体的には、第四条において大学当局が寮の管理運営を行うこととし（舎監の導入も含めて）、第五条において入退寮選考権は大学当局にあるとして、寮自治の主要な一環の入退寮選考権の剥奪、第十条において、食費その他生活に必要な費用の全額寮生負担（具体的には「二・一八負担区分通達」による受益者負担の論理の貫徹）による経済的締めつけ、第一一条における居室の居室以外の目的での使用の禁止、寮外生宿泊の禁止、掲示・貼紙等の禁止など、寮生の個別分断、寮外生との分断、表現の自由の侵害などと、寮生を全生活にわたって分断管理しようとしている。更に、一二条において傀儡的な自治規約を学生

部長の管理統制のもとにおいて作らせ、寮生自らの手で首を締めさせようとしている。第一六条においては、現在的に寮生ー大学当局間での唯一の問題解決の〝交渉〟の場としての「大衆団交」を全面否定し、寮生の要求・主張を一方的に圧迫・縮小・雨散霧消させるものとして、課題別お話合い路線（懇談会）構想を打ち出してきている。

　更に、総資本はその教育目的として「期待される人間像」（＝手には技術、心には日の丸をもった国家独占資本に従順な人間）を第二一回答申（六六年一〇月三一日）として、『中教審』に出させた。

　以上をみるなら、政府＝文部省の攻撃の意図は明らかである。『学徒厚生審答申』、「新寮十ケ年計画」をエサとして新寮をどんどん建てていくとする甘言の下、上記の「期待される人間像」産出の場として、学寮を再編すべく「〇管規」、「二・一八負担区分通達」を押しつけてきたのである。これは〝アメとムチ〟による攻撃と呼ばれ、「〇管規」により〝寮の自治と共同性〟を破壊し、「二・一八負担区分通達」の受益者負担主義により、学寮の厚生施設としての意義を否定し抜くものであった。

　このとき時を同じくして、六二年に出された『大管法』に対し、国大協は「自主規制路線」をもって学生管理を行うことを文部省に約したのである。これをうけ、六五年六月には学寮に対する管理強化を意図したものとして、「学寮の管理運営に関する申し合わせ」が国立大学協会でなされる。そして、六六年には東北大学において、「〇管規」に規定してある〝学寮委員会〟が発足する。

**三ー三　六〇年代後半の東北大寮生の斗い**

　このような六〇年代の政府＝文部省の〝アメとムチ〟の攻撃も寮生の斗いにより粉砕されてしまう。東北大学における寮生の斗いとして、次のような到達地平を切りひらいていく。

'66・5・24　学長団交　〝'67〜'72年間に全学生の1/3、四、八〇〇名の新寮を建設する〟とする新寮計画が明らかになる。

'66・10・19　学生部長・補導協団交　〝寮規則に関してー各寮の自治にもとづいて運営、「〇管規」はおしつけない。〟

'68・5・9　学生部長団交　〝①負担区分は双方で軽減の方向で努力する。②学生の自主的管理運営は慣行としてこれを認める。〟

'68・10・2　学長団交　〝希望者全員の入れる新寮を十年以内につくる。〟

'68・10・25　学長団交（四、五〇〇名結集）〝①「〇管規」には全く拘束されない。②学寮の学生による自主的運営はこれまで通り認め、舎監を入れたり、寮の自治を犯すようなことは絶対にしない。③2・18負担区分通達については政府に改正を求めている。④寮生の負担は軽減する。〟

'68・12・2　加藤学生部長団交　〝入退寮選考は寮生が従来行っている慣行であり、その選考結果に関して、大学当局が例えば入寮を拒否したり、退寮を命じたりすること等は新寮においても絶対にしない。〟

'69・6・30　学生部長団交　〝①新寮においては経費がかさむから、負担が増えてもやむを得ないという見解はとらない。②負担の絶対額を軽減するよう努力する。「絶対額」をどこの寮にするかまだわからない。〟

以上は、大衆団交における大学当局と寮生間の確約である。更に詳しいことは、「資料集」

の中の〃東北大学寮斗争史〃の項参照。

このように東北大学寮斗争は、「〇管規」「2・18負担区分通達」を通しての学寮再編の策動を紛砕してきた。

更に決定的に、'68・'69年の全国学園斗争＝全共斗運動の前に、このような新寮を〃エサ〃とし「〇管規」・「2・18負担区分通達」により学寮の管理支配を目論んだ政府＝文部省の策動は崩れ去った。なぜなら、この〃学園斗争の拠点〃と学寮が化してしまったからである。

この総括の下、政府＝文部省は七一年『中教審最終答申』として（学寮解体再編攻撃）という更に露骨な攻撃をかけてきた。

この『中教審最終答申』全体の詳しい分析は、第二章をみていただく。ここでは、その性格と学寮との関連について説明する。

### 三ー四　『中教審最終答申』
ー学寮解体再編攻撃ー

六八年、六九年に全国を席捲した全共斗運動によって以前の教育政策が破綻をきたし、その総括と新たな教育の再編として、この『中教審第二三回最終答申』は位置づけられる。そして、これは六〇年代の高度経済成長に行き詰りを見せた日本資本主義が、七〇年代の国際的資本主義国間の競争へ向けた産業構造の再編・合理化に合わせた教育＝労働力生産過程の再編として把えられる。したがって、再編の要点は次の五つにまとめられる。

㈠ 適性の早期発見による早期選別
㈡ 専門分化、その専門教育の充実
㈢ 中等教育六年による計画的人格形成
㈣ 産業の高度化に伴う多様化に対応したコース別・能力別教育の徹底
㈤ その教育制度確立へ向けた教員、学生への管理強化

この第五の点を分析すると、この『中教審答申』は、全国学園斗争の収拾過程の「非常事態」の管理の教訓をもとにしたもので、大学における学長を中心とした管理機関の全学的整備とそれへの権限の集中、執行機関の大巾な自由裁量権として行なわれ、更には学外者（政界、財界）を含む管理機関の設置が目論まれていぬ。この管理運営体制下で同時に、教育再編は学内で具体的に展関されているのである。筑波大、北大法学部、広大総合科学科として各大学の教養過程の解体・再編として。

そして、学寮に最も深い関係がある部分をみてみると、すなわち、「もともと学寮は単に食住の生活の場を提供するだけのものではなく、その共同生活から貴重な体験を身につけさせ……」と学寮の「教育的」意義を全面に押し出し、「……学校当局による指導理念が、……実際上困難となり……学寮が学生の単なる厚生施設として扱われ、……（更に露骨には）……学生集団の特殊な意義にもとづく自治活動が学寮の運営にもちこまれ、大学の管理運営方針と対立するようになった。……」と寮自治を寮生特有の意識と偏向視し、国家統制からはみ出ると赤ら様に言ってのけ、更には、「……学寮は紛争の根源地である……」と何ら問題点を明らかにすることなしに、「紛争」＝悪とする上からの論理によって定してしまい、「……今までの学寮の機能を分解すべき……」と明確に学寮解体を結論づけている。

又一方においては、「……今までの学寮に代わる方策として、組織的・計画的な合宿セミナーを学生に経験させることによって、共同生活より得られるものを体験させる。」として、セミナー・ハウス及び筑波型寄宿舎構想（寮生の個室への分断、自炊化、個別管理契約などを通しての寮の安アパート化）が、

その「中教審」の現実的貫徹として打出されてきている。

　このように、厚生施設としての意義をもつ〃自治の砦〃の学寮を解体し、その機能を教育と生活に分離し、教育はセミナー・ハウスを用いて行い、生活は個別分断管理支配のしやすい筑波型寄宿舎でということなのだ。

　つまり、この『中教審答申』のもつ意味は、全国教育学園斗争の中心であり支柱であった学寮を「学寮＝紛争の根源地」という図式により、今後学内管理体制を強化する上で、邪魔になる寮はつぶしてしまおうとするものである。これは単に学寮を物理的に〈解体〉していくことだけを目指すものでなく、それと同時に、学寮を〃斗争の拠点〃とならないように〈再編〉することであることをも明確に押えておかなければならない。つまり、学寮〈解体再編〉攻撃＝「中教審」なのである。

　「政府＝文部省は学寮を建てさせない方針なのだから、何でもよいからともかく新寮を建てさえすれば大勝利」とする民青同の方針は、全く誤りである。

　なぜなら、『中教審最終答申』が、それまでの〃アメとムチ〃による学寮の再編＝「教育施設」化が、一貫した寮生の斗いとして、六八年、六九年の全国教育学園斗争の前に崩壊したことにより出てきたのであり、その意図は〃アメとムチ〃の攻撃よりさらに露骨な〈学寮解体再編〉攻撃により、教育の帝国主義的再編に見合った学寮の再編をなしていこうとするものだからである。つまり、〈学寮解体再編〉攻撃とは、単に物理的解体のみならず、寮の意義を奪いとって学寮を斗争の拠点とならないように、大学の管理支配機構の一部になそうとするものである。

　このことは明確に筑波大学に見られるし、全国大学の学寮に対する自治破壊攻撃、新寮をエサとした様々な条件によってみられる。

　現実問題として、七〇年代に入ってからの新寮建設数の激減、老朽寮の放置、寮内問題のうっ積とたいへん厳しい情勢下にある。しかし、これは六〇年代の〃アメとムチ〃による攻撃を更に深化させた〃ムチとムチ〃による攻撃、つまり、新寮建設数を厳しく減らし、老朽寮を放置して寮生をまさい苦しい立場に追い込んでおき、新寮条件をもって「〇管規」「二・一八負担区分通達」を貫徹し学寮の意義を奪い、寮生の斗う団結体＝寮の自治を解体し、個別分断管理支配された「期待される人間像」産出の場として、再編しようとしているのである。

　しかし、〃アメ〃から〃ムチ〃に変わったとすることで、新寮建設を全くしない方針を政府＝文部省はとっているとする分析に立つのではない。このことは、五〇年代・六〇年代の寮生の斗いをみてもわかるように、権力の攻撃は寮生の斗いに阻まれ、新寮の建設もしくは旧寮の建替を〃アメ〃として、この期を狙って攻撃をしかけるしかなかったのである。六〇年代の新寮建設に当って、政府＝文部省は〃積極的〃な立場をとっており、年に数十寮が建設されていた。このような政策も六〇年代後半に起った全国学園斗争＝全共斗運動の故に変更を余儀なくされ、とりわけ、その運動の斗争拠点となった学寮に対しては、支配する側としての徹底的な総括がなされたのである。これが、中教審最終答申＝学寮解体再編攻撃として出てきた。

　このことにより、七〇年代に入り新寮建設は年に数寮と激減した。大学の管理支配の強化に当って阻害となる学寮に対しては、老旧化した旧寮の放置そして新寮建設数の激減により物理的・経済的に寮生を締め上げ、それまで持っていた学寮の機能を解体させようとするものである。このように新寮建設を〃消

極的〃にしか行なわず、老朽寮を放置するという意味で、このような攻撃は〃ムチ〃の攻撃と把えられる。

　しかし、このように寮生を困難な状況に追い込んでおきながら、当局の攻撃の貫徹が可能とみられる大学に対しては、まさに「苦しい」寮生の足下を見すかして、新寮をエサとして「〇管規」・「2・18負担区分通達」の貫徹された新寮条件を押しつけてくる。食堂・風呂の削減、居室の人数の制限までつけてである。これはまさに〃アメとムチ〃の攻撃である。ただ現実的には、このアメとしての新寮建設が〃積極的〃から〃消極的〃に変わったのである。そして、我々は、政府=文部省が老朽寮の放置を〃積極的〃に行なっているという意味で、『中教審最終答申』以後の学寮政策は〃ムチ〃の攻撃であると把えている。

　つまり、『中教審最終答申』の意図するものは、学寮を学生運動の斗争拠点とならないようにすることであり、そして、学寮の物理的解体はあくまで「紛争の根源地」として斗い抜く学寮にかけられてくるのである。東北大学においては、前述した有朋寮である。徹底した備品差別による経済的締つけと、入寮妨害文書配布による寮自治侵害=寮生募集妨害と。このとき、一次の入寮希望者は皆無であった。

　日「共」=民青同は、『中教審』のもつこの内容がまったく理解できず、寮生自らを『自主規律三原則』(注3)なるもので縛り上げ、自ら〃我々の学寮は過激派学生の巣ではなく、まして紛争の根源地などでなく、そうはさせない〃といい、そして、〃明るく豊かで歌声の聞こえる〃寮運営をしているのだから、新寮予算をよこせなどと言うのは、全くナンセンスである。そして、寮生に対しては〃政府=文部省は新寮を建てさせない政策なのだから、ともかく「新寮」さえ建てさせれば大勝利〃などと言うのは、ましてやである。

　'74年当時、TBCラジオのインタビューで〃政府はなぜ学寮を建てさせない政策なんですか〃と聞かれて、何も答えることができず無言で過した彼の寮連執行委員長(これでも民青系全学連中執までやった)を思い出してみるべきだ。

　間違っても日「共」=民青同の「大学民主化運動」が、政府=文部省・総資本をふるえあがらせたなどと言うべきでない。六〇年代後半から七〇年代へかけての各斗争において、どこに日「共」=民青同が問題を提起し、大衆を指導したなどと言える歴史があるのだ。彼らの為した唯一の役割は、日大の体育会右翼のように内部からの斗争破壊者のいない大学において、その代役をなしただけではないか。東大・京大等を見よ。東北大学においては、民青同のゲバルト部隊=暁の黄ヘル部隊のゲバ棒は、そしてピッチングマシンによる〃巨石〃の投石は誰に対してなされたのだ。権力=機動隊に対しては一度も交えることなく、それはすべて斗争の先頭で斗い抜く学友に対してだったのではないか。そして、更に彼らの果したことは、支配者も手をたたいて喜こんだであろう右派=秩序派と野合しての「紛争の正常化」=斗争の収捨・圧殺であった(注4)。東北大におけるこの十年間の斗いは、まさにこのような日「共」=民青同との「消耗な」斗いを抜きには語れない。このような彼らが、学寮をめぐる情勢を正しく把握できないのは当然である。

　そして、六〇年代の〃アメとムチ〃の攻撃は終ったのではなく、〃ムチとムチ〃の攻撃として更に強化され、「〇管規」・「2・18負担区分通達」は今尚連綿と生きつづけてい

るのである。中教審＝学寮〈解体再編〉攻撃はその根幹に、寮自治解体による寮生の個別分断管理支配と、受益者負担主義による大衆収奪とブルジョア・イデオロギーの注入があるのである。そして、新寮条件とはこの攻撃の具体的表現・貫徹としてある。

この新寮条件に対しても、中教審＝〈学寮解体再編〉攻撃の本質が何ら見抜けず、歴史的な全国の寮斗争の到達点をかなぐり捨て、〃この新寮条件は政府＝文部省が新寮を建てまいとする「隠れミノ」にすぎず、それは「仮空の対決点」で「学内対立」をあおることに意味があるのだから、条件は問題にせず、寮生と大学当局が対立せず「全大学人」一丸となって運動すべきで、新寮さえ建てさせれば大勝利〃とする日「共」＝民青同の方針は完全な誤まりである。これは、寮生内部から教育をして学寮の帝国主義的再編に〃協力〃するもので、寮生への裏切り全くのペテン的路線のひきまわしでしかない。

ここでついでに民青同の許すべからざる誤まりを批判する。七四年八木山三寮の新寮条件として明らかになった入退寮選考権の改悪（入退寮選考権は大学当局つまり学生部長の手にあることを明確化すること）に反対して斗う寮生に対し、彼らは〃日本は法治国家〃論をもちだしてきたのである。つまり、大学の施設の管理責任は大学当局にあることは『国財法』により規定されているので、「選考権の所在の明確化」は合理的であると。我々は、確かに学寮の物理的管理運営の責任は国＝大学当局にあるが、『国財法』を盾にしてその中で生活する人間まで管理支配することは許してはならないと主張した。しかし、彼らはその法律が〃悪法〃であっても日本は法治国家なのだから、それが改正もしくは廃棄されるまで守るべきと反論してきた。いったい彼らは何を言おうとしているのだ。例え『治安維持法』でも改正されるまで順守しろと言うのか。

このことは、彼らの『筑波法』立法反対運動に顕著に見られる。『筑波法』が立法化されるまでは、彼らなりにあれ程反対運動をしておきながら、一度法として成立してしまうと、それ以後口にさえ出さない。我々にとって、悪法は条文として存しても、現実的に貫徹させなければよいのだ。最低限先ずは、反古にしてしまえばよい。何も〃積極的〃に守るべき必要性がどこにあるのだ。

また、新寮斗争を〃老朽寮の放置・新寮建設数激減〃の攻撃に屈して、自らの要求を正当づける一切の論理を捨て去り、単に寮がボロだから下さいと〃物取主義〃的に斗うのも誤まりである。我々には新しい学寮そして老朽化した旧寮の建替を要求する正当な権利があるのであり、政府＝文部省には「教育基本法」が国の本来の任務として定めている、〃教育の目的を遂行するための諸条件を整備確立〃する義務があるのである。

では、この中教審＝〈学寮解体再編〉攻撃は、東北大学の学寮において具体的にどのようにかけられてきたのだろうか。そして、現在かけられているのであろうか。これは、第三章で詳しく述べる。

ここでは、次節で以上の中教審＝〈学寮解体再編〉攻撃の分析をふまえ、どのような方針で寮斗争は斗い抜かれているかということと関連して述べる。

### 第四節　希望者全員の入れる自主管理・自主運営の新寮実現に向けて

政府＝文部省・総資本の中教審＝〈学寮解体再編〉攻撃の下、寮生の独自利害を基盤に全寮生の普遍的利害・要求を吸収・集約する

中、学寮の厚生施設的意義を守り寮の自治を発展させるために、寮斗争は斗い抜かれている。そして、我々の方針は〃希望者全員の入れる自主管理・自主管理の新寮実現〃に集約される。

　現在、全国的に多数を占める旧寮の老朽化が激しく、新寮（建設も含めて）獲得が寮生の第一の要求となっている。しかし、我々は建物が新しくありさえすればよいというのではない。なぜそれでいけないかは、第三節で詳説した。そして、第二節で説明した学寮の意義をふまえ、教育の機会均等を保障する厚生施設としての意義が、〃希望者全員の入れる〃という形で収約・表現され、それを守り発展させる〃寮の自治と共同〃を備えたものとして〃自主管理・自主運営〃が出てくるのである。これらをまとめて得られる〃希望者全員の入れる自主管理・自主運営の新寮獲得〃の方針は、中教審＝学寮解体再編攻撃への明確なアンチ・テーゼとしてある。

　そして、個別には、

(1)寮自治破壊攻撃粉砕
(2)負担「区分」撤廃
(3)炊フさんの公務員化・増員獲得
(4)諸要求実現
(5)大衆団交実現
(6)寮連分断攻撃粉砕
(7)戦斗的寮斗争構築に向けて

の方針の下に斗い抜かれている。

　(1)の寮自治破壊攻撃粉砕は、寮の自治を否定し個別分断管理支配しようとすることへの斗いである。(2)の負担「区分」撤廃は、学寮の厚生施設的意義を守り受益者負担主義を貫徹させない斗いである。ここで、区分に括弧を付けたのは、厚生施設としての学寮に負担の区分は存しないということである。原則的に〃区分〃つまり区別けに応じることは、すでに受益者負担主義を認めたことになる。我々は、歴史的・現在的妥協点として〃負担区分〃を認めているのである。

　(3)と(4)は、厚生施設としての学寮になくてはならない食堂の炊フさんの獲得と、学寮運営に必要な備品を獲得する斗いである。

　(5)は、寮生と大学当局が対等に〃交渉〃し、寮生の要求を実現させる場としての〃大衆団交〃を実現する斗い。

　(6)は、各寮自治会の〃連合〃である「寮自会連合＝寮連」に対し、大学当局が分断をもちこみ寮連を空中分解させ、各寮を個別分断管理支配しようとする攻撃に対する斗い。

　情勢分析を誤まり寮生の利害を裏切って、まったく誤まった方針の下に東北大寮連をひきまわしている日「共」＝民青同系寮連執行部をのりこえ、まさに寮生の利害を集約・反映した戦斗的寮斗争を構築しようとするのが(7)の方針である。

　これらの個別方針が深化・普遍化され集約されて〃希望者全員の入れる自主管理・自主運営の新寮獲得〃が出てくる。また、この新寮獲得斗争を斗う中で、新寮問題がそれぞれの個別問題として具体的に出てくる。

　これはまさに弁証法的関係である。普遍的問題は一般としては存せず、常に個別形態・個別問題として現われる。その個別問題にこだわりあくまで関りつづけることにより、その深化過程で普遍的問題にであい、普遍的問題を問題にしきることができる。

　我々にとって、日「共」＝民青同は最「良」の反面教師である。「民主的」寮生の「民主的」討論が、自民党ばりの強行採択の連続であり、反対意見の圧殺であり、そして、（正しい論理をもっているかは別として）数の多い者による少数派の「合理的」支配としてあるのだから。そもそも「民主的」など一般には存しないのである。ましてや、無前提的に

「民主的」人間とそうでない人間の区別などはである。要は現実のいろいろな個別課題に直面する中において、その個別課題がどのように取り扱われたかという過程において、民主的であるか否かが問題になるのである。決して、「民主的」人間が討論すれば、何でも「民主的」になるのではない。

彼らの言うところの「民主的」討論の強行採決に反対する寮生に対して〃ゴリ民〃は、「君たちは、学校で民主々義を教えてもらわなかったのか」とくってかかってきた。その彼によれば、「民主々義とは多数決の原理であり、多数派に少数派が従うこと」なのだそうだ。では、その彼は執行委員会の間何をしていたのだ。寮の代表として会議に参加していながら何ら討論に参加せず、テーブルの下で専門書を隠し読んで、大学受験を間近に控えた高校のホーム・ルームよろしく振まっていたのではないか。それでいて、どうして最後の採決にだけ加わり得るのだ。どうして、我々に「民主々義」の意味を教えて上げるなどと言えるのだ。

要するに、彼らの「民主的」とは、「代々木地方の方言であり、英語で言えばaかtheみたいなもので意味のない冠詞」なのである。

（川内中央図書便所落書より）

我々にとって民主々義とは、意見が違っていることが出発点なのである。その違う意見をどのように止揚していくか、その過程として民主々義の必要性が出てくる。

以上の方針の斗争について詳しくは、第三章東北大学寮斗争史で、歴史をそして現在的課題をみていただく。

## 補節　資本主義社会における教育

資本主義的生産諸関係が確立されてくる過程で、人々の圧倒的部分が賃金労働者に対しめられていった。現在の公教育は、まさに資本主義社会が形成されていく過程と同一の歩みをもって発展してきた。

旧来の農業あるいはマニファクチュアは、子弟に与える教育として、野良と作業場における熟練で十分であった。だが、近代工業生産はその発達とともに知育、その他を必要とし、それは工場のみならず、社会的機関、諸制度において強力に要求され、ブルジョアジーがこの社会のヘゲモニーを掌握することにより、ブルジョア政治委員会は、社会制度、公教育として自已の特殊利害を最大限貫徹しうる教育制度を確立していった。そして、その資本主義社会の発展、産業合理化の過程の中で教育の再編が着々と進行するのである。

それでは、資本主義社会の動向、絶えざる合理化と共にそれに見合った形で改編されていく教育は、現実の社会的諸関係に於いてどのような位置を占めるものなのか。

現実の社会は生産諸関係に基礎をおく。そしてその労働力（人間の身体、即ち生きた人間存在のうちに実在している彼の何らかの種類の使用価値を、生産する度に運用するところの肉体的、精神的な諸能力の総体）は、労働において消費され、個人的消費（衣食住をはじめとする）においてのみ日々再生産される。且つまた〃労働種族〃の繁殖、養育を通して、次代、代々の再生産が永続される。その場合、労働力が労働力として社会に成立するためには、精神的・肉体的能力が獲得されねばならず、それ故、知育、体育、技育を必然ならしめるのである。

そういうものとしての教育の本質は〃一般的人間的本性を、それが一定の労働力部門に於ける熟練と巧妙とを達成した独自の労働力となるように変化させる〃ことになる。それ

が教育であり、そういうものとして歴史的過程を経てきたのである。

それ故、教育は労働と並ぶ人間の最も本質的な活動であり、労働力という観点から見れば、労働とは労働力の消費であり、教育は衣食住と並んで労働力の生産＝再生産過程をなす。それは、教育を受ける個々人について言えば生産であるが、労働者の資本家に対する全社会的、全階級的観点からは、繁殖、養育という過程をもって、再生産としてとらえられる。そういう意味で生産＝再生産過程なのである。

また、資本主義社会が労働力商品化に基礎をおいているが故に、資本主義社会における教育は労働力商品の生産＝再生産過程とならざるを得ず、社会内における分業の一環として成立しているといえる。

資本主義社会が分業を条件として成立しているが故に、産業合理化の中で、中卒者＝肉体労働者、高卒者＝中級事務、技術労働者、大卒者＝高級技術、管理者という労働秩序に見合った教育に再編してゆくのである。

自由競争、分業体制は一方において単純肉体労働者、他方に専門精神労働者という形をもって両極への疎外が進行する。そのような情況の中で、学生は専門化、分断化されていく中で、肉体労働からの疎外、類的活動からの疎外が増々進行するのである。

以上見てきたように、教育の帝国主義的再編とは、現在の工場制度に深く根を持ち、学生を工場制度の秩序の中に組み込んでいくものに他ならない。現在の教育体制はその意味で、まさに工場制度なのではないのか。そしてその教育体制の頂点に大学があるのである。

(注一) 明善寮の規約。

明治三九年九月二二日に定められた明善寮規約によると、

「第一条　本寮ハ明善寮ト称ス、第二高等学校生徒寄宿スル所ニシテ純然タル自治生活ヲナス、学生ノ本分ヲ発揮シ良校ヲ作振スルヲ以テ目的トス。」

とある。つまり、戦前の学寮においても明確に「自治」は唱われていた。

(注二) 日本国憲法第二六条、教育基本法第三条における教育の機会均等の規定。

日本国憲法第二六条　すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。㈡すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法第三条　すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。㈡国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

(注三) 「自主規律三原則」

詳しくは第四章参照。

(注四) 東北大学学生運動資料

㈠六九年東北大全共斗運動について

「ＡＵＸ　ＡＲＭＳ」－東北大統一被告団・バリケード死守斗争被告団－

㈡七二年東北大学費値上げ阻止斗争について

「影一族　怨の巻」－七二年東北大学

費斗争裁判（被告）団・（被告）団を
支える会ー
㈢七五年東北大サークル政治処分撤回斗
争について
「九ケ月の苦斗の中から」ー東北大学
教養部学生自治会臨時執行部ー

# 第二章　学寮をめぐる現状

現在、我々をとりまく情勢は多様化、複雑化してきている。その中で学寮をとりまく情勢を明確にとらえ、現状分析してゆく中で、帝国主義的再編攻撃を質、量ともに分析しきり、学寮にかかってくる攻撃を粉砕する方針を確立せねばならない。

この章では、教育の帝国主義的再編の環としてある中教審の攻撃を現状分析してゆく中、第一章で述べられた学寮の意義、位置づけが現在どのような状況にあるのか、具体的にどのような攻撃を受け、それに対してどのように闘っているのかを展開してゆく。

## 第一節　中教審路線批判

中教審路線は一口で言って国家による教師及び教育内容の管理とともに総資本にとって役立つ労働力、人的能力の開発を目的とするものであるといって差支えないだろう。生まれ出た時以来、日本の教育の資本の側からの再編を目的として活動してきた中教審は、一九七一年第二三回答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」をもって最終答申とし第三の教育改革を提言するのである。この項では中教審による反動的教育再編の歴史を追いながら現在的に我々にかけられている攻撃の本質を見出していこうと思う。

### 一ー一　中教審の成立

敗戦後、GHQ指令によって、教育の「民主化」がはかられ、同時に教育刷新委員会が発足し（46・8・10）「教育基本法」（47）や「学制」（47）について建議を行ってきた。

50年朝鮮戦争の勃発とともに、反共の砦として日本資本主義を復興せざるを得なかったため、51年リッジウェイによって、占領下の政令の再検討が許可された。50年9月の米教育使節団の報告においては、日本がアメリカの極東戦略において、反共の砦として機能するために、社会秩序の安全弁として、ブルジョア民主主義教育を推進することを積極的に主張し、資本の要求する合理的専門化（人間の単純化）を要請し、人間が社会機構の中での一個の機械として動くことを強制してくるのである。

この様な要請をうけて成立した中央教育審議会とは、教育における資本の論理の貫徹、資本の立場よりの大学の再編強化の要求を、まず第一に占領期教育政策の是正、再編として推進していくことになるのである。中教審の組織をみれば明らかであるが、委員はすべて文部大臣の任命であり、その諮問に応じるものであって、その会議にも文相が恣意的に出した委員のみで、政・財界・タカ派知識人が主体であり、学界・教組などの現場代表が一人もおらず、反対意見を汲みあげる組織もなく、一切が非公開で進められていくようになっていて初期の間接選挙方式による第三者機関的構想とは全くかけ離れたものになっている。

## 一―二　日本独占資本の復活と教育政策の転換

### (1)　技術革新と中堅産業人

ドッジラインの結果による過剰資本の強引な整理、労働運動の弾圧等により、日本独占資本の復活、再生がはかられてきた。'50年朝鮮戦争勃発による米軍特需により、重化学工業を中心に高度成長の礎ができてきた。しかし、'53年戦争終結と共に特需も終り、不況へと突入する。その後、資本の集中、系列化、企業合同を行ないながら生産性向上運動のもとに、新技術、新産業移植と技術革新、合理化が強行され、次第に貿易収支も黒字へと転化していったのである。

この間度々、日経連などから「もし列国との競争に落伍すれば、悔いを次の世代に残す。」と技術革新と経済の画期的な成長発展に対応する技術者、技能者を小学校から大学を通じて計画的に養成していくことなどが要請されている。具体的には、①理科・職業教育の振興　②企業内訓練と定時制高校の連携　③工業高校と理系大学の拡充　④専科大学の設置などがうたわれている。そして'61年学校教育法の一部改正が行なわれ、「学校とは人的資源＝産業人の供給源である」とする産業界の学校観に沿った形で単線型から複線型への模索（職業学校・高専・高校のコース別化）が始まったのである。

### (2)　教育政策の転換

戦犯追放解除、独占資本の復活などにより資本の側からの戦後「民主主義教育」に対する不信と批判がわきおこりはじめる。すなわち、基礎学力の低下、児童、生徒の躾や道徳の混乱、民族的誇りの喪失、基地など学校環境の悪化、公教育費や私費負担の増加、過大学級と不規則授業、教師の過重負担と質の低下、等々である。復活した独占資本は、国際競争力強化、「追いつき、追いこせ」をモットーに安価で良質な労働力を大量に創出することを要請し、①地方教育計画に対する教育内容を含む国家的基準と監督権の拡大強化をはかり、②行政権の中央集権化、③教員の思想と政治活動の強制という形で国家権力が教育行政に全面的に介入しようとしてくるのである。そしてそれは、「天皇の地位は、日本の象徴として道徳的中心たる性格をもっている。」（天野文相）「日本の歴史は万国に冠たり。日本の国土が世界で最も美しいということを青年に徹底的に討論してこそ愛国心が養なわれる。」（吉田茂首相）と天皇制を主柱とする国家主義的愛国教育を徹底していく中で差別、分断、支配の貫徹を策してゆくのである。

教員の政治活動については、'54・5・20に可決された、いわゆる教育二法によって教育公務員の政治活動を「国家公務員法」、「人事院規則」を適用することによって一切禁止し、義務教育学校の教職員には特定の政党等を支持・反対させる教育を教唆、煽動したものは懲役、罰金を科すといった形で規制されていく。そしてまた勤務評定の強制が行なわれてくるのである。

社会科学にも国家主義的、天皇主義的な指導方針が策定されていく。'53・3・8第二回答申において「社会科の教育の改善に関する答申」が提出され、「民主的道徳の中心は人格の尊重、ひいては社会、公共への奉仕にあると理解すべきである。」と付記され、それを受けた形で八月二二日文部省「社会科の改善についての方策」において、「基本的人権の尊重を中心とする民主的道徳」を抹消し、「社会、公共のために尽くすべき個人の立場や役割を自覚し、国を愛する心情を養う。」と挿入したのである。「基本的人権」が何故か「国家主義的愛国心」へとすりかえられていくの

だ。

'55・12・5「教科書法案」「臨時教育制度審議会設置法案」「地方教育行政の組織および運営に関する法案」が提出される。また'53年には学校教育法の一部が「改正」され、従来地方教育委員会にもあった教科書検定権を文部大臣へ一本化し教科内容への国家による統制が色濃くなってきている。

まとめれば、学校教育が現実的機能としてもつ労働力の育成への要求と不可分の関係で人の生き方、考え方に対する規則がかけられてきたのだ。そして国際競争力をつけ、したがって激化する階級対立をおおいかくすために教科書などで民族的一体観が強調され、統合の要としての天皇を復活させてくる。そういった中で、教育委員の公選制から任命制への移行など、教育行政の中央集権化がすすめられていった。

### 一ー三　人材開発政策

'58年以降の高度成長過程において、民間設備投資が急増し、しかもそれが無政府的に行なわれた結果、互いの調整が進まぬうちに'63～'64年に更に設備投資が加わることによって生産力がますます過剰になっていくのである。しかし国内消費需要の堅調や、政府の成長促進的財政政策、金融機関による貸付増加などにより、生産水準は高度に維持されていくが、'64年末～'65年にかけて不況は顕在化し、①公定歩合の引き下げにも拘わらず企業経営は不振を極め設備投資、鉱工業生産ともに停滞し、②消費者物価の高騰、③中小企業の倒産が激増する。

#### (1)　経済計画と教育計画

'60・12・27「国民所得倍増計画」が閣議決定され、同年十月経済審議会「所得倍増計画に伴う長期教育計画報告」、'63・1・14「経済発展における人的能力開発の課題と対策」などにおいて日本独占資本の戦略的な教育政策論が打ち出され、国際的な資本競争の激動に備えての新たな生産体制に伴う労働力の計画的な育成配置について立案していく。

次に国独資段階における経済成長策である「所得倍増計画」についてみていく。ここで人的能力開発の重要性が叫ばれている。「現代社会経済の大きな特徴は、高い経済成長の持続と、急速な科学技術の発展に支えられた技術革新時代ということである。この科学技術を十分に理解し利用し、社会と産業の要請に即応し、進んで将来の社会経済の高度発展を維持し続けていくには、経済政策の一環として人的能力の向上をはかる必要がある。」「長期的にみれば労働力の質的向上を強く要請する。」としている。

まとめるなら、個性の尊重、学習する権利や人格の全面的な発達をめざす教育、無政府的な学校体系では、労働力の技術革新に対応した質と国際競争にうちかつ量を確保できないという危機感の下に経済成長政策の中で人的能力の向上、科学技術の振興が重要な構成要素、政策対象となったのである。

#### (2)　中等教育の完成と戦略的ハイタレント

'60・10・25　経済審答申「所得倍増計画にともなう長期教育計画」において「技術革新が求めているのは……完成した中等教育である。」とし、原則として現行制度を尊重する科学技術教育拡充の要請からは、若干の多様性を持たせてもよいであろうとし、七項目にわたって、産業教育の拡充整備、理科教育の充実、あるいは理数科や職業科など高等学校のコース化・多様化、英才の開発と育英制度の

拡充などをうたっている。結局のところ技術革新のための能力主義的教育、差別選別教育の強化をうたっているにすぎない。

'63・3・14 の「経済発展における人的能力開発の課題と対策」では新しい基準による人の評価、活用のシステムを要請している。「端的に言えば、教育においても能力を徹底する。」と能力主義的教育政策をさらに一層おしすすめ、年功序列、終身雇用的慣行の変更を迫ってくるのである。「教育についていえば、戦後の教育改革は機会均等と国民一般の教育水準の向上については、画期的な改善がみられたが、反面において画一化のきらいがあり、多様な人間の能力や適性を観察、発見し、これを系統的、効率的に伸長させるという面においては問題が少なくない。……いずれにしろ人的能力の適正な開発という観点から改善を要望する。」とし最重要の課題は「ハイタレントマンパワーの養成」であり、「ハイタレントマンパワーとは、経済に関する各方面で主導的役割を果たし経済発展をリードする人的能力のことである。」「ダイナミックな技術革新時代において自主技術を生み出す科学技術者、新技術をとり入れ新市場を開拓していく改新者としての経営者、複雑化する労使関係を円滑に処理していくべき労使の指導者層等、高度の能力を持った人間の重要性が高まっている。学校教育を含めて社会全体がハイタレントを養成する意識を持つべきである。」とし全体の三　五%にしかあたらないハイタレントの養成を国独資の戦略的ハイタレントの選抜ということを最基軸に学校制度を系統的、効率的に改変することに主眼をおき、画一化した試験、教授内容によってハイタレントを全国民の中から「広く」「早く」発見、開発し、残りの大部分は「能力、適性」に応じて効率的に各コース別にふりわけられ単能化され産業構造の中の一個の歯車としていくのである。

(3) 能力主義要求の基盤（労働力移動の時代の生きがい論）

技術の発展は「労働者各人が自分のペースである程度自由に作業を行なうのではなく機械のペースにはめ込まれて作業せざるを得なくなる」が「いかにしてこのような技術的進歩の中で人間の自已疎外問題を解決していくかが重要な問題である」と答申は述べた上で「職業と職業外の生活とをはっきり区分する考え方を徹底する必要がある。」と結論づけている。

単能化によって生じる自已疎外状況を、仕事以外に〃生きがい〃〃趣味〃なるもので代償を強制しているものであり、逆に賃労働によって生じる矛盾を労働者の全生活にまでおしかぶせるものである。独占資本の延命をかけた人材開発政策は人間の徹底した画一化と専門化をもたらす。

そして、それが教育政策によって貫徹される際には、能力、適性という言葉によって人の単能化を要求するのである。

「期待される人間像」は、これを包みこむためのオブラートだと言えるだろう。

### 一―四　後期中等教育の多様化

'65年不況は中小企業部面を激しい恐慌に巻き込みながら、大企業部面は恐慌に陥ることなく、'65年末より再び上昇局面をむかえた。

そしてまたGNPは'65～'69年で5.5%－12.9%－14.3%－18.3%という高度成長を示し重化学工業は世界的生産力に達し、貿易収支は黒字に転化し、東南アジア・南朝鮮への資本投下を大量に行なった。更には東アジアにおいて、中ソを除いて最大の軍事力を有するまでに至ったのである。

そして重化学を基盤とした独占企業による支配、そして海外への経済侵略、国内における軍事力増強と政治反動の激化を通して、帝国主義の危機の時代の始りに対処せんとするのである。

65年不況の克服は、第一に主要産業が自動車、家電などの耐久消費材と公共投資関連部門へ波及し、構造の転換がはかられたことである。

第二には、ベトナム戦争による特需拡大を直接的インパクトとする輸出の拡大である。

この要因としては国内重化学工業の生産力高度化、低賃金による国際競争力強化があげられる。またアメリカをはじめとする資本主義各国のインフレ的景気上昇により、相対的に競争力も高まったのである。そして世界的大企業と激しい国際市場争奪戦を行うまでになった。

第三には「新産業秩序」を確立しようとする政府の政策とあいまって、大企業の集中合併を通して過剰部門のスクラップ化を促進していく。そして独自の帝国主義国として競争対立に入ることを前提に徹底的合理化が強行され、独占体制が徹底的に強化されていった。

### (1) 期待される人間像

一九六六年十月三一日「後期中等教育の拡充について」において先に挙げた戦略的教育計画が更に具体的な形となって現われてくる。答申は、一、後期中等教育の理念　二、後期中等教育のあり方　三、後期中等教育の拡大整備に伴う諸問題の三章で構成され、別記として最も核心的な「期待される人間像」が付記される。

まず第一に高等学校教育改善について、①生徒の適性、能力、進路に対応するとともに職種の専門的分化と新しい分野の人材需要とに即応するよう改善し、教育内容の多様化をはかる。②職業または、実際生活に必要な教養を、高等学校教育の一部として短期に修得できる制度を考慮する。③勤労青少年の修学を容易にするとともに、教育効果を高めるため、定時制と通信制の併修形態を拡大する。また定時制と通信制の課程を併置する勤労青少年のための独立の高等学校の設置を計画的に推進するとともに各課程毎の学校についてもその整備充実を図り、必要に応じて独立校とする。特に農村等に定着する勤労青少年のための定時制の課程については積極的に整備を図る。としている。先に挙げた戦略的ハイタレントマンパワーの開発の戦略がはっきりと見てとれるだろう。ハイタレントを統一的な教授内容、統一的国家試験により、「広く、早く」発見し、生徒の適性、能力、進路を早急に決定し、えり分け、産業界の需要に応じて人員を専門分野に配置していく。その教育は、迅速に効果的に進められねばならないのである。また当然のことながら早期に発見されたハイタレントに対しては、「知的、芸術的その他の面で高度の素質を有する者に対しては、特別教育の効果的に行なう必要がある。」と英才教育の可能性をも示唆している。

また高度成長下、義務教育体制の中で振り分けられ、最も安価な労働力として〃金の卵〃などともてはやされ、集団就職といった形で働いている人々、あるいは都市への人口集中に対し進む過疎の村々、そういった高度成長の矛盾、そういったものを覆い隠すものとして定時制、通信制の拡充、あるいは青年学級制度などがある。

女子については、「普通科目についても、女子が将来多くの場合、家庭生活においては独特の役割りを担うことを考え、その特性を活すような履習の方法を考慮する。女子の特性に応じた職業分野に相応する専門教育の充実

を図る。」

第二にそれに伴う諸問題として、①生徒の観察指導の教育→入学選抜への適用（内申書重視）を提唱し、試験による競争原理の浸透と相まって、中高生の個別分断、管理支配の強化、従順な子供の育成が策され、それ自体が、生徒の選分けの材料として用いられていくことから、殺伐とした状況が生まれ、少年の自殺者の急増若化といった形となって現われてくる。②また社会環境の浄化などともっともらしいことを云いながら、マスコミに対し、「各業界の自主的規制」の強化を要求してくる。

では上の様な方策をもってして実現されるべき「主体としての人間のあり方」＝理想像＝「期待される人間像」とはいったいいかなる〝虚像〟なのだろうか。「人間像」は、四章に渡って、一、「個人として」　二、「家庭人として」　三、「社会人として」　四、「国民として」ブルジョワジーにとって好ましい姿を描き出している。

第一に個人として、自由の第一の規定は人格の本質をなす自由は、自ら自分自身を律することができるところにあり、本能や衝動純化し、向上させることができるところにある。とし、第二の規定は、「自由の半面は責任である。」ということとする。また「畏敬の念をもつこと」と題して、「すべての宗教的情操は……、真の幸福もそれに基づく。」と述べていく。前者において、自由を完全に自律的なもの、責任という形に押し込め、本来的な意味での人間の解放という問題を歪曲していく。後者において「精神的な生命」＝聖なるものに対する畏敬の念をもつこと、それが「天地を一貫する道」であるとしていく。これは五章と考え合わせれば明らかに個々人が日本民族として〝万世一系〟の長たる〝天皇〟をイデオロギー的支柱として頂いていくということに他ならない。

第二に家庭人として、家庭を愛の場、憩いの場とすること要求してくる。「愛は自然の情である。しかし、それらが自然の情にとどまる限り、盲目的であり、しばしばゆがめられる。愛情が健全に育つためには、それは純化され、鍛えられねばならない。家庭に関する種々の道徳は、それらの愛情の体系を清めつつ、伸ばすためのものである。道を守らなくては愛は育たない。古い日本の家族制度はいろいろと批判されたが、そのことは愛の場としての家庭を否定することであってはならない。愛の場としての家庭を守り、育てるための家庭道徳の否定であってはならない。」とする。ここに論理の転倒が読み取れないだろうか。愛→家庭（純化・鍛える）→守り育てるために道徳。ここでいう家庭とは家族の単なるイメージ的云い換えに過ぎないのではないだろうか。別に「愛の場」としての家庭を全面否定するつもりは毛頭ないが、家庭における愛の歪曲こそが個々人の解放を妨げるものであると思われる。（「家庭なんか壊れても、もっともっと女は外に出ていけばよい。どうして家庭にそんなに固執するのか」（瀬戸内晴美））

また国独資の発展に伴う労働者の自已疎外の大量的発生に対して　大衆社会、大衆文化のうちにおいてなされるべき疎外の解消を家庭生活の中に転稼し、労働力のみならず、時間的にも収奪を強化していこうとする。そして、「家庭の構成員は自家の利害得失のうちに狭く閉ざされるべきではなく、広く社会と国家に向かって開かれた心をもっていなければならない。」と旧態依然たる家族制度あるいはマイホーム主義の国家への屈従。資本への屈服をうながしてくる。結語がまたすばらしい。「家庭における愛の諸相が展開して、社会や国

家や人類に対する愛となるのである。」人類皆兄弟、お父さん、お母さんを大切にしよう。式の発想である。美辞麗句で、オブラートに包み隠す中で帝国主義本国への愛がいかなるものであるか明らかであろう。それは侵略と反動とを許し、自らを暗黒政治の中に叩き落すことに他ならない。

第三に、社会人として分相応に割りふられた仕事に打ち込み、社会奉仕の精神をもった道徳的人格の形成を要請してくる。「われわれは自己の素質、能力にふさわしい職業を選ぶべきであり、国家社会もそのために配慮すべきであるが、重要なのは職業の別ではなく、いかにその仕事に打ち込むかにある。」としごく尤もらしく述べられているが、社会体制そのものが資本主義的であり、国家による選分けによって職業が決定され、その結果職業による様々な差別（給与、社会的地位　etc）が存在している以上、これは、新産業秩序の中における労働力の再配置、あるいは戦略的ハイタレント選抜、生徒を適性能力によって振り分け、差別選別していく中で、労働力を配置していくことを合理化しているにすぎない。また「社会福祉に寄与すること」として、「社会の近代化に伴う産業構造や人間関係の変化によって生み出される不幸な人々も少なくない。しかも今日の高度化された社会においては、それを構成するすべての人が互いに深い依存関係にあって、社会全体との関係を離れては、個人の福祉はなりたち得ない。民主的で自由な社会なおいては、真に社会福祉を実現するためには、公共の施策の必要なことは言うまでもないが、同時に吾々が所会の福祉に深い関心をもち、進んでそれらの問題の解決に寄与しなければならない。」とし近代社会の福祉の増進は、社会の発展によって生じた福祉への阻害要因、例えば、公害の問題などの核心点が、社会体制自体であることをカモフラージュし、協調と連帯の意識に基づいた〝参加〟によって一切が解決されるかの様に歪曲してくる。最後に「社会規範を重んじること」として、自由との関連において次の様に述べている。「社会の様々な弊害をなくすため、吾々は勇気をもって社会的正義を守らねばならない。社会規範を重んじ、社会秩序を守ることによって吾々は日本の社会を美しい社会にすることができる。そして、その根本に法秩序を守る精神がなければならない。法秩序を守ることによって、外的自由が保障され、それを通じて内的自由の領域も確保されるのである。」

「日本のもつ社会道徳の水準は遺感ながら低い。しかも民主化されたはずの戦後の日本においてその蔽害が著しい。これを正するためには、公共心をもち、公私の別を明らかにし、また公共物を大事にしなければならない。このように社会道徳を守ることによって明るい社会を築かなければならない。」

ブルジョワジー共は、自らのブル法秩序体系すらも破防法、自衛隊、公務員のスト権剥奪などにより破壊しておきながら、人民に対しては、ブル法秩序（帝による人民支配）に屈服し、遵守すること強要し、それからはみ出す自由は一切認めないことを宣言している。

最後に以上を総括し、イデオロギー的支柱として出てくるのが、第四章「国民として」である。ここでは、戦後的「民主主義」の中で、「資本主義」の中で醸成されてきた階級間矛盾、そしてベトナム戦争、産業界再編、大学における産学共同＝軍学共同、自衛隊兵力増強といった状況の中での階級間矛盾をカモフラージュせんがため、民族的一体観、愛国心のイデオロギー的支柱として天皇を前面化してくる。そして、その下に「すぐれた国民性」などと選民主義的意識をむき出しにし

侵略の歴史を、「世界の人々とともに平和と繁栄の道」と正当化し、人民を来たるべき七〇年代、八〇年代の戦争的情勢の到来に備え、民族的意識をむき出しにさせているのである。

　文脈に沿ってみていこう。第一に、「正しい愛国心をもつこと」が強調される。なぜなら、「今日世界において国家を構成せず、国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団」であり「国を正しく愛することが国家に対する忠実である。正しい愛国心は、人類愛に通ずる。」からであるとする。国家があっての国民であるから国家に忠誠を尽し、愛さねばならないと展開（すりかえ）していくのである。第二に、国家を愛するとは、「象徴に敬愛の念をもつこと」であるとし、「天皇は日本国および日本国民統合の象徴」だから国を愛することは「日本国の象徴たる天皇を愛することに通ずる」といい、ここに「日本国の独自な姿がある」と強弁する。明治以降、急速に進められた近代化政策の下で、人民支配のためのイデオロギーとして存在した、天皇・天皇制イデオロギー、その下での朝鮮、アジア侵略の歴史を「日本国の独自の姿」として美化、礼賛しているのである。しかも、日帝にとって、国内の階級間矛盾をおおい隠したためには、唯一、天皇制イデオロギーによって民族的一体観、国家主義的風潮を築きあげていく以外にはないのである。第三に、明治以降の「近代化」そして「富国強兵」海外侵略の血ぬられた歴史を「近代化史上において重要な役割を演じた」とし、それを遂行してきたのは「すぐれた国民性」を有していたからだとし、これを「再認識し、さらに発展させることによって狭い国土、貧弱な資源、増大する人口という恵まれない条件の下においても、世界の人々とともに平和と繁栄の道を歩むことができるであろう。」として、資源小国日本の帝国主義国として生き抜く道が、国際競争に勝ち抜き、「大東亜共栄圏」的、海外侵略の道しか残されていないことを宣言しているのである。

　この様に構想された「期待される人間像」が、実は、人民を、天皇制イデオロギーで縛り上げ、日帝の海外侵略にかりたてていくものとして、また、日帝ブルジョワジーによるアジア人民からの収奪を決定的に促進合理化するために現われてきているのだということをはっきりと見定めることができる。

### (2) 多様化

　こうして、「期待される人間像」というものが称揚される一方で、「生徒の適性・能力・進路に対応するとともに、職種の専門的分化と新しい分野の人材需要とに即応するよう改善し、教育内容の多様化を図る。」ということが具体的に要求される。

　それは、①高校普通科に理数科というエリートコースを、②職業高校に技能系学科が細分科された職種にみあって続出することを、六〇年代後半以降、結果するのである。さらに七〇年代に文部省が発表する「高等学校学習指導要領改訂案」には、「英才コース」が現出し、他方には、きわめて技能的なコースがみられるのである。

　しかし、「人格の完成をめざす」べきものとされる教育の目的と切断されたところで「国家社会の要請」に教育を全面的に従属させ、そのすきまを「期待される人間像」というかたちでとりつくろおうとも、それは、結局のところ、資本の利潤追求に全一的に従属した差別・選別教育ということである。現在、様々なかたちで明らかになっている高校教育の矛盾的現実のもっとも根本的問題性のひとつが、こうした〃教育なき教育〃であること

は、すでに明らかとなっている。

## 一―五　大学の再編

### (1)　教育系大学の再編

中教審は,'63・1・18「大学教育の改善について」答申し、「激しい国際競争に対処して、国家社会の要請に応える大学」へと大学を再編していくことを60年代の大学政策の基軸に据えたのである。

具体的には、戦略的ハイタレントの養成が日帝の延命の環となってくる60年代後半より資本家団体は大学の帝国主義的再編にやっきとなってくるのであるが、これに先行する形で、すでに50年代後半より、教育系大学の再編が開始されてくるのである。

すなわち、'58・7・28「教育養成制度の改善方策について」がそれであり、その後も'62年の教育職員養成審議会建議「教員養成制度の改善について」、'64年文部省令による「国立大学の学科および学科目に関する省令」による教員養成系の課程制への位置づけ、'65年教養審建議「教員養成のための教育課程の基準について」、'66年の同建議「教育職員免許法の改善について」と矢継ぎ早に攻撃がかけられてくるのである。

この「過程」「省令」「建議」により、教育系大学の目的大学化が推進されていくのであるが、これこそは、労働力の質にみあった大学の目的別多様化の突破口であり、教員に対する政治的規制の攻撃としてかけられたものであった。

すなわち、カリキュラムの目的大学化、教員養成のための一般性の軽視の上にたつ専門化によって全的にとらえるべき人間を個別に分断することである上に、カリキュラムをつめこむことで、学生の政治的関心の芽をつみとり、青年の思考と青春の時間を収奪することを意味するのである。

### (2)　大学の再編

日帝・ブルジョアジーにとって、大学の再編が決定的な問題となってくるのは,'60年代後半である。

すなわち、日帝の帝国主義的存立と,'70年代の激動を他帝国主義との経済的角逐のもとで勝ち抜くための大学の日常的確立とその基軸としての戦略的ハイタレントの養成が焦眉の課題となってきたにもかかわらず、'60年後半の大学斗争の嵐は、最も根底的なところから日帝による大学支配と学生管理を突き崩し、国策や国家目的に沿った一個の歯車となるために敷かれたレールを走りさえすればよいという資本の側からする大学教育の理想像に対する真向からの反逆、否定をたたきつけたのである。

われわれは、60年代大学再編の反動性と同時にその破綻性を、この大学斗争の大衆的、戦斗的爆発と、機動隊という暴力装置を使ってしか鎮圧することのできなかった過程の中にハッキリと見ることができるのである。

さて、具体的にみていくと、日帝・ブルジョアジーからする大学再編の集中的表現としては、経済同友会の'68・11・15「大学の基本問題」、'69・2・14の日経連「直面する大学問題に関する基本的見解」、同年7・18経済同友会「高次福祉社会のための高等教育制度」12・16日経連「産学関係に関する産業界の基本的認識及び提言」の中に顕著に表われている。

この一連のコメントの中には、彼らの大学支配の破綻と国家目的の忠実な遂行者となることを期待していた大学が、ブルジョアジーの寝首をとらんとするものに転じたことに対する恐怖心がにじみでているとともに、彼らの大学政策の本音が露見してしまっているの

である。

60年代大学再編は、50年代中教審路線をひきついで、行政権の中央集権化としての「大管法」にみられるような文相の権限と学長権限の拡大をもってする「国家による大学支配」を基調としている。

しかし、この当時はまだ，60年後半にみられるように、機動隊による大学自治への暴力的介入、強権的な自治破壊とまでは事態は深刻化しておらず、「大管法」の国会上程断念（，63・1・25）にとってかわって、悪名高い国大協（国立大学協議会）路線による大学秩序のブルジョア的維持が貫徹されていくのである。

すなわち、東大や京大における大管法斗争に対する「大量処分」に示されるごとく、国大協は、文部当局にかわる大学当局による管理体制の確立であり、国家権力の自已貫徹に他ならなかったのである。

すなわち，60年代基調としての「国家の大学支配」とその直接的表現としての文相、学長の権限強化とは、「大学の自治」とその骨格としての学生の自治に対する破壊攻撃を本質としていたということである。

次いで，60年代中葉の重要な攻撃として、資本の論理、要請に完全にのっとった形で、学寮、学館（学生会館）に対する管理強化と学費値上げ攻撃が連続的に加えられてきたことである。

60年代の高度経済成長政策によるインフレへの対処として、資本の論理としての「受益者負担主義」を一方的なおしつけんとしたものが、「2・18負担区分通達」であり、学費値上げであった。

又、自治破壊攻撃ー学生の個別管理強化と大学を国家目的に沿った形で再編してゆく攻撃としてかけられてきたものが、「〇管規」であり、目的別大学ー大学院大学構想であった。

こうした形で大学を資本ー国家の要請にみあったものに再編せんとする攻撃は大学自治との真向からの対決を不可避とし，60年代後半の全面的な大学闘争の高揚をもたらし、先述したように、中教審答申や日帝の大学政策を根底から揺るがすものとなっていったのである。

東大闘争、日大闘争は、「全共闘」という直接民主主義と「行動隊」的性格をもつことにより、〃コンミューン〃的質を有していた。東大斗争は従来の国大協路線下の「大学自治」の一切の幻想性を暴露し、学生としての存在＝労働力商品化を拒否し、闘いの普遍性を示したのである。

又、日大の闘いは、教育資本としての私立大学が産学協同路線の下に、完全に企業化している実態を暴露したのである。

こうして'60年代の大学再編は、一方において、「大学自治」の上からの破壊を通して、大学の中央集権化、産学協同、ブルジョア秩序の維持を貫徹しながら、「学生の自治」と闘いの存在によって、根底的な痛手を受けたのである。

日帝の大学問題の「解決」は、次章のごとく、機動隊という暴力装置の発動による強権的鎮圧の上にはじめて成立する、危機を更に醸成させるものであった。

### 一ー六 ,70年代中教審路線の現段階

,70 年代に入り、日帝＝政府文部省は、,71・6に「第三の教育改革」といわれる中教審最終答申を行なった。この答申は、四年間に亘る審議の末、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本政策」と題されており、この一環として、大学改革のモデルケースとして,74 年開校を目指し「筑波新構

想大学」が準備されてゆくのである。さてこの節では、’70年代の教育情勢の中で、中教審がどのような攻撃を行ない、その質は何なのか明らかにしてゆきたい。

⑴　中教審の大学再編―筑波新構想大学

’69年　新構想大学懇談会「新構想大学に関する大綱」に基づき、’73・10・1筑波大学が発足する。’70年代幕明けのこの筑波新構想大学の設置に、’70年代中教審の方向性が凝縮されているといっても過言ではあるまい。まさに筑波大学こそは、大学の管理強化をねらった〈中教審大学〉なのである。

さて、’70年代に入り、高度経済成長期での大学乱造のしわ寄せが起こり、多様化、複雑化した情報社会での国際的知識人、管理職を育成する新しい大学が必要になってくる。すなわち前出の「新構想大学に関する大綱」において、大学像としては、「創造的知性と総合的な計画、管理能力の開発、育成と、時代の多様な社会的要請に対応できる〃開かれた大学〃、つまり情報化社会をひらく大学像の創造」が急務となる。そして現行の大学の形態をより資本にとって効率的合理的な産業予備軍としての学生を産出するために、教養部制度の「発展的解消」を推進し、「一般教育課程は……大学の前期二年間に集中して履修させる現行制度を改善する必要がある。つまり専門教育をはじめから重視し、それに対する関心や問題意識をもつにともない……一般教養的な関心を拡げてゆくという方式をとる。」とし、専門教育の徹底化とそれに伴ない「戦後教育でもっとも軽視されてきた英才教育に本格的に取り組むため、高い能力を持っている学生には「飛び級」のごときものも考えている。」のように、能力主義の前面化、具体化が行なわれようとしている。又、管理、組織面でも、「給与システムは年功序列型ではなく、研究、教育能力に応じたメリットシステム（効果算定の制度をとる。」」とし、「国内のみならず海外の大学、研究所とも連携して人事と研究教育の交流を促進する。」としている。又、「大綱においてもう一つの特色は、研究教育と管理行政との分離が掲げられ、「最高意志決定機関として理事会は、教授、大学行政経験者、及び社会的有識者をもって構成し、その半数以上を学外の学識経験者をもってあてるべきである。」とし、「学長室の下に調査企画部、連絡渉外部、事務部を置き、これらの部門のリーダーとして、大学管理システムは必ずしも研究者、教育者のみから構成される必要はないので、すぐれた経営能力を持ち研究教育にも豊かな知識を持つ教育行政官や産業界出身の人材を含めて、大学という組織のマネージメントに専念できる人材を導入すべきである。」と述べている。又、学生自治に関しては「非常に性急な、あるいは安易な直接民主制を前提とした学生参加は基本的な誤りであって、昨今巷間に流布している学生参加の形式的な制度改革は、大学を新しい社会のモデルとするよりは、むしろ全体主義社会の悪いモデルに低下させる危険がある。」と述べ、学生自治を真向から否定している。

以上の「構想」を要約すると、新しいタイプの大学として、

①　「開かれた大学」として、総資本の要請に答え、大学と企業の人事交流を図る。

②　大学の運営を「研究、教育」と「管理行政」とに完全分離し、その上「研究」と「教育」を分離し、科学技術の促進を行なう。

③　「専門的教育」を偏重し、一般教養を廃止する。

④　大学の管理機関に学外者を入れ、その上部管理機関に権力集中している。

⑤　教官人事を能力主義的効率的に行なう。

ということになる。

①に関しては、60年代高度経済成長期における総資本の要請に基づく大学の乱立が、学生の粗製乱造による学生の質的低下＝教育効率の低下をもたらし、「教職員・学生」の中に、「大学の自治」、「大学の独立」などの社会とりわけ総資本にとって「閉ざされた」概念が成長した事により、大学制度それ自体の見直しが要求された事に起因している。それは大学を資本と直結させる事により、企業人の再教育及び労働者予備軍としての学生の教育を通して総資本に役立つ人間、総資本に益をもたらす人間（とりわけ、主眼としては、情報化社会における国際競争に勝ちうる能力をもつ人間）の産出をねらっている。すなわち徹底的に人間個人の欲求におけるあるべき「労働」を疎外し、個人の意志を完全に総資本側がとり込み、コントロールするという「教育」を用いた洗脳に外ならない。

②に関しては④と関連して、完全な機能分離する事により、教職員・学生の管理支配をより強力に推進し、文部省の息のかかった学外者を導入する事により教職員―学生を分断支配し、中央集権化を確立しようとしたことである。すなわち、今まで、不完全な形であれ「教職員・学生」の手にあった「大学自治」を政府文部省の息のかかった管理行政官を学外者として導入することにより奪い去り政府文部省が大学を直接統合することにより、学生活動の圧殺資本主義イデオロギーを大学間において完全に貫徹しようとしている。

③に関しては、学生の専門的単純化をより促進させ、学生の政治活動を制限、禁止する事により、能力主義と相関して期待される人間のより効率的産出を行なおうとしている。①同様、現在の大学教育体制の中では、国際競争にかち抜く高い専門知識を持つ学生は育たないという総資本の側の反省のもと、より専門分野の強化、及び、総資本を直結する「研究」部門の拡大を行なう事を意味しており、学生の主体的学習を否定し、反資本主義イデオロギーのもととなる、人文社会学部門を行なおうとしている。

⑤に関しては、教職員のより具体的な管理の強化、締めつけとしてある事に注目せねばならない。教職員の中に完全能力主義を導入し教職員の分断間に競争の持ち込みを計り、管理を強化し、学生に対する対応さえも統制されるという恐るべき体制である事に注目せねばならない。

以上のような「大綱」に基づいて、73年筑波大学は発足するのである。さて実際設立された筑波大学はまさにこの大綱を余す所なく踏襲している。筑波大学の現状を見てみよう。筑波大学は組織としては、研究組織と教育組織とに機能的に分類され、教育組織は学群、学類、大学院、研究組織は、学系・特別のプロジェクト研究組織に区別されており〃両者を有機的に連携させ〃〃教育と研究をより合理的に推進〃するとしているが、教育・研究の分断により、後者の優位という事が必然的に導き出され、前者の専門分野としての後者への従属という図式がここで可能となる。

管理体制としては、初めて「副学長制度」を導き、これに学外者を導入している。前述「大綱」における管理強化・中央集権化の実践である。「大学自治」あるいは「学生自治」に極度に敏感となっている政府＝文部省は、筑波大学において「学生自治」の切り捨て、形骸化を策したのである。筑波大学生便覧より少々長いが引用しよう。「筑波大学における学生組織及びクラス連絡会議に関する要項」において、〃大学は、学術研究と教育の対である。研究と教育がその本来の機能をはたす

ためには、大学は現実の社会に行なわれているイデオロギー的政治活動や宗教活動等にあくまで中立的ないし客観的立場を保持しなければならない。あらゆる学問研究はその対象に向かって批判的客観的態度を保持しない限り、真実ないし真理の探求は不可能である。又、教育への還元もこのような科学的態度ないし方法の基礎の上にはじめて可能である。従って上記、意見交換等の公的な場において現実社会の具体的な政治宗教等にかかわる諸問題は議事の対象から除外されるのは当然である。〃とし学生の組織、クラス連絡会議等での政治討論、活動の禁止を強調している。そして〃従ってとりあげるべき議事内容はおのずから学生の学園生活、学習（教育活動）、課外活動、及び行事等に限定するきである。〃という然るべき思想統制、政治活動の禁止を行なっている。そして、「大学の自治と学生の自治に関して」の項では、〃学生の自主的・自治的運営にかかわる組織であっても、それは研究教育の場としての大学の自治組織の範囲内で組織され、機能するものであるから、無制限の自主制や自治が保障されるわけではない。〃とし、学生自治を否定し、管理強化を行なっている。具体的には、集会等の制限、文書等の掲示・配布、拡声器使用も制限されており、実際、筑波大学では自治会は存在せず、政治活動の極端な圧殺、学生の自主的活動の圧殺、思想統制の強化により学内での集会さえ不可能な状況であり、，78年においては、学外集会が開かれる等異常な状態が存在している。

また学内管理に関しては、副学長である、福田信之がかくれた「陰の学長」として君臨し、最右翼（文字通りの）として学内管理を行なっている。彼は、産官学協同のシンクタンク団体である「国際科学振興財団（法人）」の役員をかねており、勝共連合の対文化人大学教授工作機関である「世界平和教授アカデミー」の一員である事からも、学内における「教職員、学生」の右翼的管理「粛清」は目に余る程であり、彼こそは教育大学内において、最もこの「筑波大構想」推進の一翼を担ったのである。

以上批判的概説を行なってきたこの筑波大は真に〃70年代の新たな中教審攻撃として、認識できるであろう。最後に筑波総合学園都市の隣接国有地に、今年科学技術庁工学院に属する研究機関が移転し、益々研究都市の様相を呈してくるとともに都市機能の整備の遅れをとりもどすために、「国際科学博」を学園都市で開催する考えが省内にあり、これにより科学研究の総合都市としての「国際的脚光」を浴びる事も必然であり、〃世界的水準の、世界的、研究教育施設を持っている都市〃として文部省も世界的評価を得ようとしている。住民を完全に疎外した都市構想といわねばならないであろう。近代的都市ビル群と周辺に出来つつある市街地区のパチンコ屋や飲食店群との対比が、都市構想自体の人間疎外、周辺住民疎外を示しているように思えており、これと軌を一にして財界の調査機関「日本経済調査協議会」が「生涯教育」の必然性を提言しているのは象徴的である。その内容は〃学校教育の偏重打破〃〃社会に開かれた大学〃〃従業員が自由にいろんな教育を受けられるよう企業側が援助〃等と言っている。これは、学校教育の限界性を悟った総資本が技術革新の早さに即応する人材、管理者育成のために、①産学協同の促進と②労働者の再教育をねらっているのである。②については、最近企業大学が出現し、豊田工業大学（トヨタ工場）が開校申請されており、大手電機メーカーのソニー及び、松下電機も大学構想を持っている事があげられる。

また、「生涯教育」の一貫として、放送大学構想も始動している。

「社会に開かれる大学」の一環として、'73年文部省の放送大学研究会は「放送大学」の基本構想をまとめた。同大学は働く若者や主婦に対し、テレビ・ラジオの講義、地域センターでの演習、実験などを通して四年間で大学卒の学士号を与えるものである。'79年には放送大学学園試案が提出された。これによると学園に理事長・理事・監事と理事長の諮問機関として運営審議会を置き、理事長、監事運営審委員は文相任命で、学長も文相が任命するというもので「放送大学」の管理行政部分は、まさに筑波大の構想と同一であると言える。「放送大学」は「現代人の疎外の克服」という名目をちらつかせ、その実、先取り的に労働者大衆を満足させ体制内に取り込みラジオ・テレビというマスメディアを用いて広く大衆に開くものであり、番組の政治的中立を守る事は難しく、逆に国家イデオロギーのマスメディアの独占使用、政治的偏向教育の方向性が存在している事に危機意識をもつて注目せねばならない。

(3) 能力主義の更なる強化・徹底

ー 新しい高校像 ー

'70年代後半に入り、新しい高校像の模索が始まった。'75・12、自民党文教部会は、高校制度と教育内容に関する改革案を発表した。これは高校に純然たる「単位制」を導入するもので「できる子」「できない子」など高校生と学校自体にはっきり格差を認める立場をとり、三年未満で単位を修得したものは特別な授業を学校内外で受けられるようにし、成績優秀者には大学の教養課程を一部履習できるようにする反面、「ついていけない生徒」の対策として、「特別な学級、学校」を用意するなど完全なる能力、差別選別主義を貫徹している。また、'79・6・14 都道府県教育長協議会「高校教育開発研究プロジェクトチーム」はその研究成果を「多様な高校教育」像として、次のように報告した。

①無学年制の単位制高校
②集合型選択制高校（いわゆる高校団地）
③全寮制高校
④普通高校出身者などを対象とした単位制職業科高校
⑤中高一貫教育の六年制高校
⑥社会機能を備えた地域に開かれた高校

この④は、既制の職業高校卒業生などに技術教育の為の専攻課程を設け、就職前の事前教育を行なうという事である。この報告に関しても①にみられるような能力主義の貫徹、③にみられるような初期段階からの全人格的教育、④⑥のように「開かれた高校」の名目のもと、産・学のより有機的結びつきを進行させている。

さらに'78・8・21 にNHKテレビに於いて、福田首相が、「世界を追い越すためには、英才教育を考えねばならない時期に来ている」として、「英才教育論」を提言したが、「英才教育」自体その他の学生を切り捨てさるという差別的な能力主義に貫ぬかれている事を認識せねばならない。この背景には、'65ー'70 年において企業側の意向をとり入れて作られた、各種学校、理数科、高専、ことさらに、職業高校における矛盾が露呈し希望者が激減したという事実がある。しかし、これと軌を一にして去年一年間で高校退学者が高校生中二・八％（四五二千人）も存在している事、学生自殺者の低学年化と激増が顕在化している事に注目せねばならない。これはまさに、政府文部省の教育体制の徹底的矛盾を暴露しているのである。高校ドロップアウトの

激増に対する「高校生の数も多いのだから、退学する学生もあるだろう。」という文部省発言に、その腐敗性が余す所なく語られている。

(4) 国家主義イデオロギーの復活

,70年代後半に入り内政面では、有事立法、弁護人抜き裁判、天皇即位五〇周年式典など、国家主義的天皇イデオロギーの復活が叫ばれている中、教育における国家主義イデオロギーの強制も策動されている。,77年において文部省の新学習指導要領案をまとめ、その中で「君が代」を国歌化、音楽教科書の第一ページに掲載させ、天皇賛美を児童・生徒に徹底させる意図明白である。更に,78・8・28 砂田文相は日本記者クラブで講演し、「戦後教育はスタートで過ちを犯した。それは能力主義を否定し、平等主義偏重におち入った事だ。戦前の教育勅語にもよいところがあった。」と正面から戦後教育を批判し、戦前の軍国教育を賛美する発言を行なっている。又、教科書においては、「歴史を動かした人々」として「英雄論」を持ち出し、「神話」の掲載等、天皇制イデオロギーを肯定し、国家主義的排外主義的傾向を色濃く出している。これは、天皇制イデオロギーを持ち出す事により、民族的団結を鼓舞し、排外主義を増長し、帝国主義延命策たる海外侵略及び侵略戦争の正当化を策しているのである。

最後に、今年において福岡県の高校の音楽教師が「君が代」をジャズ化したことにより免職させられたが、同校では、天皇の和歌をプリントとし配布し、「世界が平和なのは天皇のおかげ」と授業でうたい、「憲法の無効性を書け」などというテストをした教師が、何ら処分されていないという事実は、現代の教育界を象徴してそら恐ろしくなる程である。

(5) 共通一次試験の問題点

,72・10・6国立大学協会(国大協)の入試調査特別委員会が大学入試改革の大きな柱となる「共通テスト」について初めて具体的な全国共通一次試験の基本的な構想を中間報告し、,75・3 文部省大学入試改善会議は、国立大学入試期日一本化、共通一次と同時実施が望ましいと報告した。その基本構想は、

① 二期コンプレックスといったいわれなき格差が社会的となっている。

② 一・二期校の間には専門分野に大きなかたよりがあり、必ずしも受験生の志望を適切に生かしていない。

③ 一・二期のダブリ合格者が出て、国立大にかなりの欠員をうみ、地元入学者が減っている要因となっている

としている。

,76年国大協は共通試験実施を決定、国大協の共通試験構想が明らかにされ、共通一次と各大学独自の二次試験の二回に分け両方を総合的に判断して入学者を選抜する事が決定される。こうして,79年共通一次が実施されたのであるが、学校格差は又もや広がる様相を呈している。根本問題は、総資本の側に有効な教育体制が存在し、支配者側が教育を掌握する限り存在し続けるものである。我々はこの共通一次を通じて「期待される人間」の産出のための教育の効率化を目論む政策と見ねばならない。具体的には,77年に設置が決定された「大学入試センター」が入試状況を中央で統轄するという事実を見れば、新たな教育の帝国主義的再編と見る事ができる。(中教審がこの年再開した事も暗示的である。)

ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー

一ー一から一ー五までは、主に『中教審と教育改革』ー横浜国立大学現代教育研究所編ーより抜粋。

# 第二節　学寮をめぐる情勢

## 二ー一　学寮をめぐる情勢

70年代に入り、一節で述べたとおり新たな形の中教審攻撃が行われている。学寮に関しては、「筑波大学学生寄宿舎」型の攻撃がかけられてきている。ここでは筑波型学寮解体再編攻撃の本質を明らかにしてゆきたい。

まず筑波大学生寄宿規則をみてみよう。

「第三条　学生寄宿の管理運営の基本方針は厚生補導審議会の議を経て学長が決める。」

「第四条　学生寄宿の運営業務は公益を目的として設立された法人に委託して行わせる。」

「第一三条　入居者が私生活のために使用する電気料、水道料、暖房費等の経費は入居者の負担とし、法人の指定する日までに納入せねばならない。」一六条・一七条では、〃退去命令〃を学長が命ずる事ができるとし、

「第一八条　学長は必要があると認めるとき学生宿舎を閉鎖することがある。」

以上を見ても解かるように、日帝=政府文部省は、新たな新寮攻撃として、「建てさせない」という恫喝と共に「条件」をのませて学寮の質を変化させる。すなわち①学寮を完全なる教育施設として学生宿舎とする。②負担区分は完全寮生負担とする。（例えば、電気、ガス、電話料の基本料さえも舎生が払っており、また共通棟（娯楽施設）及びテニスコートが設置されているが、これは共益費として舎生から先取りされており受益者負担が完全に貫徹されている。）③寮自治が否定され、入退寮銓衡権が大学当局にある、という三点を主柱としている。①では具体的には、「学寮ではなく学生宿舎であり、安アパートを構内に提供している。」（学生課長）と発言する一方、「部屋は部屋以外の目的には使ってはならない。」「掲示は全て許可がいる」等を見てもわかる通り、極度に再編強化された〃学寮〃として筑波大学生宿舎をとらえられる。又、②に関しては、宿舎内全て個室で、電気の個別メーターが各室に備えられている事を見ても明らかである。すなわち、共同性の完全な崩壊、自治の完全な破壊をここに見るならば、日帝文部省=中教審の「あるべき学寮」の姿がここに凝縮されているのである。次の項ではこの筑波型学寮解体再編攻撃が現状で全国学寮にいかに貫徹され、どのような闘いが展開されているか述べてゆこう。

## 二ー二　現在的な学寮の三様態

まず、全国各地の学寮を見ると、大別して次の三つのグループに分けることができることを見てとろう。

(1)旧寮ー寮生に自治権があり、老朽化の進んだ旧式の木造寮

(2)新寮ー寮生に自治権があり、比較的新しく当面建替不要の寮

(3)新々寮ー自治権はかなりの制約があり、食堂無し、個室のいわゆる筑波型の非常に新しい寮

次にこれらのそれぞれについて見ていってみよう。

(1)旧寮（東北大では、明善・如春・松風・昭和舎、（有朋）がこれに入る）「北大女子寮」、「秋大明和寮」、「福島大葵寮」、「学芸大小平寮」、「京大吉田寮」、「信州大思誠寮」、「広島大山中寮」、「熊本大旧寮（男子寮、女子寮）」等がこのグループに入る。

このグループは、一般には、負担区分が明確にうち出されている所が少なく、ほとんどが全額国庫負担か、全額寮生負担のどちらかになっていることが見てとれる。また、食堂

風呂もほとんどがついており、寮の自治権を寮生が握っている。

ここでは、いかに運動したかによって負担額が、全額国庫負担となったが、全額寮生負担になったかが決定されたと見てよい。

（表(1)－①、(1)－②参照）

(2)新寮（東北大では日就寮がこれに入る）

「小樽商大智明寮」、「岩大同胞寮・自啓寮」「東大三鷹寮」、「東大白金寮」、「農工大欅寮」、「茨大水哉寮」、「群大啓真寮」、「宇大志峰寮」、「宇大雷鳴寮」、「京大熊野寮」、「阪教大五月ケ丘寮」、「阪外大花園寮（旧寮）」、「奈良女子大学生寮」、「九州芸工大学生寮」、「琉大海邦寮」等がこのグループに入る。

このグループの寮は、'60年代から'70年代前半に建てられた寮がほとんどで、2・18負担区分通達の○○大学版を条件として強容された寮であり、その運動のいかんにより負担区分の現状は実にまちまちである。また、食堂、風呂もあり、自治権も寮生が握っていて、居室も二～四人部屋となっている。

（表(2)－①～④参照）

(3)新々寮（東北大では、以文寮、霽風寮がこれに入る）「山形大紫苑寮」、「学芸大大泉寮」、「茨大吼洋寮」、「群大養心寮」等がこれに属する。

このグループの寮は、2・18負担区分通達の徹底的な貫徹と、食堂なし、個室化、入退寮選考権の著しい改悪等の自治への大学介入また、個室には別個メーターのついている（大泉寮）といった、個別分断、管理支配体制の強化とがうかがえる。このように新寮条件に新寮の自治権を奪いとろうとする動きが顕著であることに注目しなければならない。

これら一連の改悪攻撃は、最近では、老朽寮を建て替えるときの建て替え条件としてうち出されてくるのがほとんどすべてである。新々寮といわれる寮は、建設年度が'74～'75以降である。この'74～'75年を境に、年間に建て替えられている寮の数が一〇～二〇程度だったものが、三～五程度になっている。特に'74には、新寮予算は降ろされていない。このことから文部省が、条件面で譲歩しても寮を建てていく姿勢から、徹底した条件攻撃をかけ、建て替え予算を降ろす寮の数を激減させる姿勢になったのは、この'74～'75を境としていると見てとれる。

（表(3)－①～④参照）

## 二－三　学寮の意義の破壊の現状と全国の寮の破壊の現状と全国寮生の闘い

それでは次に、最初の章で詳しく述べられている寮の意義にたちかえってみて、現実がその寮の意義をみたしていないばかりか、不十分性を改善していくどころか、さらに改悪の方向へもっていこうとする攻撃がかけられている昨今であること、また、その現実を、どのようにとらえなければいけないかということについて言及していこう。

寮の意義の二本の柱としては、学ぶ権利の具体的保障物（特に経済的な面での就学への不平等の撤廃）としての厚生施設であることと、多くの学生と生活を共にし、団体生活の中で、人格を形成し、さらには、その矛盾の根源の最先頭に立ち推進させる立場に立てる人間を生み出そうとする教育に対抗し、矛盾を暴露し、否定したりしてゆく反教育施設としてあることがあげられよう。

前者の意義を具現化するためにも、負担区分は撤廃されるべきなのである。生活費、学費等、就学に必要な資金のために、家族に負担がかかるばかりではなく、アルバイト等に

就学時間、自主的活動の時間がさかれ、ひどい場合には、大学進学を断念したり、中退せねばならない場合すら起こりうる（事実、学費を苦に親が自殺とか、アルバイトが多すぎて留年してしまうとか、兄弟全員を大学へやれないので、兄が大学進学を断念して、弟を大学へやるとか、それほどめずらしい事ではないのである）。

後者の意義を具現化して行くには、体制の管理支配の下での生活を受けいれず、自主的に生活を運営し、自らを自らが治めていく、自治を貫くことが第一条件なのである。私たちは、戦前・戦中を通して体制の下に掌握された学生生活の中で体制の期待するところの軍国主義のにない手（先兵）を生み出していかされた、あの苦い過去を忘れてはいけないのである。その意味でも、自治、自主管理、自主運営は大切であり、守り抜かねばならない。これに対しては、舎監を入れて、学生生活を管理しようとしたり、入退寮選考に大学当局が関与し、適する人間、適さない人間を（矛盾だらけの体制に都合のよい判断基準に基いて）判断し、入寮を許可したり、退寮勧告したりしようとして来ている。

現状を見るという意味で、もう少し、これら寮の意義に対抗してかけられてくる具体的な攻撃に目をうつしていってみよう。また、以下のさまざまな攻撃も「中教審　＝筑波化＝寮解体再編攻撃」、「期待される人間像」等に、その本質が隠されていることを認識しておこう。

まず、現体制維持、資本重視の帝国主義的予算配分により、体制の矛盾を否定してくるような、体制にとって都合の悪い部分には予算をおろしたがらない政府であることを認識する。帝国主義の強化を図る現体制に対立し、反教育施設を自称する戦斗的な学寮に対しては、体制が、その解体、再編をねらって来ている。そのため、これらの学寮予算に関しては、十分な予算がおろされていない（反面、防衛大、等の完全に体制の支配下にあって、体制の意図する教育ができ、　期待する人間を生み出しうるところには、他の学寮に比べて十分な予算を与えていることに注目せよ）。次に、大学の学内予算中に、学寮、学生生活保護のための予算を十分にとろうとせず、学生の立場に立って大学をあげて学寮予算を勝ちとろうとしないばかりか、体制の御用機関になりさがりかえって学生に、体制の言うがまま、負担をおしつけてくる大学当局がある。このため、'64・2・18の負担区分通達は、公私の論理（「使った分は使った者が払え、払えない者は使えない者なのだ!!」という論理）に貫かれている。これは明らかに、経済的な差による就学への不平等の解消という、本来の学寮の意義の一面を守る動きに対して、真向から敵対してくるもので、許してはならないものである。また、これは公、これは私、という具合にはっきりと区別する概念を導入することで、体制が管理支配体制をつくりあげることの口実を作っているという現実も見のがしてはならないことである。また、新寮建て替え条件としてうち出されてくる食堂、風呂なしというのも、食費が生活費の大半をしめる学生には致命的であり、学生の生活費はかなり上がり、まるで、〝貧乏人には、大学へ来ずらい状況をつくってやるのだ〃とでも言わんがばかりである（「来ずらい」というのは、奨学金等の手段を残しているという意味である。しかし、この奨学金制度も、体制従順な人間にのみ与えるというものであり、経済的なものを使って、政治性、イデオロギーの強要をし、従わなければ、奨学金をうち切るといった恫喝を含んでいるものである。学生の生活費を上げ、奨学金依存

度を高めておき、イデオロギー的な強要、体制従順性の強要を行なうものであることを確認せよ）。のみならず、このような、多くの寮生が日常的に顔を合わすような場所をできる限りなくし、それぞれが個別独自に生活しているような意識をもたせ、自治意識、団結力をだんだんと希薄な物としてしまおうという意図が見え見えなのである。この自治意識、団結力を失った時こそ、私たちは、個別に体制に管理支配されてしまい、批判すれば、それぞれ個別に弾圧されるようになり、闘う力などこれっぽっちもない骨抜きの状態にされてしまうだろう。部屋の個室化についても、やはり、個人という意識を逆に利用して、団結力、自治意識のひとつのバックボーンである日常的親密的つながりをまずは崩そうとしているものなのである。新寮建て替えに関しては、建て替え条件（条件自体については、上に若干のべた）をのまなければ、建てないなどのことをよく言って来て、条件だらけの骨抜き寮か、さもなければ、物理的崩壊による廃寮かを迫ってくるまさにハレンチきわまりない攻撃を許してはならないのである。しかし、条件だらけの骨抜き寮を認めてしまい、厚生施設であり、反教育施設であるための寮を、体制に従順な、体制に〃期待されているところの人間像〃そのもののような人間を生み出すような場へと落とし込めてしまうことは断固として否定されなければならない。くどいが、厚生施設、反教育施設の意義をかねそろえている寮を断固として要求し、大衆的に実現させて行くことが必要なのである。

特に、負担区分に関しては、「北大女子寮」「京大吉田寮」、「広島大山中寮」（以上旧寮）、「小樽商大智明寮」、「京大熊野寮」（以上新寮）においては、事実として、水光熱費の全額国庫負担（北大女子寮のガス代は例外）を勝ち取っている。また、「東大三鷹寮」（新寮）でも暖房費が95：5、風呂燃料費が65：35、その他電気、ガス、水道料は全額国庫負担である。「群大啓真寮」、「東大白金寮」、「宇大志峰寮」、「宇大雷鳴寮」（すべて新寮）等は、比率ではなく、絶対額で（それも、ほとんどが国庫負担に近い形で）寮生負担をおさえている。ある比率で負担区分が決定されているところも、その比率が、力関係（当局と寮生どちら側に、どの位、決定を左右できる力があるか）によって決定されている（つまり、公私の論理に基づいた比率ではない）ところも多く、必ずしも、2・18負担区分通達のその大学版がまかり通っているところばかりではないのである。また、これらの大学の負担区分も、寮生を中心とした学生の主体的かつ広範な運動で勝ちとられて来たものであることは、言うまでもない。

次に、旧寮の例として、特に「京大吉田寮」を見てみると、先に述べたように、水光熱費は、全学国庫負担を勝ち得ている。これも吉田寮を中心とする大衆的高揚の中で勝ちとられたものである。吉田寮では、現在（79・8）そもそも全額国庫負担であったガス代について、炊夫労働状態改善のために、従来のまきによる炊飯から、ガス炊飯器を'78・3月に克ち取って以来、このガス代を寮生が負担しろという大学当局の攻撃と対決している。この吉田寮の闘いも、学寮の厚生施設としての機能を確保するためにも、当然かつ、必然の闘争であり、我々日就寮の暖房費闘争と、全く同じ性質のものであって、負担区分撤廃の強力な闘いなのである。

新寮のグループをながめてみると、「宇大志峰寮」の闘いが目にとまる。ここでは、暖房費は現在全額大学負担を勝ちとっている。'60年代から、数度の団交のすえ、'71・'72・'73年の長期的な闘いの中で、最終的に全額

国庫負担（暖房期間九一日）を獲得している。また、燃料費に関しても、'74年に始まり、'75年に広範な闘争を展開し、風呂停止、食堂停止の暴力的圧殺にも屈せず、断固として闘い抜き、大衆的な運動で、当局を包囲する中で受益者負担、公私の論理を打破、ついに、'78年3月に、「可能な限りでの公費負担」の確約をとり、その後、食堂も、風呂も再開されている。その他、電気、水道料金も、両方で寮生一人当り月三〇円と、負担区分を絶対額でおさえている。

その他にも、「京大熊野寮」でも、電気、水道、ガス代および、暖房費を、当局の不当な攻撃に対して、不払い（そのために、暖房に関しては、そのストップ攻撃をもうけた）闘争をも辞さずして、闘い抜き、全額国庫負担を勝ち得ている。そして、現在、舎費、燃料費に対しても撤廃を主張している。また、特に、炊夫問題に関して闘いが盛り上がっている。

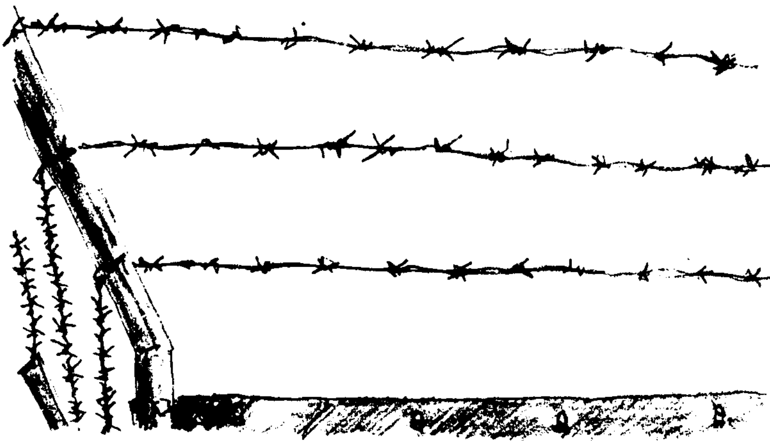
新々寮のグループは、自治破壊、受益者負担の強要等の諸条件のほとんどすべてをのんで建った寮ばかりであり、どれを見ても、負担区分は、2・18負担区分通達そのままといってよい。また、個室化されており（二人部屋が数室認められているところもある〔これは、条件面で多少当局に譲らせたものである〕例えば、「学芸大大泉寮」）、食堂はない。また、何らかの形で、入退寮選考形態も改悪されており、事実上、選考に大学が介入しているところが多い（「山形大紫苑寮」、「群大養心寮」等）。この意味で、寮の意義の改体再編攻撃を実際に認めてしまったという点から、今後の闘争を考える上での問題に、大きなものをかかえ込んでしまった寮といえる。

東北大学の負担区分はどうなっているかを見てみると、新寮である日就も、新々寮である以文・霽風も、旧寮である明善・如春・松風・有朋も、電気代は6：4で力関係により'60年代に固定化された数字であり、水道代は基本料（これは大学負担）以外は、全額寮生負担、風呂燃料費は全額寮生負担となっているなど、暖房費以外の負担区分は、ほとんど同じである。旧寮に属する昭和舎は、電気代5：5、水道代も5：5（基本料は全額大学負担）であり、その他は他寮と同じである。これを見ると、東北大学の旧寮にも、2・18負担区分通達の東北大版が、不十分ながら適用されているといえる。これは、新寮に対する条件が、暖房費を除いて、そっくり旧寮のものと同じになっているのである。新々寮のそれは、負担区分は、すでに建て替わっていた日就寮に同じくするということで建てたので、さらなる2・18負担区分通達の貫徹はまぬがれている（といっても、もともと日就なり、旧寮の負担区分自体が、2・18負担区分通達の東北大版であることもあり、条件としては、さほどよいものではない）。暖房費に関しては、旧寮に関しては、全額寮生負担である。新寮の日就は、46.5：53.5であり、以文、霽風は、建替条件が、「現行日就並」ということであり、この日就並が、その数字を当時の比率決定に用いた面積算定法（＝公私の論理そのもの）か、46.5：53.5という比率かということで当局と寮生間でもめており決着がまだついていないという訳である。学寮の意義を守り、負担区分をしかれている我々にとってもうこれ以上は譲れない最低の妥協的であるといえよう。（しかし、これはもちろん、現在の力関係のもとでは、ということであり、私たちの主体的な運動のもり上がりの中で寮生負担率ゼロまで持って行くべきものである）

また、資料の中でも、「群大看学若葉寮」のように、すべての経費が全額国庫負担（舎費、一日三食の食費、おまけに学費まで無料

で、自治会費のみを徴収する）のところまである。一般にも社会福祉施設（養老院、孤児院、身障者施設等）や、老人医療等を見てもわかるように、受益者負担の論理があたりまえではないのである。ようは、何があたりまえで、何があたりまえでないのかは、運動の中で変化してゆくものなのである。この意味でも、寮の意義をしっかりとふまえて広範な主体的な運動をつくってゆき、広く多くの人々との連帯の力で大学を包囲し、政府、文部省を包囲してゆく中で、条件撤廃、さしあたって、暖房費46.5％死守を勝ちとって行こう。

最後に、現在、過去を通して、主体的な運動を組んでいる学生たちに、つねに適対し、問題をすりかえ、矮小化し、セクト的利害のため（自治会において多数派をしめるために）運動をつぶす（大衆を指導するというどころか、大衆に指導されるというか、学生たちの意識を高めるよりも、現在の学生たちの意識にあわせて、逆に運動を矮小化し、（彼らにいわせれば、大衆の心をつかみ））先進的、主体的な部分には敵対する）民青同の人たちが、目前の敵となっていることを述べて現状とした。



## (1) 全国大学の負担区分の現状（旧寮について）

'79 8月まで　　　（☆は後を参照）

| 項目／寮名 | 建設年度 | 寮生数 現在／定員 | 部屋構成 | 補食設備 | ☆1 集会室 | 食費 アサ ヒル ヨル | 人件費 大学：寮生 | 電気代 大学：寮生 | ガス代 大学：寮生 | 水道代 大学：寮生 | 暖房費 大学：寮生 | 風呂燃料費 大学：寮生 | 電話代 大学：寮生 | 備品 | その他 （主に寮費に関して） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北大 女子寮 | 昭和初め (S24) | 女 22／(23) | 3/3 2/2 1/1 | 無 | 有 | 100／200 | 炊フ 1名 100：0 (全額国庫負担) | 100：0 | 0：100 ≒3,000円 ひとり≒140円 | 100：0 | 100：0 石油ストーブ =SS（灯油） | フロ無し | 0：100 | トレペ，ガラス 照明灯，等 | ひと月 約11,000円 舎費 100，寮建費 25 トレペ 経常費 1290 食費 9000 100 |
| 秋田大 明和寮 | '62 | 女 26／／ | | 有 | 有 | 90／130 | 炊フ{公 2人 パ 1人 守衛 1人 100：0 | 100：0 | 0：100 ≒400円／人・月 | 100：0 | 0：100 SS≒600円／月 ☆2 | 0：100 ≒500円／人・月 | 0：100 | 同上 | 8100円／月・人(除 暖房費) 舎費 100，共同費 1000 食費 7000（フロ，ガス，他） |
| 福島大 葵寮 | 1897 | 女 90／／ | | 有 | 有 (食堂) | | 炊フ 3人 | ・基本料は 100：0 ・その他は ☆3 | 100：0 | 100：0 | 電気ストーブ =ES | 0：100 白灯油，半年で ≒6万5千～7万 | | | 700円／月・人 寮活動費 450円 電気料 250円 |
| 学芸大 小平寮 | '54 | 女 67／／ | | 無 | 有 | 100／200 | 炊フ 1人 100：0 | 100：0 | 0：100 全体で 1万6千～2万 | 100：0 | SS | 0：100 全体で月に 4万5千～5万 | | 照明灯，机，イス ロッカー，ピアノ ガラス，卓球台 そうじ用具，蛍光灯 | 1980円／月・人(除 食費) 舎ヒ 100 寮ヒ（文化，運営ヒ） 780 燃料ヒ 1100 |
| 信州大 思誠寮 | '20 | 男 102／／ 女 9／／ | | 有 | 有 | 55 120 155 | 炊フ{公3人 100:0 パ1人 0:100 掃ジ夫パ2人 事ム員1人 }100:0 | 基本料は大学 その他は寮生が 負担 | 基本料―大学 その他―寮生 | 100：0 | 電気ゴタツ =EC、電気代に 含まれる | 0：100 | 基本料 100：0 公用分 100本まで大学，他は寮 | 照明灯 公部分 大学 居室 寮生 | 舎ヒ 100 食ヒ 9670 電気 760 薪代 980 人件ヒ 780 ガス 220 その他 500 |
| 京大 吉田寮 | | 男 160／／ | | 有 | 有 | ／ 170 195 | 炊フ{公3人 パ2人 掃ジ夫 公2人 舎カン・事ム5人 100:0 | 100：0 | 100：0 | 100：0 | 100：0 EC | フロ無し | 市内 100：0 市外 0：100 | トレペ，照明灯 ガラス，そうじ用具 | 舎ヒ 100 自治会ヒ 150 食堂維持ヒ 150 （食券制） |
| 阪市大 杉本寮 | '56 | 男 25／27 | | 有 | | 150／300 | 職員 1人 100：0 | 100：0<br>負担区分ナシ（当局が 100％負担） | 100：0 | 100：0 | 100：0 | 100：0 | 0：100 | 同上 | 舎ヒ 100 ただし'70 5月より 不払中 |
| 広島大 山中寮 | 戦前 | 女 41／／ | | 有 | | | 0 人 (寮の運営は 寮生がやる) | 100：0<br>（学園斗争当時に、負担0の確約をとった。'62の移転を前に問題化） | 100：0 | 100：0 | 100：0 | 100：0 | | トレペ，照明灯 そうじ用具 | 舎ヒ 100 自治会ヒ 400 |
| 宮崎大 鴻志寮 | | 男 70／／ | | 有 | 有 | | 0 人 (寮生以外の 人はいない) | 居室 0：100 寮生負担6万 その他―大学 | 0：100 寮生負担額 8,000円 | 0：100 寮生負担額 13,000円 | 電気ゴタツ 電気代に含まれ 不明 | 0：100 寮生負担額 10,000円 | 0：100 | 照明灯 ガラス そうじ用具 | 運営ヒ 300 |
| 熊本大 男子寮 | ☆6 '55 | 男 69／／ | | 無 | 有 | 100 150 150 | 炊フ{公2人 100:0 パ1人 0:100 事ム員 1人 100:0 | 50：50 | | 50：50 | ☆7 EC ES | 50：50 | | トレペ，ガラス 照明灯，そうじ 用具 | 舎ヒ 100 水・光・熱 2400 |
| 熊本大 女子寮 | ☆5 ≒30 年前 | 女 46／／ | | 有 | 有 | 45／150 | 炊フ 公2人 100:0 ボイラー1人 0:100 マン 月≒2万 | 基本料は寮生 他は大学負担 （教育学部） | 0：100 | 基本料―寮生 他は、教育学部 の負担 | ☆5 コタツ代 250円 | 0：100 石炭 | 黒電の基本料は 大学、他は寮生 赤電は全て寮生 | 照明灯，ガラス そうじ用具 etc | 舎ヒ 100 食ヒ 5550 コタツ代（12月～2月）250 経常ヒ 1300 |

## (2)－① 全国大学の負担区分の現状（新寮）

'79 8月 （☆は後を参照）

| 寮名＼項目 | 建設年 | 寮生数 現在／定員 | 部屋構成 | 補食設備 | 集会室 | 食ヒ アサ ヒル ヨル | 人件費 大学：寮生 | 電気代 大学：寮生 | ガス代 大学：寮生 | 水道代 大学：寮生 | 暖房費 大学：寮生 | 風呂燃料費 大学：寮生 | 電話代 大学：寮生 | 備品 | その他（特に寮費に関して） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小樽商大<br>智明寮 | '59 | 男 124／<br>女 6／ | | 無 | 有（食堂） | 80<br>130<br>190 | 炊フ{公 3人 パ 1人<br>掃除夫 1人<br>すべて 100：0 | 100：0 | 100：0 | 100：0 | 100：0<br>セントラルヒーティグ＝CH | 100：0 | 0：100<br>全体で ≒4万円 | 照明灯，ガラス<br>そうじ用具等 | 12,700円／月・人<br>食ヒ 12000 舎ヒ 300<br>寮ヒ 400 |
| 岩手大<br>同胞寮 | '73 | 男 228／238 | | | 有（共用ホール） | | 食堂共用<br>炊フ 公 1人<br>臨 職 7人<br>パ 1人 | | | | | | | | |
| 岩手大<br>自啓寮 | '73 | 男 160／164 | 4/4 | 有 | | 79.5<br>125.5<br>180 | ボイラーマン 1人<br>用ム員 2人<br>すべて 100：0 | 基本料 100:0<br>その他 50:50<br>半年で30万7千 | 都市{基本料…大学 使用料…寮生}<br>プロパン{用ム員室…大学 炊事室…寮生} | 100：0 | CH<br>☆8 | 50：50 | | トレペ<br>照明灯（共有施設）<br>そうじ用具，冷蔵庫 etc | |
| 東大<br>三鷹寮 | '64 | 男 107／192 | 4.5／8 | 有 | 有 | 120／240 | 炊フ 公 2人<br>掃除夫 3人<br>事務 公 1人<br>すべて 100：0 | 100：0 | 100：0 | 100：0 | 95：5<br>SS | 65：35<br>{毎日わかすことを前提とした負担 | | | 風呂は週3回であり、負担区分は毎日わかすことを前提としているので実質負担は0 |
| 東大<br>白金寮 | '66 | 女 69／ | | 有 | 有 | 120／250 | 炊フ 公 2人<br>掃除夫 3人<br>事務 公 1人<br>すべて 100：0 | 費用に関しては、寮生1人1律1500 を支払い、あとは、大学の負担となっている。<br>CH | | | | | | 照明灯（公共の部屋など） | 会計費 2,300円（経常・水光熱費・舎費を含む） |
| 農工大<br>欅寮 | '66 | 男 343<br>女 20／372 | 4/4<br>2/2 | 無 | 有 | 110<br>150<br>200 | 炊フ 公 2人<br>パ 1人<br>100：0<br>パ 5人<br>☆9 0：100 | 基本料及び公的部分—大学<br>その他—寮生<br>314円：199円 | 管理棟使用部分は大学<br>厨房用は寮生<br>23円：326円 | 30：70<br>月 ひとり ≒91円 | 30：70<br>CH ひとり月 ≒400円 | 0：100<br>月 ひとり ≒145円 | | トレペ，照明灯，そうじ用具，机，イス，ベッド，ロッカー，くすり etc | ≒4,000円／月・人<br>舎ヒ 300 水光熱ヒ 1323<br>人件 2380（除く食ヒ） |
| 茨大<br>水戕寮 | '69 | 男 180／186 | 4/4<br>2/2 | 有 | ☆10<br>有 | 90／110 | 炊フ 公 1人 パ 2人} 100:0<br>パ 1人 42:58<br>掃除夫 1人 火夫 1人} 100:0 | 72：28<br>月 7万5千<br>ひとり≒420円 | 21：79<br>月10万<br>ひとり 555円 | 43：57<br>月8万<br>ひとり≒450円 | 0：100<br>CH<br>風呂＋暖房で月10万 ひとり 555円 | 0：100<br>重油 | 0：100 | トレペ 0：100<br>月 1万円<br>ひとり 60円 | 2,400円 舎ヒ 300<br>自治会ヒ 350<br>炊フ援助 250<br>運営ヒ 2000 |
| 群大<br>啓真寮 | '70 | 男 80／250 | 1〜2/4 | 有 | 有 | 140<br>160<br>220 | 炊フ 公 3人<br>掃除夫 1人<br>ボイラーマン 2人<br>すべて 100：0 | ひとり≒月40円<br>ある比率（不明）を基にして当時の額を算定，その後はそれぞれで固定（絶対額） | ガス，水道代及びフロ燃料代 月580円 | | ひとり 月 40円 | 重油 | 0：100<br>基本料 大学 | トレペ，ガラス，洗タクキ，照明灯，薬，そうじ用具 | 寮ヒ 1000円（すべての経ヒ含む）<br>他に舎ヒ 300<br>暖房ヒ 40 ☆11 |
| 宇大<br>志峰寮 | '61<br>'62<br>'63<br>'72 | 男 70〜80／172<br>女 10／44 | 1〜2/4<br>1/3 | 無 | 有（食堂） | 140／160 | 炊フ{公 2人 パ 4人<br>そうじ夫（火夫） 公1人 パ2人<br>すべて 100:0 | 水道代とともで月30円<br>残り大学負担 | 風呂と込みで月1550円、あと大学負担 | ☆13 | 100：0<br>木造 SS<br>鉄筋 CH | ガス代参照 | 2台中 1台は基本料大学もち 他は寮生 | 照明灯，ガラス，洗タクキ，石油ストーブ，テレビ，電子レンジ | 木造 220 鉄筋 450} ＋ 1550 |
| 宇大<br>雷鳴寮 | '66 | 男 68／70 | 1〜2／2 | 有 | 有（食堂） | 120／160 | 炊フ{公 1人 パ 2人<br>火夫 パ 1人<br>すべて 100：0 | 水道代と共で 20円／月<br>残り大学負担 | 0：100<br>全体で、月ひとり700円（風呂を含む） | 電気代参照 | 100：0<br>CH | 0：100<br>灯油<br>ガス代参照 | | | 舎ヒ 300 電水 20<br>寮ヒ 1000<br>計 1320 |

## （2）－①　全国大学の負担区分の現状（新寮）つづき

'79　8月　　（☆は後を参照）

| 項目＼寮名 | 建設年 | 寮生数 現在／定員 | 部屋構成 | 補食設備 | 集会室 | 食費 アサ ヒル ヨル | 人件費 大学：寮生 | 電気代 大学：寮生 | ガス代 大学：寮生 | 水道代 大学：寮生 | 暖房費 大学：寮生 | 風呂燃料費 大学：寮生 | 電話代 大学：寮生 | 備品 | その他（特に寮費に関して） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 京大 熊野寮 | '64 | 男 180／ 女 20／ | | 有 | 有 | 120 130 200 | 100：0 ☆14 | 100：0（不払い斗争の結果克ち取る） | | | 100:0 ☆15 セントラル ヒーティング | ☆16 | 市外の私用のものは、寮生負担 その他は大学負担 | トレペ　ケイ光灯 ガラス食器 | 維持費（食堂重油代）600 委員会費　200 食ヒは食券制 |
| 阪教大 五ケ月寮 | '70 | 男 ／84 | ／4 | 有 | 有 | 150／200 | 炊フ　公　2人 そうじ夫 公 1人 すべて 100:0 | 共同施設分：居室 ☆17 | 厨房分：補食用分 | 厨房分＋便所分：風呂＋洗面所分 | 60：40 CH ☆18 | 0：100 ボイラーを1回わかすのに 夏30ℓ 冬60ℓ | | 照明灯 リンテンキ トウシャ板 ガラス　ソウジキ etc | 舎ヒ 300　食ヒ 350×日数 水光熱ヒ 1200　自治ヒ 150 計 ≑1万円 |
| 阪外大 花園寮 | ☆19 '64 | 男 115／ | | 有 | 有 | 100／250 | 炊フ{1人 100:0 2人 50:50} そうじ夫（火夫）3人 100:0 事務員 1人100:0 | 基本料：使用料 | 基本料：使用料 | 基本料＋便所分：その他 | 100：0 SS　大学の後援会費から負担 | 0：100 寮全体で1月 ≑46,000円 | 100：0 但し青電話は 0：100 | トレペ，その他 | 舎ヒ 300　水光熱及び自治会ヒ，炊フ給与を含めて 2000 計 2300（食ヒ別） |
| 奈良女大 学生寮 | | 女 376／400 | 3～4／4 | 有 | 有（食堂） | 50 100 180 | 炊フ　2人 100:0 2人 0:100 3人 3ケ月 学校雇用 雑ム3人事務1人 栄養士1人100:0 | 基本料　100:0 使用料　20:80（公：私） | 0：100 食事代に含めて徴収 | 10：17 管理棟（食堂，洗濯室）：その他 | ☆20　SS 月寮負担 80,000円 | 100：0 | | 照明灯，ガラス そうじ用具 電熱器（各部屋1） | 舎ヒ 300　食ヒ 8580 暖房 150　水・電 1000 トレペ 40　人件 450 自治会 85　食事基金 1000 |
| 九州芸工大 学生寮 | '69 | 男 122／160 | 1～2／2 | 有 | 有 | | ボイラーマン(冬期) 1人 100:0 管理人　公　1人 100:0 | 燃料費に含まれる。 | 0：100 | 洗面所、風呂が寮生負担 | 燃料費として、CHを学生居室面積比率分だけ分担する。 | | | | 舎ヒ　300 水光熱ヒ　2,000円 |
| 琉大 海邦寮 | '50 | 男 390／ | | 無 | 有 | 3食で 400 | 炊フ{公 7人 パ 3人} ☆21 100:0 パ　2人 0:100 その他　100:0 | 58.4：41.6 公私分の使用量比 | 0：100 | 76.9：23.1 ☆22 | 70.4：29.6 | 0：100 ガス代に含まれる | 0：100 | 消耗品 大：寮 72:64,4 備品　78,8:43,5 その他49,7:22,4 | 舎ヒ 300　維持ヒ 1550 食ヒ　400×日数（食券制） |
| 岩手大 紅梅寮 | '76 | 女 109／124 | 3～4／4 | 有 | 有 | | | | | | | | | | 12,050円／月・人 舎ヒ 300　食 8900 暖房ヒ 1000　水・光 2100 文化 50 |

## (3) － ① 全国大学の負担区分の現状（新々寮）

'79 8月　　（☆は後を参照）

| 項目／寮名 | 建設年 | 寮生数 現在／定員 | 部屋構成 | 補食設備 | 集会室 | 食費 アサ ヒル ヨル | 人件費 大学：寮生 | 電気代 大学：寮生 | ガス代 大学：寮生 | 水道代 大学：寮生 | 暖房費 大学：寮生 | 風呂燃料費 大学：寮生 | 電話代 大学：寮生 | 備品 | その他（特に寮費に関して） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 学芸大<br>大泉寮 | '78 | 男 126/126 | 1/1<br>2/2 | 有 | 無 | 食堂ナシ | 事務員 {公 1人 パ 1人 | 基本料，ろうか談話室，トイレは大学　他は寮生 | 基本料は大学負担、他は寮生負担 | 基本料は大学負担、他は寮生負担 | 0 : 100<br>ガス，スチーム<br>（ガス代参照） | ／ | 0 : 100 | そうじ用具 | 4,200円／月・人<br>舎ヒ 1800　水・光 2000<br>寮自治会費 400 |
| 茨大<br>吼洋寮 | '77 | 男 169/174 | 1/1<br>(2/2) | 有 | 有（娯楽室） | 食堂ナシ | 火夫 1人<br>事務員 1人<br>100:0 | 20 : 80<br>☆ 23<br>費用は全て込みで月ひとり 1600円（去年の実績から、大学が比率で算定。） | 20 : 80 | 20 : 80 | 20 : 80 | 20 : 80 | 0 : 100 | トレペ 20:80<br>冷蔵庫給付<br>（ブロックに一つ） | 3,400円 {舎ヒ 1800 寮ヒ 1600 |
| 群大<br>養心寮 | '79 | 男 91/99<br>女 36/49 | 1/1 | 有 | 有 | 食堂ナシ | 管理人 {公 1人 非常勤 1人<br>100 : 0 | 基本料は大学<br>他は<br>公的分：私的分<br>☆ 24 | 基本料は大学<br>管理室分：補食室分 | 20 : 80<br>但し、基本料は大学 | 20:80（冬）<br>CH 0:100（夏）<br>☆ 25 | 0:100（夏）<br>重油<br>20:80（冬） | 0 : 100 | そうじ用具，クスリ，トレペ etc<br>食器は寮生もち | 4,500円　舎ヒ 1800<br>寮自治ヒ 300　水光熱ヒ 2400（入寮ヒ 1000） |

## (3) － ② 全国大学の負担区分の現状（その他）

'79 8月　　（☆は後を参照）

| 項目／寮名 | 建設年 | 寮生数 現在／定員 | 部屋構成 | 補食設備 | 集会室 | 食費 アサ ヒル ヨル | 人件費 大学：寮生 | 電気代 大学：寮生 | ガス代 大学：寮生 | 水道代 大学：寮生 | 暖房費 大学：寮生 | 風呂燃料費 大学：寮生 | 電話代 大学：寮生 | 備品 | その他（特に寮費に関して） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 群大看学<br>若葉寮 | ／ | 女 46/100以上 | 2/3 | 有 | 有 | 3食 0　全てが、全額国庫負担（学費を含む、食事代も無料） | | | | | | | 0 : 100 | ／ | 自治会費のみ徴収<br>年間ひとり 1320<br>（寮連費、電話基本料、紙代） |
| 横浜市大<br>男子寮 | '72 | 男 60/60 | 2/2 | 有 | 有 | 150 | ／ | 100 : 0 | 100 : 0 | ／ | 100 : 0<br>SS | 100 : 0 | ／ | ／ | ／ |
| 阪府大<br>至誠寮 | '67<br>～<br>'69 | 男 233/320 | 3/4 | 有 | 有（食堂） | 100／250 | 炊フ {府職 2人 パ 3人<br>その他 6人<br>すべて 100:0 | 54 : 46<br>公私による比率 | 0 : 100<br>夏 ≑4万円<br>冬 ≑6万円 | 80 : 20<br>公私の比<br>月 ≑5万2千円 | 公部分：居室分<br>EC・GS<br>☆ 26 | 2 : 1<br>規定による<br>月≑ 19,000円<br>冬≑ 3,3000円 | 基本料：使用料 | 大学予算に占める寮予算でまかなえるところまでの必要物 | 食ヒ 8750（2食×日数）<br>寮ヒ 2000（舎ヒ 150　自治ヒ 200）<br>バイト 200　その他（水光熱 etc　冬期暖房費 |

# (3) − ③　東北大学８学寮の負担区分の現状

’79　7月12日　現在

| 項目<br>寮名 | 建設年度 | 寮生数<br>現在<br>定員 | 部屋構成<br>実質<br>定員 | 食費<br>朝(円)<br>昼<br>夕 | 補食施設 | 食堂 | 舎費 | 人件費<br>当局：寮生 | 電気代<br>(除く、暖房用電気代) | 水道代 | ガス代<br>当局：寮生 | 風呂<br>回／週 | 風呂燃料費 | 暖房費<br>当局：寮生 | 備品 | 注 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日就 | ’71 | 男子<br>96/103 | 2/2 | 120/170 | ・流台<br>・ガスコンロ<br>・湯わかし | 有(共用) | 300 | 100:0 炊フ 公6人 パ1人<br>ボイラ公1人 | 当局：寮生<br>6：4<br>月 500円／人 | 基本的料金は大学もち<br>他は寮生<br>800円／人 | 0：100<br>500円／人 | 有（共用）<br>6 回 | 重油<br>0：100<br>700円／人 | セントラルヒーティング<br>（重油）<br>53.5：46.5<br>1000円／人 | ・トレペ<br>・照明灯<br>・ガラス<br>・そうじ具　等 | 鉄筋コンクリート |
| 以文 | ’76 | 男子<br>94/96 | 1/1<br>2/2 | 120/170 | ・流台<br>・ガスコンロ<br>・湯わかし | 有(共用) | 1,800 | 同　上 | 6：4<br>月 530円／人 | 同　上<br>800円／人 | 同　上<br>435円／人 | 有（共用）<br>同　上 | 同　上<br>420円／人 | 同　上<br>49.7：50.3<br>1,200円／人 | 同　上 | 同　上 |
| 風 | ’76 | 男子<br>81/81 | 1/1 | 120/170 | ・流台<br>・ガスコンロ<br>・湯わかし | 有(共用) | 1,800 | 同　上 | 6：4<br>月 680円／人 | 同　上<br>880円／人 | 同　上<br>350円／人 | 有（共用）<br>同　上 | 同　上<br>740円／人 | 同　上<br>46.7：53.3<br>800円／人 | 同　上 | 同　上 |
| 明善 | ’26 | 男子<br>119/126 | 1〜2〜3/2 | 130/200 | ・流台<br>・電気コンロ<br>・電子レンジ<br>・温水器 | 有 | 100 | 100：0<br>炊フ{公　3人 パ　1人 | 6：4<br>月 600円／人 | 同　上<br>540円／人 | 同　上<br>280／人 | 有<br>3.5 | 灯　油<br>0：100<br>280円／人 | 電気ゴタツ（居室）<br>0：100　670円／人<br>石炭ストーブ（食堂）<br>100：0 | 同　上<br>＋<br>ラック、石炭 | 木　造<br>西側の部屋がせまく、1人部屋あり、このため3人部屋ができた。 |
| 如春 | ’26 | 男子<br>36/38(59) | 2/4<br>2/3<br>1/2 | 100/160 | ・流台<br>・湯わかし<br>・ガスコンロ | 有 | 100 | 100：0<br>炊フ　公　2人 | 6：4<br>月 1,100円／人 | 同　上<br>300円／人 | 同　上<br>200円／人 | 有<br>4 | 重　油<br>0：100<br>230円／人 | 電気ゴタツ<br>0：100<br>300円／人 | 日就寮と同じ | 木造 |
| 松風 | ’42 | 男子<br>93/141 | 1〜2/2<br>2〜3/3 | 140/230 | ・流台<br>・電気コンロ | 有 | 100 | 100:0{炊フ　公4人 栄養士 公1人<br>0:100　火夫　1人<br>（1万円／月） | 6：4<br>月 600円／人 | 同　上<br>630円／人 | 同同上<br>520円／人 | 有<br>3.5 | 灯油<br>0：100<br>310円／人 | 電気ゴタツ（居室）<br>0:100 500円／人<br>石油ストーブ（事務室）<br>100：0 | 同　上 | ・木造<br>・定員　141か143不明<br>52室 |
| 有朋 | ’52 | 男子<br>205/236 | 1〜2/2 | 140/230 | ・流台<br>・電気コンロ | 有 | 100 | 100:0<br>炊フ 公　4人 パ　1人<br>掃ジ夫　1人 | 6：4<br>月 500円／人 | 同　上<br>700円／人 | 同　上<br>350円／人 | 有<br>7 | 灯油<br>0：100<br>300円／人 | 石油ストーブ<br>0：100<br>250〜2,200円／人<br>cf 電気ゴタツ（私物） | 同　上 | 風呂をわかす　炊フ（公務員の一人）への謝礼金　1万+α円を寮生が負担、暖房力電力も6：4 |
| 昭和舎 | ’29 | 男子<br>36/48 | 1/1<br>1/2 | 130<br>(200)<br>200 | 無　し<br>（流　台） | 有 | 100 | 100:0<br>{炊フ　公　2人 事務員　公1人<br>0:100 炊フ パ 1人<br>（2万5千円／月） | 5：5<br>月 430円／人 | 基本的料金は大学もち<br>他は5：5<br>920円／人 | 同　上<br>650円／人 | 有<br>3 | 重油<br>0：100<br>760円／人 | 石油ストーブ（居室）<br>0:100　各自（不明）<br>炭火（食堂）<br>100：0 | 同　上<br>＋石油　20 ℓ<br>−トレペ | 木造<br>36室×6<br>学4　12人 1/1<br>学3　12人 1/1<br>学2　6人 1/2<br>学1　6人 1/2 |

※　上記負担区分について、特に説明を要するもの（表中に☆として入れた部分各番号で参照）

☆1　寮生全員が集まれる、ホール、集会室等

☆2　共同の場（食堂など）の石油は、学校より一週間分ずつくるが、居室等で使った量は、その分だけ払う（各自別払い）

☆3　前3年間の使用料をみて、大学当局が、電気会社と年間いくら位かで、契約、よって一年間の寮生数（見込）で、月にひとりいくらと割り出す。今年度250円

☆4　風呂共用、木造モルタル

☆5　現在男子寮のとなりに建てかえ中、資料は旧寮のもの、なお現在、水道、電気料は寮生が支払い、残りは全額教育学部が負担している。暖房は電気ゴタツのみで、使用期間は12月〜2月、その間、寮生からコタツ1つあたり250円徴収する。

☆6　新寮は現在建て替え中、旧寮資料

☆7　電気ゴタツは電気料に含まれ、ストーブは各自負担。

☆8　事務室、用務員室等、管理部門及び共用施設の半額、ボイラー凍結防止試運転用全額（大学）：居室分全額・共用施設（食堂、ホール）の半額（寮生）。

☆9　炊フ以外に、掃除夫、1人（公）、事務、用務員1人（パ）、栄養士1人（公）　以上　100:0　会計事務員1人（学）0:100がいる。

☆10　水哉寮は、食堂、集会室を、女子寮（みずき寮）と共同使用しているものである。寮費中には食費が含まれない。（食券制のため）

☆11　コーラの売り上げ利益及び、受験生の臨泊費利益などを、寮の運営費としている。

☆12　清和寮（女子寮）が隣接、食堂は清和寮と共用、又、志峰寮は木造と鉄筋との二様の棟がある。

☆13　電・水料30円／月は鉄筋の建物のみ、木造の建物は、全額大学負担である。

☆14　炊フ5（臨時職員、大学雇い）、そうじ夫4人（大学雇い1人、大学の業者委託3人）、ボイラーマン2人（国　公）、舎監2人（国　公）、事務員1人（国　公）、栄養士1人（国　公）

☆15　60年代に不払斗争、そのため暖房ストップ攻撃に対し闘い、全額国庫負担を克ち取る。

☆16　風呂の施設はあるが、施設がせまく、又重油代の負担区分が、粉砕できていないので、現在たかれていない。

☆17　基本的は、2・18通達（公私の論理）によっているものである。

☆18　交渉によって、暖房費は実質大学負担となっている。計算は次の通り。19.4 ℓ/h　（ボイラー最大出力時の一時間の消耗量）8 h（暖房期間（12月〜3月）× 0.4 ＝約8,500 ℓ
なお、6：4は暖房用コンベクター数によって決定（居室：共同施設）

☆19　'79に新寮完成、9月より入寮予定である。それ故この資料は旧寮のもの（大学移転による）

☆20　育友会費（ＰＴＡ会費）で100 ℓ分を負担してもらい、残りは全部寮生負担。月に約2300 ℓ　使用している。

☆21　人件費については、男子寮・女子寮ともに同一プールとして計算され、公務員14人、非常勤8人、寮生雇い3人、学部雇い1人である。

☆22　寮に配管されているパイプ口径75㎜（単位190円）であるが、居室は一般家庭と同じとみて、口径13㎜（単位90円）の計算し、その差額を大学が負担している。なおかつ、食堂分も大学側より、結局大学：寮生＝70：30となる。

☆23　負担区分2：8は'74の新寮についての負担区分打ちあわせの事項による。（力関係によって決定）

☆24　公部分とは、管理室、当直室、電気、機械室、屋外照明、廊下、階段、玄関、フロアであり、私的部分とは、居室、トイレ、補食室、洗タク室、談話室、浴室である。

☆25　冬20:80というのは、そもそも暖房用とフロ用の重油が区別できないため、事務室に入る暖房分として、　大学側が冬期だけ重油代を20％負担する。

☆26　大学よりガスストーブは貸与されるけれども、使用分（ガス代）は、全額が個人負担となる。

# 第三章　東北大寮闘争史

## ―学寮の意義を克ち取るために闘い抜かれた寮闘争の歴史―

### 第一節　東北大学での中教審＝学寮解体再編攻撃の露呈

戦後教育の歴史と『中教審』がいかに成立していったかは第二章で述べられている。ここでは、とりわけ東北大学において問題となったいくつかの教育の反動的再編とそれに対する闘いを述べる。それを通して初めて何故中教審学寮解体攻撃がかけられるのかがわかる。

'65年宮教大分離・青葉山移転反対闘争は東北大学における最初の全学生の団結のもとに闘われた闘争である。これは教員養成課程の東北大からの分離という教育体制の再編と、理工学系の充実という政府資本家側の要請をうけて行われた東北大学再編の課程であった。教員の養成は小学・中学・高校における教育と密接な関係をもつが故に、政府資本家の反動的再編を最もうけやすい。体制に従順な生徒・学生を作り出すためには、まず初めに資本に従順な「教師」を作り出す事が必要だったのである。また一方において、産学協同路線の確立のために、基礎研究を担う理工学部の充実、さらには技術革新と合理化に耐えうる優秀な労働者が資本家にとって必要だったのである。

この教育の再編と大学の再編の中で、「大学の自治」は何ら反撃する力となり得なかった。このような文部省の政策に反対であると全学が団結した。しかし、この東北大学の再編は学長の辞任と引きかえに貫徹されたのである。それは、教育や大学が社会の中で中立を保てるといった「大学の自治」「教育の中立性」が、実は資本主義体制の中では矛盾を覆い隠すものでしかないという現実を突破できなかったためである。「大学の自治」「教育の中立性」を徹底的に問題化してこそいかにこの教育・大学の再編に闘っていくかが明らかになる。この点を明らかにしなかったために、管理者の交代というペテン的策動で収拾されたのである。日「共」＝民青の大学自治論はこの当時確立された内容のものであって、現在も「大学の自治」というカラ念仏を唱えている。つまり、東北大民青の「大学の自治」至上主義はこの時に始まり、この時に粉砕されているのである。〃教員養成課程の分離という教育の再編攻撃に問題はなく大学における話し合いを通さず一方的に通告してきたことが問題である〃としたために、教員養成課程は分離されたのである。さらに産学協同路線や資本家にとって必要な人材を育成する場としての大学の再編を問題化できずに、「研究(費)第一主義」の名のもとに産学協同路線に組み込まれるのである。

'68年東北大寮闘争はそれまでの闘争の質とは全く異なった質を出し始める。学寮における自主管理自主運営を教育の再編攻撃に対する一つの反撃拠点と位置づけるのである。それは、'64年に出される『2・18負担区分通達』(受益者負担の論理)と『○管規』(寮生分断＝管理支配)に対する寮生の団結と寮自治を背景とした反撃において明らかになる。寮自治が寮生にとって必要でありかつ、寮自治が寮の意義を克ち取るために必要である事を寮生は知っていた。だからこそ寮にかけられた『2・18負担区分通達』・『○管規』の真のねらいを寮生は明らかにできたのである。それは厚生施設としてある寮の「教育施設」への再編であり、寮を大学の管理下に置くという寮生の管理支配体制の確立への道である。

東北大寮闘争はこの学寮の再編・寮自治破壊攻撃に対し、学寮に対する当局の介入はいっさい認めないという方針のもとに闘いを組んでいった。'65年における闘争が全く政府・文部省の意図を見抜けず敗北していったのに反して、'68年寮闘争はしたたかな反撃を始めたのである。さらにこの時期にはそれまでほとんど問題化する事のできなかった教育体制と、普段何も矛盾を感じずにいる大学それ自体とを根底的に問い返す闘争が始まるのである。いわゆる『全共闘運動』がそれである。

当時の激化する体制側の攻撃に対して、闘う学生がいったん大学に戻れば全く平穏に生活できるというこの矛盾。この矛盾を覆い隠すことのできる「大学の自治」。さらには、社会の矛盾にいっさい関係なく成立するかに見える教育体制。この二つの点を受け身的な立場からではなく、学生は大学や教育体制を問題化し批判的にとらえることなしには、社会の矛盾を自らのものとしてとらえる事はできないという立場から闘い始める。

この闘いの課程で、現在の大学や教育体制を支える部分としての日「共」＝民青の本質が暴露される。彼らはこの闘いに全勢力を上げて敵対し、その体制的性質が明らかにされ、闘う学生に粉砕された。

「大学の自治」が、実は現在の矛盾を学生から覆い隠すためだけのものであり、現在の教育体制が差別選別という人間性を無視した、人間を道具としてしか見ない教育体制であることを明らかにした。そして『大学の自治を守れ』と言う人々が、実はこの資本主義体制の中で、最も巧妙に立ち振るまうペテン師であることを証明してみせた。さらに現在の教育体制を否定することなしには、人間性を無視した教育は変革不可能であることを明らかにし、教育を国家の統制のもとから、労働者のもとに奪い返す闘いとなってゆく。

政府＝文部省は、大学の自治が問題になっていた時点ではなく、この教育体制の否定と教育の国家統制からの奪還を問題とした時点で介入してきた。『大学立法』がこの実質的現われである。また、大学当局は「大学の自治」のために、機動隊により、また自ら武装して個別弾圧を開始した。それは、政府＝資本家に支えられた弾圧である。このようにして、戦後の「民主的」大学は、大学当局の手によって葬り去られた。あとに残るものは、政府＝資本家のための教育体制であり、「大学の自治」というベールを取り去った真の大学の姿である。

六九年以来、戦斗的学生・寮生は、明らかになった教育の再編攻撃と闘わざるを得ない。これは、政府＝文部省の六八・六九年闘争の総括として出されてくる『中教審』路線に対する闘いである。

七二年学費値上げ阻止闘争は、七〇年安保、七一年沖縄の闘争を通して明らかになった資本主義体制の再編強化過程が、教育体制においても無縁ではなく、第三の教育再編が始まっていると把えた。その教育再編攻撃が、中教審＝筑波化であった。その内容は受益者負担の貫徹と学生の管理支配、寮・サークルの解体である。七二年学費値上げは、大学教育自体をすでに文部省が一手に掌握したことを示すもので、大学当局は、文部省の意のままであったことを明らかにする。大学は、『期待される人間像』を実質化し、資本主義体制維持のために学生を管理し、差別選別教育を拡大する役割を果たす。つまり、学生の自主的活動を圧殺し、単位と試験制度によって縛りつけ、入試と留年により学生をえりわける。七二年学費闘争はそのような教育の再編化を阻止するための闘いであった。そして、その闘いは、民青の逃亡と、当局の機動隊導入、

大量留年という二重の攻撃の中で弾圧された。七二年八月には五名の処分が出る。

（内寮生四名）

更に七五年八月、八名の処分が出される。これは、サークル闘争に対する政治処分である。中教審＝サークル解体攻撃に対し、サークル協議会は〃一サークル一部室〃、〃自主管理自主運営〃、〃恒久サークル棟即時実現〃を主張し、その実質化のために闘った。これに対し当局は、『中教審』の学生管理支配の実質化として処分を下したのである。これに対し学生は、〃処分粉砕〃、〃中教審＝サークル解体攻撃粉砕〃を軸に闘いを展開した。その中で、日「共」＝民青同は処分賛成派として登場し粉砕された。また当局は、機動隊導入により自らの管理支配体制を維持しようとした。それは、無力で非論理的な「大学の自治」を証明するものである。学生の闘いは処分撤回を克ち取った。しかし、我々をとりまく情況は一層きびしいものである。

以上のような東北大学の闘争の歴史をふまえて、初めて東北大寮闘争と中教審＝学寮解体再編攻撃の実質が明らかとなる。六八年の寮闘争の高揚によって、寮は自治と共通の意識をもつ共同体として確立されていった。そして、寮生は六九年以来、闘争の最先頭で闘っていった。六九年バリケード死守闘争、七二年学費闘争は、寮生（特に有朋寮生）を中心に闘われていった。また、寮自体いくつかの大衆団交を克ち取り、寮生の要求を当局に認めさせていった。七〇年以降、学部の自治会が学生管理と分断によって無力になっていった時、最後に残ったのが寮でありサークルであった。特に寮は、『中教審』において「紛争の根源地」と規定されるほど数々の闘争の拠点となり、教育の反動的再編と闘う者の拠点であった。

中教審＝学寮解体攻撃は、教育と大学の再編過程にとって必要不可欠なものであり、寮の〃自治と共同性〃を解体することで、学生管理支配体制は確立されるのである。特に東北大学においては、新寮を通して寮自治破壊・共同性の解体の攻撃がいよいよ鮮明になってきている。それは、現在まで寮の〃自治と共同性〃が学生運動にとって、どのような役割を果してきたのかを理解してもらえれば、なぜこのような攻撃がかかってくるのかがよくわかると思う。決して貧困な文教予算が原因なのではないことが明らかになる。寮闘争は寮の〃自治と共同性〃の基盤の上に終始闘われた。叛逆の拠点としての寮の〃自治と共同性〃を解体させてはならない。寮の〃自治と共同性〃の解体は、我々が現在の個別分断管理という、人間を数字や記号に変え、人間性を一切否定しさる体制に組み込まれることを意味する。我々はそのような大学の体制を打破するためにも、寮の〃自治と共同性〃を守り、闘いを発展させてゆく。

## 第二節　寮自治破壊攻撃粉砕

### 二―一　'60年代東北大寮闘争の歴史

まず初めに、'60年代東北大寮闘争について述べてゆきたい。'60年代において寮闘争は、各寮自治会・各寮生の結集のもとに、東北大学寮自治会連合を中心に闘われた。'60年代において寮闘争は、以下のような闘いを展開していった。

'64年『2・18負担区分通達』・『〇管規』が出される。

'66・5・24　学長団交　『'67～'72年に全学生数の1/3、四千八百名収容の新寮を建設する』という確約を克ち取る。

'66・10・19　学生部長・補導協団交　『寮

運営は各寮の自治に基づいて行い○管規は押しつけない』

’68・5・9　学生部長団交　『学生の自主管理・自主運営は慣例としてこれを認める』

’68・10・25　学長団交　『○管規には全く拘束されない。自主管理・自主運営権はこれまで通り認め、寮の自治を犯すことは絶対にしない。大学の自治は学生・教官・職員の三者一体で守るもので、文部省が大学の自治に関して攻撃すればこれをはね返す』

’68・12・2　学生部長団交　『入退寮銓衡は従来学生が行っている慣行で、その銓衡結果に関して大学当局が例えば入寮を拒否したり、退寮を命じたりすること等は、新寮においても絶対にしない』

**この’68年までの時点において、東北大寮連は『○管規』を実質的に粉砕し、入退寮銓衡権が寮生にあることを明確にしていった。しかし、それは「大学の自治」の中における寮の自治という形であり、教官と学生は各々の自治を互いに尊重しあうというものであった。学園の中においては、まさに無風状態に等し**かったのである。

’68年以来の全共斗運動は、このような「大学自治」を支える戦前と変わらぬ講座制、象牙の塔という権威主義に対して、教授と学生とは対等な立場であるという全く正当な主張をもって批判したのである。それは寮生が寮を自主管理・自主運営するのは当然であり、それに対して大学の自治の名により不当に介入する事は許さないというものであった。さらに、大学が中立であることなど出来ないという点から、大学当局は寮生の側についているのか、政府文部側についているのかを明らかにする闘いを始めた。

’69年　『願い出』を『届け出』にする方針を寮連が提起する。そして六寮（日就・松風・浩・明善・如春・有朋）が『届け出』に変更する。

これは、大学当局に対して寮生の管理支配を許さないという点で、積極的な闘いであった。そして、六八・六九年の全共闘運動は、大学の内部における矛盾と対立をあます所なく暴露していった。それにより教授会の反動はもとより、当時の寮連を指導していた日「共」＝民青同の反動性を明らかにした。しかし、この当時大学当局はもとより国家権力による弾圧の前で、日「共」＝民青同と対立している余裕はなかったのである。日「共」＝民青同との寮連内における対立は、’70年安保・’71年沖縄闘争を一時の空白期間として、’72年学費値上げ阻止闘争以後に持ちこされる。ただ、すでにこの六八・六九年闘争の中で、日「共」＝民青同は大学内における闘争圧殺・自主規制団体として登場し、大学当局に利用されていったことは、その後の日「共」＝民青同を知る上で重要である。

## 二－二　’70年代東北大寮闘争の歴史

’70年4月、寮連は届け出は誤まりであり、新寮などの要求を克ち取るためにも願い出にするという方針の転換をする。

’70・8・14　日就寮新寮予算が降りる。

’71・10・28　学生部長団交　『有朋寮のストーブ問題に対し、「届け出」「願い出」に拘ず要求は認める。暖房費全額国庫負担に向けて努力する』

’71・12・2　学生部長団交　『10・28確約を破棄する』

’72年1月から4月まで、東北大学では学費

値上げ阻止闘争が闘われた。

この時期は、政府＝文部省と大学当局の一体となった教育の反動的再編と学寮を解体再編する攻撃が、次第に強まってくる時期である。'71・10・28学生部長団交において、有明寮生の戦闘的な闘いは受益者負担の論理を粉砕していった。ここに、『2・18負担区分通達』を寮生の力によって粉砕する第一歩をしるすのである。民青のいう『法律があるから守らなければならない』『社会的に認められているし、当然のことだから……』というような思考は、体制を支えるものでしかない。我々寮生は、法律を社会通念を寮生活・寮自治の次元にまで引きずり出し、その不当性を徹底的に明らかにし、その貫徹を実力をもって粉砕する。

ところで、'70年以後の日「共」＝民青同系寮連執行部は、'72年学費闘争を経て完全に当局の補完物として、寮連を弱体化させていく。同時に有明寮・日就寮の闘う寮生に対して、寮連の名をもって闘争圧殺をはかってくる。さらに重要なことは、この時期において中教審＝筑波化・学寮の解体再編攻撃が学寮にかかってくるのである。

'72・5・31　大学当局は団交権・スト権の否認―団交拒否声明。

'72・8・17　学費値上げ阻止闘争に対する五名の政治処分。（内寮生四名）

'73・4・24　寮務から日就寮へG君の寮費はいらないと通告される。

'73・6・29　学寮専門委―寮連執会見『6・13の日就寮委員長―学寮専門委員長の会見は正式なもので、G君への退寮勧告は正式になった』と当局が発言。

'73・9・9　執行委員会において寮連としては、退寮勧告粉砕は闘わないことを強行採決。

'72年学費値上げ阻止闘争は、千五百名にものぼる大量留年と政治処分・司法による弾圧など考えうるすべての弾圧をうけた。

一方では国家権力による弾圧と、他方は大学当局による弾圧であった。学費闘争に対する政治処分は、戦闘的に闘った寮生に対し下された。政治処分を受けた四名は、全て有明・日就寮生である。

しかし、当時有明寮は『届け出』であり、学校当局はこれを認めず有明寮生は寮生でないと言っていたために、退寮勧告は出されなかった。日就寮は『願い出』であり、学校当局は寮生として認めていたためにG君に〝退寮勧告〟を出したのである。

中教審＝学寮解体再編攻撃の実質化は、民青の言うように、政府・文部省が大学当局にむりやりやらせたものではない。東北大学において、まさに学寮を解体再編しようとしたのは、一般の教官だったのである。'72年5・31声明の反動性を支えたのは、この一般教官なのである、さらに学生を処分という形で分断し、告訴することによって学生を権力に売り渡した。

ここに中教審＝学寮解体再編攻撃は、問題を問題としてとらえる学生の寮・大学からの排除と圧殺を狙ったものであることがわかる。日就寮はこのような分断管理に対して寮の自治と共同性をもって闘うことをここに明記したのである。

'73・9・20　寮連執へ大学当局から団交へ代わるものとして、代表者会見構想が提示される。

'74・1・5　第2回代表者会見において、浩・尚心・霽風3寮の新寮問題が急速に展開。

'74・2・5　4条件が提示される。（内有朋寮への「願い出」強要条件は、次の3・20を前にひき下げられる。）

'74・3・20　有朋寮―大学当局非公式会見『届け出』を理由とした入寮妨害文書を新入生に送ることを通知される。

'74・3・27　学寮専委員長会見　新寮3条件で当該4寮（尚心・浩・霽風・日就）のうち1寮でも反対すれば予算が採れないので4寮合意必要と当局が見解を出す。

'74・4・14　執行委員会　当該4寮中、日就・浩の2寮の反対にもかかわらず寮連としてこの条件をのむことを強行採決。

'74・4・15　学寮専会見　新寮3条件受諾を決定した4・14執行委員会報告を受けて、大学当局が合意。

'74・6・6　学寮連―寮連執会見　入寮手続き3条件提示。

'74・6・29　正式文書で有朋寮へ『願い出』強要通告。『願い出』を提出しないと〃不法占拠〃と見なすという恫喝。

'74・8・15　新寮に関してさらに2条件が提示。

'74・11・6　学長―文部省交渉　『条件』のもとで予算獲得に努力する。

'75・1・31　文部省が『条件』付きの新寮予算を内示。

'75・2・2　民青系執行委員が執行委員会において有朋寮の道路問題に対する実力抗議に反対する決議を強行採決。

'75・2・13、2・14、2・21　学寮専会見　食堂、風呂は新設せずに、日就寮と共用し、食後の課題として継続的に話し合う。

'75・6・29　執行委員会　有朋寮に『願い出』制にすることを強要。

'72年学費闘争は、大学当局と民青の反動性を余ますところなく明らかにした。だからこそ'73年以降、大学当局は民青寮連執と共に、闘争の圧殺と学内管理強化、学寮解体、寮自治破壊に乗り出した。有朋寮、日就寮は、この過程の中で一貫して学内管理体制の打破と、寮自治破壊攻撃（『願い出』強要、『G君退寮勧告』）粉砕の方針のもとに闘っていった。しかし、このような情況の中で、中教審＝学寮解体再編攻撃は、筑波型新寮として、亦、団交に代わる代表者会見＝懇談会路線として実質化され始める。民青の言う「寮は建てない政策」という分析は、何故に以前のような寮は建てずにいる一方、筑波型の寮なら建てるのかについて一切答えていない。筑波型の寮が民青の言う、「明るく楽しい寮生活」を保障してくれるかもしれない。しかしそれは、大学当局の管理の枠内で認められるものでしかない。筑波型の寮は資本に従順で、よく勉強」のできる学生しか生み出さない。「祖国と学問のために」という民青の思考は、〃資本家と合理化のために〃という体制に組み込まれていくのである。

しかし、寮は厚生施設であるという事とともに、教えこまれた前提を疑い、考え、主体性を確立する場としてもある。政府・文部省は、このような場を解体し、物言わぬ学生を社会に送り出す場にしようとしている。

'75・8・20　サークル闘争に対する処分が出される。

'75年9月以降　処分粉砕、サークル闘争勝利のために全学的闘いを組む。

'76年10月以降　暖房費問題が突然表面化し、暖房費＝負担「区分」撤廃闘争へ。

'75年　『中教審』の中で解体再編すべきものとして捉えられるサークルの問題に、寮は直面する。中教審＝学生管理、支配強化をサ

ークルという場で実質的に粉砕し、そして、"一サークル一部室、自主管理・自主運営"恒久サークル棟即時実現という方針のもとに闘いを開始する。寮生は、それまでの中教審=学寮解体再編攻撃の一方的攻撃を、サークル政治処分粉砕闘争、暖房費負担「区分」撤廃闘争において、学生管理支配体制を粉砕する"実力闘争"によって反撃した。

寮は、再び「紛争の根源地」として、多くの戦闘的学生を生み出した。しかしこの時、以文、霽風という新寮が条件付きで、将に筑波化への一段階としてある新寮が建ったのである。

大学当局、寮連執=民青系は、日就寮を排除し新寮を建てた故に、今、日就寮暖房費闘争の前面に引きずり出されている。

寮の『自治と共同性』の上に積み重ねられた問題意識と思想は、'75年〜'76年処分撤回闘争を通じて、今実践に移されようとしている。

このことなしには、寮は"厚生施設"として存在できなくなるだろうし、中教審=学寮解体再編攻撃の前に、寮生は分断され、現在の教育体制の鎖に繋がれた生活を強いられるだろう。

多くの寮生がいるのに、静まりかえった寮内、自分では自由に使えない寮の設備、禁止事項の強制という筑波型新寮に見られる安アパート化=マンモス化と個室化という攻撃は、寮生の感受性を引きちぎり、思考の停止を生み出す。

中教審=学寮解体再編攻撃の中で①有明寮『届け出』闘争、②寮生の一人、G君に直接つきつけられた『退寮勧告』という、寮生分断管理に対する日就寮の反撃、③寮の総体さらにはこれからの寮闘争を全面的に圧殺せんとする学寮の筑波化、新寮問題、以上3点について以下に述べる。

### 二ー三 有明寮の『届け出』問題

'70年4月に寮連執は、『届け出』を『願い出』に変更するが、有明寮など数寮はそれ以後も『届け出』闘争を展開した。中でも有明寮は、'76・5・16有明寮委員会選挙において民青系委員会が選出され、'76・6・24臨時寮生総会で『願い出』が可決されるまで『届け出』闘争を闘い抜いたのである。

この『届け出』闘争に対して、大学当局は、有明寮に備品差別攻撃をもって露骨に闘争圧殺をはかってきた。有明寮に対する備品差別攻撃は『ストーブ導入問題』において、はじめて顕在化する。

当時、有明寮の暖房器具は唯一火鉢だけであった。しかし、火鉢では実質的な暖房の機能を果さないとして、有明寮生は、'70・11・14、ストーブ導入の寮生大会決議をあげた。そこで有明寮委員会は、寮務と交渉したがその中で大学当局は、『有明寮からは願い出が出ていないので正式な寮生とは認められないからストーブはやれない』と不当にもストーブ問題に、『届け出』・『願い出』問題をからめてきたのである。

このような大学当局の、ストーブ導入というアメによって、『願い出』を出させようとするムチの打撃に対し、'71・10・28、怒りの有明寮生一五〇名の団結によって、18時間におよぶ歴史的団交が克ち取られた。この団交において寮生は次のような画期的確約を克ち取り、全面的に勝利したのである。

(1)即時ストーブを導入する。
(2)暖房費は全額国庫負担の方向で努力する。
(3)『届け出』・『願い出』問題と寮生の要求とは、本来関わりのない問題であり、今後はからみ合わせて要求をけることはしない。

ところがこれに恐怖した大学当局は、この

団交の過程を一切踏まえず一方的に有明寮が長時間監禁の「暴力」をふるったという口実で、さらに10・28団交の確約は補導協全体の意向では認められないと学生部長の裁量権問題にすりかえて実質的な団交の骨抜きでもって、'71・12・2団交では(1)を除いて10・28団交確約を破棄してきた。そして大学当局は、『この悪夢を二度と繰り返すな』と意志一致して、そのためには学寮の自治と共同性を破壊し寮生の個別分断管理支配を強化すべきだと確認したのである。その具体化として'72・5・31団交拒否声明ー'73・9・20代表者会見構想を提示してきたのである。更には新寮建て替えを〝アメ〟にその関連事項として『届け出』問題を取り上げて、有朋寮の寮闘争ひいては有朋寮解体の攻撃を露骨に押し進めるのである。

'73・6・29学寮専門委員長ー寮連執会見では、現在の有朋寮生は寮生と認められずこれを含む寮連とは、団交・代表者会見もできないと恫喝をかけて、有明寮への圧迫また寮連からのパージさらには寮連分断による弱体化を狙う攻撃をかけてきた。

これにも屈服せず闘争を展開する有朋寮に対して、大学当局は本格的に露骨な解体策を行うのである。'74・3・20には『届け出』を出しているという理由から、大学当局は『有朋寮には入寮するな』という主旨の入寮妨害文書を新入生に送ることを通告し実行したために、'74年に第一希望で有朋寮へ入寮したのは数名であった。更に'74・6・29には『願い出』を提出しないと不法占拠者と見なすという恫喝を強要してきたのである。とりわけ3・20文書通告は『願い出』・『届け出』問題を一挙的に解決しようとしたものであり、新入生にも恫喝をかけることによって、文字どおり有朋寮を解体することを射程にいれての攻撃であることを確認せねばならない。その過程では激しい備品差別、例えば有朋寮生約二〇〇名に対して洗濯機が一台しかないのに追加をしないことや、電気のアンペア数が極端に低いのに改善しようとしないなどの攻撃がかけられた。また有朋寮の物理的解体を図らんとして、仙台市が進めていた『都市計画街路事業』の一環である『南小泉ー茂庭線』が有朋寮の敷地内にかかる件について、大学当局は〝強制執行〟も辞さないという恫喝でもって一方的に'75・1・29に『明日工事着工』の通告をもって仙台市の提案を認可したのである。(実際1・30には、AM8:30よりブル2台及び機動隊をともなって工事が開始されたのである。)

この一連の攻撃は、'68〜'69年の全共闘運動、'71年の沖縄協定批准阻止闘争、'72年の学費値上げ反対阻止闘争など有朋寮が東北大学の最先頭で果たしてきた闘いの地平に恐怖した大学当局が、〝有朋寮解体〟を前面に押し出しての寮運動・学生運動の圧殺を意図するものであった。この強行な攻撃の中で、3・20文書通告に直ちに反撃すべく3・22には有朋寮と日就寮が中央郵便局へ凍結要求・実力阻止行動及び川内集会を決行し、また有明寮道路問題については'74年11月から'75年1月にかけて実力阻止行動が展開されたのは当然なことである。

この情況の中で寮連執がとってきた策動はまさに反動的なものであった。'71・10・28団交の後11・19補導協ー寮連執会見では大学当局のペテン的な理論にまるめこまれて、有朋寮が「暴力」をふるったことや団交において時間制限を設けることなどを寮連執が認めてしまい、そのことによって12・2団交での確約破棄及び団交拒否路線の実質的な手助けとなったことである。何が何でも新寮を建てるという情勢分析を誤った方針の下で、自治権

問題は全く隠ぺいし抹殺して、問題があると新寮実現に桎梏となるという大学当局の恫喝に屈服してしまったのである。それ故'75・2・2執行委員会で有朋寮道路問題に対する実力抗議に反対決議をあげたり、'75・6・29執行委員会ではちょうど一年前の'74・6・29における大学当局の攻撃を寮連執＝民青系自らが代行者として有朋寮に『願い出』強要攻撃をかけてきたのである。

'76・7・1に有朋寮が『願い出』を提出してから、東北大全寮が『願い出』を提出しているわけである。（しかしその内容は、日就寮と日就寮を除く他の寮とでは異なる。日就寮は、新入寮生の氏名のみを全員一括して提出しているのに対し、他寮では氏名に〃保証人を連署〃して一括提出し、さらに保証人連署の保証書を一人一人個別に提出している。）我々は『○管規』に規定されている学寮の管理を現行の形式で認めていることに全く無感覚である寮生に対しては、徹底的に論争しなければならない。有朋寮の『届け出』闘争の意図していたものは、内実をより確実なものにするための闘争であったことを正確に総括しなければならない。確かに『建物だけを管理するなどというアホなことはできるわけがない。』し、大学当局と理念闘争に陥る危険性もある。しかし寮連執＝民青系が吐露するように『日本は法治国家だから悪法でも法律は改正しない限り守るべきだ』、つまり『○管理』を改正しない限りナンセンスな運動だと居直る彼らに対して、我々が現実の『○管規』の規定によって学寮の意義に矛盾が生じるのはそれが攻撃であるからで、地道な闘争の繰り返し以外には食い破れないものだということを知らしめなければならない。

### 二—四　日就寮G君に対する『退寮勧告』問題

'72年学費値上げ阻止—後期試験ボイコット闘争の〃報復〃として、大学当局は大量留年や'72・8・17政治処分などの超反動的な管理支配強化の攻撃をしてきた。その中で日就寮G君には除籍処分の通告がなされたが、これに対して日就寮では'72年9月に〃8・17政治処分粉砕〃の寮生総会決議を挙げG君が学生つまり寮生であることを確認していた。

しかし'73・4・24に突然寮務よりG君の舎費はいらないと通告を受けて、日就寮はその真相を解くために'73・6・13に学寮専門委員長と非公式に会見を行った。この時明確に非公式会見だという確認をとった上で、4・24通告の意図を聞きそれに対する我々日就寮の見解、つまり〃8・17通告は不当な「政治処分」であるがゆえに認められない。それ故にG君は学生かつ寮生である〃との見解を示した。ところが二週間後の6・29学寮専委員長—寮連執会見で、大学当は『6・13会見は正式なもので退寮勧告は正式になった』と通告してきた。

この不当な退寮勧告のもつ意図は次のようにまとめられる。

(a)入退寮選考権の侵害と、それを通して寮自治を真向うから解体するものであり、確約反古・破棄による団交の形骸化である。（ここで確約とは、前述の'68・12・2加藤学生部長団交でのものである。）

(b)戦闘的寮生の川内につづく学寮からのパージと、それを通しての寮連分断とその弱体化を狙ったものである。

このような重要な意味を内包する退寮勧告に対して、我々日就寮は全力をかけて闘うことを確認し、7・13寮生総会において『退寮勧告』粉砕の決議を挙げ闘いへと踏み出したのである。そして日就寮が寮連の闘争課題として提起したにも拘らず、寮連執は退寮勧告

の含む様々な攻撃の質を寮闘争の歴史性と方向性の中でリアルに把え返すこともできず、むしろ全くの裏切りで「暴力＝悪」の抽象概念のもとに'73・9・9執行委員会で強行採決により『退寮勧告』粉砕決議は否決してしまうのである。さらにその後10・6執行委員会で寮連執は『G君は暴力行為によって処分され東北大生ではない』従って『G君は寮生ではない』だから『退寮勧告』は『自治破壊攻撃ではない』と許し難い決定をしたのである。

　これは学寮にかけられている攻撃や事態を現実に生活している寮の生活過程の上に、また寮闘争の方向性の上に位置づけられるところの根本原則が放棄されている。『一般寮生はそのようなことがない。G君の場合は個別例外だ』と片付けてしまう寮連執＝民青系は〃攻撃〃というものを全く把握していないのである。全ての攻撃がかけられてくるところは、必ず一般の中の個別例外とされるものである。それ故自治破壊攻撃はこのような個別的な『退寮勧告』などを通して現れ、この個別的な『退寮勧告』の中にこそ寮自治破壊攻撃の本質が見出されるのである。そしてこの攻撃は寮生活・寮闘争の流れから全く離れた抽象概念、それも権力により利用されているところの「暴力＝悪」の概念によって寮闘争に分け入り、それを圧殺しようとするものなのである。更に9・9執行委員会決議においては、寮連執＝民青系が各寮の自治の調停者として、多数決をもって総括されるところの「民主主義」によって少数派を圧殺する権力者として現れており、これこそまさに日就寮の自治侵害の何ものでもないのである。

　次に前項の有朋寮『届け出』問題と、日就寮『退寮勧告』問題の関連について考えてみる。まず'72年学費闘争は、寮生がその最先頭でとりわけ有朋寮と日就寮が闘い抜いたという背景を押えてもらいたい。それは『8・17政治処分』の内容をみると、退学3・無期停学2で内4名が寮生で、有朋寮3名日就寮1名であることからも理解できる。更には東北大における'68～'69年全共闘運動、'71年沖縄協定批准阻止闘争もまた有朋寮を先頭とする寮生が闘い抜いたのである。つまりこれらの闘争は学寮を生活基盤とする主体的部分が担っていたのである。

　それ故、大学当局は学内の管理支配体制を強化するためには、学寮とりわけその最先端で闘っている有朋寮と日就寮を攻撃し、闘争を沈滞化させるべきだと総括したのである。そこで寮闘争を支えている寮自治その中で最も重要な入退寮選考権に対して攻撃を加えてきたのである。それが有朋寮では『届け出』問題を理由とした備品差別及び入寮者妨害攻撃と物理的破壊による〃解体攻撃〃として、日就寮では『8・17政治処分』をもって入退寮選考権を大学当局が握ってしまうという攻撃として現れたのである。つまり大学当局は自らの『敵対物』（＝有朋寮と日就寮）となるものには徹底的に攻撃をするのである。

　よって一般的な入退寮選考権の攻撃を反撃する場合には、この個別的な有朋寮と日就寮の攻撃を総括しなければ、正しい方針が生まれないのである。だから寮連執＝民青系が'74年新寮条件における入退寮選考権改悪を〃'68・12・2加藤学生部長確約があるから形式上の変化であっても実質は変わらない〃という理論は全く詭弁で、大学当局と寮生の力関係の中で加藤確約を絶対視することは、一枚の紙切れを神聖視するようなものである。それどころか、もはや日就寮の『退寮勧告』をみれば加藤確約は実質的に破棄されているのである。

　このような情勢下で今必要なのは、〃加藤確約を実質的なものとして入退寮選考権を寮

生のものに奪還し、『〇管規』を粉砕していく闘いを、いかにして構築していくか〃なのである。

## 二―五　新寮問題

―新寮条件としての『入退寮選考権改悪』について―

'74・1・25代表者会見により急速に展開された浩・尚心・霽風三寮の新寮問題についてその問題点を探る。（但し負担「区分」・炊夫問題は後に詳述する）『〇管規』に規定された懇談会構想＝お話し合い路線の貫徹のために、'72年より大学当局は全く団交を設定することなく『届け出』問題・『退寮勧告』問題等々あらゆる問題が解決されぬまま、大学当局は一方的な寮闘争圧殺のための通告のみを強行するだけであった。代表者会見では問題解決へ向けての進展が全くなく寮問題はうっ積する一方であった。

このような情況の中で大学当局は'74・2・5に新寮『三条件』を提示してきた。何の具体的な討論が大学当局と寮生との間でなされたわけでもなく、突然この条件を呑めというようなものであり、内容は次のようなものであった。

(1)負担区分は現行日就並
(2)炊夫削減（11名→7名）
(3)入退寮選考権の改悪

(1)(2)については後節で詳述することとして、(3)については『国有財産である学寮の管理運営の責任を負う上で、その責任が学生部長にあることを明確にすること』という内容であった。さらに3・27学寮専会見で新寮『三条件』について当該寮（八木山の新寮計画では'71年の日就寮建て替えは第一期工事で、浩・尚心・霽風三寮建て替えは第二期工事であったので、全体としては八木山新寮なので日就寮も当該寮であった）四寮の合意が必要で、それを春休み明けの4・15までに決定せよという見解を表明した。この時点で次の問題点があげられる。

第一に、我々の闘いの大高揚によって新寮実現の可能性が引き出されたのではないということである。つまり我々から積極的に自主管理・自主運営の完全自治寮を克ち取るために〃負担「区分」撤廃の方向性をもった条件や、入退寮選考権を寮生が握った条件〃を主張し貫徹したのではないということである。大学当局と新寮専門委員会（組織性格・機能・権限のあいまいなもの）のボス交によって提示された『三条件』に対する受身的な運動しか展開しきれない限界性を当初から含んでいたのである。

第二に、寮連執の運動方針の提起が決定的に誤っていたことである。'68・10・25学長団交での確約が示すように、本来学寮は希望者全員が入寮できるような厚生施設でなければならないのである。それ故、その一環としてある新寮建て替え問題は全学的な問題であったにも拘らず、浩・尚心・霽風三寮のみで構成された新寮専門委員会だけに問題を矮小化して、全学的に問題提起をしなかったことである。この時点で新寮問題は全学的な問題であることを寮連執が正しく把握して、全学生参加のもとで大衆団交をもって大学当局に我々の望む新寮を突きつけて闘い抜いたならば、この『三条件』攻撃は粉砕できたはずである。

第三に、『三条件』と4・15タイムリミットはぎりぎりの妥協点だから各寮は早急に態度を決定せよという大学当局の高飛車な姿勢は、寮連執の方針の誤りの引き起こした事態であるのに、それを全寮生に一方的に責任の転嫁をしたことである。つまり『新寮がほしいのなら三条件を呑め。三条件を呑もうとしないのは新寮闘争に対する敵対だ。』というぺ

テン的な論理を引き出してきたのである。我々の課題は〝条件を呑むか呑まないか〟ではなくて、〝条件をどのように撤廃して、自主管理・自主運営の完全自治寮を実現していくか〟について討論し、それに向けた闘争を構築してゆくべきだったのである。

以上の問題点は、現在の明善・如春・松風三寮の新寮建て替え問題についても同様のことがいえると理解できるであろう。

次に、4・14執行委員会において当該四寮の中で日就・浩二寮が『三条件』について反対決議を挙げたのである。つまり大学当局の『三条件』強要攻撃は失敗に終ったのである。ところが、寮連執は執行委員会決定が各寮の自治に優先するという権力的思想＝強行採決によって、二寮の反対を無視して「三条件」のついた「新寮」を受諾する決定をしてしまったのである。そして翌日の4・15学寮専―寮連執会見でも予期していない事態が起ったのである。大学当局は3・27発言に反して〝執行委員会決定を学生の最終決定と解して、合意に到達したと考えて予算をとりにくい〟と返答したのである。まさに3・27の『新寮問題は当該四寮の問題であり、四寮の合意なくしては新寮は建たない』という発言は、寮連分断攻撃を意図した『三条件』を寮生に呑ませる恫喝だったのだ。さらに『三条件』を呑まないとみるや、今度は〝四寮の合意がなくても寮連として受け入れればよい〟と突如論議の前提を崩して、「民主的多数決」を優先してきたのである。

この経過をみるならば、大学当局は完全に寮連執のとっている〝何が何でも新寮がほしい〟という運動方針を確認しており、東北大寮運動は足下を見すかされてしまったのである。そして中教審＝学寮解体再編攻撃の貫徹として、更に『入寮手続き三条件』・『二条件』を強制してきたのである。

それでは次に6・6に提示された『入寮手続き三条件』の内容について触れる。

(1)入寮希望者は学生部長宛の入寮願いを厚生課に提出する。

(2)学生部長は入寮希望者についての意見を当該寮委員会から提出させる。

(3)学生部長は寮委員会の意見にもとづき入寮を許可する。

これは『三条件』の入退寮選考権改悪の項目を明確に表したものである。まさにこれは学生部長が入退寮選考権を握ったもので、寮自治の根幹を崩すものである。大学当局が有明寮『届け出』問題・日就寮『退寮勧告』問題での寮闘争を総括した上で、寮の自治と共同性を破壊しようとしてかけられた攻撃である。'68・12・2加藤確約の全面的破棄である。ましてや寮連執が明善・如春・松風三寮の新寮建て替え条件として、'78・1・21にこの『入寮手続き三条件』と同様なものを、大学当局と練り上げて画策したことは言語道断である。

さらに8・15『二条件』の中の『個室化』の攻撃があった。これは個別管理支配の強化を通して学寮の団結力の後退を意図した攻撃であった。個人的には不可能な議論の深化を阻止して、体制に対する矛盾を感じない資本に従順な人間を形成しようとするものである。

さらに『条件つきの予算』が降りて、設計図の段階で『風呂・食堂が共用』ということで日就寮は反対決議を挙げた。それはこの攻撃が次のことを意図しているからである。学寮を厚生施設と把えていないので金のかかる施設は削除してしまおうというものである。さらに総定員法の貫徹として炊夫を削減して、受益者負担の論理を押しつけようとする攻撃だからである。

我々はこの以文・霽風寮の新寮運動におい

て、これらの問題点を止揚した上で有機的に現在の明善・如春・松風三寮の新寮問題を闘っていかねばならない。我々は『三条件』・『入寮手続き三条件』・『二条件』のもつ反動的意義を何度もあらい直し、『届け出』闘争を『退寮勧告』粉砕闘争を『ボス交路線』のもつ意図をあらい直し、その反動性を現在の寮闘争との関係の内に突き出してゆかねばならない。これら一連の攻撃を我々の現実の生活過程の中で、何度も何度も新しいものとして把握していく過程こそ、攻撃に対する素朴な怒りを〈感性〉の内で日々再生産していく過程であり、その過程を通して〈感性〉を先鋭なものにしていける。そのときこそ〈思想〉を支えるものとしての〈感性〉が大きな意味をもつのである。このような〈感性〉と〈思想〉の再生産・浸透は、現実の寮自治破壊攻撃を粉砕してゆくであろう。すなわち入退寮選考権の改悪を目論む大学当局の、また新寮条件を無抵抗に容認し、『条件は建ってから闘ってゆく』という詭弁で東北大寮闘争をセクト的に引き回している寮連執=民青系の足元を確実にえぐっていくのである。大学当局と寮連執=民青系の反動的諸業を徹底的に暴露し、怒りを内在化し再生産していき、我々が生活過程によって陪ってきた内容を対象化して突きつけてゆく――この全過程の不断の再生産こそ地道な寮自治破壊攻撃粉砕に向けて我々が志向するものである。

## 第三節　負担「区分」撤廃に向けて

文部省は、五四年に『学寮は厚生補導の効果を上げる教育施設である』という見解のもとに、その管理運営の改善と称して、『二・一八負担区分通達』をうち打してきた。この負担「区分」とは要するに、『寮生が個人的に消費生活するのに必要なものは寮生が負担し、公共的に全体で必要なもの、つまり寮生がいなくても寮施設維持の為必要なものは学校負担とする。』といったいわゆる受益者負担の原則の表現に他ならず、学寮に資本の論理を注入し、安上がりで企業に忠実な社会人を養成する一連の教育政策の一端のものである。(『二・一八負担区分通達』、受益者負担の論理に対する詳細は一章及び五章を参照)

寮内で使用するものに、個人使用と共同使用という区分をする方法それ自体不明確であり、人民の血税により建てられた学寮を「公的部分」と「私的部分」に区分することは、ナンセンスな論理であることは言うまでもない。そこで、我々が負担「区分」撤廃闘争を組むにあたり、この問題を〝教育の機会均等〟の理念で、経済的側面からのみ分析してゆくだけでは不十分であることを押えておきたい。

確かに、負担「区分」の貫徹による寮生の生活への圧迫は大きく、そのことによって寮の厚生施設としての意義が失われることは重要な問題であり、現実的に寮解体の一因となっていることは押えておく必要がある。しかしながら、これをもって『寮生はこんなに苦しいのだから負担区分は撤廃し、寮生負担を軽くしてほしい』という〝お願い路線〟をもってしたのでは、大学当局の『負担区分は社会通念だ』あるいは『寮生はめぐまれている』という詭弁的反論に対処するには不十分であろう。

そこで我々は次のことを確認せねばならない。それは、負担「区分」の思想が、戦後一律に人間性圧殺の産学共同路線の一点における教育全体の改編と、ファシズム的反動化の中でうち出されてきたことである。そして、現代の警察学校・防衛大学・看護学校・保母養成学校(その中でイデオロギー注入が可能である)などには負担「区分」などがない例

を見れば、その「社会通念」ということがむしろブルジョワの通念であることが理解できる。それとは逆に、積極的にブルジョワ社会へ適応させようとするイデオロギー注入が困難状態にある学寮には投資を徹底して減らし、その中で安くて役立つ科学者、技術者を育成してゆくために、学生の自治の最後の拠点である学寮の団結と自治を破壊し、先の認識を踏えた上で、負担「区分」の押しつけによって学寮を安アパート化せんとしているのである。また現在の社会体制の中で、国家独占資本に有利な所得の再配分を通しての労働者階級からの二重収奪、さらにその中で生きている我々の思想や心情まで資本の統制下に組み入れ骨抜きにする等、〃組織化された搾取形態〃があることを十分に把え切っていかねばならない。そして、我々はこの負担区分撤廃の闘いを、中教審＝学寮解体再編攻撃粉砕の闘いの中から進めてゆかねばならない。

### 三ー一　六〇年代寮闘争の歴史

六〇年代後半、全国学園闘争＝全共闘運動が盛り上がる中で、東北大学でも負担「区分」について、数々の団交で我々寮生が克ち取ってきた意義あるものがあげられる。それらの事実を通して、以後展開される新寮問題との関連で、負担「区分」問題について分析していく。

六六・一・二四　学長団交
〃学寮は厚生施設であり、九・四閣議決定（公務員の不補充）には反対し、負担区分軽減に努力する。〃

六六・五・二四　学長団交
〃新寮計画を明らかにし、六七〜七二年間に全学生数の三分の一＝四八〇〇名の新寮を建設することを表明。〃

六八・五・九　学生部長団交
〃負担区分は双方で軽減の方向で努力する。〃

六八・六・七　学生部長団交
〃寮生の負担軽減に努力する。〃

六八・一〇・二　学長団交
〃希望者全員の入れる新寮を一〇年以内に建設する。〃

六八・一〇・二五　学長団交
〃二・一八負担区分通達については、政府に改正を求める。寮生の負担は軽減する。〃

六九・六・三〇　学生部長団交
〃新寮においては経費がかさむから、負担が増えてもやむを得ないという見解はとらない。負担の絶対額を軽減するよう努力する。〃

倒壊寸前の旧寮の多い東北大学では、'60年代後半の団交において常に〃新寮実現へ向けて〃のスローガンのもとに全寮生は闘い続けてきた。その過程で注意すべきことは、新寮実現の際に、前述の入退寮選考権及び負担「区分」が改悪されることを阻止することを克ち取っていくことがメルクマールであったということである。特に負担「区分」に関しては、新寮になったが為に経費がかさむという理由で寮生負担を増やそうとする攻撃を阻止する。つまり、旧寮に準じた負担「区分」に抑えることが我々寮生の最低限の獲得目標であった。その上で学寮の収容人数を増やすための新寮増設、また諸経費の全額国庫負担に向けた闘いが展開された。そして実際、'66〜'69年には、大衆団交によって、〃学寮は厚生施設であること、寮生の負担の絶対額を軽減すること、つまり、負担区分撤廃に向けて努力する〃ということなどを大学当局に確認させたのである。更には、〃希望者全員の入

れる新寮を10年以内に建設すること、二・一八負担区分通達は鵜呑みにしないこと〃など画期的な確約を克ち取ったのである。

本来、我々が志向するものは、学寮が厚生施設であることを確立することで、負担「区分」という概念を粉砕し、大学当局と我々が対峙する中、文部省と闘っていくことである。それゆえ、この時期の団交の勝利の地平を踏まえ、その確約を実行させていく運動を構築してゆくことが、次に課せられた寮生の闘争課題であった。

しかしながら、第一節に述べたとおり、『中教審最終答申』が出され、大学当局は、その文部省追従の姿勢を押し出してきたのである。'68・10・2学長団交確約など実際実現されなかったし、学寮＝「教育施設」という把え方に方向転換し、〃負担の絶対額を軽減する〃などと言った覚えはないと暴言するのである。

このような大学当局の反動化を許してしまったのは寮生側の責任も大きい。それは、寮連執＝民青系が何ら発展的な運動構築に向けての指針を寮生に提示できなかったばかりか新寮という〃アメ〃につられて、〃ムチ〃の一環である受益者負担の論理（東北大学では「公私の論理」）＝負担「区分」の固定化及び改悪の攻撃に屈服し、問題を矮小化し、内部に閉じこめてしまったことである。

つまり彼らは、'74年までは〃負担「区分」全額国庫負担〃を堅持してきたが、その後一転して、〃原則を変えない運動〃をもって、「公私の論理」は正当であるとし「公私の論理」に反対する寮生の意見を「民主的多数決」で圧殺してきたのである。

全寮・全学的な討論の深化の過程で、負担「区分」撤廃＝全額国庫負担の運動を構築してゆくべきなのに、〃討論を重ねることは、内部対立を引き起こして、新寮実現の桎梏となる。負担区分攻撃は、寮を建てさせないための、文部省の架空の対決点で、何の意味も持たない。〃という負担「区分」改悪に一切闘わない、寮連執＝民青系の方針の決定的誤りがあげられる。

我々は、寮闘争を主体的に展開してゆく中で、大学当局を論破し、追いつめてはじめてそれまでの闘争の成果が、到達地平が確実に我々の力となりうることを確認せねばならない。我々が闘争を放棄してしまえば、以前の確約などただの紙切れに等しいのである。それ故、現在我々が闘争過程で、反動敵対する大学当局と寮連執＝民青系を駆逐してゆく中でこそ、'60年代後半の画期的確約は如実にその本来の姿を現すのである。

### 三－二　新寮における負担「区分」問題

まず初めに、新日就寮（一〇三名）の建て替え問題に関する負担「区分」問題について考察する。'60年代後半、つまり'69年までの団交において、寮生が一貫して新寮実現に向けて闘争を構築してきたことは、前項からも理解されると思う。この闘いの中で、最初の建て替寮として『日就寮』が獲得された。しかし、このときまだ、大学当局は'70・6・20寮務交渉の発言〃負担区分は全く白紙の状態で、他大学の新寮の状態を調査した上で寮生と話し合っていく〃が示すように、具体的試案はなかったのである。そして'70・8・14新日就寮の建て替えの予算が降りてから、寮生側と大学当局で負担「区分」問題に関して討論が進められたのである。

その過程では、当該寮の日就寮も含めて、寮連総体として新寮闘争に関係していたことは意義が大きい。それは、寮生側と大学当局との交渉が団交（全寮的な）であったことに起因していることだろうと思う。これは、'60年代後半の闘争の盛り上がりとともに、全寮

生が自らの問題として、新寮闘争を闘っていくことが可能な交渉形態（＝団交による審議）があった為である。この'70年の日就寮の新寮問題においては、文部省、大学当局の攻撃は、『届け出』の『願い出』への変更強要と負担「区分」問題が焦点であった。

'70・9・24学生部長、補導協団交の大学当局の見解をみるならば、〃新寮の規定は旧寮の規定に準ずる。但し、コンクリート建築のため舎費は一〇〇円から三〇〇円となるが、他に付け加えたり修正することはない。〃（舎費値上げについては後述[9]）と旧寮当時の比率に応じた現状維持の方向を示した。

また、'70・10・22学生部長団交の学寮専門委員長の発言〃負担区分は認められない。暖房費は全額国庫負担が望ましい。〃でも理解できるように、'70年までの歴史の中では、決して大学当局が負担「区分」改悪を提示しなかった。そればかりか、この'70・10・22学寮専発言、及び'71・10・28学生部長団交確約〃暖房費は全額国庫負担で努力する。〃など、大学が負担「区分」撤廃の意向を述べなければならない状況を寮生が作り出したのである。

これは、寮連総体でそれまでの闘争の到達地平を総括した上で、〃負担「区分」撤廃＝全額国庫負担〃の方向性を堅持していたためである。

そして、'71・2・15に『新寮における寮生負担に関する試算』が出された。その中において留意すべき点は、『暖房費負担区分の項目で、〃それまで炭ゴタツからスチーム暖房に形態が変わるので、暖房費全額寮生負担から寮生負担46・5％に変更する〃と明記してあることである。その他の水道・光熱費などの負担区分の問題は旧寮に準じて試算された。

局所的な暖房の炭ゴタツから、建物全体を暖房するスチームへの変化で費用の全体額は上がるが、当局は〃負担「区分」＝現状維持〃の方針であったために、旧寮に準じて大学：寮生＝〇：一〇〇を示した。ところが、試算すると寮生負担の絶対額が激増する結果となり、寮生は入寮を拒否することをもって当局を追及した。それで大学当局は採暖面積割りによって試算した。しかしそれでも寮生負担が旧寮の時と比べて増加しているので、大学当局はもっともなこじつけによって、即ち明確な論理からではなく、寮生の納得できそうな46・5％という比率を出さざるを得なかったのである。

それ故、この時には明確に「公私の論理＝面積算定」によって算出された46・5％であったという概念はなかったし、寮連総体としても寮生負担46・5％は、炭ゴタツで全額寮生負担であったことから見ると一歩前進したように見える。しかし実際は、当局のいう現状維持どころか、寮生負担額は増えている（額で旧寮時に比し2倍に上る）し、負担比率で算出するのは負担「区分」の固定化に繋がるということで、さらに全額国庫負担に向けて闘争を組んでいったのである。

だから現在の寮連執＝民青系が言うように『46・5％は面積算定によって算出した比率だ[9]』と、46・5％の主眼点を面積算定におくことは、当時の寮生の誰一人として考えなかったし、それまでの闘争過程を一切踏まえていないものである。それは、大学当局が、'76・10・13に初めて、〃46・5％は算定基準＝採暖面積比によって算定した。〃と提示したことからもわかる。これは当然、当局が「公私の論理」を貫徹するために言い出した。つまり後になって「正当化」づけた発言なのである。（詳しくは第五章を参照されたい[9]）

さらに、寮連総体では、'71・6・6代議員総会でもわかるように〃46・5％の比率の固定化は認められないし、日就寮の負担増分額

軽減の闘いが重要である。〃と主張されている。そしてまた、日就寮も〃負担増加分を学校負担せよ。〃の運動を展開していった。

寮生負担一〇〇%から46・5%になったことは、'60年代後半からの負担「区分」撤廃に向けた闘争の過程での具体的一段階であり、その後の負担「区分」問題を考えるときの基準=足かせとなるものではなかった。かつ今後さらに寮生と大学当局が寮生負担軽減に向けて努力してゆくべき歴史的到達点で、相方の継続審議事項に他ならなかった。

しかし、大学当局は、'71・12・2団交を最後に団交拒否路線のもとに、暖房費問題も含めた負担「区分」問題を寮生と討論することなく、我々の前から逃亡しつづけ、今日、この暖房費負担「区分」問題が最大の焦点となっているのである。

次に浩、尚心、壽風三寮の新寮建て替えにともなう、負担「区分」問題について現在まで問題点を考察する。新日就寮の建て替えの時と決定的に異なるのは、前項でも触れたように、寮生の直接要求、討論深化の場である団交を通して、新寮問題が闘われたことではない点である。

それ故新寮条件を大学当局に一方的に通告され、寮生は条件を受けるか、受けないかのみを問題にすることしかできなかった。'74・2・5の『三条件』、6・6の『入寮手続き三条件』、8・15『二条件』が提示された背景は前項で述べたので、この中では、負担「区分」問題に関係する事項を考察する。『三条件』の中で、負担「区分」は『現行日就並』という項目があった。つまり、電気、水道料及び暖房費などは、日就寮と同じくするというものである。前述の通り、この『三条件』が提示された時は、寮連総体では負担「区分」撤廃=全額国庫負担の方針であった。従って'71年には暖房費の負担「区分」は、寮生負担46・5%で単なる意味のない数字として比率を捉え、それをワンステップとして、全額国庫負担に向けて闘争を構築していたのである。

ところが、大学当局が提示したのは、『現行日就並』ということだけであった。

大学当局の団交拒否と寮連執=民青系の〃今は負担区分を闘うのは不利だ。〃とだけ言って問題としなかったことで、実質的討論は何もなかった。しかし、寮連執自身は新寮問題討論資料の中で『現行日就並』とは、電気、水道料の負担は日就寮と同じで、暖房費は当局:寮生=53・5:46・5と明記しているのである。

つまり、『現行日就並』とは暖房費に関しては、寮生負担46・5%と、寮連執も寮生も考えていた。だから、浩、尚心、壽風、日就寮の4寮会議でも46・5%で試算していた。そして、大学当局も実際に46・5%で理解していたであろうことが、次のことからわかる。

つまり、大学当局は、このように試算することは「公私の論理」を破っていてそれまでの方針に反する重大なことだと気がついたのである。それは、'75・6・10徳長学寮専門委員長発言〃負担区分については、はっきりしていない。これから話し合おう。〃'76・2・4寮務係長より〃負担区分現行日就並は重油暖房費に関しては白紙に還す。〃などからも理解できる。即ち、大学当局が'76・10・13学寮専会見で〃重油暖房費負担区分=現行日就並とは算定基準=採暖面積比である。〃と発言したのは、『2・18負担区分通達』及び中教審学寮解体再編攻撃の貫徹として、資本の論理であるところの「受益者負担の論理=公私の論理」をこの機に乗じて押しつけようとしたものである。さらに寮連執=民青系は、〃条件については闘わない。「公私の論理」の原則を変える運動はしない。〃と吐露し、

〃明善、如春、松風の新寮問題の足かせとなる。〃と自らの闘争放棄・セクト的引き回しを正当化しようと、「公私の論理＝面積算定」を呑んでしまったのである。この背景には全寮連（＝民青系）及び東北大寮連が'75年より〃負担区分撤廃＝全額国庫負担〃の方針を転換したことも上げられる。

また、当該寮の以文、霽風寮も'76年当時より、『公私の論理は当然認められる原則である』と言ってはばからないのである。（詳細は第五章を参照されたい。）

我々が、'60年代後半から展開してきた『負担「区分」撤廃＝全額国庫負担』の闘いは、学寮を厚生施設として把えていく上で、正当な闘いなのである。それ故、『受益者負担の論理＝「公私の論理」＝面積算定』は絶対に認められない。現在では、「公私の論理＝面積算定」を個別契約で一方的に強要する大学当局の攻撃を打ち破るために、寮生との合意が得られていない暖房費支払強制＝既成事実化を、不払いをもって、我々は、暖房費闘争の勝利に向けて、闘争を展開しているのである。ここで我々が敗北すれば、他のあらゆる負担「区分」は改悪される方向に攻撃され、学寮の存在意義も失われてしまうのである。

最後に、'74・8・15に提示された「二条件」の中の舎費値上げ問題について考察する。
（'71年日就寮の時も含めて。）

厚生施設である学寮に舎費自体があることは、政府・文部省が学寮を次のように捉えているからである。学寮の建物を減価削却的な考え方で規定して、「使用しているからには金を払え」とブルジョワイデオロギーを押しつけているのである。

そこでこの攻撃は次のように分析される。

まず第一に、実質的な学寮の厚生施設的意義の破壊である。学寮は、人民の血税により建てられたものであり、就学困難な学生の為に開放されたものである。しかるに、その学寮の建設費をいくらかでもとれるだけ、『舎費』という形で回収しようとすることは、学生・寮生の家庭に対する二重収奪である。これは明らかに学寮の厚生施設的意義の否定であり、さらなる差別・選別に連なる。そして、大巾な舎費値上げは学寮の本来の意義を全く失わしめ、筑波型寄宿舎へと学寮を変質させてしまう。

第二に、ブルジョアイデオロギーの押しつけ攻撃である。『物価が上がるのだから、舎費もスライド的に値上げされるのが当然だ。』と資本の論理を学寮に押しつけてくるのである。つまり、学寮をブルジョアイデオロギーの注入の場（それを文部省は教育施設といっている）に再編することで、資本に従順な人間創出の場にしようとしているのである。それを通して、「紛争の根源地」と規定している学寮の自治と共同性を解体しようとする攻撃である。将に、この舎費値上げ攻撃は、中教審学寮解体再編攻撃の経済的側面と、思想的側面からの攻撃である。

このように、新寮における負担「区分」問題を考える中で、現在の寮闘争の展開と構築を考えてゆかねばならない。

## 第四節　寮連分断攻撃粉砕

'70年代になり、寮生と当局の対立がいよいよ明確になるに従い、〃寮闘争が自らの属する民青同というセクトのためにあるかのように考える〃寮連執行部が出てくる。

まず初めに各寮の自治と東北大学学生寮自治会連合（寮連）との関係について述べる。

寮連結成の動機とは、〃寮自治会は各寮の現在の要求を当局に突き出していく。また各寮は寮にかかってくる攻撃に対して闘ってい

く。この過程で一寮では当局の様々な攻撃に対処しきれないために、各寮の共通な要求と問題について協力して闘う寮連が結成される。〃必要性にあった。ここで重要なのは、各寮がそれぞれ闘っていく中で初めて寮連が連合体として力を持つのだということである。又、寮連執行部、書記局は、各寮間の連絡、当局からの情報連絡、団体交渉の設定役としての機関として設けられたのである。こうした組織は各寮の共通利害を吸い上げ、共通のものとして闘い、当局との団体交渉を設定していくならば、その威力を発揮する。

しかし、東北大寮連執行部は、'73年以降、民青同系寮かそうでないかによって、その対応を変えるということをしてくるのである。我々は先に述べた通り、寮連は〃民青同のためにあるのではなく、各寮の自治のもとに結成されたもの〃であると把えている。この〃各寮の自治は無視しても大勢に影響はない。トロツキストの寮の要求を寮連として取り上げるわけにはいかない〃という、まさに〃予断と偏見〃を差別的に増巾していくことによってしか自己を正当化しえないのが、寮連執＝民青同の本質なのである。

このような情況を一層明らかにするのが、大学当局による日「共」＝民青同・寮連執を徹底的に〃アメとムチ〃により利用した寮連分断、各寮管理支配の強化である。有朋寮への備品差別攻撃、日就寮生『G君への退寮勧告』に対する寮連執の態度、方針は、彼らの本質を雄弁に物語っている。

また、彼らの言う「民主主義」とはいかなるものか。それは彼らの行った数々の強行採決の中で実証ずみである。すなわち〃多数決により決定されたことを、少数派の人間が拒否することは、その人間が非民主的か反動的かのどちらかである。多数派に従え。〃というのが彼らのいういわゆる「民主主義」だったのである。

さて大学当局は、彼ら日「共」＝民青同を一定育成しつつ、寮連には介入しないと言いながら、寮連分断を譲成し、個別寮、そして寮生個々人の個別分断・管理支配の強化、負担「区分」の徹底を強引に押し進めてくるのであり、まさにその一翼を担って日「共」＝民青同は登場しているのである。

'71年12・2の団交を最後に'72年5・31の団交拒否声明、更には'73年9・30の代表者会見構想の提示をみることにより、寮自治と寮闘争の破壊が、より鮮明に浮き上がってきた。つまり、大学当局による団交拒否を容認し、代表者会見を認めた上で寮生に許されるものは、少数の寮生と大学当局による〃ボス交〃である。圧倒的大多数の寮生は、その結果を知らされるだけであり、寮生の主体性を無視した「話し合い」と既成事実が積み重ねられていったのである。寮連執は、新寮問題（浩・尚心・霽風寮建て替え）において、『条件』を建て替え後の継続要求項目として押し込め、あるいはまた論理を徹頭徹尾すりかえ、大学側の論理を正当化し、寮生の『要求』である〃希望者全員の入れる完全自治の新寮〃要求を、多数決でもって切り捨てていったのである。大学当局は、寮連執行部の体制派としての体質に根ざす「思考」と行動により、実質的には、寮連に介入してくる必要がなかったのである。大学当局が直接寮連に分断攻撃をかけなければならない時期は、こともあろうに寮連執行部の反動性の故に「延期」されたのである。この数年間の民青同の働きに対して、大学当局は「感謝状」を贈る必要があろう。

現在、寮連分断攻撃は、新寮への建て替えをめぐっての『条件』の問題として顕在化している。旧寮当時、ほぼ同じような状況にあ

った各寮が、いくつかの異なった『条件』の下で建て替えられ、あるいは、老朽寮のまま放置されているという状況の中で、施設、規模、負担「区分」、自治の形態のそれぞれ異なる各寮の利害を、できるだけ一致しない形で分断攻撃は進められている。それは個別的には、寮運動の基盤である寮自治の破壊と共同性の解体を促し、そして全寮的には各寮間に亀裂をもち込むものである。ある寮に食堂があり、あるいは、ある寮では入退寮銓衡形態が他寮と異なるというそれぞれの寮に対する個別の寮自治破壊攻撃とそれを全寮の問題として明確化できない寮連執。東北大においては、寮連分断攻撃は、筑波型新寮の建設と民青同＝寮連執の屈従とによって実質化されている。このような情況を乗り越えるためには、民青同系寮連執の徹底した批判と、政府＝文部省の中教審＝筑波化がいったい何を意味するのかを明らかにしていくことが必要となる。その中で初めて各寮は各寮の問題意識と要求を明確化し、寮連に結集し闘っていくことができる。しかし決して民青同系寮連執は、このような各寮の独自性と創造性を寮闘争の中で現実化することなどできないのである。それをすることは、民青の存在基盤である〃考えない寮生〃〃中央の方針に従順な寮生〃を根底的に否定することになるからである。「紛争の根源地」という反寮キャンペーンによる寮の孤立化と、筑波型新寮という寮の再編攻撃に対し、寮連は何故に「紛争の根源地」と寮を規定してくるのか、筑波型新寮は何故だめなのかを明らかにしなければならない。その討論と、中教審実質化としての筑波型新寮を阻止する闘いと、寮の孤立化を防ぐ闘いを指導できる寮連執を作り上げて行くことこそが、現在の寮連分断攻撃に対し闘うことになる。自らの要求と討論の成果を堂々と民青同系寮連執にたたきつけ、乗り越えて行くことこそが我々寮生の闘争にほかならない。そのような戦闘的な質をもって闘う過程で当局の寮連分断攻撃は明確になるだろう。

現在の寮連は、民青のひきまわしと、大学当局のそれを利用した巧妙な攻撃により分断され、分断された各寮と、自らの要求を明らかにさえできない寮生を生みだした。セクト的に寮を利用することは、結局、寮生の自らの問題提起と主体的な取り組みを後退させることにほかならないことを民青同は実証した。現在、民青同の方針は、個別闘争は決して表面化させない思想によって、寮生を差別する（自主規律三原則を守らない者は寮に入れない）という日「共」の理論の反動性をはっきり表わしたものである。

各寮が各寮の個別の闘争を構築し、寮生の主体性と問題意識をさらに高めるなかで、各寮は強く連帯し、共に闘う仲間をふやし分断攻撃を粉砕していくだろう。現在の寮生の意識では闘えないからといって問題を歪曲し、寮生の個別分断管理を許していくことは明らかな敗北である。闘わずして得たものに良いものがあったためしはないこと、闘いなくしては現状は悪化する一途であることを銘記しよう。

各寮、寮生は寮闘争を闘い抜く中で連帯し、中教審攻撃のまっただ中に我々の拠点を築きあげよう。何も知ろうとしない主体性の欠如、〃とにかく今はこういう情況なのだから〃という受動的思考法とは訣別して闘い抜こう。

## 第五節　炊フさん問題

### ―炊フさんの公務員化・増員獲得！―

### ―総定員法粉砕・食堂なしの新寮粉砕！―

まず初めに、公務員全体にかけられてきている攻撃をみていき次に炊フさんの現状と炊フさん削減攻撃について述べ、最後にいくつかの寮における炊フさん削減阻止・公務員化闘争について述べる。

'64年『2・18負担区分通達』(受益者負担＝炊フさんの場合、寮生雇いにする方向)
'69年9・4閣議決定（公務員の不補充）
'69年『総定員法』(公務員の定量を法律で決める。)

公務員の大巾削減攻撃は以上のような経過をもって全国の大学にかけられてくる。『総定員法』は適性配置、能率化効率化という合理化と、一方では受益者負担の論理の貫徹という形で大学にかけられてくる。特に東北大学では、適性配置と削減を忠実に行い、公務員の大巾削減の一方において、定員外職員の激増という不安定な身分の臨時職員の増加によってこれを切り抜けようとしている。

現在の東北大学各寮の実状は、

八木山3寮　公務員6名臨時1名
明善寮　公務員3名臨時1名
松風寮　公務員4名　栄養士2名
如春寮　公務員2名
有朋寮　公務員4名臨時1名
昭和舎　公務員2名　寮生雇い1名

ここでわかるように『炊フさん』という名目は存在せず、用務員、栄養士という形で雇われている。名目上炊フさんと言えるのは寮生雇いの炊フさんであるという現状、臨時職員の増加と八木山3寮建設時の大巾削減、及び、如春・明善寮における日曜欠食という公務員炊フさんの不足等が大きな問題である。

現在炊フさん（食堂）問題で明らかとなってきたのは、中教審筑波化攻撃である食堂なしの新寮である。東北大においては、'74年'75年において食堂共用問題という形でしだいに明らかになってくる。'60年代における受益者負担と'70年代中教審＝学寮解体再編攻撃は、寮生に大巾な負担を増加させる一方において学寮の自治・共同性を破壊する攻撃である事はすでに述べた。特に新寮問題は政府＝文部省を頂点とする管理支配者側と、寮生・学生との全面的対決をもたらす。'74年'75年の新寮問題の中で炊フさん問題について述べる。

この新寮（以文・霽風）は食堂共用、炊フさんを11名から7名に削減するという最終的条件がついていた。当初、11名から7名に削減し4名は、各寮巡回の大工等にするというものであった。これに対し寮連執行部は、当局と炊フさんが話し合った結果、〃炊フさんはこの条件でもよいと言った。〃という事のみでこの条件をなんら問題にしようともしなかった。では当時の状況はいったいどんなものであったかを見てみたい。まず第1に炊フさんは組合（職組）にも入れないし、当局の一方的な通告で炊フさんは反論する余地はほとんどないのである。このような炊フさんの不利な立場を考慮せずに炊フさん問題を云々することはできない。第2に、寮生数一〇三名、炊フさん四名から、炊フさん七名、寮生数約二七〇名という明らかに労働強化になる状態を許すことができるのか。第3に、何の保証もないままに削減を許すのか。これに対する当局・寮連執の答えは、第1点については寮連執が炊フさんと確認した。第2点には労働強化になった時点で考える。あるいは機械が新しく入るから避けることができる。第3点には、各寮巡回の大工等にすると当局が言っているというものであった。

第1点について言えば、職組にも入ってい

ないし寮生との連帯もない中で、炊フさんは11名から7名への削減を認めざるを得なかったのである。炊フさんが自分達の仲間が削減されたり、他の職になる事を賛成するだろうか。そしてそのような情況を認めている寮連執行部の「総定員法反対」とはいったい何なのかを見てとらねばならない。寮連執行部は炊フさんという寮生の身近な労働者の問題について、当局管理者と同じ態度を取ったのである。第2点については、かの寮連執行部は、労働強化になったら闘うと言ったのである。しかも炊フさんを増員するのではなく、機械の導入をその解決策としたのである。現在、八木山3寮に新しい機械など入っておらず、しかも、食器洗いのために1名の炊フさんが、当直として明らかな労働強化を強いられているのである。第3点については、4名は、2名削減2名が各寮（明善・有朋寮）の炊フさんという内容であり、決して削減しないという事は実はウソであったことが明らかになった。我々は当局寮連執一体となった裏切りについて、いくら言っても言い過ぎる事はない。

次に、この過程で明らかになった、〃食堂なし〃という寮の厚生施設否定・個別分断管理支配という攻撃を明らかにしたい。現在明らかになった様に、食堂なし（自炊化）と寮のマンモス化＝安アパート化攻撃は、まさに'68年以来の全国学園闘争の圧殺という事を、第1に闘う人間への管理支配圧殺攻撃（G君退寮勧告・有朋寮備品差別攻撃）と、第2に闘争の拠点と基盤の解体攻撃（寮自治の否定と共同性の解体、新寮における条件、食堂をなくし個室化マンモス化する事による個別分断攻撃）を通して行ってくるのである。'75年当時この『食堂共用問題』について、寮連執行部は、『共用ではあるが、食堂があるからよいではないか』と言った。ところが現在、松風・如春・明善寮の新寮問題では、新寮において〃食堂はない〃という条件が出てきており、これを無条件にのもうとしているのである。

これに対し宮教大においては、炊フさんの削減に対して寮生は、このような寮生に負担を一方的に押しつけることは認められないとし、当局の炊フさん削減を阻止したのである。また、東大において明らかな様に、寮生が受益者負担を認めるという事は、炊フさんについて言えば、明らかに莫大な負担をしなければならない事がわかり、寮自治の財政的破綻を意味するのである。まさに、厚生施設としての寮は破壊されてしまうのである。それは、食堂なしの寮を建てるのか、あるいは炊フさんの寮生雇い化を通して、莫大な負担を寮生に押しつけるのかという違いはあっても、受益者負担・個別分断・管理支配を、寮に貫徹させせようとする中教審＝学寮解体攻撃である事に違いはないのである。現在、京大で闘われている炊フさん公務員化は、この受益者負担の論理を打ち破る闘いであり、その闘いは、学内管理支配体制を打ち破るものである。また、炊フさんとの連帯なしには、この闘いは組みえない事も明らかにするものでもある。

炊フさんの臨時職員の増加・寮生雇い化に対して、炊フさんと大学当局の力関係を変え、削減を許さず、増員を克ち取る闘いを組んでいかねばならない。現在、特に新寮において、食堂なしという攻撃がかかっている時こそ、食堂なしの新寮は建てさせないという方針のもと、炊フさんとの連帯を克ち取り、当局の合理化・臨時職員増加・公務員削減を許さない闘いが必要である。

寮連執行部の、「総定員法反対」「全大学人による民主化」という方針が何なのかは、炊フさん削減を条件に新寮建設を認め、食堂なしの新寮を認めた事からわかる。公務員削

減・受益者負担・学寮解体・筑波化を当局とともに認めた民青の寮「運動」を、徹底的に叩かねばならない。

## 第六節　大衆団交実現へ向けて

'60年以降厚生施設としてある学寮に対して種々の攻撃がかかってきた。それは第二章で述べた様に支配者側からの教育の再編攻撃の一環としてあった。

'64年『2・18負担区分通達』、『○管規』の〃学寮を厚生施設から「教育施設」化〃の攻撃に対し、団交において'66年5・24新寮の建設計画'66年10・19『○管規は押しつけない』という確約を取っていったのである。

しかし、大学に於いて大学当局は管理者として存在し、学生・寮生は「建造物の利用者」として扱われているために、対等の権利は有していない。そのような力関係の中で常に団交を要求するのは寮生・学生であり、時間の制限や人数場所の制限をしてくるのは当局であった。大衆団交はそのような大学当局の一方的なやり方を変えて行った。また我々の要求に対して何ら回答しようとしない当局を寮生・学生の前で徹底的に批判し、当局の不当性を全学生の前で暴露する中、大衆のエネルギーをもって我々の主張を大学当局に認めさせていった。

'68年世界、全国の学園において学生を主体とする闘いが始まった。この闘いの中で戦後教育体制（戦後民主主義）がいかに否定すべきものであるのかという点が明らかにされたのである。「大学の自治」「民主的教育体制」が実は大学が教育が現存の資本主義体制の中でどのような位置にあるのかを、学生の目からかくす〃ベール〃としてしか役に立っていなかった事を明らかにした。そしてその闘いは、学生の管理者としてあからさまに登場する当局と、厚生補導委を中心とする管理機構に対して、〃寮の自主管理・自主運営を認める事〃をつきつけていった。東北大においては'68年5・9の団交においてこれはほぼ認められ'68年12・2『入退寮銓衡については、大学当局は口出しをしない』という確約が克ち取られていった。しかし'69年政府・文部省が大学に対して「大学の自治」とは政府・文部省が認めたワク内に留まるものであり、学内を正常に管理しなければならないという『大学立法』を打ち出してくる。しかしこの超反動攻撃に対し当時の全共闘運動が、「大学の中立性」がいかにペテン的であり、現在の教育が産学協同路線のもとに資本家の意図にそった教育となりさがり、さらにその矛盾を「大学の自治」という形で葬むりさっている現状をあばき出したのである。

さて寮問題について言えば'70年になり新寮が克ち取られた。そして'71年10・28において有朋寮を先頭とする大衆団交において、暖房費の全額国庫負担という確約が克ち取られていくのである。この時点で戦闘的寮生には、「大学民主化」という「自治」の幻影はすでになくなっていた。それは'68年'69年の闘いが国家権力＝機動隊の導入という力づくの「収拾」であったためである。個別撃破されていった闘いの中で、いかに問題を大衆化し、実力をもって攻撃を粉砕するかが大きな方針であった。

しかし'71年12・2において当局は一方的にこの確約を破棄してきたのである。これは'60年代後半における闘いの中で築き上げられていった寮生の力に恐怖した大学当局のなりふりかまわぬ攻撃である。これは当時の社会情勢の中で明らかになってきた教育の再編、大学の再編の必要性によるものである。'71年10・28の有朋寮の克ち取った確約はまさにこの

教育の再編、大学の再編を真向から粉砕していくものだったのである。それは'72年に闘われた学費値上げ阻止、教育の反動的再編粉砕、受益者負担の論理粉砕闘争へと続くのである。政府＝文部省の意図する『中教審』という反動的教育の再編の内容は、大まかに言えば学生の管理支配と受益者負担という資本の論理の貫徹である。以上のように'71年10・28の確約は東北大寮運動の方向性を示すものであった。だからこそ当局はこれを破棄してきたのである。

'72年学費闘争は、あくまでも「大学の自治」の幻影にしがみつく日「共」＝民青同を粉砕し、闘われた。その過程の中で当局は、機動隊という力と単位認定制度をテコとした大量留年をもって、弾圧のかぎりをつくした。このような経過をたどり'72年5・31大衆団交で当局はスト権を否認してきた。

これこそまさに東北大における学生の徹底した学生弾圧と、管理の一端を示すものである。'73年学寮に関して当局は『代表者会見』を団交に交わるものとして提起してくる。では何故我々はこの代表者会見を否定的にとらえたのか。

第1に裁量権が否定されていたからである。代表者会見は我々寮生が当局を追求し、要求の正当性を認めさせても何一つ決まりはしないのだ。ただ事前に決まった決定事項を〝オウム〟のようにくり返す代弁者がいるだけにすぎないのである。第2に、入場人数を制限することによって問題の大衆化をおさえ、密室的交渉によって大学当局の方針を強権的に否ませんとするものだからである。現在まで4回の代表者会見が行われているが、新寮・負担「区分」等の問題は何ら解決されていない。それどころか、寮連執行部は、新寮について問題点を大衆的に明らかにすることさえ拒否したのである。つまりオブザーバーを排除し、各寮個別の問題を切りすてたのである。〝新寮条件を議題にすることは、新寮獲得の阻害になる〟として、各寮の自治の無い所に、寮連は存在しえないのだという事をふまえるならば、各寮の個別の問題を大衆的にアッピールし全寮で闘っていくことをしない寮連は、当局の補完物に等しいことを確認せねばならない。

現在、'75年11月を最後に代表者会見さえも開かれていない。しかし寮連は「寮生の要求通りの新寮」が建ったし、また新たに建とうとしていると言っている。我々はいくつかの闘争の総括と現状分析の上に立って次のように反論する。それは、いくら「運動」の担い手が自らの闘争を先進的と思い込んでいてもかまわない。ただ現在の体制にとって都合がよければ要求はいくらでも認められるという事である。我々のこの間の運動が、民青と違うのはこの点である。代表者会見を勝利と言いくるめ、さらには、それまで闘われてきた負担「区分」撤廃の闘争の原則さえ棄て去った民青同の諸君が団交を克ち取る方針を出すはずがない。民青同の諸君は団交の必要性などは全く認めず、静かに話し合いのできる〝ボス交〟を実質的に行ってきた。〝個別懇談会路線〟はこのような情況のもとでこそ可能なのである。闘う連合体としての寮連は執行部の指導性の誤まり故に崩壊し、当局は個別に一方的通告と恫喝を加えてくるのである。

我々はこのような寮連執行部の規制と敵対を、はねのけて大衆団交を克ち取っていかなければならない。そして現在の情況を突破するには、各寮における個別問題を徹底的に闘う事にある。寮連執行部の規制を打破り当局に寮生の要求をつきつけていくことなしには、現在の無風状態を打ち破ることはできない。

現在の大学当局＝寮連執行部の代表者会見

＝個別懇談会路線を突破しなければならない。我々は寮生を目ざめさせる闘いをしていくだろう。我々の闘いとはだからこそ根底的かつ主体的な闘いなのである。

団交拒否路線を打ち破り、全寮の連帯を克ち取る中で、中教審＝学寮解体攻撃を粉砕して行くのである。

## 第七節　戦闘的寮運動構築へ向けて
### —民青同の寮運動を乗り越えるために—

第一章、第二章、第三章第一節、第二節で述べたように、現在の寮闘争はいくつかの歴史的流れの中に存在している。そして現在我々が把握している所の情勢とは、第二章で述べた中教審＝学寮解体再編攻撃が進行しつつあるという情勢である。現在どのような寮運動も、この中教審＝学寮解体再編攻撃からのがれられない。

これは、先に述べた'68年以来の全国における闘いに対する政府＝文部省の弾圧と圧殺攻撃の一環である。だからこそ、'68年以来の寮闘争を単に「学内民主化」としか見れない民青とは決定的な違いがある。我々は、大学当局は明らかに我々の闘争の敵対物であり、これを乗り越えることなしには決して中教審＝学寮解体再編攻撃を粉砕することはできないと考える。一方民青は、〃学内において対立はせずに、全大学人が一体となって政府＝文部省に中教審＝学寮解体攻撃をやめさせる。〃という方針である。大学当局の機動隊と教育管理体制による弾圧を身をもって受けた事のない民青は、今もって〃大学の自治〃が〃学問思想の自由〃が存在していると思い込んでいる。大学当局は、'68年～'72年までの闘争の中で、学内の秩序というなんら価値のないもののために、学生を権力に売り渡したのである。さらに、かれら教官は学生の追求の前に何ら回答することもなく機動隊を導入し、学生を処分したのである。民青も少しは身をもって〃大学の自治〃が存在するかどうかを確かめればよかったのだ。現在の中教審＝筑波化再編攻撃は大学の自治など無用の長物であるし、全く非能率的であるという前提によって進められている。そもそも大学の自治などについて触れることが必要ないのである。

いかに効率的に教育を進め、いかに管理支配を行っていくかという点に、その攻撃の露骨な反動性を我々は見るのである。それは大学などという〃ボケ〃た存在ではなく、寮・サークル・学生・寮生という徹底した個別攻撃なのである。だからこそ、この攻撃の結果は大学の解体という形ではなく、個別寮の解体であり、個別サークルの解体であり、個別学生一人、寮生一人の〃解体〃として表われるのである。我々はこのような攻撃に対し、学生・寮生の分断を許さずに闘っていかねばならない。それは、個別に表われる問題を共有し普遍化する中から、攻撃を粉砕する基盤を築き上げなければならない。学寮が解体再編される理由は、この攻撃を粉砕する砦として、いまだに寮が存在するということによっている。日就寮は一貫して分断管理支配体制を問題化し、その粉砕のために闘ってきた。前に述べたように、政府＝文部省の中教審＝筑波化とは、〃学生の個別分断管理支配ができさえすれば、それが寮であろうとなかろうとかまわない。〃という内容なのである。つまり、寮の「自治」の下で学生の管理支配ができれば、そのような「自治」は認め得るのである。

だからこそ我々は、〃自治がいったい何なのか、どういう内容なのか〃を問い続けなければならない。また、新寮における自治の破

壊を阻止するためにも、条件について徹底的に闘っていかねばならない。

次に、日「共」＝民青が何故に現在の教育体制を問題にすることを避けているかについて述べる。

時期にわずかな違いはあれ、日「共」＝民青の方針は教育の反動的再編が打ち出されてくる時期に変化している。さらに、かれらは社会体制の再編時において方針を転換している。つまり、現時点における教育体制を問題化することとは、結局日「共」＝民青の内実を問題化することにつながるのである。現在の東北大学を問題にすることは、即、東北大における日「共」＝民青を問題化にすることになる。なぜなら、現在東北大をささえている一支柱が日「共」＝民青なのであるから。さらに、差別選別教育を問題にすることを日「共」＝民青は最も拒否する。なぜなら、東北大において思想の違いで差別選別してきたのは日「共」＝民青であるからであり、機動隊によって弾圧された'72年学費闘争、'75、'76年処分粉砕闘争を告訴告発路線で弾圧を自ら推進したからである。

この日「共」＝民青の路線は寮闘争においてもはっきりと表われてくる。〃三条件に対して闘うことは寮連に敵対する行為である。〃〃G君は学生としては認められない。〃浩寮、尚心寮、霽風寮、日就寮の当該4寮中、浩寮、日就寮は反対しているが、寮連としてはこの新寮をのむ。〃という寮連執行部の言葉から、我々は日「共」＝民青の差別選別の思想をはっきり見ることができる。

我々の闘争の課題とは、まず自らの問題であって決っして他人のものではない。だからこそ、いくら弾圧されても我々はその問題の解決をあきらめはしない。だからこそ寮闘争を利用物としか見ない民青系寮連執行部は脱落せざるを得ないのである。

寮闘争とは寮生の日々の生活の中で問題になってくることを明らかにし、その解決のために闘うものである。だからこそ、その内容は豊富であり、現在の教育体制を根底的に問題化する可能性を持つのである。

つまり、日常不断に現われる抑圧と強制を問題化し、全面にわたって闘いを組んでいく寮闘争こそが『中教審』を完全に粉砕することができるのである。



# 第四章　日「共」＝民青同批判

## 第一節　具体的闘争において露呈する日「共」＝民青の反学生的、反動的本質

川内における'72年学費闘争、'75年処分闘争は言うに及ばず、以前有朋寮で行われていた届け出闘争、さらには現在日就寮で貫徹されている暖房費闘争等の根源的闘争を考える際、まずもって想起されるのは日「共」＝民青の反動的対応である。彼らは、上述の一連の闘争に際して、闘争をサボタージュ、もしくは放棄した、というに留まらず、さらには当局と暗に陽に一体となって闘争に敵対し、その圧殺を自己目的化してきた。このことは、闘争の主体的部分に限らず、心ある人々の間では周知の事実となっている。

'72年学費闘争での被処分者の一人、日就寮生G君に対して彼らが行った『Gは学生ではない（それゆえ当局の退寮勧告を受けて即刻退寮せよ）』という決議、つまり学費闘争を先頭になって闘った寮生に対して、当局の処分攻撃、退寮攻撃に同調し追い打ちをかける形で、他ならぬ同じ寮生が寮連の執行委員会において『Gは学生でない』などということを決議したという事実を我々はけっして忘れるわけにはいかない。しかも、このような非道な決議を提起し一方的に票決しようとした執行部―議長団に対して抗議しようとした日就寮を中心とする寮生をピケ隊によって暴力的に排除しつつ強行採決を遂行するという暴挙まで働いた彼らの一連の行為に関する唯一の正当化が、『Gは暴力学生である。暴力学生は退学も、退寮も当然』という免罪符的なお題目だったことを見るとき、我々は怒りを通り越してただただ『語るに落ちる』と呟くのみである。

'75年の大量処分に際しても、彼らはいちはやく処分賛成を表明し、盛り上がる処分粉砕闘争の過程で彼らの反学生的、反動的本質を見抜いた多くの学生により大衆的に乗り越えられ、学生大会において自治会執行部の座を追われるや、それら主体的に闘う学生総体に没規定的な「暴力学生」のレッテルを貼りつけ、「民主主義」、「大学の自治」を守るためには〃やむを得ない〃と学内への国家権力―機動隊の導入、彼らによる学生へのテロ、リンチ、学内の権力による暴力的制圧の日常化を当局と一体となって推進した破廉恥さ加減は記憶に新しい。

いったい彼らの言う「民主主義」、「大学の自治」、「暴力反対」とはいかなるものなのか?!。権力の一元的な暴力的弾圧を許容する「民主主義」、「大学の自治」、「暴力反対」とはそもそも何なのか?!

「私たちは、(大学当局―日「共」＝民青が)大学の民主化という場合、その基本理念たる民主主義というものは、権力の暴力に対立する概念ではなく、その真価が問われるや、問題を回避するために、仲よく権力と手を結ぶものだということをこの事実から学ばなければならないと思うわけであります。それだけではなくて、学内に、学内機動隊たる代々木民青を温存、否、これと合体することによって、はじめて可能だったわけであります。大学存在の根本的理念と、その機能が問われているその時に、代々木民青の諸君は、ただ入学試験実施、学園の正常化を主張し、大学当局は、これに癒着することによって、ひたすらに、日常業務の遂行につとめてまいりました。」(彼ら、日「共」＝民青の「拠点校」として有名な「民主的で進歩的」な立命館大学において「日本現代史」の非常勤講師を務めて

いた師岡佑行が、'60年代後半の大学闘争の高揚に際しての立命館大学における権力―機動隊の学内導入に関して行った発言の一部）

「黄ヘル部隊の『民主化棒』は、機動隊には一度もむかわず、客体と主体の相互作用の中で生じた緊張を、もっぱら闘争主体の圧殺によって緩和せんとするものであり、かくして客体としての大学当局、社会体制を温存することによって、機動隊と客観的には何ら異なることのない機能を果たすものである」（'60年代後半の東大闘争の際の助手共闘の一員、塩川喜信の論文『運動の論理―東大闘争』より引用）。（注―「黄ヘル部隊」＝民青のゲバルト部隊。彼らの着用していたヘルメットが黄色だったことからこの名がついた。「民主化棒」＝民青のゲバルト部隊が使用するゲバ棒をこう呼ぶ。）

現在焦点化している暖房費闘争をめぐっても、彼らの反学生（寮生）的、闘争敵対的な本質を見てとることができる。暖房費闘争そのものの歴史的経緯を扱うことは他の項に譲るとして、ここでとりあえず明確にしておかなければならないのは、厚生施設としての面から見た場合の学寮の存在意義を根幹から脅かす負担「区分」の改悪を阻止するものとして暖房費闘争が闘われていること、負担「区分」攻撃における当局の遂行課題が負担「区分」への「公私の論理」―面積算定の導入―原則化であり、けっして予算問題の次元に解消されるものではないことである。当局は明確に『'64年2月18日・文部省通達―学寮における経費の負担区分について』（通称『2・18負担区分通達』）、『'64年8月・文部省通達―〇〇大学学寮管理運営規則（参考案）』（通称『〇管規』）の現実化の一環として負担「区分」における「公私の論理」―面積算定の原則化を狙っている以上、我々としてもそのような攻撃の質を見誤ることなく闘争を構築しなければならない。

さしあたっては、負担「区分」における「公私の論理」―面積算定の原則化の打破ということが当面の具体的スローガンになるが、その際、「公私の論理」―面積算定法を基底的に支えるものとしての〝受益者負担の原則〟このすぐれて資本主義的な体制イデオロギーとの思想的対決を避けることができないことは言うまでもない。翻って思うに『2・18負担区分通達』、『〇管規』の底を流れる体制の思想・姿勢は、基本的に『中教審』のそれであり、視野を広げるならば、現在我々の闘っている暖房費闘争は、受益者負担の原則化攻撃を支柱として包摂するところの体制による教育の帝国主義的な再編攻撃＝中教審路線との全面的対決を射程に入れたものとして存在せざるを得ないのである。このように現在の暖房費問題が中教審路線の一環としての受益者負担の原則化攻撃、学寮におけるその具体的あらわれとしての負担「区分」における「公私の論理」―面積算定の原則化攻撃を本質的契機として生じてきている以上、それに対する我々の闘争が、直接的には負担「区分」における「公私の論理」＝面積算定の原則化の粉砕を基軸にして展開されなければならないことは、もはや言うまでもない。そして我々日就寮を中心とした寮生は、現実的にそのような闘争を一貫して遂行している。

これに対してまたもや日「共」＝民青は、その反学生（寮生）的本質、反動的本質をあらわにし、攻撃に完全に屈服した上で、さらには当局と呼応しつつの闘争破壊を追求していることに対して、我々は湧き上がる怒りを押えることができない。彼らは「公私の論理」

一面積算定の原則化攻撃に対し言葉の全き意味において完全に屈服し、今や当局とともに『負担区分の原則は、公私の論理―面積算定である』と公言してはばからない始末である。その上、現段階における暖房費闘争の結節点として日就寮が主体的に推進している暖房費の不払い闘争に対してその圧殺を計り、寮連の執行委員会の場で日就寮の不払い闘争の撤回を迫る主旨の決議をあげるなどという本末転倒を恥知らずにも行った。ここで次の引用を見てもらいたい。

「………（当局は）最初に『負担区分通達には従わず』『負担軽減の努力をする』という美舌でアメを食らわしておき、その本音では〈公私の論理〉（＝負担区分の貫徹）に従わなければ負担軽減できないという醜牙を、おくめんもなくむきだしムチをくらわせる。これなどの矛盾したデマゴギーがあるだろうか。………『'68年の団交では当局と私達との確約で〈寮生の負担軽減する〉と約束しているじゃないか。〈公私の論理なんて俺たちゃ一度も認めたことはない。当局が一方的にもちだしたことじゃないか〉と。全くそうなのだ。当局の攻撃は、この前提をひっくりかえして、私達寮生をめんくらわす陰険な策謀だ。………当局が言うには『公の浪費は国家が、個人が浪費するものは各自が払う』のだそうだ。何ということはない。独占資本家連中の言う、そしてマスコミのふりまく『受益者負担』の『論理』の東北大学補導協版にすぎない。今、独占資本、政府はこの『受益者負担』の貫徹にやっきになっている。………私達は断固この『公私の論理』を粉砕しなければならない。………」（傍点は引用者、以下同）

少々長くなったが、この引用は一見して推測されるのとはちがってけっして日就寮のビラからのものではない。そうではなくて、にわかには信じられないことであるが、この引用は、現在大学当局と一体となって『負担区分の原則（前提）は、公私の論理―面積算定である』を声高に宣言し、寮生に対してその強制を自己目的化している他ならぬ日「共」―民青の、今を去ること約十年前、'70年当時のビラからの引用なのである。―『いまこそ〈公私の論理〉をうちやぶろう』と題された東北大寮連書記局の発行によるビラ。

〃断固粉砕〃の対象であったはずのものを、いつのまにか自分たち自身が主張している。まったくの逆転、一八〇度の転向。しかし、これこそ日「共」＝民青の「運動」においては本質的な事態なのである。この我々から見て〃いい加減〃、〃無節操〃、〃裏切り〃、〃反動〃等の言葉で形容できる事態は、いわゆる力関係における圧倒的劣勢のもとに本来的方針を守り切れずに痛苦な敗北意識、危機意識をもちながらの一定の後退を余儀なくされると言った類のものではない。その際には、闘争の一定の〃敗北〃〃後退〃、もしくは〃妥協〃が語られ、そのことの明確な自覚に立って否定的総括が行われるであろうし、当然にもそれは、本来的方針の最終的貫徹に向けてその後の闘争を見据えた地平での主体的反省に他ならない。

しかし、日「共」＝民青の場合はまるで事情が違う。暖房費闘争における彼らの一八〇度の転向、攻撃に対しての無際限の屈服〃は、本来的方針からの逸脱という意味における〃敗北〃、〃後退〃、〃妥協〃では断じてない?! 事実彼ら自身、一度としてそのような総括を行ったことはない。今まで、いささか散慢なまでに、過去の闘争を含めて日「共」民青の言動を跡付けてきたのにはそれなりの理由がある。それは、一方では一般に彼ら

に対して投げつけられる〃いい加減〃、〃無節操〃等の批難が確かに根拠のある正当なものであることを現実的に証示するためである。が、また他方においてそれらの批難が実のところは妥当していないことを示すためでもあったのである。逆説的に聞こえるであろうが、彼らは〃いい加減〃では断じてなく、〃無節操〃でも断じてない。そして更に他ならぬこの点にこそ日「共」＝民青の本質的な反学生性―反動性、その闘争敵対的な体質を見なければならないのである。以下この点を敷衍することを通じ、日「共」＝民青の運動論を主題的に批判していきたい。

## 第二節　「ためにする運動」―日「共」＝民青の「諸要求実現運動」

日「共」＝民青の「運動」に関して判断を下す場合、その判断主体の視座を明確にすることが必要である。後論を先取りして言えば、彼らと我々との間には闘争への関わり、姿勢において、そもそものはじめから根本的な断層が横たわっているのである。このことを対自化しておかないと、日「共」＝民青に対する批判はどうしても的を失することになり、焦点の結ばないままに感情的次元での批難が先行するということにならざるを得ない。

前節の言案を引き継いで言えば彼らの言動は我々にとっては文字通り〃いい加減〃、〃無節操〃であるということ、これは否定すべからざる事実である。しかし、このような批難が批難として通用するためには、彼ら自身〃節操〃という概念について我々と共通の意味付けを行っていることが前提とされる。はたしてこの前提は成立しているだろうか。

答えは否である。既述した暖房費闘争を想起してもらいたい。〃「公私の論理」は断固粉砕する〃は我々の闘争の出発点であり最終的な達成課題でもあるまぎれもない正当性をもつ方針である。我々は、自身の思想性からして「公私の論理」を認めることはできず、それゆえ現実的に体制―当局からその強要攻撃が加えられた以上その攻撃を粉砕する闘争を構築し遂行することは論理的かつ倫理的必然である。当然にも妥協は許されないし、妥協を正当化する論理などはありようはずもない。妥協は即ち敗北である。万一「公私の論理」―面積算定の原則化を許した場合、我々の闘争はまぎれもなく敗北である。闘争を通じて寮生の意識変革、寮闘争一般の総体的高揚が勝ち獲られた。ゆえに闘争は敗北ではなかった式の総括をしたとするなら、それは完全なすりかえである。闘争を通じてのそのような現象が無意味だというのでは毛頭ない。言うまでもなく、それらのことは闘争の貴重な産物として大きな評価を下されるべきである。ただし、このことをもって〃「公私の論理」を断固粉砕する〃闘争自体の総括をあいまいにするのは許されないということである。

あいまいな総括はそれ以後の運動をあいまい化しないではおかない。先に見た通り日「共」＝民青は当初、「公私の論理」は当局の一方的な強要であり、体制による受益者負担の貫徹攻撃がその背景にあるとして、〃私達は断固この「公私の論理」を粉砕していかなければならない〃と方針化した。現在彼らの言うことは〃負担区分の原則（前提）は、公私の論理―面積算定である〃である。この二つの主張の間に論理的一貫性はない。あるのは論理性そのものの滅却、あまりにも明白すぎる転向だけである。我々の論理からすれば、これは、方針からの逸脱、闘わざる敗北以外の何ものでもない。言わゆる日「共」＝民青の〃いい加減さ〃、〃無節操さ〃である。

しかし、日「共」＝民青の側からすれば、上のことは〈方針〉からの逸脱―敗北ではない、これは、彼らが秘かに自認するにもかかわらず対外的にそのように強弁するという意味ではない。我々にとって方針から逸脱、敗北であることが、日「共」＝民青にとっては〈方針〉からの逸脱、敗北ではないと事態、これを理解するためには、先に述べたように、我々と日「共」＝民青との間には闘争への関わりの姿勢において、そもそものはじめから根本的な断層が横たわっていることを認識しなければならない。この断層は、〃方針〃ということをつきつめていく中から顕在化させることができる。即ち、我々にとって闘争の出発点でもあり、最終的な達成目標でもある具体的方針が日「共」＝民青にとっては、実は当初からそのような意味における方針としては位置付けられていないのである。

〃「公私の論理」を粉砕する〃ということは、そもそもの初めから日「共」＝民青にとっては方針でも何でもなかったのである。

「多数の学生の参加が困難になれば、多数の支持する別の形態に移るのは当然である。」「要は、常に闘争参加者の拡大をはかり、社会的支持をひろげつつ、要求実現に正しく向けて学生の団結を強めていくことである。」「青年たちにはたらきかけるには、学業やレジャーや娯楽やスポーツであろうが、政治問題であろうが、なにごとによらず、一人ひとりの青年の現在の具体的要求と気分に即して、話し合い、運動にとりあげるやり方をとっていくこと。」（以上、日本共産党中央委員会出版局出版、『青年学生運動と日本共産党』より引用）

これこそが彼らの〈方針〉なのである。彼らの〈方針〉は常に不動である。彼らはけっして〈方針〉から逸脱したことはなかった、ということとの意味が、今や明白になったと思う。彼らの唯一の〈方針〉は『民族民主統一戦線政府の樹立→共産党による議会における多数派掌握→選挙における票の獲得→青年層の獲得→学生の獲得→要求実現運動としての寮闘争（学生運動の一環）』ということで一貫している。これに照らしてみるならば、〃「公私の論理」を断固粉砕する〃を〃負担区分の原則は公私の論理―面積算定である〃といつのまにか変更して平然としている日「共」＝民青の態度も一応の説明がつくというものである。言わゆる「ためにする運動」の典型である。〃一つ一つの、自分が提起し、あるいは自分たちが提起する問題に、それが真実なものであるというふうに感じられた以上は、回避せずに答えようとする姿勢〃から、彼らほど程遠い者はいない。

『〃「公私の論理」を断固粉砕する〃では学生（寮生）を自覚派に獲得できない。要は常に自覚派の票の拡大に尽きるのであるから、多数の学生（寮生）の現在の気分に即して〃負担区分の原則は、公私の論理―面積算定〃と当局と合唱した方が得策である』とでも考えたのであろうか。見事なばかりの〈方針〉の一貫性である。

我々は天下り的なある非常に「鮮明な」先験的理論というものを無前提的に肯定した上で闘争を行っているのではなく、むしろ一つの具体的な問題に当面する際に、そこで自己の思想性をかけてあくまでも誠実に、反対なら反対を徹底的におし通す。我々は何らかの他の意図を秘めてそれの〃ため〃に運動を行うのではない。そのような運動が容易に〃ひきまわし〃に終始してしまう危険性をはらんでいることは言うまでもない。日「共」＝民青においては、この危険性は歴史的にそ

のまま常に現実性であった。我々は闘わなければならないと主体的に認識するからこそ、その問題を闘うのであって、たとえば票あつめの〃ため〃に闘うのではない。我々は闘争の勝利を目ざし自己の確信する正当性を訴えることを通じて多数の学生の連帯を求めるのであって、たとえば多数の票と同値的にみなした上での多数の学生の獲得を自己目的化して、自己の正当性を一顧だにしない政治主義からは無縁である。

現在の矛盾が闘いを促す。個別的問題は、そのまま本源的には現代資本主義の矛盾に淵源する。体制的矛盾がすぐれて顕在化する具体的闘争の局面に非妥協的に身を挺することを抜きにしてきた日「共」＝民青が先験的にふりまわす「資本主義の犯罪性」、「革命」等の言葉がいかに空虚に響くかは、我々の常に経験してきたところである。彼らは今や、体制的矛盾の実感なき体制批判者、体制の左の補完物と化した体制批判者以外の何者でもない。

日「共」＝民青が我々の言う意味における闘争（そして本来、闘争とはそれ以外ではありえないのだが）を放棄してきただけに留まらず、積極的に闘争の破壊者の側にまわってきたということは既に第一節において述べた。そしてそのような〃闘争の放棄〃が彼らの〈方針〉そのものであることを第二節によって明らかにした。我々は今や〃闘争の破壊〃もまた彼らの〈方針〉そのものに他ならないことを次節において明らかにし、日「共」＝民青の反学生性—反動性が、何かしら偶然的な現象と言ったものではさらさらなく、彼らの本質そのものであることを確認していきたい。

## 第三節　日「共」＝民青の「ためにする運動」（その現実形態である闘争放棄「運動」、闘争破壊「運動」）を規定している日「共」の根本方針

日「共」＝民青の先験的理論の演繹体系における出発点をなすのは、学生運動に関する限りでは『民族民主統一戦線政府の樹立』ということであった。今や更に視野を広げ、一層根源的な出発点、即ち日「共」の基本的現状分析とその革命路線を対自化してみたい。

「現在、日本を基本的に支配しているのは、アメリカ帝国主義と、それに従属的に同盟している日本独占資本である。わが国は、高度に発達した資本主義でありながら、アメリカ帝国主義になかば占領された事実上の従属国となっている」（日本共産党綱領より）

この引用に端的にあらわれているように、日「共」による現状分析は言わゆる「2つの敵」論を基本にしている。それによれば現在我々日本人民を抑圧している敵は、(1)アメリカ帝国主義国、(2)アメリカ帝国主義に従属的に同盟している日本独占資本、の2つである。しかも主要な敵はアメリカ帝国主義であり、日本の独占資本と政府はあくまでこのアメリカ帝国主義に従属しており、それゆえ日本はいまだ帝国主義として自立していないとされる。このような現状分析に即しての革命路線が、例の「二段階革命論」である。

「労働者階級の歴史的使命である社会主義への道は、この道をとざしているアメリカ帝国主義と、日本の独占資本を中心とする勢力の反民族的な反人民的な支配を打破し、真の独立と政治・経済・社会の徹底的な民主主義

的変革を通じてこそ、確実に切りひらくことができる」（日本共産党綱領より）

「わが国におけるアメリカ帝国主義の支配の一掃と結びついておこなわれる独占資本の支配の打倒は、対米従属状態にある発達した資本主義国の支配層である売国的反動的な独占資本の政府と権力を打倒する民主主義革命であり、それ自体、資本主義制度一般、資本主義的私有制度全般の廃止を目的とする社会主義革命とは区別される」（宮本顕治『日本革命の展望』）

このように日「共」は、日本における革命を二つの段階、即ち第一段革命―反帝反独占の民主主義革命、第二段革命―社会主義革命の二つに区分する。その上で、当面の革命は第一段革命―反帝反独占の民主主義革命であり、これの達成までは第二段の社会主義革命を理論的にも実践的にも主題化できない―してはならない、と〃いましめている〃それゆえ、言うまでもなく現在の日「共」の全活動は民主主義革命の遂行をめぐってなされていることになる。その具体的内容は、既述したように、議会において『民族民主統一戦線政府』を樹立することであり、この政府は『人民の民主主義権力』であると規定される。その内実は『労働者、農民を中心とする人民の民主連合の性格をもつ権力』であり、国家体制としては『人民の民主主義国家体制』―『人民共和国』（『ソビエト共和国』）である。

以上、日「共」の基本的現状分析とその革命路線を事態的に略述したわけだが、これに対して社会党および新左翼各派は、現状分析における〃日本の帝国主義としての自立〃、革命路線における〃一元的社会主義革命〃の基本点においては一致している。さしあたり我々は、ここで〃日本は帝国主義として自立したか否か〃、〃民主主義革命か社会主義革命か〃といった問題を主題に論じる意図はない。この位相における問題に関しては、我々は基本的に日本は帝国主義として自立しているという認識に立つものであることを表明すればそれで足りる。

我々の日「共」に対する批判は、綱領それ自体をめぐってのものではありえない。具体的闘争と切り離された位相における先験的議論を、さしあたって我々は拒否する。

我々は第一節、第二節を通じ、日「共」＝民青の現実での「運動」（「ためにする運動」―その現実形態としての闘争放棄「運動」、および闘争破壊「運動」）を出発点とし、帰納的に日「共」の基本方針にまで行きついた。即ち、日「共」＝民青の反学生的・反動的体質が日「共」の基本方針そのものからの必然的産物であることを確認したのである。このこの確認の地平に立って逆照するならば、日「共」＝民青にとって寮「運動」は、二段階革命論に規定された民族民主統一戦線の一翼を担うものとしての学生「運動」の一構成部分に過ぎない。このような位置付けから、「諸要求実現運動」をテコとした彼らの学生「運動」は、「大学民主化」、およびそれと同時併行的な「学生の（日「共」＝民青への）獲得」ということになる。彼らは、『議会における民族民主統一戦線政府の樹立』ということを唯一至上の〈方針〉とし、その具体的方策として「諸要求実現運動」をとなえている。彼らにとって学生大衆は、選挙における票の所有者に過ぎない。それゆえ彼らは、大衆の意識変革を抜きにした、むしろ日常意識のレベル、その学生の全面的肯定の上に立った諸要求を述べたて、闘うが闘うまいがともかく頭

数をそろえることをもって「団結」を誇示する。

日「共」＝民青の闘争破壊「運動」は、彼らの「大学民主化」論の現実形態に他ならない。彼ら自身明確に述べているように、「民主化」は体制変革—社会主義革命とは切り離されたあくまで資本主義体制内における改良闘争である。日「共」＝民青にとって、彼らの「二段階革命論」を前提とせず、主体的に考え、主体的に批判し、主体的に行動する学生はすべて「トロツキスト暴力分子」である。そして「トロツキスト暴力分子」は、日本共産党の方針に従わずそれを批判するゆえをもって「反共、反革命挑発者」ということになる。ここに至って彼らの言う「大学民主化」なるものの正体が明らかとなる。

彼らの学生「運動」の根本的路線である「大学民主化」—「大学に民主主義と自由を確立する」の内実は、主体的に考え、主体的に批判し、主体的に運動する者たちに、「トロツキスト」、「暴力学生」、「反革命挑発者」のレッテルを貼りつけ、その者たちの運動を徹底して圧殺することに尽きると言って過言ではない。その際、当局と一体化することもまた彼らの路線の必然的帰結である。

「二段階革命論」の論理に基づいて日「共」＝民青は「日本の軍国主義化を推進する米日反動が中教審答申のめざす大学をふくむ教育全体の反動的再編の路線のもとに、大学の国家統制を強め、それに追随する文部官僚を中心とした大学一部反動が非民主的に大学を運営している。」ことに現在の大学の矛盾の根源を求める。それゆえ教授会は我々の「身内」であることになる。教官の大多数は「自分たちの生活と教育—研究改善をねがい、学問の自由と大学の自治を守ろう」としている「民主的」教官であり、「反動」教官はごく一部に過ぎないとされる。しかも、「民主的」か「反動的」かを判断する最大のメルクマールは、「トロツキスト」に対する態度である。主体的に考え、主体的に批判し、主体的に運動する者、もしくはそれに共感する者は「反動」であり、その者たちを弾圧し運動の圧殺を実践する者、およびそれを黙過する者が「民主的」であると言うのである。ここに我々は、日「共」＝民青の学生「運動」即ち、「大学に民主主義と自由を確立する」「運動」の本質を端的に見てとることができる。

「彼ら（日共＝民青）のシェーマは常に、〈米日反動の手先〉たる〈一部学内反動〉（反動教授、反動的官僚）が非民主的に教授会、評議会を牛耳って運営し、〈一部暴力学生〉が学生運動に分裂を持ちこんでいる、ということであり、これに一切の問題が無理やりまとめ上げられるのであり、そこから教官オルグによる教授の〈民主化〉と、左派追放による自治会の〈民主化〉で全てが解決するはずという発想が出てくるのだ。」

「〈軍国主義化を進める米日反動〉といった言葉の誤り、不正確さも、〈一部学内反動〉と〈民主的教授〉といった区別立ての非現実性もさることながら、これでは大学の帝国主義的再編といった現実的な問題を歴史的に把える（産業構造の変化に適否したかたちでの労働力生産過程および知的生産過程の国家による掌握と改編）こともできず、常に〈米日反動〉が大学を支配せんとしていると一般的にすりかえられる。同時に、かかる社会変動の中で行われている権力の目的意識的な攻撃に対して、尚かつ過去（50年代）の幻想としてある閉じた大学共同体を、自主規制により守ろうとした「大学人」の権力への屈服と癒着を批判できず、権力機構に包摂された中で

の秩序しか意味しなくなった〈大学の自治〉が、その現実の機能（学生叛乱の鎮圧の根拠を与える）に対する批判を抜きに無前提的に守らるべきものとされ、問題は全て教授会の『非民主性』に帰着されてしまう」（以上、山本義隆『知性の叛乱』よりの引用）

## 第四節　日「共」＝民青の情勢分析について

さて、我々は、一～三節によって、日「共」＝民青の具体的闘争、また日「共」＝民青の体質が明らかにされてきたと思う。第四節以降においては、そのような闘争方針、体質を規定しているところの日「共」の特徴的な現状分析、また、それに導かれてあるところの概括的な運動方針について簡単に検討してみようと思う。

まず現在、日本共産党の行動を基本的に規定する規準となっている日本共産党『六一年綱領』をみてみよう。そして、その中で特徴的ないくつかの点をとりあげてみよう。

(イ)アイリカ帝国主義と日本独占資本の合作によるサンフランシスコ体制―すなわちサンフランシスコ「平和条約」、日米「安全保障条約」などの一連の諸条約に法制化されている反ソ、反中国、反共の「講和」体制と、同時に、アメリカに対する日本の従属的な同盟、戦争準備と日本民族抑圧と収奪維持の体制―

(ロ)現在、日本を基本的に支配しているのは、アメリカ帝国主義と、それに従属的に同盟している日本の独占資本である。わが国は、高度に発達した資本主義国でありながら、アメリカ帝国主義になかば占領された事実上の従属国となっている。

(ハ)日本独占資本は……アメリカ帝国主義の原子力戦争計画にわが国をむすびつけ、経済的には帝国主義的特徴をそなえつつ、軍国主義復活のみちをすすんでいる。

(ニ)現在、日本の当面する革命は、アメリカ帝国主義と日本の独占資本の支配―二つの敵に反対するあたらしい民主主義革命、人民の民主主義革命である。労働者階級の歴史的使命である社会主義への道は、この道をとざしているアメリカ帝国主義と、日本の独占資本を中心とする勢力の反民族的な反人民的な支配を打破し、真の独立と政治・経済・社会の徹底的な民主主義的変革を達成する革命をつうじてこそ、確実にきりひらくことができる。

(ホ)〔独立・民主の日本では〕反動的国家機構を根本的に変革して人民共和国をつくり、名実ともに国会を最高機関とする人民の民主主義国家体制を確立する。

(ヘ)党は、人民を民族民主統一戦線に結集し、その基礎のうえに政府をつくるために奮闘する。この政府をつくる過程で、党は、アメリカ帝国主義と日本独占資本の利益を代表する政府の打倒のために一貫してたたかうが、かれらの支配を打破していくのに役立つ政府の問題に十分な注意と必要な努力をはらう。そして、一定の条件があるならば、民主勢力がさしあたって一致できる目標の範囲でも、統一戦線政府をつくるためにたたかい、民族民主統一戦線政府の樹立を促進するために努力する。

以上、要約的にあげた数点が、現在の日「共」の行動を規定するに至っている綱領の骨子であると思われる。この(イ)～(ヘ)の綱領を見る限り日本を支配しているのは、アメリカ帝国主義と日本独占資本（いわゆる「二つの

敵論」である）ということになる。そして、その「二つの敵論」の根拠として彼らがあげているものを見るならば、日本の各地にアメリカの軍事基地があるということ、国連での議決にしてもアメリカの態度にならって投票、発言を行っていること、そして、それと切り離された形で金融・貿易面での従属（重要な経済部門、重要資源部門がアメリカににぎられている）などのことである。ここでは対米従属論のみに終始し、日本帝国主義の主体性については全く明確にされていないのである。それどころか、日帝の意志は、米帝の軍事、外交政策に従い、経済的な従属関係を受け入れるという全く消極的な、一方的な服従関係としてとらえられており、日本独占資本はアメリカ帝国主義のかいらい政権であるというような把え方がなされている。日帝の人民支配も、又日本独占資本の復活も、日帝のアジアへの経済的侵略も、すべて米帝の意志であるというのである。したがって、彼らの敵というのは「二つの敵」ではなく、事実上、米帝なのである。すなわち、人民の任務は、日本独占資本の権力を打倒する〃社会主義革命〃として提起されるのではなく、まず「民族独立」、そして、より「民主化」を徹底化する「民主主義革命」でなくてはならないのである。さらに日「共」の戦前、戦後における日本資本主義の見方については次のような事がいえる。

日「共」『'32年テーゼ』においては、戦前の日本は、ブルジョア民主主義革命さえ達成していない資本主義であり、国家権力からいうと、封建的権力である。また『'61年綱領』では、〃戦後の日本における、「民主化」政策は「流産」させられ、ブルジョア革命が挫折させられた。〃というようになっている。要するに、日本のブルジョアジーは、一度も日本をその権力の下に支配できなかったということである。戦前においては、天皇制打倒、戦後においては、米帝打倒ということが、日「共」のスローガンであったわけであるが、それでは、〃なぜ日本資本主義が、戦前は天皇制の支配の下で、戦後は米帝の支配の下で、かくも発展したのか……〃綱領は答えてない。あきらかに彼らの綱領には混乱があり、明治維新に対する彼らの認識の混乱があるが、ここでは詳しく論じることはしない。ここで我々は積極的に日本の情勢を把えよう。

そもそも第二次世界大戦は、ファシズム対民主勢力のような構図で把えられるべきものではなく、帝国主義間における世界支配の再分割をめぐる戦いであったと把えるべきであり、その結果、日本は敗北し、米軍により、日本の国家意志は制限されることとなった。しかし、このような状況は、アメリカ帝国主義の制限により、日本帝国主義が、〃帝国主義〃でなくなったということを示すものではない。そして、また、そのために日本が米帝の植民地となり、日本人民が被抑圧民族になってしまったということを示すものでもない。それは帝国主義が敗戦の結果とらざるをえない姿態変化、すなわち、敵帝国主義の軍事力によって制限された例外的な帝国主義権力の状態として把握されなければならない。そして'51年、サンフランシスコ講和会議を転機とする日米安保同盟の成立は、アメリカ帝国主義の強大な軍事力、経済力、政治力を背景とした、〃同盟関係〃の強制と同時に、日本帝国主義権力による〃同盟政策〃の積極的な受け入れ、という側面をもあわせもっていたのである。すなわち、日帝は、サ条約、安保条約をとおして、米帝と同盟を結ぶことによって、帝国主義の戦後世界体制に参加し、反共の砦として、そして、アジア人民の民族解放の闘争へ敵対する砦として、再びアジアの帝

国主義的な要塞の地位に復活することを国家意志として宣言したのである。そして、その日米同盟をつうじて、帝国主義としての実力をたくわえ、いままたアジア侵略と、そのための侵略体制の道を、つきすすむことができたのである。

ところが、日「共」は、綱領からもよみとれるとおり、米帝と日帝の関係を、帝国主義国と植民地、従属国の関係と混同し、日本の〃帝国主義〃としての本質から目をそらせ、人民の闘争の方向をもっぱら民族独立という方向にもっていこうとしているのである。日帝にとっては、まことに都合のいい「運動」方針である。

また、前に述べたことから言えることであるが、現在の日本の国家意志は、アメリカ帝国主義の意志に従っているわけであるから、現実に日帝がアジア侵略を行っているにもかかわらず、すべてアメリカの意志での行動となり、日帝のアジア侵略を免罪し擁護する形になっているのである。

また、日帝のアジア侵略の攻撃は、対内的には、必然的に、人民の侵略への総動員の攻撃とむすびつかざるをえない。しかも重要な点は、このような日帝の攻撃が、露骨な侵略勢力・反動勢力を動員するだけでなく、市民運動・労働運動左翼の腐敗勢力をも徹底的に動員し、これをもって侵略体制をつくりあげるのである。(レーニンは特にここを強調している)日「共」は、民族独立、日帝の侵略否定を唱えることによって、そういった日帝の侵略体制を左からささえる形になっているのである。

すなわち日「共」は、日本帝国主義の侵略体制が現実にうみだされつつあり、そのもとで、三里塚農民や、部落民など人民に対する抑圧の体制が苛酷にすすめられている事実を否定し、人民を、民族排外主義と差別主義の中にひきずりこもうとしているのである。

## 第五節　日「共」＝民青の「運動論」その他について

さて、我々は、日「共」の「運動」を特徴づけている情勢の見方について簡単に述べてきた。この節では、そのような情勢の見方から導かれてくるところの彼らの「運動論」について一言ふれておこう。

政治的な、また法律的な決まり文句をなくし、制度上のたてまえをとりはらって、国家の現実―本質をみてみるならば、今日の日本国家が、労働者、人民の利益にかなうものではなく、独占ブルジョアジーの利益に奉仕しているのは、あきらかなことである。もともと資本主義社会における国家とは、個別的な形態をとりはらってみると、人民統治のための暴力装置であり、ブルジョア独裁なのである。そして、レーニンは、はっきりと、〃革命の達成のためには、出来あいの国家制度、議会制度を利用することはできない。それには、ブルジョア独裁の暴力的破壊、反革命ブルジョアの暴力的抑圧が不可欠である〃といっている。

しかし、日「共」は、公然とブルジョア国家機構の利用論をうちだしてきている。『マルクス・エンゲルス研究―不破論文』(一九七五)では、「現憲法の憲法五原則」「三権分立の原則」「議院内閣制」…など、こんにちの自由民主党政治が形式的には保障しているものを積極的にうちだしてきている。さらに、「国民の総意のもとに民主主義革命を実行し、さらに国民の総意のもとに、社会主義革命へ…」というくだりがある。このブルジョアジーとプロレタリアート、支配階級と人民、を無区別に一からげにした没階級的な概

念の使用にも注意を払おう。また彼らの「人民議会主義」なるものは、日本帝国主義の戦後民主主義を美化し、プロレタリアートの革命的議会主義とは、何の関係もないものなのである。

プロレタリアートは、プロ独をめざす革命闘争の有機的な戦術として、一定の階級情勢のもとで、ブルジョア議会選挙、ブルジョア議会活動に参加する。そして、人民に対し政治暴露を行う。しかし、そのように選挙や議会にとりくむのは、あくまでプロレタリアート人民を、ブルジョア国家粉砕、プロレタリア独裁樹立の革命的内乱にみちびくためであって、けっしてブルジョア議会を利用して、権力問題の解決、社会的変革の達成をなしとげようとするためのものではない。であるから、議会での多数の獲得を不可欠の前提とし、プロレタリア革命を議会を用いて行うというのではなく、ブルジョア議会制度が、ブルジョア独裁の手段であるということをあばき出し、そういう意味で、プロレタリアートを啓蒙し、教育して、自主的な階級政党に組織する一手段、労働者の解放をめざす政治闘争の一手段として、闘われなくてはならない。そして、ブルジョア議会制度、ブルジョア選挙制度の矛盾とその危機の爆発を、ブルジョア独裁の矛盾とその危機の爆発としてとらえかえすことが必要だろう。ところが、日本「共産党」は、議会主義への完全な埋没におちいり、こうすることにより、日帝の反動的な抑圧に対し、〃議会を守れ〃という悲鳴をしかあげることができず、いよいよ、その議会主義の中に埋没していっているのである。

現時点における顕著な政治的特徴は、慢性化しはじめている政治危機を、各国の帝国主義が、それぞれに大衆民主主義的支配体制＝福祉国家をクリーン・アップする権力再編＝執行・官僚権力の強化によってのりきろうと全精力をあげてつとめていることであり、その権力再編に順応した各国の共産党が、議会制民主主義維持の左からの均衡支点として、軌を一にして白色「共産党」化してきているところにある。そこで、こうして自らも体制内化するにいたった白色「共産党」を、その根源から克服してゆく闘争こそ我々がつくってゆかねばならないのである。

## 第六節　彼らの大学闘争に関する考え方について

独占資本主義の大学支配を「軍国主義」による「大学及び学問研究の軍国主義的利用、大学自治、学問研究の自由の破壊」と把える。ここに2つの根本的誤りがある。

ⓐ軍国主義が「大学の自治」「研究の自由」を破壊するといって、軍国主義を事実上帝国主義と切り離している。この根底には、日本独占資本がすでに完全に帝国主義になっていることを認めず、復活〃しつつある〃という日「共」の規定がある。こう規定することで、日「共」は〃現代日本の軍国主義を、すでに帝国主義は完了していないから、今のうちなら独占資本に軍国主義政策を止めさせることができる〃という幻想をいだかせる。帝国主義は軍国主義であるばかりでなく、全面的に反動と暴力の支配であるというレーニンの規定は、日「共」の議会主義を否定してしまう。

ⓑ現代日本に、〃大学の自治・学問研究の自由〃があるかのように言うことである。そもそも、日本には破壊されるべき〃大学の自治〃や〃学問の自由〃など歴史的にも存在していなかった。今あるかのように見える「大学の自治」の実態と本質は、国家権力が大学を支配する一つの形態にすぎない。ここでも、彼らは帝国主義を打倒しなくても〃研究の自

由〃があるとの幻想をばらまき、独占資本を美化するのである。

『国大協自主規制路線』についても彼らは、これを「反動の攻撃の前に〃自主規制〃して国家権力から直接干渉をさけようとする路線であり、大学の自治＝教授会自治とするような弱点もあるが、他面では権力の大学に対する直接支配を防ぐという役割も果しており、国大協路線の下に制約を受けていても、…全大学人が共闘を組んで立ち上がれば、制約をのりこえ、一時的部分的にではあれ「全大学人の自治」として真の威力を発揮し得る」と言う。この場合〃主要な敵は国大協路線ではなく、当面の力関係でそれを利用し、推進している学内外の反動〃であるという。学内外の反動とは、学内の文部官僚、政府、独占と結びついた、一部反動教官、公安警察のスパイ活動などである。

そして、当然こんな「敵」に対する闘争なら〃教官層は味方になりうるし、味方につけなければならない勢力と見る。学内共闘を基礎とした闘いが、教官層をまきこむことこそ勝利の保障〃と学生大衆ではなくて、教官に依存することになるのである。我々はこの傾向を寮闘争における「架空の対決点」などの言葉にも見ることができる。また、彼らの運動で我々は処分粉砕闘争時の処分に対する考え方を少し見てみよう。

彼らの論理では『処分の手続きが備わっているなら不当ではない。又、それだからその処分撤回は要求しない』ということになる。すなわち彼らは〃大学の専制的処分権〃を認めているのである。また、この闘争時には学内に警察が入ってきたが、彼らはその場合、その責任を大学当局にではなしに、「一部暴力学生」になすりつけるのである。そして、法律上の手続きが備わっているなら、大学が警察の捜査に協力してもよいということを認めているのである。『大学は治外法権の場ではない』という、日帝＝文部省の立場と同じ立場である。彼らの場合、処分の形式的な側面だけを論じ、政治的な側面からは目をそらすのである。もしも彼らが処分反対と叫ぶとすると、〃それは処分の諸形式が備わっていないとか、もしくは処分が民主的に行われなかったから…〃と言うであろう。政治的内容はどうあれ、処分が「民主的」に行われさえすれば、それで足りるのである。彼らの場合の「非民主的」とは、「日本の軍国主義の中で、反動勢力は大学の自治を蹂躙し、大学を官僚統制の中にくみ込もうとし、一方では学生の自治を剥奪しようとしてきました。そのため反動派は学生と教官層を分離させ、一方では、教授会をも一部の反動的教授の支配下に置き非民主的に運営し、その官僚統制を一層容易に貫徹していこうとしています」と言うのである。つまり、反動的な政府＝文部省が、反動的なボス教授をして教授会を非民主的に運営させ、大学を支配しようとするところに問題があると言う。

我々の運動は、〃中教審路線粉砕〃が目標であるが、我々は〃教授層は敵〃だとは言わない。〃教授会が敵〃であると言うのである。教授会は本質的に学生を管理、支配する機関であり、それは反動的ボス教授に支配され非民主的に運営されるからではなくて、教授会の本質がそうさせるのである。「大学の自治」は幻想である。それは「教授会の自治」にすぎなかったのである。「教授会の自治」は、国家権力に対して闘うものではなく、学生に対する集団支配であったのだ。

民青の論理はファッショ化したボス軍人が軍部をひきずったのがよくないとする軍部擁護論と同じである。彼らはよく、「一部暴力学生」の方針は、機動隊の導入を招く。「一

部学生」は、機動隊導入を自己目的としている。それは『大学の自治擁護、学園の民主化にとって全く敵対的な方針』であり、これを断固粉砕すべきである、と主張する。大学が機動隊をよんでも弾圧したくなるほどの真の効果的な闘争に彼らは反対するのである。

「われわれが守るに値いする大学の自治は存在しなかった。機動隊導入によって崩壊したのは、国大協路線の「大学の自治」、それと大同小異の民青諸君によるところの「大学の自治」の幻想である。その「大学の自治」の内容は、処分という事実の存在、学生のスト権・決定権＝自治権、の不在に顕著に見られる如く、管理者－被管理者という厳然たる支配関係に他ならない。安田講堂占拠は、学生をしばりつける〝奴隷制度の中枢〟の奴隷管理機能を麻痺させる正当な行動であり、大学当局はその正当な行動を機動隊導入で弾圧した。我々はそのような大学当局を攻撃すべきである。我々は機動隊導入それ自体に危機感を抱く何のいわれもない。その危機感を裏がえせば、機動隊さえ来なければ大学自治は安泰であると幻想することになる。」(東大闘争、工学系大学院都市工学科グループ)

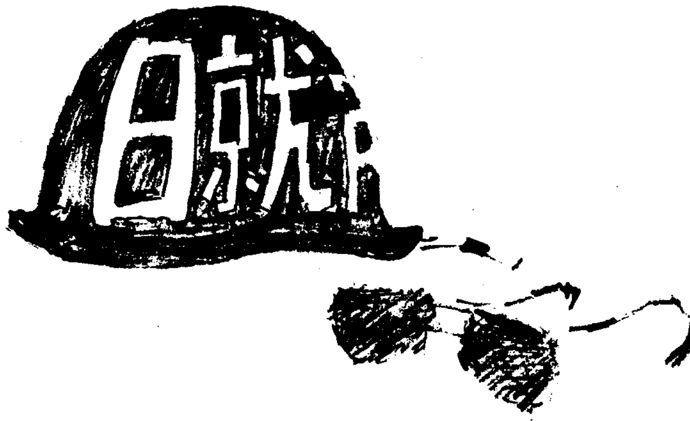
我々はこのパンフを通じて、民青を批判することはもちろんだが、その批判を通じて、大学とは何だったのか。〝大学の自治〟とは何だったのか。〝暴力〟とは何なのかを追究したいのである。民青諸君はよく、「一部暴力学生」「トロツキスト」などと言うのはどういう意味なのか。トロツキストとは一体どういう意味なのだろうか。また、彼らは〝暴力〟についても、彼らが批判するのは「一部学生」の「暴力」なのである。機動隊の暴力、大学の暴力は、それが手続きにかなっているなら仕方がないという。否、むしろ「一部学生」を取りしまってくれるための暴力として歓迎さえする。〝暴力〟はすべての幻想を否定する。我々には普段見えない国家権力の正体をあばき出してくれるのである。「一部学生」は断じて無原則的に「暴力」を用いるのではない。それは帝国主義国家権力と、被支配人民の対決を、もっとも尖鋭に、わかりやすく体現しているのである。

もう一点は、傷つくことへのおそれ、闘うことのおそれから、自己を解放することである。闘争の主体の確立こそが闘争にとって眼目となる。我々は闘争をする場合には、体制(『中教審』等)の否定と共に、自己の内なる体制を否定しなければならない。闘争の目的は体制の否定であると共に、自己の解放であるからだ。その解放は自己否定を通じて行われる。主体は闘争の過程で鍛えられてゆく。我々はここにも民青の運動体質としての、もっとも違う点を見ることができる。彼らにとって問題なのは、常に自治会構成員における全員の利益を代表するかどうかではなく、その行動に「どれだけ多数が参加しているか」で決定される。彼らは「学生の〜%が参加できる戦術ではない」という観点から戦術を決定する。戦術への賛否を、量的参加の目盛りで測定する態度は、目標設定に当たっては、「諸要求路線」という形で要求の数量の羅列という形態をとる。これは一種の自治会サービス機関論に根ざしている。それは、一つの設定された政治目標に向かっての指導性の放棄を招来し、文字どおりの〝物取り主義〟となる。いくつ要求を出して、その何割を取ったという量化主義、要求の計量測定主義はいくら重ねていっても、学生の精神構造を変化させないだろう。一人一人の学生の精神変革なくして、ブルジョア民主主義の徹底も、い

わんや社会変革もありえないだろう。彼らは闘争の主体としての存在を自ら卑しめ、「豊かで明るい学園生活のために」などと言うが、そのように問題を設定することによって、学生自身が体制内知識人として、社会的下地を作っていることに気づかないのである。票集めをして、日「共」にまかせておけば革命がおこる、というものではない。歌って踊れば革命が歩いてやってくるというものではない。革命とか闘争は、自らの主体を確立してゆく中で、闘ってゆく中で、獲得できるのだということを忘れてはならない。

(注)『自主規律三原則』＝『非暴力三原則』

① 武器を持ちこまない
② テロ・リンチを行わない
③ 不当な占拠を行わない



# 第五章　暖房費斗争について

本章では、これまでに述べられてきたことを踏まえつつ、今日新寮斗争と共に東北大寮斗争の大きな柱としてあり、かつ現在非常に重大な局面をむかえている。八木山三寮に於ける暖房費負担区分問題〈暖房費斗争〉について、詳細に論じてゆく。本章の構成は以下の通りである。

○第一節　暖房費問題とは如何なるものか

（基本的認識のために）

一節は主として、暖房費問題が顕在化した76年10月までの歴史的経過及び、その頃の情況について、又、そこから明らかになる暖房費問題の本質・問題点について論じてゆく。

○第二節　暖房費斗争を何故に斗うのか

（暖房費斗争の正当性について、とりわけ『三寮一率寮生負担46・5％―7時間について）

第二節は、現在我々の闘っている暖房費斗争の正当性について主に論じてゆく、すなわち、何故〝負担「区分」撤廃＝全額国庫負担〟を我々は主張するのか、そして具体的な獲得目標としてある『三寮一率寮生負担46・5％―7時間』はどうして確立させたのかということについて、学寮の意義及び寮斗争の歴史的経過の観点から論じてゆく。又同時に、暖房費斗争を通じて明らかにされる日帝＝文部省の学寮政策や、それに追従する東北大学当局の、本質・不当性・反動性を分析し批判してゆく。更に、寮生の内部に於ける斗争敵対者となっている寮連執行部＝民青系諸君についても、その「方針」行動など全てを徹底的に批判してゆく。

○第三節　暖房費斗争の現状について

（76年10月以降現在までの歴史的経過について、並びに『不払い』・大衆団交要求の正当性について）

第三節は、第一節で述べられた以降の経過、つまり76年、77年の『三寮一率寮生負担46・5％―7時間』の獲得経過及び現在の『不払い』までの経過について記述するとともに、現在の『不払い』斗争の正当性並びに大衆団交要求の正当性について論証してゆく。同時に、この過程での大学当局の不誠実性、不当性、並びに寮連執＝民青系諸君の反寮生的敵対・不当性について、全面的に暴露し批判してゆく。

以上の論の流れを充分に把握した上で、本章を読み進まれんことを希望する。

## 第一節　暖房費問題とは如何なるものか

（基本的認識のために）

### 一・一　歴史的経過とその背景

まず初めに本項に於いては、現在闘われているような『三寮一率寮生負担46・5％―7時間通風』（以下『46・5％』等略することにする）或いは『三寮一率46・5％7ｈ』を獲得目標とした暖房費斗争の発端となった76年10月13日以前の情況について、本問題を理解し易くするために、その概略を説明する。

60年代後半〜70年代前半の寮斗争

第三章で述べられていたように、60年代後半から70年代前半（寮斗争に於いては、『負担「区分」撤廃＝全額国庫負担』という方針

が、全寮生の正当な方針として確立されていた。このことは、その方針に基づいて当時展開されていた寮斗争の、具体的成果として残っている各団交での確約（例えば、71年10月28日団交での学生部長確約『全額国庫負担に向けて努力する』など）が、端的に証明している。このような寮生側の動きは、64年のいわゆる『2・18負担区分通達』や『○管規』（以上2つについては概に述べた）などにより、学寮の厚生施設としての意義を否定し、寮生の負担増へ寮にかかる経費の大部分は寮生負担）を画策していた日帝＝文部省、大学当局に対しての、当然の主張・行動として位置づけられていた。

### 日就寮の新寮建て替え

このような動きと前後して、現在の日就寮（日就寮＋宏富寮）の建て替えが行なわれた（71年）。それにともない、負担「区分」等の条件についての交渉がなされた。それらの交渉は前記の様な方針の下に行なわれたことは言うまでもない。当時の資料によれば「暖房費を全額国庫負担に」（この時期の資料はほとんど例外なく主張）という方針があり、それに基づいて〝共通施設（食堂・委員会室・浴室等）、集会室、自炊設備、舎室構造、屋上利用等をほぼ全面的に認めさせた……。10・22団交で学寮専の発言中「負担区分は認められない」「暖房費は全額国庫負担が望ましい」というのがあり……。〟（70・11・14日就寮臨時寮生総会議案書）等の情況を創り出していた。

そのような中で、71年2月15日に『新寮における寮生負担に関する試算（当局案）』が大学当局から提示される。これの出されてくる経緯、とりわけ暖房費負担区分『46・5％寮生負担』に関しては、次の様なものである。当時の寮生の話によれば、まず当局側より面積割比率が提案され、それに対して寮生側は実際の負担額が大き過ぎることを理由に拒否し、その結果単なる数字としての46・5％が再提案され合意したというものである。このことは76年12月6日の西沢学寮専委員長の「46・5％は（日就寮が）旧寮から新寮へ移ってきたとき、絶対額を押さえる方向で寮生に示した数字であり、その後、当局が面積操作して「公」部分として廊下を入れた」という発言と一致することからも裏づけられる。

こうして決められた『46・5％』に対しては、試算が出される前に於いて『○管規、2・18負担区分通達の貫徹している寮には入らない。試算において寮生負担を勝取るまで入寮を拒否する』（71・1・29日就寮斗争宣言ビラ）という強い決意で絶対額を押さえようとしていた。そして又、69・6・30加藤学生部長確約により『新寮においては経費がかさむから負担が増えてもやむをえないという見解はとらない』旨が確認されていたため、その『46・5％寮生負担』が実際に寮生負担の絶対額を増加させるものとして認められないという総括がなされていた。一方、大学当局は、『負担軽減の確約は「生活様式」が一定を前提としている』（71・3・23学生部長団交）とか『68年の秋頃、負担区分を軽減すると言ったことはあるが、負担額を少なくすると言ったことはない』（同4・30学生部長団交）と開き直っていたため、寮生側の激しい追及を受け、結局『当局は負担軽減に努力したが、試算が増になっているので、試算が破綻していることを認める』（71・6・4学生部長団交）と自己批判したのである。更に寮生側は『暖房費全額国庫負担に…… 新日就寮の負担の増額分は当局が支払え……』（71・10・12学生部長団交）とか『一貫して要求してき

旧日就寮並み（絶対額）……』（71・12・2学生部長団交）等要求し続けていたが、寮生側の力量不足のため、『負担軽減の再検討等の約束を得た……』（71・10・12＝前述）というように負担「区分」については継続審議事項とすることを確認して、やむをえず『46・5％』で妥協したのである。

つまり以上をまとめると、全額国庫負担を目ざした絶対額一定の方針に基づいて行なわれた当局との交渉の結果、単なる比率として『46・5％』が決まった。それについては、当初の目標の絶対額で押さえることができず寮生負担増になってしまったこと。又、物価の上昇とともに寮生負担も増大する比率という形で負担区分を固定化してしまう恐れがあるとして、批判的に総括されたのである。

### 71年10月28日確約

前記の一連の経過を受けて71年10月28日、同10月12日と同様に、学生部長団交が行なわれた。詳細については第三章を参照していただくことにして、ここではとりわけ確約の中の『全額国庫負担に向けて努力する』という項目が、この時点に於ける寮生の斗争の一つの集約として獲得された。この確約は、この当時の『全額国庫負担』の方針及び斗争の一定の盛り上がりを、そして寮生側・学生側の斗争に支えられた力量を最も鮮明に示している。これは71・12・2に不当な理由により当局の手で一方的に破棄されてしまうのだが、この獲得地平を踏まえてこれ以降も『全額国庫負担』に向けての斗争が構築されてゆく。

### 寮執行部の転向

ところが74年前後に全寮連＝全日本学生寮自治会連合（日「共」＝民青系）が方針を変更してから、東北大寮連執行部（寮連執と略す）もそれに追従して『全額国庫負担』の方針を放棄してしまう。74・5・26の寮連代議員大会議案書（執行委員会提出）までは『負担区分撤廃・軽減に向けて』というようになっている。それまでに出されたビラに於いても『全額国庫負担』の方向性が鮮明に打ち出されているのであるが、次の同12月1日の第43回議案書では『負担区分軽減の闘い』と変わってしまう。しかもこれ以降『負担区分撤廃＝全額国庫負担』を目指すというようなことは、一言も言われなくなる。

この理由は、「負担区分の問題では……全額国庫負担すべくたたかった。……こうした中で、文部省の文教政策がいっそう貧困化し、オイルショックなどの影響も相まって、大学危機が急速に深刻化した。そして、この状況を踏まえたたたかいが、寮生・学生・教職員の手で組まれていった。その中で出てきたのが、面積比算定に見られる、負担を少しでも軽減する努力である」（傍点筆者。以上引用は、寮連執が本パンフ作成委のビラに反論するつもりで出した。彼らとしては最も新しいビラより）という文章にはっきりと見られる。すなわち、負担区分撤廃＝全額国庫負担へ向けた斗争は、少ない大学予算の奪い合いにより全大学人の統一と団結を乱し、文部省の攻撃の意図にのってしまうものだから斗わないとして、寮生の原則的方針を完全に放棄した。彼らの言葉を借りれば「少ない予算をとりあわせ、学内対立を導く文部省の攻撃がある以上、このたたかい（筆者注、負担軽減ということで、撤廃ということでは絶対にない）は現時点において、不可欠なのである」（先の引用と同じ）ということである。

彼ら寮連執＝民青系諸君は、彼らの言う文部省の攻撃が出されてくる背景・意図について、学内対立の原因について、完全に誤まった分析をしている。まず第一に、現在我々に

かけられてきている日帝＝文部省の教育の帝国主義的再編、及びその具体化としてある中教審＝筑波化という攻撃を全く認識できていない。第二に、もともと大学の教職員は、学内管理支配機構の中に組み込まれているという事実、すなわち日帝＝文部省の攻撃の中で、自らの「学問的自由」〈研究費・地位等〉を守るため、それと闘うことにより生じる不利益（予算・科研費ストップ等）を恐れ、逆にそのような機構の中に積極的に自己を位置づけて学内管理支配の末端を担っているという実態・本質を、彼らは全く見抜けないのだ。

それ故彼ら寮連執＝民青系諸君が、学寮の原則的方針としてある『全額国庫負担』を放棄して目指そうとしている『全大学人の統一と団結』とは、先に述べた様な大学人に対して、そしてひいては日帝＝文部省に対して、一方的に妥協（実は寮生の既得権の売り渡し）することに他ならない。彼らはこのような全く誤まった分析に基づいて、方針変更を行なったのである。

更に付加えて確認しておくべきは、このような重大な方針変更が、如何なる総括も行なわれずになされたことである。先に引用した5・26及び12・1の議案書の間には何の総括もない。また、方針が変更された12・1の議案書に於いても、単に『撤廃』の2文字が目立たない形で、いつの間にか削除されているのみなのだ。この事実は、次のことを明白に示している。まず第一に、この様な転向は、良心的寮生・学生にとっては信じ難いことではあっても、第四章で述べられた通り、彼ら寮連執＝民青系諸君にとっては本質的かつ当然のことであること。第二に、これも第四章で展開されていることであるが、彼らの斗争は「ためにする運動」であり、『負担区分撤廃』等それ自体を問題化し闘うということでは決してないのだということ。それ故第三に、彼らの「方針」は厳しい情況だから斗争をより強固に組み、既得権を守り抜くのではなく、それを一方的に譲歩することをもって乗りきるという無限の後退に道を開くものであること。第四に、『負担区分撤廃』は「ためにならない」と判断していることから、彼らはその「方針」で寮生・学生を獲得できるだけの根拠を持っていない＝彼らの主張・方針・斗争が破綻していること。以上より、これ以降「負担区分撤廃論は誤まりであり、そのことに関しては74年の段階で既に総括されている」と言う歴代寮連委員長の発言がいかに誤っているかが、鮮明になる。いずれにせよ、こうして寮連執＝民青系諸君の斗争放棄がなされたのである。

### 以文寮・饗風寮の新寮問題

大学当局は、71・12・2の同10・28確約の一方的破棄以降、団交拒否＝代表者会見路線により、寮生の意見・斗争の圧殺を謀り学生管理支配体制の強化を狙ってきた。一方寮連執＝民青系諸君は前述の如き様相を呈していた。このような情況の中で、現在の以文寮・饗風寮の新寮建て替え問題が本格化してくる。

74・2・5の学寮専会見で、新寮に関しての条件が示され、更に同8・15にも条件が加えられ、いわゆる『三条件』・『二条件』の攻撃（中教審議路線に基づいた学寮解体再編攻撃の一環）が当該四寮（浩・尚心→以文、饗風、日就）にかけられるのである（ここで、三条件とは、①負担区分は現行日就寮並、②食堂・風呂共用、炊夫さん11名から7名へ削減、③入退寮選考権の改悪＝学生部長へ『願い出』をする。二条件とは、①舎費値上げ＝100円から1,400円へ）

ところがこれらの条件に対して日就寮は、当初我々がパージされた形で大学当局と寮連

執とのボス交でのみ話が進められたり、又我々自身の問題として、74・2・20の警察権力導入に対する糾弾行動や同3・22の有朋寮への入寮妨害文書配布阻止行動への連帯に力を裂かれ、加えて春休み中だったこともあって極めて不十分にしか検討することができなかった。しかしこのような厳しい情況に於いても、とりわけ三条件中の①に関しては、以下に述べる様な理由で認められないとして斗争を組んだのである。第一には『負担区分撤廃＝全額国庫負担』という学寮の原則的方針、及びそれに基づいた絶対額を一定に押さえる方針に照らし合わせてみても、比率という形態（46・5％）であることから、実際的に寮生負担が増加することは明らかであること。第二に、69・6・30確約『新寮においては経費がかさむから負担が増えてもやむをえないという見解はとらない』を始めとする負担「区分」に関する諸確約に反していること。第三に、当局との交渉の経過により（例えば前に引用した71・10・12団交等）負担「区分」については継続審議事項であるという合意があったのであるが、それに反して負担「区分」の固定化・既成事実化をもたらすものであること。これらの理由により、そのような条件を断固粉砕すべく斗争を構築してゆく。

三条件提案後の74・3・27学寮専会見に於いて、大学当局は『当該四寮のうち一つでも反対をすれば予算がとれない。だから四寮合意してほしい』との見解を打ち出し、既に三条件に反対の意を表明していた日就寮に新寮予算が降りないという恫喝を加え、三条件を呑ませようとしてきた。ところがその発言を受けて開かれた4・14寮連執行委員会（以下執行委と略す）に於いて、日就寮と浩寮が三条件反対の決議を行なったのである。これに驚いた寮連執＝民青系諸君はそれまでの態度を一変させて、当該寮四寮のうち二寮が反対しているにも関わらず、「執行委決定」という強権的・不当な〝採決を強行〟し、三条件を認める旨の決定を行なった。そして翌4・15にその旨を学寮専委員長に伝えたのである。一方、学寮専側もこれに対して、先の3・27発言を全く無視した形で『執行委決定を寮生の最終決定として（条件に関して）合意に達したものと考え、予算をとりにいく』として、寮連執・大学当局一体となって当該二寮の意志を無視して、条件付き新寮を推し進めたのだ。

『負担区分＝現行日就寮並』について、以上の経過に於いて説明しておかなければならないことに以下のことがあげられる。日就寮はもちろんのこと、当該寮であった浩・尚心・霽風の各寮、寮連執行部、及び大学当局も『負担区分＝現行日就寮並』とは、暖房費については『46・5％寮生負担』と解釈していたのである。それ故『条件について斗わない』と言った理由には、条件中の『日就寮並』を検討してみて四寮会議等で試算が行なわれていた。そして、額として払えないものではないということを確認していた。（他には、「学内対立云々」という寮連執＝民青系諸君の情勢分析がある。これについては第三章参照）。このようなことを踏まえるならば、当時の寮生が『現行日就寮並＝46・5％』ととらえていたことに対してなされたものと思われる75・6・10徳永学寮専委員長の『負担区分についてははっきりしていない。これから話し合おう』なる発言や、76・2・4の『負担区分＝現行日就寮並は、重油暖房費に関しては白　に還す』なる寮務発言が正確に理解されるであろう。これらはすべて当局側が『現行日就寮並＝46・5％』という自らの出した条件が、寮生にとって有利であり、かつ「受益者負担＝公私の論理」に沿っていない

ものであることを認識した結果、それを改変すべく出してきたものなのだ。又、寮生側の解釈も『現行日就寮並＝46・5％』であったことは、①『新寮問題討論資料』＜東北大寮連発行＞「……それで条件は何かといえば、まず第一に負担区分で、これは現在の日就寮と同じくする。電気料・水道料（当局：寮生＝6：4）、暖房費（当局：寮生＝5・35：4・65）、ガスレンジのガス代は全額寮生、また暖房はスチームであるが、これに使用する水の費用は大学当局が出している。第2は……」、②『有朋寮第65期議案書』＜有朋寮発行＞「……（負担区分）これに関しては現行日就寮と同じくするという条件である。（電気水道料、当対寮＝6対4、暖房費、同＝5・35対4・65）というものである……」、③『新寮問題討論資料No.1』、74・11・19＜有朋寮発行＞「負担区分日就寮なみ（電気水道代、大学6対寮生4、暖房費　5・35対4・65、スチームの水　大学当局負担）……」などから、容易に推察がつくと思われる。このような情況があったからこそ、日就寮としては先の大学当局の『徳永発言』や『寮務発言』に対して、負担区分の正しい具体案（即ち46・5％）を確認しようとしたのである。

しかし結局この間75年度中には明確な回答は一切なく、それに関する交渉も持たれなかった。

現在の暖房費斗争の幕開け

時がたち76年度が始まり、以文・霽風の二寮が八木山へ移転してきてからも、当局側は日就寮の追及に対して、『2・4寮務発言』を除き、固い沈黙を守っていた。そして暖房通風を間近に控えた76・10・13に突然、『重油暖房費負担区分＝現行日就寮並とは、算定基準＝採暖面積比であり、寮生側負担は53・3％』という当局側のペテン的見解を、初めて明らかにしたのである。これに対して日就寮側は、〝現行日就寮並とはもともと単なる比率のことであり（例えば電気水道代　大学対寮生＝6対4の様に）、暖房費寮生負担は46・5％〟と抗議して、大学当局と真向うから対立し、ここに現在闘われている暖房費斗争が開始された。

## 一・二　暖房費問題の本質・問題点

さて前項で述べた歴史的経過の該略を踏まえ上で、以下に現在闘われている暖房費斗争の本質及び問題点について、極めて大雑把な形にではあるがまとめてゆくことにする。

負担増による学寮の意義の破壊

既にこれまでの章で述べられたことからも明らかなように、現社会体制内に於ける学寮の厚生施設的意義は、一層重要なものになってきている（文部省『学生生活調査』各年度報告より、61、65、70、74と年を追う毎に、国立大学入学者及び私立大学も含めた全体の入学者の所得階層分布は、年収額の低い方の階層グループが減少し、高い方は増加しているという傾向が見うけられる）

これに対して日帝＝文部省は、中教審路線に基づく『2・18負担区分通達』や『〇管規』等にみられるように、学寮を総資本にとって役に立つ人間、即ち〝期待される人間像〟的人間を産出する場として、彼らの言うところの「教育施設」として、位置づけしている。これが学寮解体再編攻撃なのである。このような動きは、とりわけ第三章で詳しく論じられたように、これまでの寮斗争がすべてそのような中教審＝筑波化との斗いであり、戦前の学寮のように〝日帝の侵略の尖兵〟＝〝期待される人間像〟的人間を大量に産出する場とならないようにするための斗いであったこ

とからも、容易に推察することができる。
　我々が現在斗っている暖房費斗争・新寮斗争も、そのような『中教審』路線との斗いの一環として、すなわち、日帝＝文部省及びその尖兵たる大学当局との斗いの一環である。それ故、我々の寮斗争が寮連執＝民青系諸君の単なる物取り主義的な要求運動とは異なって、社会変革的な質を持ったものとして、主体的に斗われているのである。
　以上整理すると、第一の根本的問題点は、暖房費をはじめとする寮生負担の増大により学寮の厚生施設的意義が「破壊」される。そのことにより労働省の子弟妹の教育を受ける権利を奪い、労働者からの、税の二重収奪のさらなる強化になることである。そのために我々は全額国庫負担の方針に基づき、彼らと全面的に対立しているのである。

「公私の論理」と学寮の管理支配

　第二点目としては、『2・18通達』や『○管理』に基づく寮生負担増の攻撃の中で、個別具体的に東北大学に於いて用いられている「公私の論理（暖房費に関しては面積算定＝寮生負担53・3％）」の問題がある。この「公私の論理」なるものは、当時学生を4500名集めて行なわれた、68年10月25日の学長団交に於いて克ち取られた『2・18負担区分通達はうのみにしない、○管規には拘束されない』等の確約をはじめとする諸確約に基づいて、東北大学独自の負担区分決定方法を採用するということで考え出されたものであると言われている。しかしその確約にも関わらず、まぎれもなく＜受益者負担論の東北大版＞なのである。その本質は、寮連執＝民青系諸君の言うような『公私の論理は曖昧であり、その曖昧さにつけ込んで公認定部分を増加させて、実質的に寮生の負担軽減をする』ということのできるようなものとは違い、寮生の負担増を狙うものである。またその基にある『受益者負担』とは当局の言うような「社会通念」ではなく、例えば防衛大等「国家有為の人物」を養生する場合には負担「区分」など全く無いことからも明らかなように、支配者側の管理支配を経済的側面から目論むものとしてある。それ故に「公私の論理」を認めるということは、寮生負担の増大のみならず、寮自治への当局の介入及び寮生管理支配の貫徹を許してしまうことになる。

実質的な寮生負担の増大

　第三点目の問題点は、三条件中の『負担区分＝現行日就寮並』＝寮生負担比率46・5％それ自体が、旧寮時と比較して寮生負担額の著しい実質的増加をもたらすものである点である。この間例えば69・6・30確約（既述）に代表されるような合意が大学当局と我々寮生との間にあったのであるが、当局側はそれを前項で述べた71・3・23及び同4・30の発言のように、更には『新しい形態になれば（コタツ・ストーブからスチームへ）負担額が上がるのは当然』とまで開き直ってきたのである。つまり寮生の負担を実質的に上昇させるものとして『現行日就寮並＝46・5％』があったのである。

継続審議事項の一方的固定化

　第四点目は、第三点目とも関連することであるが、日就寮が新寮建て替え時に絶対額ではなく比率という不十分な形で負担「区分」を妥協していたため、これに関しては〃継続審議事項〃とする旨の合意があった（例えば前述した71・10・12や73・11・21学生部長「会見」等に明らか）。それにもかかわらず『三条件』の一つである『負担区分は現行日就寮並』は、〃継続審議事項〃を確定したもの

と見做した。当局側による一方的な負担「区分」の固定化であるという点である。このような固定化は、今後の我々の負担「区分」撤廃＝全額国庫負担へ向けての斗争上、大きな桎梏となってしまうものである。又次の新寮斗争などをはじめとした様々な寮斗争に与える影響が大きいので、我々にとって許せないものだったのである。

『現行日就寮並』の解釈の歪曲

第五点目は、前項で明らかにしたように、『負担区分＝現行日就寮並』とは暖房費に関しては、寮生負担46・5％という単なる比率であるものと、寮生側はもちろん、当局側も了解・解釈していたことが明らかであった。それにも関わらず大学当局は、突如として76・10・13に『面積算定＝寮生負担53・3％』を一方的に強要してきたことである。前述したように、75・6・10や76・2・4発言等により当局の都合のよいように解釈を変えようと試み、それに対する寮生の問・具体案確認の要求には一切答えることなく、暖房通風期限（例年は11・15〜3・31）が迫り充分な話し合いの時間もないような10・13に、全く一方的に彼らの「解釈」を押しつけてきたことである。しかも、負担区分の内容を確認したいとの寮生の要求を一方的にサボタージュした寮連執＝民青系諸君のセクト的引きまわし、条件斗争の放棄に大いに助けられて、大学当局は、そのような「解釈」は前々から既に決まっていたなどと居直ったのだ。

以文寮・　風寮・寮連執＝民青系諸君の対応

そして第六点目としては、この『現行日就寮並』について寮連執及び当該寮である以文・饗風が、上述した事実経過を全く考えようともせずに、ただひたすら、大学当局の「見解」に全面的・非主体的に追従した点である。彼らは、この間一貫して我々日就寮の述べる歴史的経過・背景については無視し、あまつさえ何ら正当性のある根拠を自ら示すことができないのにも関わらず、『面積算定が正しい』という「主張」をオウム返しするだけである。加えて許せないことに、寮生の原則的斗争であった全額国庫負担へ向けての斗争を今や一切放棄した寮連執＝民青系諸君は、オブザーバー問題や暖房ストップを通して、闘う寮生に完全に敵対（詳しくは第三節で述べる）してきたのである。更に饗風寮は『53・3％をのんでから負担軽減斗争を行なう』（76・11・1三寮会議）とか『（「公私の論理」を認めた上で「公部分」を増やす方向が）最も合理的な斗争』（76・11・29三寮会議）などと言う始末である。このような彼らの対応は、この暖房費問題の持っている重要性について、彼ら自身の物取り主義のために全く気がつかず、『学内予算の奪い合いなる』という観点でしか把握することができない。それ故に彼らは日帝の教育に対する帝国主義的再編としてある中教審＝筑波化路線と対決するなど思いもよらず、逆にそれを斗う寮生の斗争を潰してくるのだ。そのために、対以文・饗風・寮連執＝民青系諸君への取り組みも、大学当局に対するそれと同様、必要不可欠である。

以上述べた様な点が、主として問題となっているところである。この他にも現時点の暖房費斗争の抱える問題点も少なからずあるが、そのことに関しては76・10・13以降の歴史的経過を知らなければ一般の寮生・学生にとっては理解しにくい面があると思われるので、第三節に於いてその都度とり上げてゆくことにしたい。

## 第二節　暖房費斗争を何故に斗うのか

（暖房費斗争の正当性について、とりわけ「46・5％7ｈ三寮一率」について）

### 二・一　学寮の意義を踏まえた理念的正当性について（全額国庫負担論と受益者負担論について）

本項では、前節に於いても若干触れてきたのではあるが、我々の暖房費斗争が如何なる意味で正当性を持っているのか、言い換えるならば、全額国庫負担論の正当性及び当局側の主張するところの〝社会通念〟なる受益者負担論の不当性について、詳細に論じてゆくことにする。そしてその作業を通して、日帝＝文部省及び大学当局の本質・不当性・反動性を暴露してゆくとともに、寮連執＝民青系諸君と我々の斗争の質の相違を明らかにしてゆきたい。但しこの際、既に第一章に於いて論じられ確立された学寮の意義を以下の論の立脚点とすることとし、そして第二章で分析された現在の情勢とその流れを背景として捉え、第三章の寮斗争の経緯及び第四章の日「共」＝民青同批判の記述を踏まえて、論を進めてゆくものとする。

前節で述べたことからわかるように、暖房費斗争は負担区分撤廃＝全額国庫負担へ向けた学寮の原則的斗争の、一つの具体化・焦点化したものとして斗われている。そのために、まず大学当局の主張する『公私の論理＝面積算定』が如何なるものかを明らかにする。そしてその論拠となっている受益者負担論について分析を加え、更に学寮を総資本＝体制側の要求に応える人間産出の場としての「教育施設」へと解体・再編しようとしている日帝＝文部省の中教審路線について批判してゆかなければならない。

『公私の論理』批判

まず第一に『公私の論理』についてみることにする。この「論理」なるものはその根拠を2・18負担区分通達に置いており、学寮の管理運営に要する経費を　①学校が負担するのが適当と考えられる経費（＝公部分）と、②寮生が負担するのが適当と考えられる経費（＝私部分）に分割する。このことにより、戦後学寮が学生の経済生活援助の手段の一環として用いられ、寮生の支出を極力軽減する方針がとられてきている事実と現実の必要性……（大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について〈学徒厚生審議会〉62・7・25）を無視して、寮生負担を徐々に増加させることにより学寮が貧困者の収容施設である状態から一日も早く脱皮して……（前の引用と同じ）彼らの望む「教育施設」へ再編されることを狙っているものなのである。

ところが大学当局は、68・10・25確約等に従った東北大独自の算定基準であり、「寮生の負担を軽減するもの」として、これを正当化し、その本質を覆い隠しているのである。

そもそもこのような〈東北大的公私の論理〉は、それによって例えば寮連執＝民青系諸君の言うように寮生の負担区分が多少減少することがあったにせよ、それ自体は何ら日帝＝文部省にとっては問題ではなく、「何よりも学寮は、本来、学校教育上きわめて重要な意義を有するものであるにかかわらず、新制大学発足以来今日まで、とくに国立大学においては、学生の経済的負担を軽減する厚生施設としての性格だけが強調され、寮生活の教育的な意義が軽視されてきた傾きがある。したがって、その管理運営についても、教育施設にふさわしくない状態にあるものが少なくなく、その建物もいちぢるしく荒廃したものが多い。よってこの際、大学教育における学寮の意義

を明らかにするとともに、それに応じた管理運営のあり方を検討し、その結論にもとづいて、今後における行政上の施策および施設の整備目標を樹立する必要がある。」（前の引用と同じ、傍点筆者）という文章が示すように、どの程度「教育的意義」が明確化したかが重要なのである。つまりここに於いては、彼らの「論理」自体を認めるか認めないかという対立点しか存在しえないのである。そのため公私の論理を一度認めてから、公部分を増やして寮生の負担軽減をする。というような方針は、日帝＝文部省の攻撃の意図に完全にのったものなのであり、それによりもたらされる「寮生の負担軽減」はあくまでも大学当局が認めたからできるというような、結局彼らの枠組みの中で許されたに過ぎないようなものなのである。いづれにしても寮生が主体的に決めることが不可能であることに変わりはないのである。それ故に我々が真に主導権を持って負担区分を減少させてゆくためには、そのような当局の枠組み＝『公私の論理』自体を紛砕しなければならないのであり、彼らの学寮の管理支配の強化と対決しなければならないのである。

　ところで、ここで寮連執＝民青系諸君の方針を批判するならば、まず何よりも『公私の論理』＝『受益者負担論』の本質を理解していないのである。そして彼らは全額国庫負担の方針を放棄していることからもわかるように、寮生負担（私部分）が必ず存在することを認め、そのことによりその負担額さえ払えないような経済状態にある人達の大学入学の道を閉ざすことになることを全く認識できず（せず？）、現在その負担が可能なもののみに限定される負担の軽減という、物とり主義的要求運動に終始しているのである。しかも『公私の論理』という土俵に自ら進んで上がることにより、その根底たる受益者負担の論理にとりこまれてしまう。更にその背景にある学寮の管理支配の強化による「教育施設化」を狙う日帝＝文部省の学寮解体再編攻撃に対しても、何ら有効な闘争を構築しえないのである。我々はそのような反寮生的土俵に上がることはできないのであり、そのような〃切り捨て〃及び〃管理〃を前提とした『公私の論理』などは一切認めることはできないのである。

### 受益者負担論批判

第二に、受益者負担について批判してゆくことにする。一般的解説については『資料集』に譲る。ここでは学寮と教育の場に於ける受益者負担の持つ意味について検討してゆく。

#### 寮生の受ける〃益〃とは何か

その1として、受益者負担というとき、その益の内容・質自体をまず問わなければならない。学寮は大学に学ぶに際して、〃生活の場〃となっている。したがって、当然その益とは第1に生活を保障することにより生じるもの及び第2に大学教育を受けることにより生じるものと理解することができる。

#### 生活の保障＝〃益〃について

現在の資本主義体制の下にあっては、経済的不平等は前提であり、生活に必要な経費自体を捻出することが困難な状況にある労働者も少なくなく、そのような中では教育費（小中学校、高校、大学等）だけではなく、まさに生活費をも何らかの形態で保障されなければ、学校に学ぶことができないという実情があるのである。そのような経済的格差を抜きにして、学寮に入って国庫負担を受けている者は入っていない者に比べて益を受けているなどということは、社会について全く無知な

ことをそして体制の補完物としてあることを示しているのである。資本主義体制下にあっては本来的平等など存在するはずがなく、それ故我々はその基本認識に立って、全ての物事を考えてゆかなければならないのである。

そのとき、学寮に入ってくる者と入らなくてよい者に何故分かれるのか。更に深く、大学に入れる者と学寮があってさえその経費が払えなくて進学を断念せざるをえない者に何故分けられてしまうのか。そのような社会的仕組＝現在の社会体制について、必然的に考えざるを得なくなるのである。そして、このような経済的格差を前提として、それを再生産し強化している現状について考え至るならば、〝教育の場〟の保障とはとりも直さず、〝生活の場〟の保障に結びつかざるを得ないことを初めて認識することができるのである。つまり〝教育の機会均等〟を主張するならばその〝教育〟を受ける上での〝生活を支えるだけの経済的裏づけ〟についても言及せざるをえないのである。

国立大学やその学寮が労働者の血税によって建てられたものなのだから、とりわけそれは労働者の子弟（妹）に対して開かれていなければならない。つまり、労働者の血税により建てられたものに、又金を出さなければ使えないということは、〝労働者からの二重の収奪〟に他ならないのである。それ故、全人民のものであるべき（現在は残念ながらそうなってはいないが）『教育施設』は経済的差別を受けることのないようになっていなければならないはずである。前述したように、生活の場の保障をまで含めてである。

ここに、我々の主張する『負担区分撤廃＝全額国庫負担』の根拠があるのである。以上で〝寮生だけが得をしている〟等という認識が全く偏ったものであり、社会的視野が欠けたものであることが理解できると思われる。

### 大学教育＝〝益〟について

第2番目は、大学教育を受けることによる益ということを検討してみる。現社会に於いて、大学教育を受けることにより生ずる利益とは何であろうか。前にも繰り返し述べたように、現在の大学は総資本の要請に基づいた中教審＝筑波化構想に沿って〝期待される人間〟を、即ち資本側にとって役立つ人間（手には技術、心には日の丸）を大量に育て上げる場として存在しているのである。それ故に、大学を無事卒業した者には、〝役に立つ労働者、技術者、管理者〟たり得るかをふるい分けるための差別・選別教育に於ける勝者とある。そして、そのような差別・選別教育を前提・本質として成立する学歴社会に於ける上位者として、優遇されるという道が開けているのである。つまり、これを以って利益と言うのである。これは教育を受けた者が獲得した知識なり技術なりが、それを受けた者個人の利益（地位・給与等）となるという、現在の社会構造を肯定する立場での発想なのである。（そのような個人の利益ということ自体実は資本家対労働者という、〝搾取の構図〟の中にあっては、正しくは利益と呼べるようなものではないのであるが）

更に、本来ならば社会的にも利益をもたらすものであるはずの労働が、そのような側面が著しく減少し、単にその個人の報酬という利益しかもたらさなくなってきているという現状がある。これは、労働がその労働力を買い上げることのできる一部資本家個人の利益にのみ奉仕させられていることからくる。独占段階にまで発展が進んだ資本主義体制に於いて、これは必然的な形態であるものと思われる。つまり、まさに現在の社会体制を肯定すればこそ、教育の成果がそれを受けた「個

人だけの利益」になるという主張が、可能となるのである。即ち受益者であると。

以上述べたことからわかるように、受益者負担論を主張することや、その一環たる『公私の論理』を認めるということは、まさに日帝それ自体を、そのような教育の資本への従属を、そして学歴社会に端的に示される差別・選別教育を認めることなのである。それ故、受益者負担を主張する大学当局はあくまでも日帝＝文部省の手先としてしか存在していないことが、又それと同調する寮連執＝民青系は寮生の味方ではありえないことが、明らかなのである。

### 何故に〝受益者〟は負担しなければならないか

さて次に、受益者負担について最後の検討項目として、『何故に〝受益者〟は負担をしなければならないのか』について、考察する。『受益者負担の思想』は、先に述べたように資本主義社会の根幹としてある。今、教育という場に限って検討することにすると、それを資本側のなす教育への投資効率の問題、学生管理支配の問題、そして前にも触れたが、〝税金＋負担〟という労働者からの二重収奪の問題として、捉える必要がある。

### 教育投資の効率化、及び奨学金について

まず教育投資効率について言う。資本側は〝役に立つ〟人間を確保する目的で教育投資を行なっているのであるから、そのような労働力商品の生産・再生産過程（大学）に投下された資本は、それによって生み出される労働力によって確実に回収され、更により大きな利益を生むことができるものとして使用されなければならない。それ故彼らは、大利潤をもたらす労働力を効率よく得ることを画策しているのである。そのために、経済的に「貧しい」階層からでも幅広く、もれなく〝役に立つ〟人材を集めることができるように、彼らの意味での〝教育の機会均等〟を実現するために、奨学金制度を設ける。一方、〝役に立たない〟人間（不良品）に対しては、その教育にかかる経費の一切をその個人に負担させることによって、資本の無駄をなくそうとしているのである。

つまり、このような教育への資本投下の効率化を狙ったものが、受益者負担の論理なのである。

それと表裏一体となっている奨学金制度はある。それ故に〝学資等が上がっても、奨学金も同時に上がれば何も問題はない〟ということは全然正しくない。奨学金制度自体が次に述べるように真の〝教育の機会均等〟を目指したものではない。そして後者の奨学金制度は更に、次に述べる学生管理支配に関して、深い関わり合いを持っている。前述した教育投資の効率化のためには、それを可能ならしめる学生のフルイ分け、即ちその人間が〝役に立つ〟のか〝役に立たない〟のかを、誤まることなく判断しなければならない。このような確実な選別を行なう一つの方法が奨学金制度である。授業料に代表される教育経費や学寮の生活経費負担額を意図的に上げることこそ、とりも直さず、奨学金の必要性を高め、対象階層を拡大して、彼らの求めている人間を広範な層から正確に拾いあげることを狙った一つの手段に他ならない。（第一章参照）

そしてこうした経路で、奨学金により〝役に立つ〟人間の生活基盤を掌握する。このことを通して、彼らが資本側の要求に応える労働力として市場へ出てくるように、奨学金の停止という恫喝で確実に管理支配しながら〝期待される人間像〟に沿った教育を受けさ

せようとしている。

日本育英会奨学規定第2章第13条：奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することがある。(1)傷い疾病などのために成業の見込みがないとき (2)学業成績または性行が不良となったとき (3)…… (4)奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき (5)在学学校で処分を受け学籍を失ったとき ……。

### 労働者からの二重収奪

最後に、受益者負担主義が労働者からの二重収奪であることについて述べる。前記のごとく、大学や学寮は労働者の血税によって建てられたものであって、その建てられた本来的目的からしても、労働者の子供に、社会＝労働者自身のための技術・知識を修得させるべき場として存在しなければならない。ところが現実的には、大学は資本家に隷属させられている。資本主義社会を支えるために、〃中教審に基づいた差別・選別教育〃の最後に位置するものとして、大学は存在している。このような現状に規定されて、資本側は、教育のための税として収奪の上に更に労働者に受益者負担というペテン的な形での負担を強要している。これを二重収奪と言わずして何であろうか。この時、彼らの持ち出してくるものこそ『受益者負担の論理』なのである。

以上、主として3つの点に於いて検討してきた。そのいずれの検討からも、受益者負担という論理は、我々とは絶対に相入れないものであることが明らかになったものと思われる。（本論の主旨とは若干ズレるが、これまで述べてきた中で、学生の管理支配に関しては奨学金によるものしかあげてこなかった。しかし、奨学金を必要としていない学生も含めた全学生に対しては、試験や出欠席チェック、学位認定制度及び留年除籍制度などがあることを付け加えておく）

尚、第3点目は、論の展開からして、受益者負担を規定している中教審路線とその攻撃に関してのものになる。しかし、これについては既に第一章、第二章などに於いて詳しく論述されてきたので、本章では特に項目化しない。そして、今後も必要に応じて、その都度批判してゆくにとどめる。

さて、以上述べてきたように、資本側即ち日帝＝文部省の中教審路線、それに基づく受益者負担主義の攻撃は、現在ますますその勢いを増し、あらゆる教育の場に於いても貫徹されつつある。そのような情況に於いて、現在我々の闘っている暖房費闘争は中教審路線との対決として存在していることを鮮明に打ち出してゆかなければならないと思われる。又それこそが、我々のとるべき唯一の態度であろう。

これに対して、寮連執＝民青系の〃寮闘争なるもの〃は、学寮の意義をなからしめ、寮生の日常の生活基盤を経済的にも自治の点でも破壊する「公私の論理」という、まさに中教審の一環としてかけられてきた攻撃に対しては、全く闘わない。そればかりか、寮生の利害にさえ基づかない〃物とり闘争〃として寮闘争をひきまわしている。このような彼らの方針・闘争が如何に矮小なものであり、そして社会的視野を全く欠いたものであるのか、ここまで読まれた諸君には明らかなことと思う。負担区分撤廃＝全額国庫負担の方針を放棄したその時点から、もはや体制の左（？）からの補完物に過ぎないことを完全に暴露した。そして、現在の暖房費闘争の昂揚の中で、ますます彼らの反寮生的本質をむき出しにして、我々の闘争の圧殺を謀ってくるであろう。

しかし、我々の闘争が、日帝=文部省、大学当局の反動的攻撃と真向うから対立し、真の意味で社会的な質を持ち続けたものである限り、決してそのような闘争圧殺に屈することはない。そして大学当局に対しても。

## 二・二　闘争の経過を踏まえた歴史的正当性について

（46・5％7h三寮一率について）

本項では、前項に於いて述べられた暖房費闘争の正当性及びその社会的質を踏まえた上で、我々の歴史的に規定された方針・具体的獲得目標としてある『46・5％7h三寮一率』について、一・一で述べた歴史的経過をもとに、その由来・正当性について論ずる。とりわけこの点が、現実的に闘争を進めるに際して、我々と寮連執=民青系との明確な対立点となっているため、重複した記述もあると思われるが、詳しく述べてゆく。

「負担区分=現行日就寮並」について

『46・5％7h三寮一率』（以下『46・5％』と略す）という方針は、もともとは理念的に規定あれてではなく、過去から続いている我々の寮闘争の歴史的経過に規定されて出てきた。以降このことを裏づけてゆくことにする。まず、新寮三条件中の『負担区分=現行日就寮並』について、当時寮生側と大学当局側がそれぞれどのように捉えていたのかを、解明しなければならないだろう。但し、当時の資料で、それら条件について明確に両者が合意したような文章はなく、寮生側には第一章で示したような資料があることを予め断っておく。

当局・寮生とも「46・5％」

74・2・5に新寮に関しての条件として、『負担区分=現行日就寮並』が示された。この条件の内容の解釈について、大学側の文章化された資料は現在残ってはいない。但し寮生側に於いては、寮連の『現行日就寮並とは寮生46・5％負担』とする資料が残っている。

しかし、この間の大学当局の見解を充分知ることができるものとして、75・6・10徳永発言〃負担区分についてははっきりしていない。これから話し合おう〃や、76・2・4寮務発言〃負担区分=現行日就寮並は、重油暖房費に関しては白紙に還す〃がある。我々はこれらを当時の情況と照らし合わせた上で分析し、そこから当局側の解釈を読みとることができる。

76・10・13以降、彼らは一貫して、例えば76・11・9西沢学寮専委員長発言〃面積算定については、既に73・12・24、74・2・5etcに於いて確認されている〃に代表されているように、負担区分の内容については既に以前から確認していたなどと嘘ぶく。しかし、それを裏づけるような記録は一切無く、その西沢発言も寮務ですら確認できないものであったため直ちに撤回された。

そして、先に述べた2つの発言内容はあくまでもこの時期（74・2〜75・6）には当局側は条件について「46・5％比率」という解釈・見解を持っており、それが寮生に有利であることが判明したため、それを何とか変えようとして出してきたものであることが少なくとも理解できるであろう。

一方寮生側は一・一で述べたように、数種の資料によれば、明らかに『負担区分=現行日就寮並は46・5％』（比率）として解釈していたことが理解される。しかし、現在大学当局の代弁者として『現行日就寮並=面積算定』を無理矢理主張している以文寮・馨風寮、寮連執=民青系の資料の中には、彼らの主張を裏づけるような記載は一切存在していない。

そして、このような寮生側の解釈を考えるならば、76・2・4の寮務発言の必然性が理解できると思われる。しかも、この発言に対して即座に『最低限、現行比率は守る』と四寮（浩・尚心・霽風・日就）一致で確認した真意が理解できるであろう。つまり、大学当局としては、2・18通達などの受益者負担の論理に反するところの『現行日就寮並＝46・5％（比率）』は、これを何としてでも認めてはならないことに気がつき、そのため〝はっきりしていない〟とか〝白紙に還す〟として新たな負担区分を押しつけようと策動してきたのである。

### 当時の背景及び『現行日就寮並＝46・5％』の位置づけ

そしてここで忘れてはならない次のことがある。即ち、当時は寮連執＝民青系も名目上は全額国庫負担を言っており、しかも日就寮や有朋寮を中心とした戦闘的部分がそれへ向けた闘争を強固に構築していた。従って新寮条件に対する我々の闘争もそれを背景として理解されなければならない。我々はそのような立場から『負担区分＝現行日就寮並』が、寮生の負担区分を固定化（負担軽減に努力するとしているのに、何ら寮生との交渉もなしに一方的に負担区分率を現状維持として固定化してしまう）し、絶対額を上げるもの（71年新日就寮になり、負担区分率は100％から46・5％へと軽減されたが、負担額は2倍以上に値上げされた）であると把え、闘っていた。この条件は、まさに中教審＝筑波化攻撃・受益者負担の貫徹である。言うなれば、この時点までは、比率の固定化としての46・5％は、我々の粉砕の対象であったのである。

### 情勢の変化に伴う『46・5％』の持つ意味の変化

さて次に、ではそれが何故、現在の我々の具体的獲得目標になったのか、このことについて述べてゆく。それは『現行日就寮並＝46・5％（比率）』という解釈が、寮生側・当局側の両者によって、これまで述べた例などからわかるように確認されていた。76年春からの八木山三寮の運営について話しあっていた四寮会議は、負担区分問題について、現行日就寮並は46・5％で試算もし、討論もしていた。しかし、当局の負担区分の意向が何かハッキリしないと76・2・4に寮務に確認に行った。このとき、寮務係長の〝負担区分現行日就寮並は重油暖房費に関しては白紙に還す〟との発言があったのである。それゆえ、76・2・4以降、四寮会議が当局側の意向を何度も尋ねたことに対して、彼らは何一つ返答をしないまま、突然76・10・13になってから『面積算定＝53・3％寮生負担』という不当な解釈を、寮生に押しつけようとしてきた。しかも交渉がこじれれば暖房が入らないなどという恫喝と共にである。

それに対する寮生側の反撃として『46・5％貫徹』が打ち出された。これは第一には、「46・5％（比率）」が歴史的経過からして寮生側の既得権として存在しているからである。更にはこの新しい状況に於いては当局側の持ち出した『面積算定』及びその基礎としてある『受益者負担の論理』を打破するものとなるからである。なぜなら、①現実的に『46・5％三寮一率』は面積割りではないこと（但し当局がこじつけることは可能）、②寮生側の既得権を守るものであり「公私の論理」による新たな負担増の提案を一切認めないこと、になるからである。つまり『46・5％貫徹』に我々の全額国庫負担へ向けた斗争のワンステップとしての現在的意義が認められるからだったのである。要するに『46・5

%』とはこのような寮斗争の歴史の流れから位置づけられたものなのである。かつ、それが寮斗争の原則たる全額国庫負担への道を切り拓くものであるという点から、我々の現在的獲得目標として確立された。

三寮一率の必然性

付け加えて、現在問題化している三寮一率に関して述べる。新寮条件が出された時点（74・2・5）から77年度の暖房終了時点まで、『現行日就寮並＝46・5％』は、当然当該三寮に対する条件として〃三寮一率〃という当局対寮生の構図の中に於いて、認識されていた。更には、現実問題として食堂・風呂を八木山三寮で共用しているので、三寮一率に共用部分の費用負担を算定せざるを得なくなる。

それ故、交渉形態としても三寮側対当局側という図式が成り立っていたのである。又、当局側の試案にしても、その点では、あくまでも三寮一率としての寮生負担53・3％となっていたのである。この三寮一率の原則が崩されたのは、まさにそのような寮生側の分断を狙って出された暖房ストップ攻撃（76・12・7〜12・20）によってである。この時、暖房ストップの攻撃に屈して三寮一率の原則を変えようとした以文寮・霽風寮・寮連執＝民青系のその行動の裏にあったものは、結局彼らが学寮にかけられてきている中教審路線・受益者負担の攻撃に対して斗わない方針だったのである。

つまり三寮一率を放棄することは、まさに斗争の放棄をその実態としているのである。当時も今も、三寮一率という方針の放棄に際しての『暖房確保最優先』の主張は、誰の為に、何の為にそれをしなければならないのかということに関しては、単に現在住む寮生が勉学に励むため確保するということ以外には何一つ言えない。これは学寮が社会的な存在としてあることを無視している。そのような単なる自分の為だけの個別的要求・物取りを実現させる為のものとして、彼らは三寮一率の放棄を主張しているのである。これについての詳しい批判は次節に於いて述べる。ここでは、以上のような分析に留めておく。いずれにせよ、そのような主張は全く正当性のない、場あたり主義的なものでしかないのである。

さて、以上で暖房費問題の本質・問題点及び暖房費斗争の正当性・歴史的経過について基本的な認識ができたものと思われる。次節では77年から現在に至るまでの暖房費問題の経過を述べていこう。

## 第三節　暖房費斗争の現状について

（現在までの経過及び「不払い」・団交要求の正当性について）

### 三・一　77年度暫定措置までの経過について

（オブザーバー問題・団交の正当性について）

本項に於いては、一・一に続ける形で、76・10・13の当局側の見解公表によって、それまでの三条件粉砕の斗争から、寮生側の既得権である『46・5％』を大学当局に認めさせる斗争へと、具体的獲得目標を鮮明にする時期の斗いについて述べる。第一には、76年度暖房費斗争全般について述べ、このとき同時に、オブザーバー問題・大衆団交の正当性について論ずる。第二に、76年度の斗争の成果を踏まえた77年度の斗争、及びそれらにより獲得された「三寮一率46・5％7h」の暫定措置について述べてゆくことにする。

76・10・13以降

76・10・13西沢学寮専委員長発言以降、その対応に関して当該日就・以文・霽風三寮が三寮会議で検討した。その結果、三寮の一致点として次の二点が確認された。

㈠『寮生負担四六・五%』を三寮一致して押す。

㈡ 11月15日からの暖房を入れる確約をとる。

そして11・9学寮専会見において、『寮生負担46・5%』を補導協で検討することを大学側に確認させた。ところが、11・13学寮専会見において、大学側は一方的にオブザーバーを排除（寮生の入場は、寮連執3名を含め当該寮代表各2名、計9名以外認めない）を行い、仮契約として大学試案『寮生負担53・3%』を強権的に寮生にのませようとしてきた。大学側は『契約が成立しなければ暖房が入らないのは当然』と言いつつ、『仮契約は大学試案以外認められない』と開き直った。何のことはない、大学試案をのまなければ、暖房は入れないと〝暖房ストップ〟の恫喝をかけてきたのである。そして許せないことには、寮連執、以文・霽風は、大学当局と一体となって、日就寮に対し『以文・霽風寮は大学試案を認める。しかし日就寮が認めないと暖房が入らない』とし、三寮会議の確認点の㈡（暖房を入れる確約をとる）を楯にとって、『以文・霽風寮生の暖房を保証しろ』（大学当局に向っていうことではないか！）と言い放った。そして日就寮に『大学試案を呑め』と強制したのだ。

このような状況の中、日就寮は大学試案を仮契約として強権的にのまされたのである。この時の仮契約の内容は次の四点である。

㈠ 11・15〜11・30まで仮に暖房を入れる。

㈡ 仮契約として暫定的に負担比率は、寮生対学校＝53・3対46・7

㈢ 11・30まで交渉し、合意するように努力する。

㈣ 11月中に合意を行った場合、負担の計算はその比率で行なう。

この仮契約によって日就・以文・霽風寮に、例年通り11月15日より暖房通風が始まる。

11・15〜11・30の暫定期間中、11・22に会見が設定されたが、11・26に以文寮が寮大を開いて寮としての方針を決めるということで会見が延期され、交渉は持たれなかった。11・29に西沢学寮専委員長非公式会見が三寮で持たれたが、単なる「話し合い」の場でしかなかった。大学側は、同日、非公式会見後補導協を開き、12月以降の暖房についての方針を結束する。同日夜、寮連執委員長を通じて『大学側は暫定期間を12・15まで延長したい』旨連絡があり、この案に関して早急に三寮会議が持たれた。

この『11・29三寮会議』における三寮の見解は次のようであった。

日就　12・1からの暫定措置はこれ以上認められない。

以文　大学案（＝12・15までの暫定期間延長）を認める。

霽風　以文に同じ。

このように、以文・霽風寮は、11・13会見の対応に見られるように、大学当局の暖房ストップという恫喝に完全に屈服していた。そして彼らは、日就寮の『仮契約としても、これ以上大学試案をのむことは、大学試案の固定化につながる』という主張に、まったく聞く耳をもたず、『以文・霽風の暖房はどうするのだ』とわめきちらす始末であった。日就寮が、彼らの恫喝に

屈っしないと見ると、彼らは『日就寮が寮大を開いて決議しなければ、日就寮の意見は認められない』と重大な寮自治侵害発言を行った。このような経過の中で、三寮間で次のような「一致点」を見た。

㈠ 以文・霽風寮は、日就寮が寮大を開いて決議すれば日就の意見を認める。

㈡ 日就寮は12・4に寮大を開くので、暫定期間は5日まで三寮で認める。

我々は、このような寮自治侵害を（寮生全体に方針の確認を行う必要はあったとしても）一定許してしまったことを批判的に総括しなければならない。三寮の意向（12・5まで暫定延長を認める）を大学側へ伝え、12・5まで暫定期間が延びることになった。12月4日、日就寮は緊急寮生総会を開き、『三寮一率寮生負担46・5％断固貫徹』・『大学試案は暫定期間として認められない』という意志一致を行った。

12月5日、寮連執行委員長は、「緊急執行委員会」なるものを召集し、日就寮執行委員が採決を拒否する中、次の4点にわたって強行「採決」を行った。

㈠ 12月6日に会見を行う。

㈡ その場で各寮の意志を表明する。

㈢ 日就寮は暖房が止まっても53・3％を支払わない。

㈣ 以文・霽風寮は、どんな事が起っても暖房を入れる。

この「執行委員会」策動、また「決定事項」自体の不当性は全く明らかである。

まず、問題にしなければならないのは寮連執行委員長は、どういう目的で緊急執行委員会を開いたのかである。何も議論せずに、決めなくてよいことを強行採決する。このどこに執行委員会の成立する余地があるのだろうか。さらに、決定事項を見てほしい。彼の目的は明らかである。12月6日の会見において、以文・セイ風寮は大学案で暖房を入れ、日就寮の暖房は止めてもらって、寮連執の「方針」に歯向う日就寮を弾圧せんとしたのだ。彼の意図は、後日もっと明瞭な形をもってあらわれる。彼は何と、大学側に『日就寮の暖房は止めてくれ』とたのみこんだのだ（後で述べる）。明らかに寮連執行委員長は、その執行委員会の召集権を乱用し、執行委員会をセクト的にひきまわし、闘う寮生には、自ら積極的に〝暖房ストップ〟をもって弾圧せんとしたのだ。何と恐しいことだ。寮生が寮生の暖房を止めようと、画策してきたのだ。しかも、寮連執行委員長がである。この画策は、現実に一時期実現するのだ。（それは2週間ほどで我々の斗いによって紛砕される）以上のことにより、12月5日の〝でき事〟を『執行委員会である』などということは、絶対に許さない。

次に、決定事項3、4を見てほしい。そこには何と書いてあるだろうか。これが、各寮（東北大全寮）の執行委員の集まる場での「決定」とは。何と執行委員会の場で、各寮の方針を個別に「決定」しているのだ。これを自治侵害と言わずして何と言うのだろうか。今や日「共」＝民青系諸君は、執行委員会の場で全寮の統一方針を強行採決するにあきたらず、各寮の方針まで「決定」してしまうのである。加えて以文・霽風は、満面に笑みを浮べて議場を去ったのだ。自分たちが自治侵害を受けたなど全く気がつかずに。そして日就寮に対し、重大な自治侵害を行なったことも理解しないで。そういう彼らが『日就寮が、46・5％を貫徹することは我々に対する自治侵害だ』などと言うのだ。まったく笑止としか言いようがない。

ここに、彼ら寮連執＝民青系諸君のいう「民主々義」なるものの本質が明白に露呈する。彼らの言う「民主々義」とは、民青系にとって都合のよい「会議」を開き、議論は全くせず、少数派の意見を圧殺、無視し、自ら事前に決めておいた「決定事項」を、その「決定事項」が各寮自治侵害になろうがおかまいなしに、強権的に〝多数決の暴力〟をもって強行採決し、セクト的利害を守るもの以外何物でもない。そしてその「民主々義」は、大学当局にお願いして、寮生に暖房ストップの弾圧を加えるのである。

明日の12・6学寮専会見もまた11・13会見と同様大学当局は一方的に、オブザーバー排除条件をつけてきた。我々日就寮の多くの寮生、以文寮の斗う寮生は、11・13会見をふまえ、実質的にオブザーバー排除条件を紛砕すべく整然と会場に入場して行った。その時、我々は信じられない言葉を聞かされることになる。何と寮連執行委員長は『君たちは何だ！これでは会見ができない！』と言い放ったのだ。我々は、我と我が耳を疑った。これがまさしく彼自身寮生である寮連執行委員長の言葉なのだ。このようにして寮連執は大学当局と一体となって、否、大学当局の攻撃を先取りして、12・6会見を流会させたのだ。

### 暖房ストップに至る経過及びその意図不当性について

さて、12・6の会見流会後、学寮専と日就寮との単独会見が行なわれて、その場で次の2点が明らかになった。①〝46・5％は旧寮から新寮へ（日就寮が71年に）移ってきたとき、絶対額を押さえる方向で寮生に示した数字であり、その後当局が面積操作して「公」部分として廊下をいれた〟という歴史的事実が暴露された。これにより『46・5％＝「公私の論理」に基づく面積算定論』「公私の論理」は破綻を示したのである。

②寮連委員長の〝日就寮は暖房を止めてくれ〟なる発言があったことが明らかになり、これによっても寮連執＝民青系の反寮生的本質が鮮明に浮かびあがる。この②の発言の意図するものこそ、寮連執＝民青系による日就寮の斗争破壊であり、大学当局と一体となった恫喝なのである。しかもオブザーバー排除を公然と認め、それに抗議する寮生の眼前で自ら会見を流し、その結果として翌日（12・7）暖房ストップという事態を招いたのである。しかも12・7朝、暖房がどういう訳か？入っていたのに対して、霽風寮委員長は、当局との〝信頼関係〟を守るためか、暖房を止めることを要求して止めさせたのである。このような寮連執＝民青系の反寮生的敵対と、10・13以降53・3％以外は一切認めずに（仮契約に於いてさえ前年まで行なわれていた46・5％を継続することを拒否したのである）〝社会通念・法律上〟も53・3％が正しいなどと詭弁を繰り返した。（例えば借家法などでは家賃の増減が交渉されているときは、決まるまではそれまでの家賃を払い、後に精算することになっている）しかし事実は12・6まで暖房通風は行われていたのである。そして、〝暖房ストップ〟自体は我々が当局試案の押しつけをはねのけた結果当局が一方的に「契約の不成立」を口実としてかけてきた暖房費斗争の圧殺攻撃にほかならない。

以上述べたことをまとめると、この社会的にも許されざる非人道的な暖房ストップという攻撃は、まず第1に寮生と当局との力関係が対等では決してありえないことを如実に示したものである。第2にオブザーバー問題という寮生の権利を剥奪しようとする攻撃を同時平行的にかけることによって会見拒否→流会→暖房ストップという、全く当局の一方的

策動によりもたらされたものである。第3に『46・5%(比率)』という方針を譲らない寮生の斗争に対しての、かっての有朋寮への備品差別攻撃と同様の、物理的攻撃である。それに付随して第4に、条件を一切考慮せず唯一暖房確保のみを主張する以文寮・霽風寮・寮連執=民青系諸君と斗う寮生とを分断しようとするものとしてあった。

　その後寮連執に以文寮・霽風寮は大学当局のこの不当な攻撃に対して、それを大衆的に訴え当局の強権的態度を糾弾することによって暖房を確保しようとはせずに、12・10の〃密室ボス交〃に於いて大学当局に一方的に屈服する形で、面積算定による仮契約=53・3%(正しくは日就寮の抜けた分「公」が少なくなり58・3%寮生負担)を認めてしまった。この時、寮連執委員長は、またもや『以文・霽風には暖房を入れ、日就は止めてくれ』と大学当局に日就寮の暖房ストップをお願いしているのだ。

　一方日就寮は、更に暖房ストップが続けられ、かつ12・10に大学当局は新たに「日就寮のみ46・5%」といいペテン的面積操作による提案を行なってきた。これは『食堂は日就寮個有の共有部分にして面積算定し、日就寮を他の2寮と切り離し従来通り日就寮生負担46・5%』(これは、三寮全体で寮負担53・3%であり、実質、従来の大学案と同じ)というものだった。しかし日就寮はそれらを粉砕する斗いを構築した。この日就寮の斗争の高揚に恐怖した大学当局は12・18の学寮専と日就寮の非公式会見に於いて、『46・5%三寮一率』という数字を暖房通風6時間(例年7時間)という提案を出してきた。我々はこれを不十分性がありながらも獲得地平としてとらえたのである。詳しい内容については『資料集』を参照してもらう。12・20に正式に仮契約として結ばれたこの『46・5%三寮一率6h』は以下の点で重要な意義を有していた。第1に、当局の言う「公私の論理=面積算定」によらない単なる比率であること。第2に、『現行日就寮並』の解釈についての我々の歴史的正当性を大学当局が実質的に認めたものであること。第3に、当局の不当なオブザーバー排除攻撃や暖房ストップそして12・10のペテン的懐柔案にも屈せずに斗い抜いた寮生の、強固の意志に基づいて構築された斗争の、一つの成果であること。そして第4点目としてこのような原則的斗争を貫くことによって、『負担区分撤廃=全額国庫負担』を、更には中教審筑波化攻撃紛砕への道を切り拓くことが可能であることを全寮生に示すものであること。これらが鮮明になったものとして理解できるであろう。

### 寮連執の敵対

　これに対して寮連執=民青系は、彼らのいうところの〃貧困な文教政策による少ない大学予算、それの学内「民主的」配分(=予算の奪い合い)としての暖房費問題〃という、日帝=文部省・大学当局の攻撃の本質を全く見誤まった分析に基づいて、〃46・5%6hと53・3%7hとでは当局の支払い額がほぼ同じであるから当局側は妥協してきたのである。〃などと我々の闘争を歪曲してきた。しかも同時に彼らなりの分析に基づいた方針を提起することすらできずに、単に敵対してきたのである。これに対して若干反論しておく。後に述べる77年度暫定措置『46・5%三寮一率7h』という事実が、彼らの分析の破綻を告げるものとして存在しているのである。又〃予算が少なくて困っている〃はずの大学当局が、〃暖房費問題は金額の問題ではなくて原則の問題である〃と繰り返し述べていることからも、それが証明されるであろう。

## 以文寮・霽風寮批判

又、同時に批判しておかなければならないことに、当該寮たる以文寮・霽風寮の闘争方針がある。暖房確保を第1目標にし、その次に寮生の負担を軽減させるようにするというものがそれであった。彼らはこの闘争を通して一貫して、寮連執＝民青系と同様、大学当局＝教授会組織が文部省の学生管理支配の末端機構としての役割を担うもの（理由は1の前半部で述べた）であることを否定してきた。次にその幻想が暖房ストップという厳然たる事実を以って崩壊したにも関わらず、それは契約が結ばれていないから入れることができなかった（いなかったではない）のであると当局をあくまでも擁護した。更に、その大学当局が仮契約の場に於いてもそれ自体が交渉の対象である本契約の内容を先取りした形の「53・3％」を押しつけてきたことの理由も分析できず、当局側の本質を見抜くことはできなかったのである。大学当局の強行的姿勢、日帝＝文部省の中教審路線を積極的に推進しようとする姿勢を考えるならば、とりわけ霽風寮の「一度当局案を認めてから、負担の軽減に向けて闘う」という方針は、要するに「一度認める」という文節以外には何も意味を持たないものなのである。これは彼ら自身の過去の言動（新寮条件に対しては、「建ってから闘う」と言っておきながら、建ってからというもの、一切闘争していないないし又闘争しようともしていない）を思い起こすならば納得できるであろう。そして更にそれを正当化するために、なんと「公私の論理」の方が合理的であるとまで言い做すのである。このような方針は、寮連執＝民青系のそれと全く同じものである。過去の寮闘争が築いた現在の寮生活の上に安住し、しかもそれを守るどころか切り売りしてそれを交換に自らの現在の生活を確保しようとする反寮生的なものであると言わざるをえない。今日の中教審＝筑波化攻撃の激化、受益者負担攻撃の強化という情況の中で、大学に入るための経済的負担がますます増大し、前に述べたように低所得階層である労働者の子弟妹の進学が困難になってきていることに対して、我々の最低限の責務としてある現状維持どころか、それを都合主義的に食いつぶすが如き彼ら以文寮・霽風寮・寮連執＝民青系の態度・斗争は、社会的質の高い真の寮闘争のあるべき姿から全くかけ離れたものであると言わざるをえないのである。以上76年度の暖房費闘争について、その経過、問題点及びオブザーバー問題・大衆団交の正当性を明らかにし、それに伴う大学当局批判・寮連執＝民青同批判、以文寮、霽風寮の問題点について述べてきた。

## オブザーバー問題・大衆団交について

この間の大学当局との交渉で生じたオブザーバー問題は、この時期における斗争を正確に語るために必要なので、ここにその概略を記することにする。60年代～70年初め頃までの大学当局と寮生との交渉は、寮生全員のみならずそれ以外の学生の参加も原則的に自由に認められていた大衆団交によって行なわれていた。又寮のみならず、当然自治会などでもこの団交が当然の交渉形態として考えられていた。68・10・25には四千五百名にも及ぶ学生が参加した学長団交が行なわれたし、他にも数多くあることは『資料集』の年表を参照のこと。又現在ではサ活専団交がある。

この大衆団交という交渉形態は、もともとは各種労働運動に於いて、資本家と労働者という支配・被支配の構図（自由契約論によれば、対等であると把えられるが、現実はそうでない）を打ち破るものとして存在していた。それは、資本家と労働者とが一対一で交渉す

るときの力関係は等しくなく、労働条件の決定権は一方的前者にあり、従って後者は大勢が団結することによって対等な関係を作りえて、前者と交渉するのである。（労働組合法第一章第一条第一項：この法律は、労働者が使用者との交渉において、対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために、自ら代表者を選出すること、その他の団体行動を行うために、自主的に労働組合を組織し団結することを擁護すること、並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること、及びその手続きを助成することを目的とする）

教授会組織を中心として、大学管理運営上のすべての権利を有している大学当局と、全く決定権を有していない学生・寮生とは、対等に話し合うことなどもともと不可能なのである。このことは日「共」＝民青系諸君の言う「民主化」されつつある大学に関して、もそうである。このような不利な力関係を打破すべく〝大衆団交〟という交渉形態を確立したことは、まさに当然であり、正当なことである。そしてこの団交の場は、そこに決定権があるからこそ意義がある。それ故、当局の裁量権の有無が問われなければならない。これに対して、全国学園斗争での機動隊導入にみられるように、力づくの斗争圧殺も辞さない大学当局は、学生の管理支配強化という中教審路線を貫徹すべく、71・10・28団交確約の一方的破棄＝団交の場における裁量権の否定を行なってきた。そして、それ以降団交拒否路線を取り続けてきている。現在、大学当局と寮生の間で行なわれている『学寮専会見』は、決定権のない単なる〝お話し合いの場〟でしかなく、それ自体、我々寮生の意見を圧殺する当局の攻撃に他ならない。

このような大学当局による寮生の意志を封殺しようとする攻撃の中で、オブザーバー問題とは、更に会見の場においても、多数の寮生の参加を拒否してきたものである。その本質、狙い及び不当性は以上述べたことより明らかであろう。

### 寮連のボス交路線

一方、本来は寮生の権利の拡大へ向けて斗うべき寮連執は、以上の大学当局による団交拒否、オブザーバー拒否に対して、何ら抵抗することなく、逆に自らそのような〝密室ボス交〟を歓迎している。彼らは、寮生のいない所で、寮生の権利を売り渡し、彼らの主張する物取り「斗争」を画策してきた。その結果が、新寮斗争に於ける当該二寮（浩寮・日就寮）の決定無視や、条件斗争の放棄による当局への一方的屈服であった。このように、寮連執の反寮生的本質を隠ぺいするものと〝ボス交〟があった。

また、寮連執は、オブザーバー問題を斗う寮生に対して、大学当局と一体となって斗争の圧殺を行なってきた。このような寮連執の〝圧殺的支援〟をうけた大学当局による11・13会見のオブザーバー排除、12・6会見のオブザーバー参加を口実にした会見拒否→流会があったのだ。以上述べてきた理由により、我々はオブザーバー排除の不当性を徹底的に糾弾するのであり、そして大衆団交の実現を追求するのである。

### 77年度の歴史的経過について
―9月以前―

寮連執行部のペテン的提案及び責任転嫁・

76年度の仮契約を本契約へということで寮生側はたびたび会見を要求したが、本契約化は実現できず仮契約の延長をくりかえして76年

度通風は終った。但し、ここで注意しておく必要のあることは77・3・7の『寮生：当局、50：50』という寮連執提案である。これはその前にあった会見で当局側が出した懐柔策である『面積操作して公部分を増やすと50：50ぐらいにできる』という内容をそのまま受け継いだにすぎないものであり、76・12・10提案と同様に、あくまでも「公私の論理」を前提としたその枠内での数字の操作にすぎないものなのである。そしてこの提案においては、『現行日就寮並』についての見解を一切抜きにしているのである。彼らはこの後、このような『公私の論理』にのって公部分をふやすという提案をたびたび出すことになるが、これはその端緒であることを明記しておく。

又、これと同時に彼らは〝暖房費闘争が新寮闘争の桎梏となる〟などという旧寮と新寮の分断・暖房費問題を切り捨てるという、暖房費闘争圧殺を謀ってきた。いわく〝暖房費についての会見が多いため、新寮についての会見が持たれなかった〟と。これは当局の怠慢を擁護し、彼ら自身の新寮闘争のサボタージュ、破綻を隠ぺイしようとするもの以外の何ものでもないのである。即ち、学寮に関する問題とは何も一つだけ生じるものではない。寮問題を処理してゆくのが学寮専、補導協の責務であるはずである。暖房費問題に忙しくて新寮問題を考えることができないということは、当然の義務の放棄なのであるし、我々寮生はそれを許すつもりはない。つまりもし一つの問題しか現在の学寮専が扱えないのであれば、多くの問題を扱えるように人数を増なりなんなりすればよいのである。又、彼らの任期が3ケ月（委員長）あるいは6ケ月（委員）という短いものであるため、〝それについてはまだ勉強してないのでわからない〟などという逃げ口上を使う。しかし、このようなことで実質的な交渉が中途半端に終わらされるということを我々寮生は許しはしないのである。そのような大学当局に対して寮連執＝民青系の諸君はその責任を一切追求せず、その言い逃れを許している。そんな彼らに新寮闘争を担いきる力量は全くない。負担「区分」、入退寮選考権という条件を闘わずに単に新寮（建物）だけを取ろうという方針のために、当該寮に対して何ら有効な闘争方針を提起できず、ただひたすら〝新寮予算を下さい〟というハガキを書かせているだけである。そのような自らの方針の誤まりに起因する新寮闘争の沈滞と激化する学寮解体再編攻撃を、すべて一方的に暖房費闘争の高揚に責任転嫁してきたのである。現在の暖房費問題はあくまで以文寮・風寮の『新寮闘争』において生じてきたものである。その負担区分が日就寮を基準としたことから、現在の新寮闘争が以前の新寮闘争に無縁であるということはありえない。また暖房費闘争の結果が大きく影響するという意味において、新寮闘争と暖房費闘争は密接な関連があるのである。このような「ペテン」は以後もそして最近も何度となく繰り返されるのであるが、その批判的は次の四点にまとめられる。

① 予算が少ないから『公私の論理』が必要なのではない。

② 食堂なしの新寮が建つという現状において「公私の論理」を認めることは、受益者負担の原則を許してしまうこと。

③ この暖房費負担区分は今後の新寮に大きな影響を与える。

④ 暖房費に限らず個別寮の問題がその寮だけで解決することはない。

いずれにせよ、寮連執＝民青系諸君は我々の闘争の成果『46・5％6ｈ三寮一率』を認めようとはせず、そのような情況のもとで77年度の暖房費闘争が展開されているのである。

以下にそれを述べることにするが、但し77・3月～77・8月の間は暖房費闘争の固定化した情況を生み出した。会費値上げ阻止斗争（これに関しては第三章を参照）が重要な問題と化したこともあり、暖房費斗争の目立った変化はなかった。ここでは、77年9月以降から述べてゆくことにする。

### 77年度の歴史的経過について
### —9月以降—

77年9月及び10月の三寮会議・三寮合同討論会・執行委員会などに於いて、暖房費問題に討論が集中した。それらの中で以文寮・霽風寮は『公私の論理＝面積算定』を変える意志はなく、とりわけ霽風寮は〝事実経過を知ってもどうしようもない。現行日就寮並という条件については考えず、単に当局の出した数字について検討すればよい。（77・10・18三寮会議）〃などと寮斗争の歴史を全く無視した。民青諸君は条件に対して斗うどころか、暖房確保と面積算定を認めた上で公部分をふやそうという方針で、当局に対して全く受身の態度をとるのみであった。

一方この間寮連執＝民青系諸君は再び面積算定に基づいた『岩崎案』なるものを出してきた。しかしそれは、これまでの提案と同様面積算定を基にしたものであった。76年度の仮契約を踏まえない彼らの『公私の論理』を認めた上で、わずかでも負担軽減するという方針を如実に示したものに過ぎなかった。前に出された案と同じく、それについてのさしたる検討など必要なかった。その案は、77年度暫定措置という事実の前に消え去っていった。

当局の話し合いの拒否とこうした情況の中、延期された10・15の学寮専会見が10・25に開かれようとした。これは大学当局と寮連執とのボス交として設定されていたが、日就寮は当該寮として参加しようとした。日就寮はその日の朝に寮連委員長にその旨伝えた。

76年12・5執行委員会声明

〝……我々は当局のオブザーバーを認めた形で会見を行なうことを要求する〃という内容の声明があること。過去に於いて、オブザーバーは黙認されており、また「会見」の場でオブザーバーを認めるように要求したこともあること。

以上を踏え、〝会見が始まっても当局がオブザーバーについて黙認したならそれでよく、問題となったならその場で態度を検討する〃ことを寮連執行委員長が確認したにも関わらず、大学当局に忠誠を尽くして事前に密告した。そのため結局、会見の場に学寮専は姿を見せずに、日就寮生の前から逃亡した。9月以降三寮一致で会見を要求していたにも関わらず、大学当局は会見を一方的に延期してきた。暖房通風を目前にして当該寮の参加を否定した形でボス交を設定した寮連執＝民青系諸君は、寮生の利害よりも当局の信頼を得ることを優先し前記の行動をとったのである。この10・25学寮専会見が流会にされたのは、次の3つの原因による。第1に大学当局の不当なオブザーバー排除・寮生排除。第2に寮連執＝民青系諸君の反寮生的事前密告。第3に八木山三寮の要求を無視してボス交を設定した当局と寮連執の反寮生的態度。

### 77年度暫定案提示及び日就寮の見解

そして翌日10・26に学寮専と寮連執が秘かに会って、その場で「77年度暫定案」が提示されるのである。その暫定案の内容は次の5点である。

① 重油代にかかった46・5％の相当分の請求を寮に送る。7時間通風。

② 寮ではその請求に対して遅滞なく業者に払う。

③ 個人の生活に関わる部分を寮生が負担するという従来の原則は変えない。

④ この暫定措置は今後の負担区分に対して拘束力を持たない。

⑤ 寮連は三寮で話し合いの上、可及的早期に暖房負担区分についての案を学寮専門委員会に提出すること。

この暫定措置の重要な点を押さえると『46・5％7h三寮一率』という日就寮側の主張を認めたものである。かつ期限や清算条項（本契約が結ばれたときに逆のぼって清算する）なしという、契約同然なものだったのである。ただ③の内容と、内容提示が一方的であったということが不十分点であった。つまり『公私の論理』の原則は今後も変えないという意味である。しかしこの三寮一率46・5％7hはいわゆる『面積算定＝公私の論理』では説明することができないのである。また日就寮の一貫して言っていた〝負担区分の固定化を許すな〟〝負担区分撤廃〟の方針は、④、⑤の内容に対応するものであると考える。つまり、実質的に我々の主張を認めさせたことは事実であり、この暫定措置の持つ意味は極めて大きなものであった。

これは76年度の暖房ストップにも屈せず闘い抜いた闘争の成果である。暫定措置が補導協決定であることから『現行日就寮並＝46・5％』という我々のこれまでの主張を当局が認めたものとして、また④⑤を通して負担区分撤廃のひとつの段階として、我々はとらえた。

寮連執行部の全面的破綻

一方寮連執＝民青系諸君は『現行日就寮並＝面積算定』が正しいという大学当局に全く追従した見解、方針をとっていたために『46・5％三寮一率7h』という暫定措置に対して何ら総括することもできなかった。単に手続き上〝一方的な措置である〟という理由のみを以って評価できない（しない）と開き直ったのであった。このような手続的なものと内容についての評価を混同させることによってのみ彼らの方針・見解の破綻を寮生の目から隠そうとしている。

しかしこの目論見はもろくも12・10の代議員大会で崩れ去るのである。と言うのは、彼らはその議案書の中に於いて、暖房費問題についてては項目のみを若干書いて、それについて一切説明がないという意図的な総括を行なって乗り切ろうとしたのだ。しかもそれに対して日就寮をはじめとする闘う寮生が抗議し、質問したにも関わらず、一切答えないという議事運営を行なったのである。民青諸君が言うところの「民主的討論」「民主的議事運営」はこれをさすのである。これこそ彼らの全面破綻を如実に示すものである。

77年度暫定措置以降、実質的「46・5％7h三寮一率」の獲得

暫定措置提示後、当該三寮は不充分性として残った③の内容を変えさせ、そしてそれを合意にまで持ってゆく交渉の場を要求したのである。それについて11・11に学寮専会見が設定されたが、大学当局は又もやオブザーバー問題を持ち出した。一方合意でない不十分性のみを宣伝していた寮連執＝民青系諸君は合意がされたなら自らの寮運動（＝原則を変える寮運動はしない）の誤りが明らかになる事を恐れた当局と一体となってオブザーバー排除をしたのは寮連執なのである。76・12・6同様の経過により当局と寮連執により流会にされてしまったのであった。（このオブザーバー問題については、11・18三寮会議で声

明文採択、詳しくは資料参照のこと）

この結果暖房通風前には一度も当局と我々との交渉がもたれなかった。そのため以文寮・霽風寮・寮連執＝民青系諸君は〝措置の中に期限が示されていないため、又契約をしていないのだから暖房が入らないのではないか〟と危惧していたが、11・15には例年通り通風が開始された。結局暖房ストップは一度もなく77年度暖房通風が終了した。

こうして実質的に『46・5％三寮一率7h』を、前年度の『46・5％三寮一率6h』という地平を受け継ぎ発展させた形で獲得したのである。この後も合意に関しての交渉の場を三寮一致で要求し続けた。寮連執＝民青系諸君のセクト的引き回しと当局の自らの破綻を隠そうとする会見拒否によって結局一度も交渉の場をもつことなく77年度を終えたのであった。

## 三・二　78年度からの経過及び現在の情況について

（不払い闘争の背景と正当性について）

### 78年度の歴史的経過

本項に於ては、78年度から今日に至るまでの闘争の経過を述べる。その中で当局以上に反動的な役割を演ずる寮連執行部、日「共」＝民青について批判する。又それを利用して不当な通告をしてくる大学当局を批判する中から現在焦点化している『不払い闘争』の正当性とその持つ意味について述べることにする。

76年度『46・5％三寮一率6h』、77年度『46・5％三寮一率7h』という勝利的地平を、我々の暖房費斗争は克ち取った。それを既成事実化させまいとする大学当局と、自らの方針の全面的破綻を示すものとして一切の総括も放棄してセクト的・反寮生的敵対を続ける寮連執＝民青系諸君によって、78年度には再び重大な局面に向うのである。とりわけ、この78年度からの我々日就寮に対する攻撃に、本来〝主役〟であるべき大学当局を上回る勢いでもって、そのセクト的・反寮生的本質をむき出しにして、全面的に登場してくる寮連執＝民青系諸君について、その本質と反寮生的敵対の事実を以下に明記する。そして、もはや現在の彼らは我々の敵対物でしかないことを確認した上で、議論を進めてゆくことにする。

寮連執の反寮生的『6・14提案』

78年度の暖房費斗争は、77年度暫定措置を合意へ持ってゆくための交渉の場を、設定してゆくことから始まった。しかし、当局及び寮連執＝民青系諸君の前述のような態度は変わらず、そのような固定化した状況が続いた。ところがそのような中、寮連執＝民青系諸君は突如として、78・6・14に『八木山三寮暖房費問題解決のための提案』なるものを持ち出してきた。これは、暖房費斗争の77年度暫定措置『46・5％三寮一率7h』という勝利的地平を全く踏まえず、斗争を全面的にすり替えようとする画策である。そこでここに、その具体的内容、出されてくる背景、意図などについて分析・批判してゆくことにする。まず内容を、掲載する（寮連ビラ）。

＜提案内容＞

1.　八木山三寮における新増築部分（共通棟・脱衣室以東と以文寮・霽風寮棟、但し日就寮一階談話室を除く）以外の部分について、71年合意は有効であるとする。これは寮連機関で確認し、又当局にも確認させる。

2. (1)により日就寮は新たな合意に移らない限り、全く従来どおりの方式で重油代を支払う。

3. 以文寮・霽風寮は日就寮一階談話室を除く新増築部分についてその帰属を決め、図面を用いて当局と交渉し合意する。合意形態は71年合意に準ずる。

4. 三寮間の暖房用重油代の配分は、同一の基準すなわち採暖面積によって比例配分する。

＜説　明＞

八木山三寮では……ごく初めの一時期を除いて三寮で一致した方針を出すことができず、そのため正式会見を持てない状況が続いています。（中略）私たち寮連は、先の二点（暖房を確保することと負担軽減を目指すこと、筆者注）についての三寮の一致をもとに、各寮自治を尊重してこの提案を行ないました。（傍点筆者）

◎この案の優れている点

1. 暖房費問題解決の具体的方針が明確に示されており、すぐにでも当局との交渉のテーブルにつけること。（今までは交渉をもつことさえ難しかった。）

2. 公認定部分についても当局との交渉で増やすことができ、寮生負担の軽減ができること。さらに、以文と霽風の公認定部分増が、日就の寮生負担減に結びつくことも計算上明らかになっていること。

3. 日就寮の要求である46・5％寮生負担は、そのままの形で実現されることはもちろん、以文寮・霽風寮の要求も充たすことができるということ。

＜正式契約の当該寮は、以文寮と霽風寮＞

今回の提案の契約は、日就寮の一階談話室を除く、新増築部分についての契約なので、日就寮は、三寮全体を含む新規契約が結ばれないかぎり、71年の契約が効力をもっているのであるから、今回の提案の対象であるべき当該寮からは除外されます。

一九七八年六月十四日

以上が主たる内容である。これまでに述べてきた経過や説明を考え合わせるならば、多くの心ある人達には（当然寮連執＝民青系諸君は除く）、そのペテン的論法及び論のすり替えをしたその斗争圧殺の意図が鮮明に読み取れるものと思われる。それで繰り返しを避けるため、あまり多くを語らずに、重要な点を指摘し批判することに留める。

『六・一四提案』の背景

この提案の背景を整理するにあたって次の二点、77年度暫定措置『寮生46・5％三寮一率7時間』により彼らの方針の誤まり・破綻が決定的に明らかになったこと、そしてまた彼らは、交渉の場を一度も設定しようとしなかったこと、を押えておく必要がある。

自ら「優れた点」として自賛している第1.の文章は、日就寮の『三寮一率寮生負担46・5％—7時間』という具体的方針が存在し、しかも、77年度実施の裏づけがあったこと、また彼ら自身、三寮一致の交渉の場の要求に対して完全にサボタージュしていたことには何ら触れていない。しかも、自らの提案こそが「具体的」であり、しかも「すぐにでも交渉のテーブルにつける」とまで言い放っているのである。このことから明らかなように、これまでの彼らの行動（サボタージュ）は全く意図的に、日就寮の斗争をすり替え、圧殺

するために行なわれてきたことが読み取れるのである。これは大学当局の会見拒否と迎合し、それに乗じることで自らの提案を吞めば交渉の場を設けてやるという卑劣な策動である。これは自らの方針の破綻を開き直り、寮連執をセクト的に利用した当局まがいの恫喝としてである。そして〝この提案についての議論〟へと〝暖房費斗争〟をすり替えることによって、77年度までの斗争の成果を一切無視し忘却させ、大学当局の策動を先取りした形で、暖房費問題を「解決」しようとしてきた。

暖房費斗争を原則的に斗う日就寮の方針に対して、何一つ反論できない彼らは、自らの醜態を晒すにすぎないことが明らかであるため、その正当な議論の土俵から逃亡し、論点を全くすり替えることによって自身の延命を計り、斗争の圧殺を企てたに他ならない。このような論点のすり替えは、多くの寮生・学生を混乱させることによって、そのスキに乗じて自らの地位を固めようとする、まさにセクト的発想以外の何物でもない。過去に於いても、彼ら日「共」＝民青同諸君は、これと同じことを画策した前歴がある。例えば、72年学費値上げ阻止斗争、75年処分紛砕斗争、そして本年度79年、教養部改革阻止斗争において明白である。

『六・一四提案』批判

さて以上のような背景を踏まえて、具体的内容について検討してみる。

提案内容(1)は日就寮のみ寮生負担を46・5%にするという76・12・10ペテン的当局試案と全く同様である。これは三寮全体では面積算定当局案53・3%と同等な案である。加えて『日就寮は暖房費問題とは無関係である』という今回の提案の要点を導くために、共通棟を分割し、71年合意は面積算定であると、当時の情況・経過（これについては一・一で述べた）を無視した決めつけを行っている。

提案内容(2)に於いては、日就寮は暖房費問題とは無関係であるから『現行通り』で負担は上がらないという寮連執の『物取り主義的』な解釈（歪曲）に基づいた懐柔策を提示している。

提案内容(3)で、(1)によりすり替えた『71年合意』＝面積算定論を基に、以文寮・霽風寮についてのみ『現行日就寮並』を解釈し、全面的に面積算定を主張しているのである。しかも(3)は三寮内部の分割、即ち三寮間の自治の問題である共通棟に関しての四寮会議決定（75〜76年）による支払い配分について、彼ら寮連執が介入し、しかもそれを提案することにより当局の介入を前提として認めてしまっている。

次に提案内容(4)を持ち出すことにより、(3)までの流れと(4)とを混同させ(3)までは当局対三寮の問題、(4)は三寮内部の問題）面積算定論を補強しようとしているのである。

日就寮パージ

この他の内容については、これまでに様々出されたペテン的提案と何ら変わることがないのでその批判は前を読み返してもらうことで今は略し、ただ新しく付け加わった日就寮パージの主張について解明することにする。

この提案の「説明」なる項にその狙いの真意が鮮明に示されている。三寮一致が現在得られていないからという理由がその根拠なのである。つまり三寮一率の原則を無視し、一致しない原因やその歴史的経過に全く触れようともせず、短絡的に問題が解決していない理由を〝三寮が一致していない〟という現象面にのみ求めている。従って三寮一致しなくてもよいように『現行日就寮並』という新寮条件から日就寮をパージした形での新（珍）解

釈をデッチあげ、大学当局に全面的に協力して暖房費問題を「解決」しようとしてきた。

これの不当性は明らかなように、第一に76年度、77年度の歴史的経過、交渉形態を都合主義的に無視し、しかも新寮条件は現実的に日就寮にもかけられ実施されていることを詭弁を弄することによって読む人の目から遠ざけ、事実を歪曲している。

第二に日就寮を除外することにより、以文寮・霽風寮・寮連執＝民青系諸君の『公私の論理＝面積算定』に屈服した個別契約策動を可能にしている。そして、実質的斗争放棄による暖房確保という反人民的利益を実現させようとするものである。

### 『6・14提案』後の以文・霽風の態度

このような最低最悪な提案に対して、6・16に霽風寮が、6・27に以文寮がそれぞれ受け容れる旨の決議をあげてしまうのである。つまりかっての新寮条件に対して『建ってから斗う』という彼ら（以文・霽風・寮連執＝民青系諸君）自身の提起した方針は、ここでもまた、彼ら自身の手によって葬り去られてしまうのである。日「共」＝民青同諸君は現在の利己的指得のためなら、物取り斗争にのみ勝利するためなら、方針を百八十度転換することなど何とも思わない。そのような彼らの本来的方針の一貫性？が、確実に今回も証明されたのである。

### 『6・14提案』後の日就寮の斗争と寮連執の開き直り

一方、当然このようなデタラメ極まりない提案に抗議する日就寮は、6・29に寮連執との討論会を持ち、彼らの提案の不当性を全面的に糾弾した。7・3にはその継続として持たれた討論会に於いて、6・14提案の全面撤回を始めとした確認をとったのである。

＜確認書＞

1. 提案を撤回する。
2. 日就寮・霽風寮の暖房費問題の方針を確認せずに提案したことを謝罪する。
3. 日就寮・霽風寮の方針を確認し、各寮に伝える。
4. 1・2・3をふまえて各寮の検討を求める。
5. 暫定措置に関することを含めた暖房費問題に関する会見を設定すると共に、今までこの努力を怠ったことを謝罪する。

東北大寮連執行部

しかし寮連執行部は提案を撤回はしたものの、我々との確約の内容を自らは公表せず、その場で自己批判した舌の根も乾かないうちに、さっそく手続上のミスを理由に撤回するなどと開き直った（78・7・5フリーデ号外）。しかも『この提案により三寮で討論が起こり意義があった』などと、又もやお得意の〝勝利的総括〟を並べたてるのみであった。又、以文寮・霽風寮も『一度決めたものである』として、先の討論会に於いて明らかになった不当性などについて検討し直そうともしなかった。そればかりか、逆にそれを三寮会議、執行委員会などの場で、自分たちの提案などと称して持ち出してきた。ここに寮連執＝民青系諸君の〝日就寮パージ及び個別契約路線〟という提案の狙いは、ある程度達成された。

### 「寮自治侵害」キャンペーンその狙い及び分析、批判

そして、このような策動に引き続き以文・霽風・寮連執＝民青系諸君は、暖房費斗争の本質からますます問題を遠ざけるために。ペテン的・セクト的引きまわしの最たるものとして、「寮自治の侵害」なる詭弁を新たに打

ち出してきた。日就寮の原則的暖房費斗争を圧殺するためにデマキャンペーンをはったのだ。

この「寮自治侵害」なる彼らの主張は、あくまでもこれまでに述べた彼らの策動の一環としてある。狙いは日就寮のパージによる個別契約路線の貫徹であり、日就寮の主張が、「自治を侵害する」ものであるから、その主張をしてはいけないと口封じをすることにより、我々の斗争を破壊しようとするものである。更らに彼らの斗争放棄を正当化づけるものである。

以上確認した上で、彼らの「寮自治侵害」論を分析する。『日就寮が共通棟の帰属部分についての話し合いに応じないことは以文寮・饗風寮の自主決定権、自治を犯すもの』と彼らは主張する。しかし、その主張は、

①　共通棟の帰属部分を決める必要性について、
②　話し合いに応じることの意味について、
③　話し合いに応じないことが自主決定権、自治を犯すということについて、

詳細に吟味されなければ、その正当性を論ずることはできない。このことは現在も、簡単に論破されたにも関わらず、飽きずに繰り返していることなので、多少詳しく述べておく。

第一の点に関しては、まさにその必要性は彼らの『公私の論理＝面積算定』に屈服した方針から生じるものである。その必要性を我々に認めろということは、まさに斗争の核心的討論を抜きにして、一方的に斗争の放棄を要求していることである。

第二の点とは、即ち、そのような彼らの土俵に上がることを、つまり面積算定を前提とした暖房費問題の「解決」という彼らの破綻した方針を強要するものだ。このような我々が最も討論しなければならない点、すなわち、「公私の論理」について、それを前提、既成事実化しようという態度である。それは、暖房ストップという恫喝を用いて自らの方針を認めさせようとしてきた大学当局の反動的敵対と全く同じである。ここまで彼らが変質してきたことの、否、〝本質〟をむき出しにしてきたことの証明に他ならない。

第三の点は、自己の暖房確保のためのみの保身的方針を達成しようとする極めて意図的な自治権への歪曲、〝形而上学的〟こじつけなのである。そもそも権利が侵害されるということ自体、何らかの物質的根拠を持っていなければ主張できるはずのないものであり、（例えば、有朋寮への備品差別攻撃や、暖房費斗争では合意できない支払いの強制等）、単なる話し合いに応じるとか応じないということは、自治侵害の概念からは、ほど遠いものなのである。しかも、前述したように、話し合いに応じることが、まさしく討論されるべき内容である「公私の論理」を我々に強要するものなのであるから。

彼らの詭弁の正しい内容は「『公私の論理』という前提を呑まないことが『自主決定権、自治を犯す』」ということに他ならない。これこそ彼らの主張の目論見を鮮明に物語っている。

ここまで語れば、多くの心ある寮生、学生諸君には、彼ら以文寮、饗風寮、寮連執＝民青系諸君の「寮自治侵害」キャンペーンの意図が、容易に理解されうるであろう。そして、この件に関しては、最後に、〝以文寮・饗風寮が77年度暫定措置に示されるような『三寮一率寮生負担46・5％―7時間』の獲得地平についての話し合いに応じないことは日就寮の自主決定権、自治を犯すもの〟（これ自体を我々は全く主張するつもりはないが、論理上の方法としては成立する）という彼らと全く同じ論法を使った文章に対して、彼らは何

と答えられるであろうか。このようなパラドックスが生じるということは、彼らの「寮自治侵害」が形而上学的空論であることから帰結するものであるということを述べるに留めておく。正しい意味において侵害される自治とは、現に日就寮が受けている『面積算定、個別契約』に基づいた不当な支払いの強要という位相にこそ存在する。

### 学寮の自治権について

『6・14提案』に追従して決定した彼らの「方針」を、他者である日就寮が呑まないから「自治の侵害」になると言えるのならば、彼ら以文寮・霽風寮・寮連執＝民青系諸君の「寮自治権・自主決定権」とは、他者に対しては強制力をもち、その決定に従わない者に対しては自治を犯す者というレッテル貼りができるという、まことに身勝手で都合のよい権利ということになる。しかし、それでは学寮の自治権とは一体如何なるものであり、又誰のために克ち取られてきたものであろうか。

彼らの視野には、学寮が労働者の血税によって建てられたものであるという事実は見えてこないのだ。それは大学へ入ったものの特権としてしか映っていないものと思われる。

そもそも〝学寮の自治権〟とは、戦前の学寮が日本帝国主義の〝侵略の尖兵〟を産出する場であったという総括の下に、それをもたらした国家による学寮の管理支配を排除するために、永きに亘って斗い取られてきたものなのである。即ち、現在的には、日帝＝文部省の教育の帝国主義的再編・イデオロギーの注入攻撃から、全き意味に於ける〝学寮の自主性・共同性〟を守るものとして把えられる。又、労働者の子弟妹たる寮生が労働者のための学問（これが正しい意味での社会のための学問である）をする場を保障するものとして学寮がある。その利害の主体たる寮生自らが、自主管理・自主運営すべきものであるということで内部的にも確立されてきた。この認識に立つならば、学寮の自治は歴史的に獲得され、確立されてきたものであり、その行使に際しては歴史的・社会的・階級的視点を持っていなければならない。つまり社会的・階級的質を持った自治であるかどうかが吟味されなければならないのだ。

ところが、彼らが犯されると主張するところの「自治」とは、これらとは全く質を異にするものである。このような自治権の歪曲は、彼らが日帝＝文部省、大学当局と軸を一にして『公私の論理＝面積算定』＝受益者負担を合理的で正当なものと主張するところに起因している。

### 執行委員会のセクト的引き回しと強行採決

さて、このような経過を経て、以文寮・霽風寮・寮連執＝民青系諸君はいよいよその反寮生的敵対、物取り主義的斗争を強めている。そして、執行委員会を利用した日就寮パージ、斗争破壊を行なっている。11・6に召集された臨時執行委員会は、まさに多数決という「民主主義的」方法で当該寮の意志を踏みにじり、彼らの方針を権威化し、それをゴリ押しすることによって『面積算定・三寮個別契約』を正当化しようとする場であった。しかしそれに対して日就寮を先頭とする闘う寮生は、次の点を追及した。

(1) 『6・14提案』の不当性と、『7・3確認』の不履行について。

(2) 当該三寮の合意なしに「執行委員会決定」を強行しようとする不当性について。

これについて寮連執＝民青系は一切答えられず、採決を強行しようとした。しかし寮連執＝民青系の強行採決を阻止せんとする寮生

によって、ついに執行委員会は打ち切られたのである。

ところが寮連執＝民青系は、11・9に組織的にピケ隊を集め、明善学館から有朋寮に場所を移して執行委員会を強行した。ここにおいて72年以来の民青同の反対派圧殺の方向が明確になった。彼らは討論自体を否定し、ピケ部隊で戦闘的オブザーバーを実力排除して強行採決を行ったのである。

強行採決の内容は〝面積算定（公私の論理）を認め各寮個別契約を結ぶ〟というもので、これは三寮一率46・5％7時間という方針の日就寮をパージした上で、寮連を通して以文・霽風が大学当局と個別契約を結ぶという意図によるものであった。更に〝日就寮が一貫して三寮一率46・5％7時間を主張することは、他寮の自治侵害になる。また執行委員会決定は各寮の決定に優先する〟と寮連執＝民青系は暴言した。11・9の不当な執行委員会決定までの経過と寮連執の言葉が、いかに非民主的な民青同の本質を示していることか。11・9の場において戦闘的寮生は、この執行委員会決定を三寮一率46・5％7時間の方針で闘う中で紛砕していくことを確認するのである。

さて寮連執＝民青系は大学当局に対して、〝個別契約・面積算定で以文・霽風の暖房を入れて下さい〟と報告した。ところがこれに対して大学当局は〝日就寮が合意していない〟という理由で寮連執に日就寮を説得するように言いわたした。その「説得案」は次のようなものであった。

(1) 日就寮については、旧日就寮部分について71年合意を有効としてその部分について46・5％寮生負担とする。

(2) 以文・霽風寮については、共通棟の旧日就寮部分を除く新増築部分及び以文・霽風寮の舎室について分割して負担比率を算出する（以文50・6％、霽風57・0％）

(3) 暖房用重油代の三寮間の分配は、採暖面積比によるものとする。

(4) (1)・(2)・(3)に従った形で各寮個別に請求書を出す。

(5) 期間は今年11月15日から79年3月まで続ける。

この「説得案」は、〝三寮においては寮生負担53・3％であるが、食堂等を日就寮の公部分とするため日就寮の寮生負担は46・5％となる〟ということが主な内容である。日就寮は71年合意通り数字では46・5％である。しかしこの案は全く面積算定に基くものであり、公部分の面積操作により日就寮の負担比率が一見少なく見えるがその実質は寮生負担53・3％である。寮連執は、〝日就寮がこの案を呑まなければ暖房がストップする。他の二寮に対してどうやって暖房を保障するのか〟と言い、この「説得案」を日就寮に押しつけてきた。11・9執行委員会で、〝日就寮は日就寮だけで解決せよ。以文・霽風は個別契約で暖房を確保する〟と言った彼らが、何を今更日就寮にこの「説得案」を強制できるのか。恥を知れ恥を。

日就寮がこの「案」を呑むはずもない。日就寮はこの「案」をこれまでの経過を踏まえていない不当なものだとし突き返した。その不当性とは次の点である。

(1) 77年度暫定措置、三寮一率46・5％7時間という補導協決定を一方的に破棄したこと。それが学寮専レベルで行われたこと。

(2) 同措置の確認点である「この措置は本契約までのものである」ことを一切無視して、一年限りとしてきたこと。

(3) この「説得案」が実質的には寮生負担

53・3％であり、当局の契約の先取り・既成事実化を示すものであること。

11・15より始まった暖房通風は、学寮専レベルの意向によって行われた。

日就寮委員会はこの「説得案」を次のように分析し不払い決議を提起するのである。

第一点　このような不当な「案」に基いて押しつけられた寮生負担を支払うことは「案」の既成事実化を招く。

第二点　日就寮がこの「案」に合意したものと見做される危険性があること。

第三点　我々の抗議の明確な意志表示であること。

第四点　決定権・履行権を握っている大学当局の一方的な強要の下で、現在の力関係を考えた場合最良の方針であること。

第五点　当局の反動性を明らかにし、『不払い』をする中で全学的に暖房費問題を情宣すること。

我々日就寮は12・1臨時寮生総会、12・6緊急寮生総会を経て〃暖房費不払い〃に突入する。

12・1臨時寮生総会

各学寮専委員をオルグする中で明らかになったものは、大学当局としては交渉の用意があるにも拘らず寮連執＝民青系が各寮の会見要求を握り潰してきたことである。また教官オルグすら「寮連を通していない」と難くせをつけ、日就寮と大学当局との交渉を持たないという寮連執＝民青系の「会見」妨害策動が明らかとなった。このような情況を突破するために徹底した情宣活動が必要である。また「説得案」に対する我々の意志表示と大学当局を団交に引きずり出す手段として〃暖房費不払い〃がある。

12・6緊急寮生総会

負担区分闘争の方向性を明らかにし、現段階における我々の立場を明確化し完全不払いの決議のもとに闘う行動方針を確立する。

我々の確認点は次のようなものだった。

(1)　暖房通風について大学当局の不当な重油代支払い条件は絶対に認められない。

(2)　このまま「暫定」通風に甘んじていることは「暫定」案の既成事実化を招く。

(3)　事実上、支払いをせざるを得ない状況に追いこまれる。

(4)　大学当局と当該寮の話し合いさえ持たない一方的な支払いの押しつけを認めることは、今後の寮闘争にとって明らかな桎梏となる。

(5)　11・15以降の暖房通風に関しての重油代支払い条件が次の点で承服できない。

1.　面積算定により寮生負担を算出していること。

2.　三寮個別であること。

3.　共通棟の分割について当局が一方的に介入していること。

4.　四者合意ができていないこと。

以上を踏まえるならば、我々日就寮は了承しえる条件に達するまで暖房用重油代の不払いを行う。

また不払いをもって当局に断固として暖房費闘争を闘うという意志を表示し、学生部長、補導協団交を実現すること、更に三寮一率46・5％7時間を最低限獲得していくことを確認した。

79年に入り、日就寮の暖房費不払い闘争は3月までの間にほとんど進展がなかった。それは大学当局の一貫した団交拒否路線、公式会見は寮連を通さずには開かないという方針の結果であった。また寮連執は日就寮の不払いに対して、〃新寮の足かせとなる。不払い

を続けると暖房ストップになる〃と言って「説得案」を押しつけてくるのであった。大学当局をはじめ寮連執＝民青系は、暖房費闘争が全学化することを極度に警戒した。これは大学当局にすれば、71年10・28の暖房費全額国庫負担という有朋寮寮闘争の再燃として恐れた。寮連執＝民青系は「公私の論理」を利用して、寮生の負担軽減を克ち取る方針を出してきた。ところが〃この暖房費問題はお金（予算）の問題ではなく、原則（「公私の論理」）の問題だ〃という大学当局の言明の前に、寮連執＝民青系は破綻していった。

79年6・11に日就寮は公開質問状を提示した。我々日就寮の主張の正当性と、大学当局の不当性を全学的に明らかにし、大学当局の団交拒否・交渉拒否を打ち破っていくものとして以下の公開質問状を出したのである。

(1) 76年三寮一率46・5％6時間、77年三寮一率46・5％7時間で暖房を通風した交渉の過程と成果を、一方的に破棄したこと。

(2) 寮生の意見と要求を全く無視した形で「公私の論理」による「案」を押しつけてきたこと。

(3) 寮生が合意していない状態で、寮生側がこの「案」にそって支払いをすることなどできないこと。

(4) 寮生との合意のない「案」によって支払いを強要することは、大学当局にできるはずがないこと。

(5) 早急に裁量権のある交渉を、寮生と大学当局の間でもつのが当然であること。

以上の5点について回答ならびに釈明を要求した。

この5点は、以後の6・14川内決起集会、6・18片平決起集会を闘い貫く日就寮の提示した基本的追及点・問題点である。6・14と6・18の決起集会の後、6・19には〃公開質問状に答えたことがない〃という理由で大学当局はこの公開質問状を無視してきた。

一連の日就寮の方針を軸とした団交実現要求貫徹の闘いは、寮連執＝民青系を乗り越え大学当局との直接対立を生み出した。6・16学寮専会見に於いて、大学当局は中教審＝筑波化を背景にした学寮＝教育施設論を主張した。また団交は決して持たないという態度を示した。当局の反動性はここにその全貌を現わし、学寮解体再編攻撃を実質化せんとする意図を明らさまにするのである。

我々日就寮は、この学寮の意義を無視し学寮の自治と共同性を破壊してくる攻撃に対して一貫して闘ってきた。暖房費闘争においても我々日就寮は、一貫した方針で闘っていく決意である。

暖房費負担区分撤廃斗争に勝利せん！

本章の内容を基本的認識とされ、我々日就寮の暖房費闘争を理解する一助としてほしい。共に連帯して中教審＝学寮解体再編攻撃を粉砕していこう！

## 第四節　年　表

68・10・25　学長団交（本川学長確約）
○2・18文部省負担区分通達はうのみにしない。寮生の負担軽減に努力すると確約した。

69・6・30　学長団交（加藤学長確約）
○新寮においての経費増を、寮生負担に転嫁しない。負担の絶対額を下げるよう努力する。新寮の絶対額の基準はどの寮か決まっていないと確約した。

70・6・20　寮務交渉
○負担区分は、まったく白紙の状態であると寮務が言明する。

70・8・14
○103名の新寮予算おりる（宏富寮と旧日就

寮の建替分）

70・9・24　学生部長、補導協団交

○新寮の規定は旧寮の規定を準拠する。

○また、コンクリート建設になるため、舎費は、300円になる（以前100円）。その他に寮費の追加は行なわない。という項目で、寮生の負担増を学校側が要求、日就寮はこれを拒否。

70・10・22　学寮専門委員長発言

○「負担区分は認められない」

○「暖房費は全額国庫負担が望ましい」

70・12・11　学生部長団交

○暖房費全額国庫負担の要求に対して、学生部長は「社会通念上、我々を納得させる理由がない」として承諾しなかった。

71・1・18

○新寮における寮生負担に関する試算を提示。暖房費46・5％寮生負担。（以前は全額寮生負担）

71・1・29　日就寮斗争宣言（寮生総会において）

○議案中に「2・18負担区分通達を貫徹している寮にははいらない」という意志が表明されている。

71・4・30　学生部長団交

○「負担区分を軽減すると言ったが、負担額を少なくすると言ったことはない」と発言。また、今後は新寮予算の獲得に全力をあげ、負担軽減の運動から後退するという方針を明らかにした。

71・6・4　学生部長団交

○「新寮において、生活水準が上がれば負担区分が軽減されたとしても、負担額は必ずしもさがらない」と言明した。

71・6・6　代議員総会

○「新日就寮費の負担が、面積比によるものである」という寮連執行部の見解を明らかにする。日就寮は、これに対して反論する。

71・10・12　学生部長団交

○負担軽減について再検討の約束をとりつけたが、具体的措置についてはかちとれなかった。

71・10・28　学生部長団交

○「届け出」を行なっている有朋寮に対する備品差別が問題化。団交の中で「有朋寮には、即刻ストーブを入れ石油代は全額国庫負担の方向で努力する」との発言を引き出す。

71・12・2　学生部長団交

○10・28確約を「有朋寮の即時ストーブ導入」を除き一方的破棄。

○日就寮の舎費値下げ要求に関して、「スチーム暖房用の水道料を全額当局負担とする」という発言引き出しに成功。しかし、一貫として主張してきた負担額旧日就寮並は、無視された。

72・1〜73・5の間は団交拒否問題が表面化。負担区分、暖房費に関する問題は一時たなあげとなる。

73・6・29　学寮専が寮連執行部と会見

○71・10・28確約を「ストーブを入れる」を除いてすべて全面正式破棄する。

73・11・21　学生部長会見

○負担区分問題が継続審議事項となる。

74・2・5　学寮専交渉

○新寮三条件の提示（負担区分は現行日就寮並、炊夫削減（11→7名）入退寮選考形態の改悪）

74・3・27　学寮専交渉

○新寮が降りるには四寮の合意が必要。

74・4・13　日就寮臨時寮生総会

○新寮三条件を受諾しないことの決定（議論は主に入退寮選考問題に集中、負担区分問題についてはほとんど議論されず）

○浩寮寮生総会　新寮三条件反対表明

74・4・14　寮連執行委員会

○当該寮の日就、浩寮の寮大決議よりも執行委決定を優先し「三条件」のついた新寮を全寮の意志として受諾。

74・4・15　学寮専門委会見

○これまで当該四寮の合意を主張していた当局が突然寮連執行委の決定を各寮の意志としてみなすと表明。

74・6・27　代表者会見

○新寮実現諸要求獲得のため、民青同諸君による一方的ペースで進められ新寮三条件、ましてや負担区分「現行日就寮並」を問題化することできず。

75・1・31　文部省より新寮予算内示

75・4・19　土地造成工事開始

○大学当局と寮生間の話し合いがついていないので延期の申し入れ→中止

75・4・23

○学生部長より日就寮委員会委員長あてに説得文

「条件付き新寮を建てることをみとめてほしい。」

75・4・25　日就寮臨時寮生総会

○条件付き新寮を建てることをみとめる。そしてその過程で条件反対斗争を進めていくことを決議。

75・6・10　徳長学寮専門委員長発言

○「負担区分については、はっきりしていない。これから話し合おう」

75・11・27　学生部長・寮連執会見

○「負担区分については本川確約に基づいて少しづつ改善してゆく方針である。しかし社会通念である公私の論理をかえる意志はまったくない」

76・2・4　統一寮務交渉

○「負担区分現行日就並は、暖房の重油代に関しては、適用外で白紙にもどす」旨の発言。

76・2・25　日就寮寮生総会

○新寮運営報告書「暖房重油代寮生負担部分を定員わり」を除き承認。

○「　」内については、各寮の面積比で割る修正案承認。

76・5・30　執行委員会

○執行部見解「三条件・二条件は学内での対決点を持ち出し、寮生が条件をのまぬことを目的とするものである。」

76・6・5　臨時執行委員会

○執行部見解「八木山に新寮が建ったことだけで勝利である」と条件は一切捨象してしまう。

76・10・13　当局試案

○現行日就寮並とは、採暖面積比、寮生53・3％であることを初めてあきらかにする。

76・11・9　西沢学寮専門委員長会見

○学寮専の主張「73・12・24日就寮寮連統一学寮専門委員会において暖房費負担面積比率（寮生負担56・5％）は明示、74・2・5、日就寮寮連統一学寮専門委員会において再度その点を確認」と寮連、寮務でさえ確認できない記録を持ち出し面積算定の正当化。

76・11・13　学寮専門委員会見　第一次仮契約（15日より暖房を入れるための合意）

(1) 11・15〜11・30まで仮に暖房を入れる。

(2) 暫定的に負担比率は寮生：学校＝53・3：46・7とする。

(3) 11月中に合意を行った場合、負担計算はその比率で行う。

右記に対する三寮会議での見解

(1) 53・3％は認めがたい。

76・11・27　執行委

○寮連委員長「暖房の入らない寮は厚生施

設としてみとめがたく社会通念としておかしいことは明らかで日就寮の方針では何も解決できない」……本質を見ていない。

76・11・29　三寮会議

○日就寮　53・3％当局試案はのめない。決裂の覚悟（バルブ別に暖房を入れる事）

○以文寮　12月期間（15日）までの暫定条件をのむ。

○霽風寮　公私の論理は流動的であるから、公的部分を増していく方向が最も合理的斗争。12月1日から暖房を入れるのが第一目標。

76・12・4　緊急寮生総会

○12月5日にせまった第一次仮契約期限切れ＝暖房ストップを目前にひかえての方針検討。

○「日就寮として暖房がストップしようとも46・5％寮生負担の主張は譲らない。従って、暫定案は受け入れない」

76・12・6　西沢学寮専門委会見

○西沢委員長「46・5％は旧寮から新寮に移ったとき絶対額を押える方向で寮生に示した数字であり、その後当局が面積操作し「公」の部分として廊下を入れた」と明言。

○「日就寮は暖房をとめてくれ」と言ったと寮連委員長が学寮専に伝えたことが明らかになる。

76・12・7　暖房ストップ

○日就寮の主張　暖房を絶対に入れさせる。46・5％の正当な要求をつきつける。三寮すべてに暖房を入れることが当局の義務であり責任である。我々は「暖房をとめる」などと言っていない。

○寮連の主張　三寮間の調整、意見交換による「以文・霽風に暖房を入れ、日就の暖房をとめる」という決定が委員長の口から学寮専に伝えられた。

76・12・18　学寮専非公式会見

○大学当局より新しい暫定試案が出される。

①　寮生負担46・5％

②　暖房時間は7時間のところ6時間にする。

③　三寮一括で契約する。

④　暫定期間77・1・31までとする。

77・3・7　寮連執行部が暖房費負担比率を50：50にすべきだと主張

77・3・9　学寮専会見

○三寮一致の要求として46・5％6時間の現在の措置を自動延長を主張

○当局　53・3％7時間で本契約合意を主張

77・4・22　寮生総会

○仮契約46・5％6時間のまま局面は何ら進展していない。

○46・5％7時間という明確な方針をうちだす。

77・5・28　寮連執行委員会

○正式合意がなされてないのは、暖房確保の面において、不安が残るとも寮連が主張し、また新寮斗争の障害になるとも主張

77・6・11　寮連執行委員会

○46・5％6時間を寮連がまったく評価せず、暖房ストップのすべての責任を日就寮に転嫁する。

77・6・27　三寮会議

○「究極的な目的は負担区分全面撤廃であり、公私の論理撤廃、寮生の負担軽減の方向で斗争を行なう」ことを三寮間で確認

77・9・14　学生部長非公式会見

○主に次のことを学生部長が表明した

(1)　学寮は厚生施設であり、かつ広い意味において教育施設がある。

(2) 私生活において使う分は自分で払うのは常識と考える。

(3) 施設がよくなれば負担増は当然

77・9・24　三寮会議

○三寮の見解が次のように表明された。

霽風…46・5％が適当であったとしても、暖房ストップの恐れがある以上斗えない。

以文…物価の上昇によって、寮生の負担が増えてもしかたがない。

日就…全額国庫負担を貫徹させるためにも46・5％6時間の線はゆずれない。

77・10・6　学寮専会見

○「寮を教育施設と厚生施設の二面的なとらえ方をしている」

「寮の設備のよしあしによって負担額もかわりうる」

との学寮専の見解を示す。

77・10・11　三寮会議

○76年12月の暖房ストップに関して、三寮の認識の違いが明確になった。

以文・霽風…「日就寮が暖房を止めろ」と言ったことが誘因となって起った。

日就…当局の一方的処置

77・10・26　暫定案の提示（学校→寮連）

○内　容

・46・5％7時間暖房

・個人の生活に関わる部分は寮生が払うという原則はかえない。

・暫定措置は今後の負担区分に対して拘束力を持たない。

77・10・30　三寮会議

○暫定案を受け入れることを三寮一致して承認。

77・12・10　寮連代議員総会

○暫定案の内容を報告する。内容に関しての異議はでなかった。

78・4・13　寮生総会

○「46・5％7時間で正式契約する」という委員会方針が承認された。その際、受益者負担の原則の不拘束を負担区分の軽減に努力するようにという点が再確認された。

78・6・14　「八木山三寮暖房質問題解決のための提案」を寮連執行部が提示する。

○内　容

(1) 日就寮に関しては71年合意の46・5％が有効であると認める。

(2) 以文・霽風寮に関しては、帰属部分を明確にし、図面をもちいて当局と交渉し、改たに合意する。

(3) 三寮間の暖房用重油代の配分は、採暖面積によって比例配分する。

78・6・29　日就寮と寮連執行部の討論会

○執行部見解

(1) 三寮会議において共通棟の使用に関して合意がなされた時点で、当該寮は以文・霽風になる。

(2) 執行委は当該寮の意向尊重

(3) 東北大学においては面積算定が終始一貫していた。

(4) 71年合意が現在でも有効であるから、日就寮は正式契約の当該寮ではない。

78・7・3　日就寮と寮連執行部の討論会

○6・14提案を寮連執は撤回する

あくまで事務手続きのミスによるもので内容についての誤りは認めなかった。

78・9・4

78・9・22　三寮会議

78・10・31

○「日就が共通棟の帰属部分について話し合いに応じないのは、以文・霽風の自主決定権を犯すものである」との意見が提出される。

78・11・6　臨時寮連執行委員会

○暖房費問題に関して「各寮個別契約」を寮連執が提出したが、流会となる。

78・11・9　臨時寮連執行委員会

○「三寮会議は意見交換の場であり、執行委員会の決定はすべてに優先する」との寮連執の統一見解を示し、「現状を考えると『三寮個別契約』すべきだ」との決議案を強行採決する。

78・11・14　寮連執行部・三寮に対する説明会

○寮連執行部提出の11・9執行委員会決定の正式契約案は、次の理由で学校側に却下される。

(1) 日就寮が個別契約に合意していない。
(2) 日就寮が分割に応じていない。
(3) 三寮間の重油代の分配が決っていない。

○当局側の仮契約案を提示

(1) 日就寮については71年合意の46・5%寮生負担を有効と認める。
(2) 以文・響風寮については、面積算定によって負担率を新たに決定する。

○これに対して日就寮委員会は拒否する。

78・11・15　当局は一方的に暫定措置として、11・14仮契約案で暖房通風

78・12・1　臨時寮生総会

○「暖房費不払い宣言」に関して、委員会一任の議案書を提出。

○寮生からこの方法を危険視する声が強く結局委員会に差しもどされる。

78・12・6　緊急寮生総会

○行動方針を明らかにして、再度「不払い宣言」に関する議案書を提出。

○「不払い宣言」の可決

78・12・9　寮連代議員総会

○「不払い宣言」を決議した日就寮に対して批判が集中する。

78・12・15　定例寮生総会

○「不払い宣言」の堅持と最低限『46・5%三寮一率7時間通風』の活動方針を確認する。

79・4・11　定例寮生総会

○1月より厚生課長―学寮専―学生部長というように数度の非公式会見を行えたことは、不払いの一つの成果として相手の腹をさぐり、答えをひき出し団交への足がかりとみれる点で一定評価できる。
（後の寮生総会で非公式会見は危険性も非常に大きいことが指摘される）

79・6・7　日就寮の公開質問状を出す。

○内　容

1. 76年三寮一律46・5%6h、77年三寮一律46・5%7hで暖房通風できた地平を踏襲せず昨年は一方的に当該寮合意すらなくかつ、自らの主張する『公私の論理』を先取りした形で押しつけてきたことに対してどう釈明するのか。
2. 昨年の公開質問状に答えなかったことに対してどう責任をとるか。
3. 74年以来の「現行日就寮並」の解釈について、76年以降の寮連を通じての正式な三寮一致の要求について一切交渉を拒否しつづけたことについて。
4. 6月中に暖房費問題解決のための団体交渉を設定する意志があるのか。

（若干簡略化）

79・6・14　川内集会（日就寮主催）

79・6・16　学寮専会見（南原学寮専）

○発言内容

・暖房に少しぐらい金がかかってもしかたがない。
・寮は教育施設である。
・団交（決定権のある場）は決してもたない。

・寮連を通すなら学生部長は公式に会見をもつ

79・6・18　片平集会（日就寮主催）

79・6・19　公開質問状の回答期限

○電話で回答拒否の連絡

理由　過去に公開質問状に答えた前例はないから。

79・6・30　寮連代議員総会

○日就寮の斗争を不当なものとして批難

(1)　以文・霽風に対する自治侵害

(2)　これまでの三寮会議で各寮の意志決定権を尊重する立場から、個別合意の方針がでている。

(3)　71年合意が面積算定であることは資料に残っている当時の代議員総会でも承認されている。

79・10・8　片平集会（日就寮主催）

79・10・13　団交予備折衝（日就・学寮専）

○場所・時間・オブザーバー問題で対立

79・10・27　第2回団交予備折衝

○場所で対立（日就…川内A200教室、当局…非水研講堂）、当局、時間、人数大巾譲歩。

79・11・5　第3回団交予備折衝

○場所問題対立

79・11・8　緊急寮生総会

○場所は片平の本部事務局二階の会議室で行うこととし、至急に団交を行うことを決める。

79・11・10　第4回団交予備折衝

○場所、時間問題、議長、議事内容の両者合意の結果、団交の実現化

79・11・12　八木山寮寮内総決起集会（日就寮主催）

79・11・13　川内集会（日就寮主催）

○片平前段集会（日就寮主催）

○学生部長団交（日就寮主催）

寮生・学生百二十名結集、9時間にわたり交渉

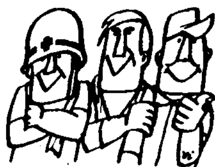
○獲得地平

①　この間の当局の団交拒否路線を紛砕し、大衆団交を実現

②　日就寮の『三寮一率46・5％7h』の歴史的事実と理念的正当性に対し、何ら具体的反論ができないことが判明。一方的に、78年説得案を含んで、暖房費を支払うことを要請するのみ。

③　この間の日就寮の暖房費斗争に敵対し、大衆団交つぶしを行ってきた日「共」＝民青同の策動を紛砕した。彼ら寮連執＝民青系は、大学当局の再三にわたる寮生との交渉の場を設定して欲しいとする要望まで握りつぶしていたことが判明する。

④　次回団交を早急に開くことを約束させる。



# 第六章　寮斗争の現在的課題

　今までの五章で寮斗争の歴史性と問題点が明確にされたと思う。つまり、寮とは何か、寮斗争はなぜするのか、そして、それらを踏まえて、現在の暖房費闘争の正しさが展開されたが、そこでも現在の学寮を巡る情勢が極めて厳しいことが理解できたと思う。その情勢の第一は寮の存在意義を根本から否定しようとする攻撃が強まっていることである。厚生施設としての寮の意義を否定し、学生の管理支配を目論む「教育的施設」として捉えようとする南原学寮専委員長の発言がそれを物語っている。大学が様々な教育施設を整備し、学生に活用させようとするのはそれはそれでよいが、寮をそのようなものと同一視すること、そして結果として統制しようとすることは全く不当である。寮は金がない学生でも就学できる場を提供するものでなければならない。学生が寮において自主管理、自主運営を貫徹するなかで、つまりは学生の自治共同体の中で、自主性・共同性が育くまれるのである。このようなあるべき寮の姿を破壊しようという動きこそ、我々が問題にしなければならないものである。

　第二の情勢は、かかる問題に対し、攻撃を打ち破り真の寮を実現すべき我々の闘いが十分ではないことである。三章で具体的に説明されているが、全国の学寮に様々な形で―新寮問題・負担「区分」等―攻撃がかっている中で、大衆的運動がなかった寮では非常に厳しい状況におかれている。東北大学の寮も同じであり、新寮問題に関しての諸条件を何としてでも粉砕しなければならないにも関らず、寮連執をはじめ当該寮も中々反撃を構築しえてない状況であり我々はこれらを危機感をもってうけとめ、正しく総括すると同時に闘いに立ち上る必要がある。

　本節では五章までで明らかになった歴史性、問題に対して、では我々はどの方向に向かって闘っていくべきかを明らかにし、本暖房費パンフの最後としたい。

## 第一節　大学―政府の攻撃

　今までで十分解明されたと思うが、闘争の視点を確立するためにも、今一度大学―政府の攻撃を整理してみよう。

　序でのべたように攻撃の第一点は厚生施設の意義を破壊するものである。それは厚生施設として当然そなえるべき諸機能を奪おうとするものである。具体例として、新寮問題における諸条件―食堂なし、風呂なし―等にはっきり見てとれると思う。安く食事をとれなくては就学の機会を確保することなどできないのである。〃果して、このような施設を奪っておいて寮といえるのか〃と、我々ははっきりと断言し、完全な寮を獲得しなければならない。

　第二に、以前の闘争の過程で得てきた既得権や当然のことと思われていた要求さえも無視し、抑えつけようとしていることである。今問題となっている暖房費の比率にしても、寮生が当局との闘いの中で、力関係で獲得してきた46・5％は当然、我々が主張（我々の方針からすれば、全額国庫負担にむけた闘いの一里塚でしかないが）できる権利であるにも関わらず、一方的にこれを無視し、別の比率を押しつけようとする大学当局のやり口に攻撃の第二の傾向を見ることができる。又他大学においても負担「区分」について、既得権を奪い新たな区分を進めていることは明らかになっている。

　第三の攻撃は、以上の寮生に対する攻撃を

上から、極めて強圧的におし進めようとしている点である。実際、大阪市大では教授と会見を持っていた時に、機動隊を導入するなど、力ずく、暴力的に闘いを圧殺し攻撃を貫徹しようとしている。このような例は実に多い。学生と大学当局は「対等」であるなどと言いつつ、実は一方的に屈服を強要しているのである。学園闘争時には、学生の力量によって話し合いによる解決という形をとらざるをえなかった大学当局が、今度は、それすらも極めて強圧的に恫喝をかけつつ行おうとしている。日就寮に対する暖房ストップ恫喝はそれを見事に示しているではないか。

ではこれらの質の攻撃は何を意味するのか。一言でいえば、新たなより強固な学生管理支配をねらったものに他ならないということである。『低成長なのに大学、あるいは寮にだけ金を多くやるわけにはいかない』という理屈は学生、国民に現存の政治・社会情勢を、「しかたない」と承認させることに他ならず、当局の意にそぐわない者には徹底的に差別・弾圧をすることを意図したものである。内外の危機的情勢の下で、大学・学寮を帝国主義の利害にかなった形に再編していこうという攻撃は益々強化されており、それは単に金をやらなかったり、寮をたてないということだけではない。管理支配体制に従順な人間を創造していくということが大きな目的となっているのである。先に我々は寮の真にあるべき姿として、厚生施設として完備していること、寮生の自治が貫徹されていることをあげた。まさにこの後者を打ち破りたいがために、前者をも否定しようとするのである。厚生施設としての寮とそれを守り、発展させていく主体としての寮生の自治、この両者は不可欠なのであり、共に守らねばならないものである。以上、攻撃についてまとめた。

## 第二節　我々の闘争上の問題点

何事につけ、攻撃の本質を見抜いた後に問題になるのは、どのように反撃するかであろう。それに指針を与えるのが本章の目的であるが、今までの我々の闘いの総括の中から、学びとらなければならない。

従来、戦闘的といわれてきた日就寮においても、問題が闘いの過程において、生じなかったわけではない。ある意味で—事実問題として—日就寮が闘ってきた新寮闘争は敗北であったといえる。我々が問題としてきた条件—負担区分日就並、入退寮選考権、改悪舎費値上げ、個室強要、炊婦(夫)削減に対して、完全勝利したといえるものはない。もちろん、全て日就寮のみの責任に帰することはできないにしても、まだ不十分だったことは認めざるをえない。

しかし、我々は、元寮連委員長が〝寮生の間で論議が起ったから勝利である〟などと言ったようには、自分たちの闘いを総括できない。あくまで、今後の闘いの土台になるものでなければならない。確かに、闘いを組織していくなかで、全員が参加しない、人が十分に集らず、話ができない、ということは数々あった。また、方針をめぐっての対立・混乱もあり、議案書が否決されたこともあった。しかし、今我々が総括すべきことは個々のそのような問題ではなく、つまり、どう闘うかの戦術的問題ではなく、むしろ、もっと根底的に、寮生自身がなぜ、なんのために闘うのかを自覚できるかどうかを課題としなければならない。

先にのべたように、我々は寮に生活し、これから入寮する学生に対してよりよい寮を保障する義務があると同時に、それは自分たちの現在の生活を守ることにもつながるのであ

る。ただ、他の学生より安く生活できるなら、少しくらいのがまんはやむをえないと考えるなら、それは完全な誤りである。それは、逆に寮生という「特権」に身を委ねてくらすエゴ以外の何ものでもない。寮は自分たちだけのものでなく、これから入ってくる学生のためのものであるから、大学当局の攻撃に屈して闘いを放棄することは、できないはずである。我々は、日就寮にもあるこのような傾向を看過できない。では、なぜこのような傾向を生み出し、許してしまうのか。

我々は、それに対しては、それを許さぬだけの寮生の思想性・決意性が十分でないから、と答えるのだろう。攻撃を攻撃として捉え、それに怒りを燃やすことは、社会全体に対する正しい批判的視座が必要であり、それはまっていて、もらえるものではない。寮の自治生活の中で、共に育くむことがなくて、寮闘争などありえない。毎度言われる〝寮に対する寮生の関心の低下〟は、確かに一面とは言え、その原因は委員会の指導方針・力量の問題があるだろう。しかし決して寮生は全く無関心なのではない。何か重大な集会の時には寮生の大半が結集するという事実もあるように、正しい分析と方針があれば、学生は参加するのである。今我々に最も必要なのはこのことではないだろうか。なぜ闘うべきなのか、どう闘うのか等を明確に訴えること、これが全寮生の決起を生み出すのではないだろうか。

## 第三節　今後の方向性

前節では、正しい運動を作り出していくことの必要性が確信されたが、それに加えて、今後の闘いの方向を大まかであるが提起したい。我々の目指す目標は完全自治・希望者全員の入れる寮である。より具体的には、負担区分の全額国庫負担化、条件なしの即時新寮建設等である。何よりも、真の寮としてあるべき姿―第一節で若干展開した―を守り抜き、発展させる視点をもつ運動でなくてはならないと考える。以下、このような運動構築のための視点をのべていく。

第一点は、今後の寮闘争は大学―文部省との極めて非和解的闘いになるということである。日帝―文部省は、全体重をかけて大学―学生支配をめざす攻撃をしかけているし、我々は、全人民のための寮、本当の寮を獲得するためにそれに反対しているのであり、両者の間には決して、最終的和解など存在しない。もちろん、現在闘っている暖房費闘争『46・5%三寮一率7時間貫徹』は大学との交渉によって勝利し、その意味で和解ということはありえるだろうが、我々はこの闘いは〝負担「区分」全額国庫負担〟に向けた出発点と考えているから、この目標が達成されるまでは決して完全勝利とは言えないのである。もちろん。この闘いがたやすくできるとはゆめゆめ考えていないからこそ、当局との非和解的闘いと捉えて奮起しなければならないのである。更に、暖房費―負担「区分」闘争だけではない。当然の権利要求でさえ当局との厳しい対決に焦点化することもあるのである。例えば、入退寮選考権を新寮条件にして、寮生から奪おうとする動きがある。今迄は当然と考えていた選考権の寮生側への所在は、今やその攻防を巡って当局と対決をせざるを得ないのである。このように、闘いが益々非和解・非妥協的なものになるし、我々の側からすれば、今後むしろ、そのような質の闘いをしなければいけないのである。

第二点は、同時にそのような闘いは永続的闘いであるということである。極めて非和解的闘いである以上、一朝一夕で解決されるようなものではありえず、闘いは長期化するだ

ろう。だから、一年、二年と先を射程にいれる必要があるだろう。我々の闘いは原則的なもので、それをどこまで守りえるかであり、寮連執＝民青系のように『情勢が変ったから』といとも易すく方針を変えるなどもっての他である。情勢を踏えるのは当然ながら、このやり方では『人を多く集められない』と死守すべきことも放棄しかねない。暖房費闘争において、すでに我々は三年間闘ってきて、団交戦取―勝利に向けて大きく展望をひらきつつある。更に、長きにわたって我々は闘っていく決意であるし、そうすることによって勝利も克ち取れると思う。もう一つ例を上げるなら、炊婦(夫)さん問題がある。以文・霽風寮が新寮になる時、削減された人数が、退職等をつかって、更に削減されようとしている。この問題など、寮連執行部も言ってはいるが一方的に退職による削減を認めてしまった。この炊フさん削減反対闘争は新寮建て替え以前からの問題であるが、今後永続的に闘いを構築していく必要がある。永続化ということは、当局に混乱しているという情況を認識させることであるから、体面を気にする当局をおいつめることもあるが、同時に我々にも厳しい情況でもある。苦しくなれば、闘いの目的目標をわすれ、安易な妥協を求める傾向も出てくるかもしれないし、闘いそれ自体に疲弊することもあるだろう。しかし、その時、闘いを継続する中に勝利の展望を切り開くだけの力量を、我々の団結の中で守り抜いていくことが必要であるし、可能であると思う。

第三点目は、闘いの全学化である。寮闘争それ自体で孤立したものでも、完結したものではなく、日帝＝文部省の大学―寮破壊攻撃と闘うものである以上、全学友の共鳴と連帯を克ちとれるし、しなければならないのである。大学をとりまく、寮以外への管理支配攻撃と闘っている人々と我々の合言葉は共に、『大学の帝国主義的解体再編攻撃を許すな!』である。寮問題を大学側とだけ処理しようとし、そのために全学友の集まりやすい川内での団交を拒否する大学当局の姿勢は断固糾弾されるべきものであり、我々は具体的闘いの過程を通して、これを打ち破るつもりである。この連帯、全学化のない闘いは結局のところ、寮生の「わがまま」や「エゴ」などというデマ攻撃に屈するものであり、当局の『分割して統治せよ』という攻撃にのせられるものである。我々の闘いは決して、寮生だけのものとは考えていないどころか、我々の闘いの内容は全学友の支援を得られるものであると確信している。全学友にかけられた大学管理体制を個別寮で闘うものとして我々は自らの闘いを位置づけた上で、更なる発展のために、全学化を追求すべきである。

第四点は、かかる大学との闘いを社会的視野をもったものにすることである。よく我々が社会的視野云々と言うと、反発して〝学生は学生のことをやればいい〟と言う人がいるが、これは誤りである。我々は社会から隔離されているのでも、また、社会から超然とした身分でいるのでもない。誰の出費で学生になっていられるのか、大学に入れない他の人々の事を考えず、学生の「特権」を享受するなどというのは、思い上がりもはなはだしいと言わざるを得ない。大学にかけられてきている攻撃も、他の人々―労働者・農民―にかけられてきている攻撃もその質は同じなのである。政府は全人民を掌握し戦争に動員する体制をつくることをねらっているのであり、その方向の一つが大学の支配なのである。政府を批判する者を抑えるという点では、労働者のストに対しての処分も、学生への処分も何ら変らないのである。だからこそ、我々が社会に対する正しい批判精神と目をもたず、

「学問の中立性」なるものに逃避するならば、我々自身が日帝の管理支配の中に組み込まれていくことは明らかである。我々の寮闘争は、全人民のための寮を目指すがゆえに、他の社会層の人々との連帯、教訓を得る必要がある。他の社会の人々の闘いの一環をなす闘いとして寮闘争を捉え、闘うことが重要である。実際、我々日就寮は暖房費闘争の目的の一つとして、資本主義的な「公私の論理」を破ることを掲げているが、これなども、財政難を口実に社会福祉を切りつめようとする―弱者切りすて政策―攻撃に対する決定的意味をもつといえる。貧しい者、弱い者に、二重の負担（税と就学のための費用）を強いることに対する反撃なのである。かかる質のない闘いは結局は他の人々の共感もえられず終ってしまうであろう。

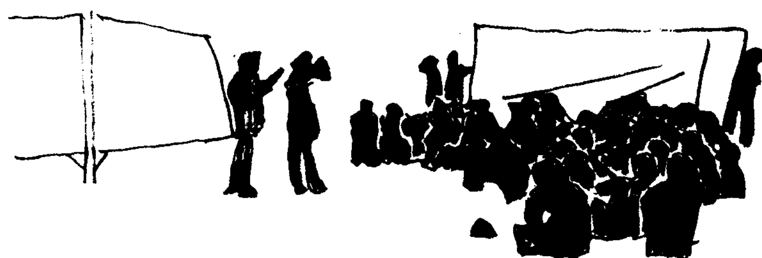
　第五点として、闘いの形態から言えば、大衆的実力闘争を追求しなければならない。それは、現在的には大衆団交を克ちとり、勝利をめざすことである。単に団交で、当局の言いのがれや居直りを許すのではなく、全学生の前で堂々と交渉させることは、寮連執が、〝暴力的行為が起こるかもしれないからだめである〟などと当局を擁護しようが、当然のことなのである。そもそも当局が団交を拒否するのは、問題が全学化するのを恐れるがためであるが、全学生の問題だからこそ、当然にも団交はなされるべきである。『暴力的行為云々』を理由とするが、時間がくるまでだんまりを決めこみ、『時間なので終る』では何も伸展しないのである。当局の誠意ある解答を求め詰問することを「暴力云々」するならば全くナンセンス極りない。全学友の決起と大衆団交による勝利しか我々の勝利はないのである。デモ、集会等工夫された形式をもって、学生を組織していくことが必要なのであり、その過程で学生が流動化・活性化していくのである。

　第六点として、当局の攻撃の不当性を見すえ、粉砕することである。大学側とて、はじめから我々の闘いを暴力的に圧殺しようとしてもできない、なぜなら、正当性・正義は我々の側にあるからであり、そのために、我々の団結を破壊するために不当な攻撃をしかけてくる。つまり、一方で弾圧を示唆し、我々に恫喝をかけ、他方で懐柔をし我々を揺さぶろうとしているのである。具体的に言うならば、暖房ストップかしからずんば、「話し合い」による解決というのである。ここで、我々は「話し合い」の意味をしっかりとおさえる必要がある。当局は「話し合い」で我々に妥協せよと強要しているのであり、決して、我々の意見を認めることはまったく考えていない。まして団交という形式を嫌がる当局は「話し合い」で何とか闘いを沈静化せんとねらっているのである。だから当局の言う「話し合い」にそのままのるわけには我々はいかないのである。彼らが恫喝と平行して「話し合い」を持ち出したのは決して偶然なことではない。彼らにしてみれば、目的は我々がもう闘わないようにするだけであり、そのための方策として「話し合い」はあるのである。もちろん、我々は話し合いを拒否するなどと言っているのではなく、仮に当局に話しをした＝「説得した」という形式を与えることになるのを懸念しているのである。「話し合い」の格好を与えることはやめるべきであり、真に解決する誠意があるのかどうかを我々は当局に対して注目する必要がある。我々は恫喝と「話し合い」を共にムチの攻撃ととらえているが、安々と乗じるものではないことを断言しておく。

## 第四節　暖房費闘争の勝利に向けて

第三節を通じて我々の闘争が目指すべき方向性が明らかになったのではないかと思う。本節は最後に闘争の担い手の問題をのべたいと思う。闘争は寮生一人一人がどれだけ、この闘いに勝利と正しさへの確信をもち、他の学生に訴えきれたかである。内容には賛成、しかし実行は他人まかせという傾向は今後は排すべきである。なぜなら、みんなの団結と協力なしでは一歩も前進しないからである。実際に運動を行っていく場合には指導部としての委員会や闘争委員会の問題もある。各委員の結集が不十分であり、方針が多分に極めて戦術的内容ばかりであり、各寮生に訴える力が弱いということも、必ずしも寮闘争が順風満帆ではない原因であろう。しかし、問題はもっと深いのである。寮生一人一人が、自分の手でこの寮と生活を守り抜いていくんだという決意こそ、今必要であり、問われていることだと思う。この決意は同時に自分自身を問い返すことでもあるが、当局の恐れているのは実はこれなのである。つまり、いかなる恫喝や懐柔にも屈せず、団結しぬく寮生がこわいのであり、彼らにとっては〝目の上のたんこぶ〟的存在なのである。彼らに、どんな弾圧をもってしても、闘いを圧殺しえないと思わせた時こそ勝利の展望がみえてくるのである。闘争の長期化・深化・拡大を通じて、当局をおいつめることが大事である。それは寮生一人一人の問題として、我々がとりくみ解決しなければならないのである。我々が常日頃言っている寮のあるべき姿が我々の闘いで示されるのだともいえるだろう。

最後に我々は全学生との連帯の中で、必ずや暖房費闘争に勝利することを宣し、闘っていきたいと思う。



**生活を闘争へ！**
**闘争を生活に！**

―東北大学学生寮暖房費
負担区分撤廃闘争勝利に向けて―

初版　1979年11月22日

発行　東北大学日就寮　日就寮委員会
暖房費闘争パンフレット作成委員会

連絡先　仙台市八木山緑町16番3号
東北大学日就寮
TEL（仙台）29―1735
29―1858

デジタル版作成 2022年6月1日